

平成 2 6 年第 2 回定例会

市 議 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 6 日（開会）

平成 2 6 年 6 月 2 7 日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十六年第二回定例会議録

(平成二十六年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号（6月6日）（金曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告（平成25年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）	8
1. 報告第1号・報告第2号 一括上程	9
報告、質疑、表決（承認）	
1. 議案第39号～議案第41号 一括上程	11
説明、質疑	
議案第39号～議案第41号 総務文教委員会付託	
1. 議案第42号 上程	17
説明、質疑、休憩、全協、表決（同意）	
1. 議案第43号 上程	17
説明、質疑	
議案第43号 各所管常任委員会付託	
1. 議案第44号～議案第47号 一括上程	21
説明、質疑	
議案第44号～議案第47号 各所管常任委員会付託	
1. 陳情第23号・陳情第24号 一括上程	23
陳情第23号 総務文教委員会付託	
陳情第24号 産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	23
1. 散 会	24

第2号（6月17日）（火曜日）

1. 開 議	26
1. 一般質問	26
川越信男議員	26
職員採用について	

- (1) 職員採用の応募状況は（３年間の状況等）
- (2) 職員採用時の重視項目は
- (3) 技術者職員の現状は、また、技術者職員の採用計画は
市税徴収について

- (1) 市税の徴収率の状況は（３年間の状況は）
- (2) ２５年度の徴収率の取組について
- (3) 今後の取組は

養護老人施設等の待機者解消について

- (1) 本市の待機者の状況及び要介護者の待機者は
- (2) 今後の養護老人施設等への希望者の予想は
- (3) 養護老人施設整備拡充に向けた将来の展望は
- (4) 消費税増税と社会保障の充実による待機者解消に向けた対策の見解は

旧南中学校利活用について

- (1) 物産館から財宝への売却に至った経緯は
- (2) 住民への説明の考えは
- (3) 市長の判断と思いは

堀内貴志議員 3 4

ホテルを活かした環境づくりと観光振興について

- (1) 市内のホテルの実態について把握しているか。
- (2) ホテルの生息しやすい環境づくりと保護について
- (3) ホテルを活かした観光振興について
- (4) ホテル保護条例の制定について

国民健康被保険者証と高齢受給者証の一本化について

- (1) 国民健康被保険者証と国民健康保険高齢受給者証の違いについて
- (2) 現在はカード式が主流であるが、カードと紙の二つの別々の形態にする必要性は
- (3) 垂水市も１枚のカード形式に変更できないか。

子育て支援センターのリニューアルに伴う今後の充実について

- (1) 先日開所式が行われた子育て支援センターは、どのようにリニューアルしたのか
- (2) 利用者拡大のための広報をどのように展開するのか。

感王寺耕造議員 4 5

農作業事故の予防策について

- (1) 予防策について（本市の今後の取組体制）

小型特殊自動車について （１）本市の現有台数は （２）課税状況について （３）課税に向けた誘導策について 大隅肝属広域事務組合について （１）最終処分場について 防災訓練について （１）開催場所について （２）高齢者への配慮について （３）連絡体制について メガソーラーについて （１）現状と今後の工程は （２）市長の見解は 南中ほか閉校中学校の活用について （１）閉校中学校の今後の活用策の方向性は （２）市長の見解は	58
川畑三郎議員	58
防災対策について （１）梅雨に入って災害が心配されるが、対策は 水産業振興について 南中跡地について	
田平輝也議員	65
本市の河川の現状は （１）本市が管理する河川の件数は （２）河川の整備状況はどうか。 本市の赤線、青線について （１）本市の赤線、青線の現状は （２）赤線、青線の図面などの管理は 固定資産税について （１）空き家、廃屋を更地にした場合の税制上の優遇策は （２）固定資産税の収納率は、滞納者の人員数と総額は	
池之上誠議員	72
教育行政について （１）高校再編の現状について	

ア 垂水高校の現状について	
イ 楠隼高校開校と鹿屋高校定員割れの影響について	
(2) 高校再編関係市長村長かごしま県連絡会について	
ア 要請書について	
(3) 中学校跡地利活用について	
ア 今後の取組について	
地域包括ケアシステム構築について	
(1) 平成26年度診療報酬改定による具体的影響と医療提供体制改革への取組について	
(2) 財政支援制度の内容と市の役割について	
市長の政治姿勢について	
(1) 両輪についての見解は	
北方貞明議員	82
地籍調査について	
(1) 調査等の民間委託の考えは	
廃校跡地について	
(1) 利活用の方針	
管理職の学校運営について	
池山節夫議員	89
垂水市男女共同参画基本計画（後期計画）について	
(1) 男女共同参画についての教育、学習について	
ア 学校での人権や協働の教育について	
イ 行政職員等への研修の実施について	
(2) 共生・協働による地域づくりの推進について	
ア 政策、方針決定過程への女性の参画について	
イ 子育て支援等に係わる人材の育成について	
ウ 出生率増加の視点について	
(3) 職業能力の開発及び再就職支援の充実について	
ア 女性の再就職支援について	
イ 女性の能力開発への支援について	
(4) 女性に対する暴力等の根絶について	
ア セクハラ、DV等について	
地域包括ケアセンターについて	
(1) 基本設計委託と今後について	

(2) 国、県への財政支援について	
(3) 福祉避難所について	
1. 日程報告	9 7
1. 散 会	9 7

第3号（6月18日）（水曜日）

1. 開 議	1 0 0
1. 議案第48号 上程	1 0 0
説明、質疑	
議案第48号 総務文教委員会付託	
1. 一般質問	1 0 1
持留良一議員	1 0 1

市長の政治姿勢について

 (1) 集団的自衛権の行使を禁じた現行憲法解釈の見直しについて

- ア 現憲法では解釈の変更は認められないが、認識は
- イ 憲法解釈で行使容認に踏み込もうとするのは、立憲主義の乱暴な否定になるが、認識は

 (2) 地方教育行政法の改正案について

- ア 教育委員会は、なぜ教育の政治的中立と自主性を確保しなければならないのか。
- イ 「大綱（教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策）」は制定義務があり、決定権限は市長になる。問題とならないか
- ウ 新教育長は、市長が議会の同意を得て任命することになるが、独立性が保たれるのか。

南中学校跡地の利活用方針について

 (1) 手続や対応として「問題」

- ア 議会の議決権の意義と効果
- イ 議決後の対応と関係住民との関係（3月議会の提案は、施政方針に基づくものであり、関係住民との到達でもあった。）

就学援助制度について

 (1) 「負の連鎖」を断つ政治の責任として増額を

- ア 生活保護費の支給基準との関係で、準要保護者の認定基準は、どうなったのか。適切な対応をとったのか。
- イ 国の就学援助予算は増額されたが、本市は（消費税増税等）

ア 事務連絡「通知」の有無

イ どのように対応されたのか。

学童保育所について

- (1) 目的の明確化と子どもの保育を受ける権利及び市の責任を明らかにし、生活施設にふさわしい施設・設備を（学童保育の条例化を踏まえて—2015年から適用）

ア 条例化に盛り込むべき内容について

イ 水之上小学童保育所施設問題、基本は、学校内に設置が望ましい。
課題と方向について

小規模工事登録制度の創設について

- (1) 小規模修繕の受注拡大による仕事の確保と地域内の経済活性化を

ア この間の検討の到達について

イ 具体化する必要があるが、今後の方向性について

川内原発問題について

- (1) 大飯原発の「再稼働中止」を求めた判決の意義と川内原発問題について

ア 意義はどこにあるのか。

イ 住民避難計画は、本市は関係ないのか。

ウ 再稼働は、問題という認識はないのか。

大藺藤幸議員 1 1 5

飛岡川左岸の防護柵設置は

中俣市木線の管理は

南中跡地の利活用は

教育先進地を目指すには

川尻達志議員 1 2 4

総合計画のあり方について

- (1) 計画作りが、仕事になっていないか。

- (2) 途中での検証方法について

堀添國尚議員 1 2 9

市営住宅の居住性の向上について

- (1) 苦情や相談の把握の仕方について

- (2) 把握後の改善に向けての実施及び取組について

垂水中央駅バス停の上屋の設置について

- (1) 平成26年第1回定例会後の取組について

通学補助費について

- (1) 市内小中学校に通学している児童・生徒の保護者に対し、一定の条件を満たせば通学補助金が出るが、他自治体の学校に通学の場合は補助金が出ないが、何故か。不公平に感じるが

篠原静則議員 1 3 3

市政運営について

- (1) 旧垂水南中跡について
(2) 旧国鉄柊原駅跡について
(3) 猿ヶ城冷泉について
(4) 税務行政について

徳留邦治議員 1 4 3

安全対策について

- (1) 未整備についての今後の対応（境漁港、中浜鉄道跡地）
(2) 25年度の整備費については、いくらだったのか

熱中症対策について

- (1) 各小中学校への指導対策はどのようになっているのか
(2) 本市における件数は

タブレット端末機の導入について

- (1) 議案等に係る用紙、印刷費の原価はいくらくらいか。
(2) 費用対効果は

いじめ対策について

- (1) 入学式を終えて児童の変化は

宮迫泰倫議員 1 4 9

市長の施政運営について

- (1) 就任時から現在・未来への施政についての取組について

1. 散 会 1 5 3

第4号（6月24日）（火曜日）

1. 開 議 1 5 6

1. 議案第49号 上程 1 5 6

説明、質疑

議案第49号 各所管常任委員会付託

1. 議案第50号・議案第51号 一括上程 1 5 8

説明、質疑

議案第50号・議案第51号 総務文教委員会付託

1. 日程報告	166
1. 散 会	167

第5号（6月27日）（金曜日）

1. 開 議	170
1. 議案第39号～議案第41号、議案第43号～議案第51号、陳情第22号 ～陳情第24号 一括上程	170
委員長報告、質疑、討論、表決 議案第39号（原案可決） 議案第40号・議案第41号（原案可決） 議案第43号～議案第51号（原案可決） 陳情第22号～陳情第24号（採択）	
1. 意見書案第21号・意見書案第22号 一括上程	174
質疑、表決 意見書案第21号（原案可決） 意見書案第22号（否決）	
1. 議案第52号・議案第53号 一括上程	178
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 閉 会	179

平成 2 6 年 第 2 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
6 ・ 6	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	国道整備促進特別委員会
6 ・ 7	土	休 会	
6 ・ 8	日	〃	
6 ・ 9	月	〃	
6 ・ 1 0	火	〃	(質問通告期限：正午)
6 ・ 1 1	水	〃	
6 ・ 1 2	木	〃	
6 ・ 1 3	金	〃	
6 ・ 1 4	土	〃	
6 ・ 1 5	日	〃	
6 ・ 1 6	月	〃	
6 ・ 1 7	火	本会議	一般質問
6 ・ 1 8	水	本会議	一般質問
6 ・ 1 9	木	休 会	
6 ・ 2 0	金	〃 委員会	議会運営委員会
			産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 2 1	土	〃	
6 ・ 2 2	日	〃	
6 ・ 2 3	月	〃 委員会	総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 2 4	火	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託
6 ・ 2 5	水	休会 委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
			総務文教委員会 (議案審査)
6 ・ 2 6	木	〃 委員会	議会運営委員会
6 ・ 2 7	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 5 年度垂水市一般会計補正予算

(第7号))

- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第39号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第40号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第41号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
- 議案第42号 垂水市固定資産評価員の選任について
- 議案第43号 平成26年度垂水市一般会計補正予算(第1号) 案
- 議案第44号 平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第45号 平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第46号 平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第47号 平成26年度垂水市水道事業会計補正予算(第1号) 案
- 議案第48号 消防・救急無線デジタル化整備工事契約について
- 議案第49号 平成26年度垂水市一般会計補正予算(第2号) 案
- 議案第50号 財産の処分について
- 議案第51号 財産の無償譲渡について
- 議案第52号 平成25年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 案
- 議案第53号 平成25年度垂水市病院事業会計決算の認定について 案
- 意見書案第21号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書 案
- 意見書案第22号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書 案

陳 情

- 陳情第22号 垂水市内に「病後・病児保育所」の早期開設を求める陳情について
- 陳情第23号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 陳情第24号 大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 6 年 6 月 6 日

本会議第1号（6月6日）（金曜）

出席議員 16名

1番	川 越 信 男	9番	北 方 貞 明
2番	堀 内 貴 志	10番	池 山 節 夫
3番	大 藺 藤 幸	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 静 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 商 工	
副 市 長	松 下 正	観 光 課 長	山 口 親 志
総 務 課 長	中 谷 大 潤	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	角 野 毅	会 計 課 長	堀 内 昭 人
財 政 課 長	野 妻 正 美	水 道 課 長	塚 田 光 春
税 務 課 長	前木場 強 也	監査事務局長	保久上 光 昭
市 民 課 長	白 木 修 文	消 防 長	迫 田 八州夕起
市 民 相 談		消 防 署 長	後 迫 浩一郎
サービス課長	北 迫 一 信	教 育 長	長 濱 重 光
保健福祉課長	篠 原 輝 義	教育総務課長	川 畑 千 歳
生活環境課長	村 山 芳 秀	学校教育課長	牧 浩 寿
農 林 課 長	池 松 烈	社会教育課長	森 山 博 之

議会事務局出席者

事 務 局 長	磯 脇 正 道	書 記	田之上 康
		書 記	有 馬 英 朗

平成26年6月6日午前10時開会

△開 会

○議長（森 正勝） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第2回垂水市議会定例会を開会します。

△発言の申し出について

○議長（森 正勝） ここで、去る4月1日付で課長等の異動があり、紹介のための発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○企画課長（角野 毅） おはようございます。4月1日付、企画課長を拝命いたしました角野です。これからも全体の奉仕者として公共の利益のために全力で努めてまいりますので、議員の皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（森山博之） おはようございます。4月1日の定期人事異動により社会教育課長を拝命いたしました森山博之と申します。私も市民の奉仕者として精いっぱい業務に取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○税務課長（前木場強也） 4月1日より税務課長を拝命いたしました前木場です。よろしくお願いいたします。

○市民相談サービス課長（北迫一信） おはようございます。市民相談サービス課長並任選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました北迫一信です。よろしくお願いいたします。

○会計課長（堀内昭人） おはようございます。4月1日付で会計課長を拝命いたしました堀内昭人です。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査事務局長（保久上光昭） おはようございます。4月1日付で監査事務局長を拝命いたしました保久上光昭と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防長（迫田八州夕起） おはようございます。4月1日付で消防長を拝命しました迫田八

州夕起です。よろしくお願いいたします。

○消防署長（後迫浩一郎） おはようございます。同じく4月1日付で消防本部次長兼署長を拝命しました後迫浩一郎です。よろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（森 正勝） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（森 正勝） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池之上誠議員、池山節夫議員を指名します。

△会期の決定

○議長（森 正勝） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る6月2日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月27日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、会期日程は、本日から6月27日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（森 正勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成25年度の補正予算書、事業報告書及び決算書並びに平成26年度の事業計画書及び予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成26年1月分、2月分、3月分及び4月分の出納検査結果報告並びに平成25年度財政援助団体に対する監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておきましたから御了承願います。

次に、去る5月28日、東京都の日比谷公会堂において、第90回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から北方貞明議員、池山節夫議員及び私が議員在籍15年以上、宮迫泰倫議員が市議会正副議長の職に4年以上の一般表彰を、また、川畑三郎議員が議員在職35年以上の特別表彰を授与されましたので、ここに御報告し、お喜びを申し上げます。

なお、議会閉会後に表彰状の伝達式を行いますので、議場にいらっしゃる皆様方はしばらくお残りください。

以上で、議長の報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

初めに、防災関係について報告をいたします。

安心・安全な垂水のまちづくりの検証としまして、5月17日に垂水南中学校跡地を中心とした会場で垂水市総合防災訓練を実施いたしました。

災害対策基本法及び垂水市地域防災計画に基づき、土砂災害・地震・洪水等の災害発生に際し、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、各種の災害応急対策等が迅速かつ適切に行われるよう防災体制の実効性について検証・確認を行うとともに、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図ることを目的に、陸上及び海上自衛隊・消防団・中央病院・地区住民・一般見学者等を含め、約400名の参加をいただき大規模な訓練を行うことができました。

また、5月28日には、関係機関と連携して、

水之上地区と牛根麓地区の砂防事業等5カ所の防災点検を実施いたしました。

過去の災害を教訓としまして、早目の避難を心がけ、人的災害ゼロを継続するよう危機管理対策室を中心に、さらなる防災体制の整備に務めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、企画課所管事項について報告をいたします。

まず、第4次垂水市総合計画において基本構想に位置づけられております地域振興計画については、本年度、新たに境・協和の2地区で協議が開始されることになり、それぞれ5月に第1回の委員会が開催されました。

今後、8回程度の協議を経て計画が策定される予定であります。

次に、地域振興計画の実施に伴う「過疎集落等自立再生対策事業」ですが、地元選出の国会議員の先生を初め関係各位の特段の御尽力をいただき、4月、総務省より「牛根・松ヶ崎・水之上」の3地区について、異例の交付決定をいただきました。なお、同時に新城地区を申請させていただきました。この交付決定ですが、昨年度実施した大野地区での取り組み実績が高く評価されての交付決定と伺っております。

今議会に、当該事業に係る補正予算を上程しておりますが、御承認をいただきましたら、当該各地区と連携をして、地域振興の具現化を図ってまいります。

次に、企業誘致についてですが、障害者就労支援事業所で、パンの製造販売を事業内容といたします社会福祉法人「岳風会」を柘原地区に誘致し、4月に立地協定を締結いたしました。

5月29日には地鎮祭が行われており、今後、本市経済の振興及び雇用の増大に寄与していただけるものと、大いに期待しているところでございます。

次に、「ふるさと納税」についてですが、平

成25年度も本市出身者の皆様ほか多くの方々に御協力をいただき、最終的に昨年度を件数・金額ともに大幅に上回る409件、約1,137万円の御寄附をいただいたところでございます。

次に、観光振興や産業振興を中心に、民間企業との協働により地域の活性化や定住促進を図ることを目的として、株式会社財宝様と地域活性化包括連携協定を4月1日に締結いたしました。

今後、観光や産業の振興、災害発生時の対策、さらには本市最大の課題であります人口減・雇用拡大等について相互に連携を図り、地域の活性化、住民サービスの向上につながるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興の観点から、4月末からの大型連休における主な観光事業・観光拠点の集客数などを報告いたします。

まず、高峠つつじ祭りについては、本年度は花のつきが多く、4月末には満開の状態でありました。

4月26日から5月6日の間に約9,000人と多くの来園者があり、大野地区の皆様を初め、観光協会様の協力をいただき、物産販売や公園内ではウオークラリー事業を実施いたしました。

本市の観光拠点の中心であります道の駅たるみずにおいては、4月26日から5月6日の間の来館者数が、飛び石連休と天候の関係で昨年度よりは約1万人少ないものの、それでも10日程度で約5万人の報告を受けております。

森の駅たるみずにおいては、宿泊及びピザ・バームクーヘンづくり等の日帰り体験を行い、約2,700人の方々に来館いただきました。

なお、高峠・森の駅たるみず・道の駅たるみずの3カ所の観光施設を結ぶスタンプラリーを期間内に実施いたしました。

3年目を迎えました鹿児島実業高校主催、垂水市共催の「ジュニオールスーパーサッカー大会」を5月3日から6日まで開催いたしました。

主に、九州各県からトップレベルの10チーム約500人が参加され、4会場の各グラウンドで熱戦が展開されました。市内の宿泊施設は、全て満室の状態です。約2,500万円程度の経済効果がございました。

水産関係でございますが、5月3日、4日には、垂水市漁協が開催しました「カンパチ祭り」に2日間で来場者、売り上げとも昨年度の約1.5倍の約1万5,000人、約700万円の売り上げがあり、カンパチのつかみどり、1本釣り、えさやり体験等と加工品の販売等で大変なにぎわいでありました。

また、既にスタートしております「教育旅行」「えさやり体験」等について国内の中学校が2月6日から5月25日までの間に、9校の約1,200人の受け入れを行いました。

福岡市でありました「観光キャンペーン」で福岡の営業の方への営業を行ったところ、御縁をいただき、県内で初めてのインドネシアからの生徒を民泊させる事業をスタートさせることができました。

担当課の丁寧な対応で、3月14日を皮切りに、4月18日、5月2日と3回の受け入れで約100人の民泊を行いました。今後の発展、展開を期待しているところであります。

なお、このインドネシアからの受け入れ実績があったことから、県観光課より依頼があり、5月19日に台湾から16人の民泊も行いました。

受け入れ家庭の皆様の御協力に対しまして、新年度予算で可決をしていただきました「民泊推進事業貸付金」の執行を行い、5月25日までの受け入れに対して受け入れ家庭への支払いも全て行うことができました。

御報告申し上げましたとおり、ゴールデンウィークを中心に多くの方々が本市を訪れていただき、テレビや新聞等にも掲載されまして、「元気な垂水」の情報発信を行うことができました。

次に、保健福祉関係でございますが、6月2日に子育て支援センターのリニューアルオープンセレモニーを行い、子供たちを含め約200名の参加がありました。子育て中のお母さんたちにも大変喜んでいただきましたことから、今後も子育て支援のかなめの場として、より一層の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、社会教育関係でございますが、5月16日に、垂水市が生んだ行進曲の父と言われる瀬戸口藤吉翁の業績を顕彰し、音楽文化の発展に寄与するため、「第16回瀬戸口藤吉翁を偲ぶ演奏会」を開催いたしました。

今回も昨年に引き続き、海上自衛隊佐世保音楽隊の御協力により、鹿児島神社境内の顕彰碑前での表敬演奏に約250名、夜の偲ぶ演奏会には約750名の皆様の御来場をいただきました。

また、あす6月7日に開催予定の第16回瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールは、県内外より17団体の参加申し込みをいただきました。グランプリを目指し白熱した行進曲の演奏が繰り広げられることと期待しているところでございます。

文化財については、慶長16年、1611年、林之城を築いた際に城郭関連施設として建築された、現在、垂水小学校にあります「お長屋」が本年4月22日に、県の有形文化財に指定されました。

次に、交通事故の発生状況について報告いたします。

3月31日、海潟温泉場において横断歩道を渡っていた高齢者が普通乗用車にはねられ、死亡するという事故が発生しております。

ことしに入りまして、市内で初めての交通死亡事故となりました。

少しでも交通事故が減少するよう引き続き鹿屋警察署並びに垂水地区交通安全協会や振興会などの関係団体と協力をして、交通安全運動等の周知徹底、さらに高齢者や子供たちへの交通

安全教室を実施して、交通事故防止対策に努めてまいります。

次に、火災発生状況について報告いたします。

その他火災3件と車両火災1件の火災が発生しております。

その他火災は、2月22日中央地区において、田畑を焼失する火災、3月17日協和地区海潟漁港中央突堤地内の空き地を焼失する火災、5月10日中央地区において、田畑を焼失する火災が発生しております。

また、車両火災は、4月10日、協和地区において、トラクター1台を焼失する火災が発生しております。

次に、6月2日、午後7時前後にかけて発生した辺田地区における突風によるものと思われ、ます災害の状況について報告をいたします。

災害調査の結果、瓦、外壁の破損等の被害があった世帯が13世帯、農業用施設5棟、農作物の被害が1,000平方メートルとなっております。

次に、主な出張用務について報告いたします。

まず、県外出張については、3月25日から28日まで垂水市漁港のカンパチのトップセールスに台湾へ行ってまいりました。

垂水市漁協の迫田部長、水産商工観光課山口課長と台湾の台北を中心に貿易会社及び松青デパートを初め、台湾のさまざまなデパートを訪問してまいりました。

カンパチのチルドロインを持参し、新鮮さ、安心・安全を前面に営業いたしました。国内の感覚でなく、これから発展していく台湾に感性・エネルギーを感じ、あわせてチャンスを感じました。

訪問した会社からは好印象の連絡をいただいておりますが、輸出していくためには、魚だけでコンテナを満杯にできないことから、鹿児島の農畜産物を含めて協議していく必要性を感じましたので、早速、検討するよう指示しております。漁協の経営安定の一役を担うように連携

をとってまいりたいと考えております。

また、一昨日行われました水産都市協議会で御講演をいただきました水産庁木島課長様のお話の中でも、垂水の加工・海外販路戦略等に期待されておられる旨のお話をいただきました。

4月10日には上京いたしまして、平成25年度における特別交付税及び過疎集落等自立再生対策事業について、特段の御配慮をいただきました総務省並びに地方自治研究機構、そして、森山衆議院議員事務所など関係先を訪問して、お礼と今後の御支援をお願いしてまいりました。

4月27日には、第10回関西かごしまファンデーに参加してまいりました。ことしは例年より早い開催となりましたが、昨年を上回る3万人を超える来場者がありまして、本市の特産品も大変好評でございました。なお、3月31日に記者発表させていただきました垂水高校生を初め市内関係者の皆様と共同で作成した「垂水PR法被」を多くの来場者が集まるこの機会を利用して初披露させていただきました。

5月24日は、佐土原入城記念事業で交流のある宮崎市の市制90周年記念式典に出席をしてまいりました。

翌25日には、関東垂水会に出席し、ふるさと納税へのお礼を初め、多くの方々と親睦を深めることができました。また、間もなくブラジルで開催されるFIFAワールドカップ日本代表へ本市からもスポーツ少年団の協力をいただき応援メッセージを送っていたことから選手の壮行会に招待されていたので出席をしてまいりました。

6月2日から4日にかけて、全国市長会総会を初め、水産都市協議会、全国過疎地域自立促進連盟理事会、全国防災危機管理トップセミナーに出席してまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、4月14日に県市長会に出席をし、各種議案の審議に加え、知事を初め県の部局長との意見交換を行ってま

いりました。

また、5月15日には九州市長会が鹿屋市で開催され、各種議案の審議に加え、大隅地域4市による物産コーナーの設置や懇親会時には焼酎や食材を提供するなど鹿屋市での開催をサポートするだけでなく本市のPRにも努めてまいりました。

5月29日には大隅総合開発期成会ほか関係団体の総会等へ出席してまいりました。

そのほか、役員を務めます県漁港漁場協会理事会、豊かな海づくり協会理事会、大隅広域事務組合議会、肝属地域森林林業振興協議会等に出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

また、県環境保全協会肝属支部や海上保安協会鹿児島支部との意見交換会を初め、鹿屋航空基地開隊60周年記念行事、県建設業協会鹿屋支部設立50周年記念式典等へも出席してまいりました。

なお、県建設業協会鹿屋支部からは記念事業の一環としてAEDをいただきましたことから有効活用するよう関係課に指示したところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（森 正勝） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告（平成25年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）

○議長（森 正勝） 日程第4、報告を行います。

平成25年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

平成25年度垂水市一般会計繰越計算書につきまして御報告いたします。

平成25年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、平成26年度に繰り越して使用しますことを3月議会

の平成25年度補正予算第6号で御承認いただいておりますが、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越明許費に係る繰越計算書を御報告申し上げるものでございます。

繰り越された経費は、配付しております平成25年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰り越しました理由は、主に国の平成25年度の1号補正に伴い予算措置したもので、年度内に工期が十分確保できなかったことによりやむを得ず繰り越すものでございました。

繰り越しの合計額は4億9,944万6,000円で、経費の内訳は工事請負費、委託料、事務費等でございます。これに要する財源は、国庫支出金が3億6,768万円、地方債が1億2,320万円、一般財源が856万6,000円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝） 以上で、日程第4、平成25年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

△報告第1号・報告第2号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度垂水市一般会計補正予算（第7号））

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（森 正勝） 報告を求めます。

○財政課長（野妻正美） 報告第1号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

特別交付税の確定に伴う垂水市財政調整基金

等の積み立ての執行に急施を要しましたので、平成26年3月31日に、平成25年度垂水市一般会計補正予算第7号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成25年度の特別交付税が確定したことから、地方財政法第7条の規定により平成25年度決算剰余金の財政調整基金への積み立てと、市有施設整備基金へ積み立てることについて予算措置をしたものなどでございます。

今回、歳入歳出とも2億4,114万5,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は104億692万5,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、最後の4ページをお開きください。

歳出は、総務管理費の1目一般管理費の退職手当と、8目財産管理費の市有施設整備基金積立金及び財政調整基金積立金でございます。

これらに対する歳入は、4ページの上の表、歳入明細にありますとおり、地方交付税、財政調整基金繰入金により収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○市民課長（白木修文） 報告第2号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）が平成26年3月30日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、平成26年度の国民健康保険税の賦課に急

施を要しましたので、平成26年3月31日に、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表で御説明いたします。

1 ページの第2条第3項ですが、国保税の賦課限度額は政令の地方税法施行令によりその上限が定められており、今回の地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金に当たる部分の上限額を14万円から16万円に改め、2 ページの第2条第4項において、国民健康保険税の介護納付金に当たる部分の上限額を12万円から14万円に改めるものでございます。これにより、国民健康保険税の上限額は、77万円から81万円に4万円引き上げられることになります。

2 ページの第23条第2号ですが、5割軽減の基準について24万5,000円を乗ずる被保険者に世帯主を含めるとともに、3 ページの同条第3号では、2割軽減の基準について被保険者数に乘ずる金額を35万円から45万円に改めるもので、これらの改正により国民健康保険税の軽減対象の範囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯の負担軽減を図るものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

○堀添國尚議員 今回のこの国保税のことなんですけど、77万円から81万円、対象者が何人ぐらいと、それとその額はどれぐらいの額になるのか。

○市民課長（白木修文） 対象者の数について

御説明いたします。

まず、後期高齢者支援金分についてですけど、改正前は限度額を超えた世帯が46世帯ありましたが、改正後は35世帯となっております。

次に、介護納付金分についてでございますけど、改正前は限度額を超えた世帯が17世帯がございましたが、改正後は12世帯となっております。

なお、この改正による調定額の増につきましてですけど、後期高齢者支援金分につきましては、これは25年度の本算定で説明いたしますけど、改正によります調定額の増は、後期高齢者支援金分につきましては80万6,000円ぐらいですね。介護納付金につきましては27万6,000円ぐらいとなっております。

以上でございます。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○持留良一議員 報告第1号の件についてお聞きをしたいと思います。

急施を要したということで専決処分にしたということでした。時間的にも私自身は十分その内容として議会が終わった後、若干の時間があつたのでできたのじゃないかなというふうなことを思うんですけども。

というのは、ここにも書いてあるとおり、歳出のほうでは退職手当、それから、市有施設整備基金、それから、財政調整基金という形で、繰り越し等については、ここでは触れられてないという形で、こういう形で地方交付税、特別交付税を運用されたということで、それぞれ方向としては、そういうことがあるのじゃないかなと思いますけども、やはり私たちは、特に、市民との関係で、基金の問題、この間、いろいろと各議員からもいろいろ問題提起もなされ、なおかつ今こういう生活の状況の中で、また今回、税金の問題も出てきてますけれども、やはり負担がふえるという等々も含めて市民生活へ

の影響というのはさまざまな形で出てきてると
思うんですね。

そういう意味で、なるべくやっぱりそういう
形での運用、繰り越し等も含めて、そういう運
用もいろいろ議論できたのじゃないかなという
ふうなことを思うんですよ。

そういう意味でも、やっぱりこういう先ほど
市長が特段の配慮をいただいたということでお
礼もされてきたというようなことも言われてき
ましたけれども、そうであるならば、やっぱり
こういう部分もきちっと議論をして、その急
施を要したと言いますけど、時間的な余裕もあ
ったのではないかなと。そういう意味で、やっ
ぱりここに市民の声を反映させていくというこ
とも、私たち議会、議員としてはあったんだろ
うなというふうに思うんですが、その点につい
て、市長のほうはどのようにこういうことを指
示されたのか、お聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今の質問にお答えをいた
します。

垂水市の現状として、ことは久しぶりに一
般会計100億を超えて、総額で187億円という予
算が組めました。ただ、中身を見てみますと、
どうしても少子高齢化が進む中で、税金を含め、
なかなか足元の財政基盤というのは脆弱であり
ます。どうしてもできるだけ手出しが少ない形
で大きな仕事をしていくというのが目的であり
ますし、持留議員おっしゃるとおり、いろんな
意味で住民の細やかな部分にも配慮したような
施策を転じていきたいというふうに思っており
ますけれども、ある程度、今後のいろんな事業
展開も考えまして、例えば、この庁舎の建設、
そう遠くない将来やっていかなければいけませ
ん。それから、いろいろ老朽化した施設等々の
改修の時期も迫っておりますので、ある程度一
定の財というのは蓄えておかなきゃいけないと
いう背景もございますので、そういったことも
踏まえて、財政課のほうに指示を出したところ

であります。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○持留良一議員 はい。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず、報告第1号を承認することに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、承認することに決定
しました。

次に、報告第2号を承認することに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、承認することに決定
しました。

△議案第39号～議案第41号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第7、議案第39号か
ら日程第9、議案第41号までの議案3件を一括
議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第39号 垂水市税条例の一部を改正する条
例 案

議案第40号 垂水市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例 案

議案第41号 垂水市火災予防条例の一部を改正
する条例 案

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○税務課長（前木場強也） 議案第39号垂水市
税条例の一部を改正する条例案について、御説
明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたところでございます。

平成26年度の地方税制の改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点及び税制抜本改革を着実に実施するため、地方税制の改正がされたものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、法人住民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ、耐震改修が行われた既存建築物に対する固定資産税の減額措置等、また、引用する条項の整理を行うものでございます。

以上、申し上げましたことにより、垂水市税条例の一部を改正するものでございますが、お手元の新旧対照表にて御説明申し上げます。改正する箇所をアンダーラインで示しております。

まず、1ページの第23条第2項の市民税の納付義務者等につきましては、法人税の外国法人に対する課税原則が見直しをされたことに伴い改正するもので、第3項は文言整理でございます。

第33条第5項につきましては、地方税法改正に伴う、引用する条項の整理でございます。

第34条の4につきましては、法人市民税の法人税割の税率を100分の14.7から100分の12.1に改正するものでございます。

2ページの第48条第2項、第5項及び第52条につきましては、第23条と同様に、法人税の外国法人に対する課税原則が見直しをされたことに伴い改正するもので、引用する条項の整理でございます。

3ページの第57条につきましては、小規模保育事業及び認定こども園の用に供する固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置を講じたものでございます。また、固定資産税の非課税措置の対象に病児保育事業及び子育て

援助活動支援事業を追加したものでございます。

また、第59条につきましては、第57条の規定の適用を受けなくなった場合の申告について、引用する条項の整理を行うものでございます。

第82条につきましては、軽自動車税の税率を改正するものでございます。

原動機付自転車につきましては、総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のものは、年額1,000円から2,000円に、以下総排気量等ごとに定める額をそれぞれ引き上げるものでございます。

また、4ページの軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、2輪のものは年額2,400円から3,600円に、以下各種類別に定める額をそれぞれ引き上げるものでございます。

同様に、2輪の小型自動車につきましても、年額4,000円から6,000円に引き上げるものでございます。

なお、原動機付自転車等につきましては、平成27年4月1日から適用し、軽自動車等につきましては、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用いたします。

附則第4条の2につきましては、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る市民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に一定の要件を満たした法人を加えることとしたものでございます。

5ページの附則第6条、7ページの第6条の2及び9ページの第6条の3につきましては、それぞれ適用期間が終了したため、削除するものでございます。

10ページの附則第7条の4につきましては、引用する条項の整理でございます。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年延長しようとするものでございます。

附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例を定めたもので、公害防止のために設置された施設または設備、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設などの課税標準の割合を定めようとするものでございます。

11ページの附則第10条の3第9項につきましては、耐震改修が行われた既存建築物について固定資産税の減額措置を講ずるものでございます。

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することが証明された場合、改修工事が完了した年の翌年度分から2年間、当該家屋の固定資産税額の2分の1を減額するもので、申告書に記載すべき事項を定めようとするものでございます。

附則第16条につきましては、三輪以上の軽自動車については、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税に、標準税率のおおむね100分の20を重課する特例措置を講じるもので、第82条第2号アの税額を右欄の金額にしようとするものでございます。

12ページの附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年延長しようとするものでございます。

13ページの附則第19条及び第19条の2につきましては、引用する条項の整理を行うものでございます。

附則第28条は、旧民法第34条の法人から移行した社団法人及び財団法人が設置する施設の固定資産税について、平成21年度から25年度までの5年間の非課税措置の適用期間が終了したため、廃止しようとするものでございます。

なお、移行した一般社団法人及び一般財団法

人が設置する学校、幼稚園、図書館、博物館、医療関係者の養成所、学術の研究施設などにつきましては、非課税措置を継続するものでございます。

また、14ページの第21条の2につきましては、地方税法附則の改正により、引用する条項の整理を行うものでございます。

15ページの附則第22条、15ページの第22条の2及び17ページの第23条につきましては、東日本大震災に係る特例の適用期間が終了したため、削除するものでございます。

次に、最後の1枚目、第2条関係の新旧対照表をごらんください。

今回の改正をするに当たり、平成25年の条例第23号、垂水市税条例の一部を改正する条例の一部改正する必要が生じたため改正するものでございます。

第21条の2につきましては、引用する条項の整理を行おうとするものでございます。

また、附則第1条及び第2条につきましても、引用する条項の整理及び文言整理でございます。

次に、改正附則でございますが、議案の附則をごらんいただきたいと思います。

第1条に施行期日を規定しております。改正後の垂水市税条例は公布の日から施行することとしておりますが、各号に掲げる規定は、それぞれ各号に定める日から施行するとしております。

第2条には市民税に関する経過措置を規定しております。

また、第3条に固定資産税、第4条、第5条及び第6条に軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上で、議案第39号垂水市税条例の一部を改正する条例案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民課長（白木修文） 議案第40号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行に伴い、金融・証券税制の改正等に関する地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたします。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

まず、1ページの第1条関係です。附則第17項で、地方税法において、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する長期譲渡所得の課税の特例規定が改正されたことに伴い、引用条項の整備を行うものでございます。

次に2ページの第2条関係です。附則第4項は、地方税法の改正により、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税の対象に、特定公社債の利子が追加されたことに伴う規定の整備でございます。

附則第7項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区分されたことに伴う規定の整備でございます。

3ページをお願いします。附則第8項は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の新設に伴う規定の整備でございます。

5ページをお願いします。附則第12項は、地方税法の一部を改正する法律により「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う

規定の整備でございます。

現行附則の第8項、第9項、第10項、第12項及び第17項については、単に課税標準の計算の細目を定める規定であり、地方税法の附則にも定めがあることから、総務省自治税務局長からの通知において、条例から削除することが望ましいとされたため、削除するものでございます。また、これらの規定の削除により、第11項が第9項へ、第13項が第10項へ、第14項が第11項へ、第15項が第12項へ、第16項が第13項へ移行しました。

附則としまして、第1条につきましては、公布の日から、第2条につきましては、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○消防長（迫田八州夕起） 議案第41号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

今回の改正案は、平成25年8月15日京都府福知山市花火大会において死者3名・負傷者56名が発生した火災事故の教訓を踏まえ、平成25年12月27日に消防施行令の一部を改正する政令等が同日に公布、施行されたことに基づき改正するものでございます。

この改正令については、同火災対策を含む対象火気器具等の取り扱いに関する条例制定基準が見直され、それに伴い、平成26年1月31日付の火災予防条例の一部改正について（消防予第20号消防庁次長）の通知が発出されたところであります。これは、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものです。

このため、垂水市火災予防条例（昭和37年条例第9号）の一部を改正しようとするものでござ

ございます。お手元の新旧対照表で御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第5章の2屋外催しに係る防火管理でございますが、新たに第42条の2・第42条の3を加えたため目次中に設けたものでございます。

2 ページの条例第18条の9号の2は、多数の者の集合する催しで液体燃料を使用する器具を使用する場合、消火器を準備することを新たに規定したものでございます。

同じく2ページの第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に、第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」は条例第18条に9号の2が新たに規定されたため改めたものでございます。

同じく2ページの条例第42条の2は別に定める要件に該当する大規模な催しについて主催する者に消防長が「指定催し」の指定を行うこと、また、それに係る手続き、並びに通知・公示を行うことを新たに規定したものでございます。

3 ページの42条の3でございますが、屋外催しに係る防火体制について、「指定催し」の主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、計画に従って火災予防上必要な業務を行わせること、「指定催し」の主催者は、開催する日の14日前までに、火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出することを新たに規定したものでございます。

4 ページの第45条第2号中「がん具」を常用漢字の「玩具」に改め、6号に多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用し、または危険物を取り扱う露店等を開設しようとする場合は、事前に消防長に届け出ることを新たに規定したものでございます。

4 ページの条例第49条4項及び条例第50条は、「指定催し」の主催者が、火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出しなかった者は、

30万円以下の罰金を科すことを新たに規定し、この罰則は、行為者のほか、その法人等に対して同時に適用する場合があることを新たに規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年8月1日から施行しようとするもので、ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の垂水市火災予防条例42条2及び42条の3の規定は適用しないものでございます。

以上で、議案第41号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案の説明を終わりますが、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（森 正勝） これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 40号について質問を申し上げます。

この説明の中で、「じょうば、じょうば」と言われとるんです。これはどういうことか、ちょっと説明していただけますか。

○市民課長（白木修文） 済みません。読み方を間違えておりました。「じょうば」ではなくて「じょうじょう」株式ですので、この場をもちまして訂正いたします。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はございませんか。

○持留良一議員 議案第39号垂水市税条例等の一部を改正する条例案が出されたわけなんです。先ほど説明を言われたとおり、地方税法の改正に伴うものということと、またその目的としてデフレ脱却と経済的な関係においてそれが効力を発揮するだろうというような中身だったろうと思うんですが、特に、車体課税ですね、私が注目してるというか、問題だと思ってるのは。これは、今回いろんな形でまとめて1本にされてきてるんで、個別のところではまた、委員会等でいろいろ議論できると思うんですが、特に、今回自動車相続税の関係で産業界が非常

にこの間、一昨年からでしたかね。その財源としてこの軽自動車税のところを非常にターゲットとしていろいろ指摘をし、また、そのところを強く政府にも要請してきてるな、報道が私の中には認識としてあるんですけれども、私たちのまち結果として、それは増税になって一定の利益になるかもしれませんが、しかし、やっぱり今、軽自動車税は本市にとっても非常に大きな中身であるし、また、市民にとっても需要という観点からも非常に軽に変えられる方も多くなってきてると思うんですよね。

先ほどデフレ脱却という点がありましたけれども、やっぱり今後少なからずそういう増税による影響が出てくるのかなというふうな認識もしています。

また、一方では、消費税がこの4月から上がったということで、ある意味での二重の負担もしなきゃならないというような問題も出てきてる中で、やっぱりこのことは問題じゃ、そういう経過、背景も含めて問題ではないかなという認識にあるんですけれども、市長は、この点についてどのようにお考えになるか、その点についてお聞かせくださいますか。

○市長（尾脇雅弥） 今説明があったとおり、国の流れの中でということはあるんですけれども、当然、消費税も上がって、軽自動車の利用の方も大変多いですから、税金が上がるということは、そういった方々に御負担がふえるということでもありますので、その点は大変な部分になっていくというように思っておりますので、今後、いろんな機会を捉えて、その実態を訴えてまいりたいというふうに思っております。

○持留良一議員 要は、いわゆる今後自動車取得税というのは10%になれば、同時に廃止という方向も示されてるわけですよね。そうなるくと、やっぱりそこに財源を求めたということ自体に、私考え方が非常に納得いかない。例えば、国の道路の問題だとか、さまざまなそ

ういう観点でどうしても増税がしなきゃならないという背景ではないんですよね。そのところのちょっと問題意識を問うたわけなんです。だから、そういう意味ではやっぱりそういうところもぜひ考えていただいて、この問題というのは、いろいろ私たちも議論しなきゃいけないというふうに思うんですが、今後、こういう形でどうしても財源をどこに今度は求めるのかという部分も結構いろんな今税制の中でも議論があると思うんですよね。本当にそれだけでいいのか。逆に言うと、やっぱり市民の足として、この軽自動車、特にやっぱり地方では交通問題等々含めて、公共交通機関もさまざまな問題がある中で、やっぱり重要な役割を果たすと思うんですよね。そういうところでの市長のそのあり方について、財源をそこに求めるようなことでいいのかという、この点について認識をお伺いしたんです。よろしくお願いします。

○議長（森 正勝） 答えよろしいですね。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど答弁したとおりであります。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案3件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号までの議案3件については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第42号上程

○議長（森 正勝） 日程第10、議案第42号垂

水市固定資産評価委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第42号垂水市固定資産評価委員の選任について、御説明を申し上げます。

前任者の税務課長が人事異動により辞任し、新たに垂水市固定資産評価委員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の前木場強也でございます。住所は、垂水市上町25番地2、生年月日は昭和30年8月22日でございます。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第42号について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、同意するこ

とに決定しました。

△議案第43号上程

○議長（森 正勝） 日程第11、議案第43号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第43号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を御説明申し上げます。補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

今回の補正でございますが、当初予算編成時は、平成25年度の国の補正予算が決定しない中での予算編成をしておりました。その後、国の予算が確定したため、平成25年度第5号及び第6号補正と二重計上しておりました事業につきまして、今回整理するものでございます。

また、平成25年度の国の補正予算で創設されたがんばる地域交付金の額が確定したことに伴い、その交付金を財源とした事業につきましても予算計上しております。

そのほか、過疎集落等自立再生対策事業交付金、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時給付金事業などを追加措置しようとするものでございます。

それにより、今回、歳入歳出とも7,415万4,000円の増額となり、補正後の予算総額は102億1,215万4,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページをごらんください。

追加でございますが、小学校施設整備事業につきましては、水之上小学校の体育館新築工事に係る実施設計委託等に過疎債を充当するために追加するものでございます。

次に、変更でございますが、6ページをごらんください。

農業基盤整備事業は県営事業費の変更によるもので、道路整備事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業においては、平成25年度第5号及び第6号補正と二重計上しておりました繰越事業分の各起債を減額するものでございます。

当初予算で御承認いただいておりましたそれぞれの事業の借入れを右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入れ総額から繰り越し分を除いて追加分と変更分で11億7,710万円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

12ページをお開きください。

総務費の1項総務管理費10目企画費の負担金、補助及び交付金ですが、国の100%補助事業を活用した4地区の過疎集落等自立再生対策事業の増額補正でございます。

下の行の11目電算費の委託料は、社会保障・税番号制度改正に伴う総務省所管に係るシステム改修費用でございます。住民基本台帳に係る分が国の100%補助、地方税に係る分が3分の2補助となっております。

14ページをお開きください。

3款民生費1目社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金ですが、消費税増税に伴う低所得者対策として、国が行う臨時福祉給付金で、国の100%補助でございます。

同じく、6目老人福祉費の委託料は、（仮称）でございますが、地域包括ケアセンターに係る基本設計委託でございます。

次に、15ページをごらんください。

1目児童福祉総務費2項児童福祉費の負担金、補助及び交付金ですが、先ほどの臨時福祉給付金と同じく消費税増税に伴う子育て世帯への影響を緩和するための子育て世帯臨時特例給付金

でございます。国の100%補助でございます。

次に、17ページをお開きください。

6款農林水産業費12目農林整備事業費の工事請負費ですが、新城宮脇や牛根麓の国鉄跡地外の舗装工事などの農道整備に係るもので、地域の元気臨時交付金基金とがんばる地域交付金を充て、事業実施するものでございます。

次に、下の表の2項林業費2目林業振興費の負担金、補助及び交付金ですが、新規事業の鳥獣被害対策に係るもので、大野原・垂桜地域を防護柵で囲んで、地区全体の被害を防止しようとするものでございます。100%の国庫補助となっております。

18ページをお開きください。

8款土木費1目道路維持費の工事請負費は小浜・大浜線やそのほか路線の改修事業を地域の元気臨時交付金基金を充当して実施しますが、平成25年度第6号補正と二重計上しておりました繰越事業分の橋梁長寿命化事業分を減額するため、結果として減額補正となっております。また、社会資本整備交付金が減額となったことから、その代替財源として、がんばる地域交付金を充当しております。

19ページをごらんください。

10款教育費3目小学校施設整備費の委託料ですが、新城小学校の防災機能強化事業と水之上小学校の体育館新築工事に係る設計委託料でございます。

同じく、小学校施設整備費の工事請負費ですが、国の補正予算に伴うもので、平成25年度第6号補正で計上し、繰越事業として二重計上しておりました牛根小学校と境小学校の非構造部材の耐震化及び手すり補修等工事に係る分を当初予算から減額するものでございます。

20ページをお開きください。

10款教育費3項中学校費3目中学校施設整備費の工事請負費は、先ほどと同じく国の補正予算に伴うもので、平成25年度第6号補正と二重

計上しておりました中央中学校の屋外トイレ等整備事業費を減額するものでございます。

次に、一番下の表の教育費の2目体育施設費の委託料ですが、中央運動公園施設の長寿命化計画を策定するために業務委託するものでございます。

同じく、工事請負費は野球場メインスタンド屋根改修工事と中央運動公園進入路等整備工事に係るもので、がんばる地域交付金の一部を充て、事業実施するものでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債などの特定財源を充て、一般財源は前年度繰越金を充てて収支の均衡を図っているものでございます。

なお、寄附金につきましては、教育費寄附金として、株式会社玄海様より瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールへいただいております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 一般質問までもちょっと時間があるし、ちょっと1個だけ教えておいてください。

この地域包括ケアセンターの基本設計で、基本設計の意味がよくわからんのだけど、何で基本設計か。792万。どっちでもいいですが。

○保健福祉課長（篠原輝義） 地域包括ケアセンターの基本設計の委託についてでございますが、これまでも3月議会のほうでも池山議員のほうからも質問があったところでございます。これについて、こちらのほうでもいろいろと今まで過去専門部会とか、それから、最近でも健

やかまちづくり協議会を行いまして一定の方向性を出してもらったというところでございます。

その中で、やはり今後これも急がないといけないというようなことで、国のほうのこの財源につきまして、まだはっきりと明確なことではないわけですが、国の新たな財政支援制度、こういうのがございます。まだ、国会において審議をされているわけでございますが、県のほうからそういうのがございまして、これを上げるためには基本設計をして、具体的には外観とか面積とか、概算の工事費とか、そういったのを決定する材料ということで、今度基本設計のほうをお願いしまして、それに基づきまして県のほうには要求していこうかと、その補助の申請について要求していこうというふうに考えているところでございます。

また、あともって全協のほうでまた説明をしたいというふうに思います。

○池山節夫議員 わかった。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○池山節夫議員 うん。

○議長（森 正勝） ほかに質疑ありませんか。

○池之上誠議員 総務費の企画費、過疎集落等自立再生対策事業交付金、4つの交付金について1,000万ずつの上限であるわけです。私のところもその恩恵にあずかっているとこなんですけれども、大体、この4工区の中で重立った事業、どういことをやっていくのか。重立ったところだけでいいですけども、お知らせ願えればと思います。

○企画課長（角野 毅） 4地区につきましてということですけども、新城につきましては、現在まだ正式な内示をいただいておりますけれども、水之上につきましては、安全対策ということにつきまして公民館の周りの整備、それから、現在、勤労者体育センターと申しましたが、体育館の裏側にステージがございましてけれども、「おんだんこら」という大きなお祭りを

する、そのステージ等についての整備、それから、トラクター等の購入ということで水之上については農業法人等の事業についての（「簡潔でいいです」と呼ぶ者あり）トラクター等の購入の事業を入れております。

それから、松ヶ崎地区につきましては、鉄道跡地を活用した観光振興、それから、歴史等の掘り起こしということでの地域振興計画にのっておりました計画を計上しております。

それから、牛根地区につきましては、安心・安全ということで、同じく、振興計画にのっておりました岳野地区の公民館の整備を計画いたしております。

それから、採択されれば新城地区につきましては、グラウンドゴルフ場建設を進められております、そこに対するトイレ等の休憩室等の整備、それから、そのほかの新城地区で行われております事業に対する助成を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

ほかにごございませんか。簡潔にお願いします。

○持留良一議員 簡潔にしたいと思います。

先ほど池山議員が言われた地域包括センターの基本設計委託ということで、基本設計ですので、大体のとこの内容とか、そういうところのいわゆるどういう建物をつくるのかとか含めて、いろいろ提示もされているのか。それとも基本的には、もう丸ごと投げるといえるのか、お願いするというふうになるのか、そのあたりちょっとわからないんですけども。

というのは、私たちが以前学習をさせていただいて、一昨年にケア体制の池田先生がされたその中で、地域包括ケアセンターの設置と、行政の提示をしているということで、今回はそういう形で動き出してきていろいろ工程の中でそういう設置が、どうしても今のうちに取り組みなければ大変だというような認識だろうなとい

うふうに思います。ただ、やっぱり、先ほど言われておる財源的な問題が、この問題ではなかなか国のほうが動かなかったという大きな課題があったわけなんですけれども、その中で一つお聞きしたいのは、当然さまざまな議論はされていると思うんですけども、この包括センターの運営というのをどんなふうにやっぱり考えていったら。いわゆる行政が主体となってやっていくという考え方なのか、それともここには民間委託ということを考えながらやっていくと考えるのか。私はやっぱり小規模の自治体では、当然、直営でやっていくのが妥当だというふうに思うんですが、そのあたりの議論というのは、当然これの計画とともにやっていかなきゃならないと思うんですが、そのあたりはいろいろ協議会の中ではどのように議論されているのか、この点についてお聞きします。

○保健福祉課長（篠原輝義） このセンターの運営についてでございますが、これにつきましても、いろいろとまだ協議の最中でございますが、主には、この運営の機能につきまして、在宅療養の支援診療機能、それから、訪問看護ステーションとか、保健福祉課の保健センター機能、それから、現在あります地域包括支援センターの機能とか、それから、医療介護職の研修センターの機能とか、そういったのを考えております。

専門部会の中でも、そういった一定の方向性が示されたところでございます。ただ、それぞれまだ課題もございますので、今後またそれについても詳しく詰めていきたいというふうを考えております。

○持留良一議員 ここで大事なのは、やっぱりここのセンターの機能が非常に多岐にわたることです。相談活動から権利要望、そしてまた今言われたみたいなそういうマネジメントとか、予防を含めて。そうするとやっぱり今の段階で直営でやっていくという基本的な

方針がないと、そのことも非常に構築していく上で、センターがそういう役割を果たしていけない部分もあると思うんですよね。そういう意味での責任、役割はどう発展していくのかという点で、やっぱりこういう今介護では、直営でやっていますけれども、実際では、やはりこういう地域包括ケアセンターをつくっていく上では非常に重要な役割を果たすと思うんですよね。そういう意味でやっぱりその今の段階でそれが私は検討されてないというのは非常に不自然な感じもしないでもないんですけれども、市長自身としては、市長、このやはりセンターのいろんな役割がここに求められ、機能が求められていると。そうするとやっぱり市の責任というのは大変重要だと思うんですよね。そういう点ではやっぱりきちとした直営でやっていくという方向性をきちと持つことが重要だというふうに思うんですが、その点について市長はどのように考えていらっしゃるのか。

○市長（尾脇雅弥） もちろんメインの考えとして、直営であるべきということでありますけれども、さまざまな状況を考慮しなければいけません。そう簡単ではないものですから、その辺のところも協議しながらきょうまた後ほど全協で提案させていただいて、皆さんにいろんなまた御意見いただきたいと思いますけれども、最終的におしりも大体決まっている案件でありますので、そこへ向けてどういう方向が一番いいのかということで決定していきたいと思いますので、その提案を後ほどさせていただきたいと思います。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第44号～議案第47号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第12、議案第44号から日程第15、議案第47号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第44号 平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第45号 平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案

議案第46号 平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第47号 平成26年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号） 案

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○市民課長（白木修文） 議案第44号及び議案第45号に関しましては、市民課所管でございますので、続けて御説明いたします。

議案第44号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

1 ページお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出とも10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億1,758万6,000円とするものでございます。

補正の主な理由でございますが、平成20年度以降に国保税の還付の決議がなされたものの一部について還付加算金の算定誤りがあることが、当初予算編成後に判明したため補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

3 ページをお開きください。

11款諸支出金ですが、1 項 3 目の一般被保険者還付加算金は、平成20年度以降の還付処理において、合計38件の還付加算金の算定誤りがあることが判明したことに伴い補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。ページは、このままです。

12款諸収入、1 項 1 目の一般被保険者延滞金を同額充てて収支の均衡を図っております。

以上で、議案第44号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案の説明を終わりますが、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第45号平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案について御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出とも 1 万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億1,516 万 3,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、平成21年度及び平成24年度に還付がなされた後期高齢者医療保険料の一部について、還付加算金の算定誤りがあることが当初予算編成後に判明したため補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

3 ページをお開きください。

2 款諸支出金、1 項 2 目の還付加算金は、平成21年度及び平成24年度の還付処理において、合計10件の還付加算金の算定誤りがあることが

判明したことに伴い、補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。ページはこのままです。

5 款諸収入、2 項 2 目の還付加算金は、後期高齢者医療広域連合から同額歳入があるものでございます。

以上で、議案第45号平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 議案第46号平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案について御説明いたします。

1 ページのほうをお開きください。

今回の補正は、予算額の増減はなく、組み替え補正をするものでございます。

歳出について御説明いたします。

3 ページをお開きください。

3 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業費・任意事業費 3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の賃金ですが、当初市内居宅支援事業所からの派遣職員を想定し、予算措置を行っておりましたが、訪問看護師を直接雇用することとなったことから、負担金、補助及び交付金から組み替えを行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、歳入につきましては今回の補正が予算の範囲内の歳出の組み替えのみでございますのでございません。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（塚田光春） 議案第47号平成26年度垂水市水道事業会計補正予算（第 1 号）案につきまして御説明申し上げます。

参考資料により説明しますので、7 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の支出からですが、1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給

水費と3目総係費の節の手当からその他引当金繰入額までは、4月の定期人事異動等に伴い、職員の賞与及び法定福利費等に不足を生じるため増額するものでございます。

3項特別損失1目その他特別損失、節のその他特別損失は、本年度の6月の賞与及び法定福利費が、定期人事異動等により不足を生じるため増額するものでございます。

次に資本的収入及び支出の支出ですが、1款資本的支出1項建設改良費2目配水設備工事費、節の工事請負費は、浜平地区の一部の水道未普及地域において、生活飲雑用水として利用されている1軒の井戸水で油臭があったため、その附近住民4軒より、配水管布設の要望があったことから、急遽配水管布設に係る工事請負費を計上するものでございます。

1ページに、お返りください。

したがいまして、第2条の「収益的支出」の水道事業費用を51万5,000円増額し、総額2億7,209万9,000円にするものでございます。

第3条の「資本的支出」の支出は、500万円増額し1億1,729万4,000円にするものでございます。

第4条の「議会の議決を経なければ流用できない経費」の職員給与費は、43万円増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第47号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上審査することに決定しました。

△陳情第23号・陳情第24号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第16、陳情第23号及び日程第17、陳情第24号の陳情2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第23号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見採択の要請について

陳情第24号 大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書

○議長（森 正勝） お諮りいたします。

ただいまの陳情第23号については、総務文教委員会に、陳情第24号については、産業厚生委員会にそれぞれ付託の上審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、陳情第23号については、総務文教委員会に、陳情第24号については、産業厚生委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝） 明7日から16日までは議事の都合により休会とします。

次の本会議は、17日及び18日の午前9時半から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、10日の正午までに質問事項を具体的に記載

し、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日は、これをもちまして散会します。

午前11時44分散会

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 6 年 6 月 1 7 日

本会議第2号（6月17日）（火曜）

出席議員 16名

1番	川 越 信 男	9番	北 方 貞 明
2番	堀 内 貴 志	10番	池 山 節 夫
3番	大 藁 藤 幸	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 静 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 商 工	
副 市 長	松 下 正	観 光 課 長	山 口 親 志
総 務 課 長	中 谷 大 潤	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	角 野 毅	会 計 課 長	堀 内 昭 人
財 政 課 長	野 妻 正 美	水 道 課 長	塚 田 光 春
税 務 課 長	前木場 強 也	監査事務局長	保久上 光 昭
市 民 課 長	白 木 修 文	消 防 長	迫 田 八州夕起
市 民 相 談		教 育 長	長 濱 重 光
サービス課長	北 迫 一 信	教育総務課長	川 畑 千 歳
保健福祉課長	篠 原 輝 義	学校教育課長	牧 浩 寿
生活環境課長	村 山 芳 秀	社会教育課長	森 山 博 之
農 林 課 長	池 松 烈		

議会事務局出席者

事 務 局 長	磯 脇 正 道	書 記	田之上 康
		書 記	有 馬 英 朗

平成26年6月17日午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝） 皆様、おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（森 正勝） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、川越信男議員の質問を許可します。

〔川越信男議員登壇〕

○川越信男議員 おはようございます。

雨にぬれた緑の色が美しい6月に入りましたが、梅雨入りをしてから雨の量は少なく、北海道では気温が37度を超え、関東地方では大雨の被害と異常な気象が続き、日本全体がおかしくなっているのではと心配しながら、水田は水稻の作付の準備できれいに耕耘され、機械のあとには野鳥がえさをついばむ風景を目にしておりましたが、日に日に水稻が作付されて、実りの秋のために、農家の皆様がこれから日々作業をされていかれるのだらうと思い、水不足と合わ

せて長いこと起きていない大雨等の被害を心配する時期でもあります。

また、ブラジルではサッカーワールドカップが開催され、日の丸を掲げたザックジャパンの活躍を期待し、初戦こそ逆転負けしましたが、予選突破の戦いに一生懸命応援をしたいと思います。

市長は2期目の出馬表明を3月議会で言われましたが、私たち市議会議員は出馬表明を行う公の機会はありません。1期目は、私も残りわずかになりましたが、2期目への挑戦として、また、今回トップバッターとして議長の許可をいただきましたので質問をいたします。市長及び副市長、並びに関係課長の明快な答弁をお願いいたします。

1番目の職員採用についてであります。合併を行わず単独での市政運営を選ばれ、定員適正化計画に基づき、100人の退職者で50人採用とされる計画も平成26年度で終了になるとお聞きします。

複雑、多様化する業務遂行のためには、職員の採用と各課の統廃合は重要であると思われる中、平成27年度採用予定者の応募が行われると思いますが、応募の計画とここ3年ぐらいの職員採用の募集数と採用者数、男女別、市内市外別等、状況をお聞きします。

次に、2番目の市税徴収についてであります。歳入の乏しい本市において、市税の確保は重要な財源であります。

平成25年度の納税率が前年度と比較して上がったと聞きますが、各市税の3年間の比較をお聞きします。

3番目の養護老人施設等の待機者解消についてであります。インターネット等で勉強をさせていただきました。

特別養護老人ホーム等への入所者は、これまで全国集計で約42万人と言われていましたが、先般の厚生労働省の発表によると、約10万人ふ

えて52万人になると言われるが、本市の全体の養護老人施設の待機者はどれぐらいなのか。また、待機者のうち約34万人は、食事や排せつに介護が必要な要介護3から5の中重度者は本市でどれぐらいおられるのかお聞きします。

最後に、南中学校利活用についてであります。この件は冒頭の本会議終了後、全員協議会でも説明があり、市議会開催前にも全議員に説明がありました。

3月議会で物産館建設のための実施設計委託料を計上され、特別委員会でも相当の議論がされました。私もスポーツ施設として利用してほしいとの意見を出し、また、他の議員の方々からは、校庭だけで全体計画がされていないと厳しい意見がありました。

そうした中で、全員協議会でも説明がありましたが一方通行でしたのでお聞きします。物産館から財宝さんへの売却の話に至った経緯を詳しくお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。

それでは、川越議員の職員採用試験における過去3年間の応募状況などについての質問にお答えいたします。

職員採用につきましては、現業職は不補充、一般職は退職者の約半数を採用しながら定員適正化計画を推進してきている中、平成23年度は一般事務職の採用試験、34名の応募者中3名の採用となりました。

24年度は、一般事務職と保健師の採用試験を実施し、一般事務職は36名の応募者中3名の採用を、保健師については4名の応募者中2名の採用を行いました。

25年度は、一般事務職の採用試験を実施し、48名の応募者中3名の採用を行いました。

この応募者中について、男女別、垂水市出身別にわけてみますと、平成23年度の一般事務職応募者34名中、男性が27名、女性が7名、垂水

市出身者は14名、市外出身者は20名でした。

24年度の一般事務職応募者36名中、男性が27名、女性が9名、垂水市出身者は13名、市外出身者は23名でした。保健師については、応募者全て女性で、垂水市出身者が1名、市外出身者が3名でした。

25年度の一般事務職応募者48名中、男性が35名、女性が13名、垂水市出身者は13名、市外出身者は35名となっております。

応募者数、採用者数とも、女性の占める割合が年々増加傾向にあります。

なお、これまで採用試験につきましては、広報誌及び本市のホームページで周知に努めており、併せて垂水高校へも出向いて説明を行ってきたところですが、広く優秀な人材を募集する目的から、昨年度より、本市のホームページに職員採用の特設サイトを開設し、また、直接公務員専門学校を訪問して周知活動に努めました。

特に、公務員専門学校へは、鹿児島市の専門学校2校、鹿屋市の専門学校1校を訪問して、垂水市が必要とする人材などについて、市長みずから直接学生へ説明を行いました。その活動効果のせいか、前年度に比べて12名応募者が増加しております。

今年度においても、新たに職員採用に関するポスターを作成したり、専門学校への訪問数をふやし、また、鹿屋市内の高等学校への訪問周知活動などを実施して、昨年度以上の周知活動に取り組むことにしております。

○税務課長（前木場強也） おはようございます。

それでは、川越議員の市税徴収についての御質問にお答えいたします。

各市税の3年間の比較につきまして、税目ごとにお答えいたします。

まず、市民税でございますが、23年度は91.5%、24年度は91.8%、25年度は92.5%となっており、25年度は前年度に比較して0.7%上

昇しております。

次に、固定資産税でございますが、23年度は86.7%、24年度は85.9%、25年度は88.3%となっており、25年度は前年度に比較して2.4%上昇しております。

次に、軽自動車につきましては、23年度は87.2%、24年度は88.1%、25年度は90.0%となっており、25年度は前年度に比較して1.9%上昇しております。

なお、市たばこ税及び入湯税につきましては、各年度100%でございます。

市税全体では、23年度は89.5%、24年度は89.4%、25年度は91.0%となっており、25年度は前年度に比較して1.6%上昇しております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） おはようございます。

養護老人施設等の待機者解消についての、本市の待機者の状況及び要介護者の待機者についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、毎年11月に待機者数調べを行っておりますが、特別養護老人ホームにつきましては、4年前の平成22年11月現在が99名、23年の11月が104名、24年の11月、57名の待機者がおられましたが、昨年の11月現在の待機者が60名となっております。そのうち、要介護3以上の方は44名であります。

なお、待機者のうち5名の方が他の施設へも申し込みを行っておられます。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） おはようございます。

川越議員の旧南中学校利活用について、物産館から財宝への売却の話に至った経緯についての御質問にお答えいたします。

平成22年の中学校統合により、垂水中学校、垂水南中学校、協和中学校、牛根中学校の4校は閉校することとなり、旧垂水中学校跡に垂水中央中学校が新たにスタートいたしました。

閉校した旧垂水中学校を除く3中学校の跡地につきましては、有効な利活用を図るための検討が行われております。しかし、企業及び関係課が提案する計画を統括的に受け入れをいたす窓口が定まっておりませず、利活用計画に関する一貫した協議が行われておりませんでした。

その中でも垂水南中学校跡地につきましては、国道に面している立地条件のよさ等から、これまでに複数の利活用計画の提案を受けている状況でございました。

とり急ぎ、利活用の方向性を決定する必要性が発生いたしましたことから、閉校中学校跡地の利活用方針を決定するために、4月9日から開催された平成26年度第1回経営会議の承認を受け、関係課からなるプロジェクトチームを設置いたしました。

閉校後の経緯を時系列で御説明いたします。

当時の商工観光課により宮脇公園整備検討協議会を立ち上げ、跡地を利活用した物産館の建設について協議を進めてまいりましたが、平成23年5月、波之上慈舎から福祉施設及び物産館、グランドゴルフ場としての利活用の提案をお受けしたことから、物産館建設に関する協議は中断することとなりました。

ただし、この波之上慈舎による福祉施設等についての利活用の提案につきましては、売買価格などの条件の折り合いがつかず、同年8月に協議を終了しております。

その後、同年11月にはトータス株式会社より水耕栽培施設としての活用の提案を受け、相手方の協議を行ってまいりましたが、大きな進展が見られない状況が続いておりました。

平成24年10月には、新城地区住民によって新城づくり計画が策定され、この中で中学校跡地への企業誘致や地域雇用創出が可能な施設の建設、跡地利活用企業と地域との連携を要望する地域住民の声が盛り込まれております。

また、閉校後、体育館及びグラウンドをス

スポーツ施設として開放しており、平成25年12月にはテニスコートが整備され、小学生などに練習場として利用されている状況でございます。

市の計画としては、グラウンドに物産館を建設し、南の拠点として整備することを目的に、平成26年3月議会において、その実施設計予算を計上し、承認をいただいたところでございます。

ことし4月1日には、垂水市と株式会社財宝の地域活性化包括連携協定が締結されましたが、その調印式の席において、人口減少対策及び雇用促進についての提案が株式会社財宝よりなされ、4月15日に、跡地全面に加えて、隣接する旧校長住宅跡地を利活用した社員寮及び工場新設等の利活用計画書を正式に提出をされました。

その後、隣接する恵典の泉からも、プールを利活用して温浴施設を整備する計画の提案を受けたところでございます。

これまで御説明させていただきましたとおり、垂水南中学校跡地の利活用につきましては、トータス株式会社による水耕栽培、市民へのスポーツ施設としての解放、観光における南の拠点としての物産館建設計画、株式会社財宝による社員寮及び工場新設等の計画、恵典の泉による温浴施設整備計画の5つの計画がある状況でございました。

これら5つの計画についてのメリット、デメリットについて。

水耕栽培のメリットとしては、若干の新規雇用が見込まれるということが考えられます。しかし、本市からの利活用計画書の提出依頼に対し、回答がない状況でございます。先ほども御説明しましたとおり、協議に進展が見られず、計画の実現時期が不明であるというデメリットがございます。

スポーツ施設としての利用を継続することにつきましては、現在、利用者が継続して使用することが可能であるというメリットがございます。

ですが、跡地全面の利活用が不可能であり、施設の維持管理について、本市の負担が継続するというデメリットがございます。

物産館建設計画につきましては、南の拠点として観光推進に資する施設が建設されるということ。それによって交流人口の増加や農産物の販路拡大につながることでメリットとして上げられます。ただし、物産館はグラウンドに建設する計画でございまして、校舎等については利活用は図られないこと、また、新城地区のおたけどんの郷と競合するというデメリットがございます。

次に、株式会社財宝の計画でございますが、跡地の全面及び隣接する旧校長住宅の利活用を計画されているというメリットがございます。また、計画が実施されれば本年度中に社員寮が整備され、50名程度の定住人口が確保されるという見込みになっております。また、入居者は株式会社財宝の社員の方々となりますので、生産年齢層の定住人口が増加することになり、加えて、来年度以降予定されている工場の新設により、60名程度の新規雇用も見込まれています。デメリットとしましては、跡地全面を利用するというによりまして、記念碑等の移設等を行う必要があることが考えられます。

最後に、恵典の泉の計画については、温浴施設の整備により、福祉施設の充実が図られるとともに施設職員の雇用が見込まれるというメリットがございますが、プール以外の利活用計画がないこと、また、計画の実施時期等が不明であるというデメリットもございます。

プロジェクトチームでは、各計画のメリット、デメリットを比較し、旧南中学校跡地の今後の活用方針について、協議を重ねてまいりました。その結果、プロジェクトチームといたしましては、跡地全面の利活用が可能な計画であること、社員寮の整備により、本市最大の課題である人口減少対策に資する計画であること、新城づく

り計画に記載された地域住民の要望である中学校跡地の企業誘致や地域雇用創出が可能な計画であることなどから、中学校跡地利活用計画として、株式会社財宝から提案があった利活用計画を最もふさわしいものであると判断し、承認したいとの結論に至りました。

3月議会において、物産館建設に関する実施設計予算を計上し、御承認をいただいたところではございますが、株式会社財宝の計画はこれまでに御説明申し上げたことに加え、市税や地方交付税による恒常的な収入確保及び地域の防犯対策上の不安解消等にも資するものであり、市や地域住民にとって、より有益な計画であると考えられることから、プロジェクトチームとしての方針案を経営会議に付議し、承認されたところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、職員採用の計画及び適正化計画、並びにここ数年間の推移をお聞きしましたが、職員採用に関しては、本市の雇用対策につながります。職員採用時の重視項目はどのような観点におかれているのか、また、垂水市出身という条件は重視項目に入れられないか伺います。

○総務課長（中谷大潤） 2回目の質問にお答えいたします。

本市の採用試験は一次試験と二次試験を実施しております。一次試験においては、垂水市職員としての事務処理を行う上で必要とされる知識と一般常識を備えているかを見極めるための教養試験と、表現力、理解力、論理力などを備えているかを見極めるための作文試験を実施しております。

一次試験合格者に対し、二次試験で個別面接を行い、公務員としてのコミュニケーション能力や社会性を備えているかどうかを確認しております。

垂水市出身ということでの優遇措置につきましては、市内外を問わず優秀な人材を採用するという目的、公平、公正な試験の実施といった観点から、特に可否の判断項目として考慮はしていないところでございます。

○川越信男議員 垂水市出身という条件は無理だとは思いましたが、雇用が厳しい中で人口減対策になるのではと思ったものですから。

次に、冒頭で言いましたが、ここ数年大きな災害もなく心配しておりませんが、技術者の職員採用がなされていないようです。役職保有者職員と若手技術者職員の年齢差がある上に、技術者職員が少ないと思います。もし、災害でも起きたら対応ができるのか、心配しております。

そこで、技術者職員の現状と、技術者職員の採用計画をどのように考えておられるのか、市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） おはようございます。

土木課の技術職員といたしまして、現在は13名を配置しております。今年度末、2名の土木技術職員が定年退職を迎えることから、各年代の平準化を図ること、また、災害発生などの非常時に迅速に対応できる体制を確保する観点から、今年度、一般事務職にあわせて、土木技術職員の採用試験を実施することにしております。

なお、土木技術職員の採用については、直近では平成22年度に採用試験を実施し、4名の受験者がありましたが、全員教養試験の結果が基準点に達していなかったことから、一次試験合格者が該当なしという結果になりました。採用を見送った経緯があります。

その後、水産課の施設係を土木課へ移管したことにより、技術職員の不足に対応したため、23年度以降の採用試験の実施を見送っております。

○川越信男議員 ありがとうございます。

定員適正化計画の見直し時に、ぜひとも技術者職員の採用も考えていただきたいと思います。

次に、市税の徴収状況をお聞きしましたが、厳しい状況で、県からも徴収率向上のための指導があったと聞いておりますが、平成25年度の徴収率が向上した要因は何ですか。悪質な案件については、差し押さえを行ったとも聞いているが、そこあたりも含めて伺います。

○税務課長（前木場強也） 川越議員の2回目の御質問にお答えいたします。

徴収率が向上した要因はという御質問でございますが、平成25年度に鹿児島県国民健康保険団体連合会による国民健康保険税収納率向上アドバイザー派遣支援事業を導入し、滞納整理の強化をしたことによる影響が大きいと思われます。

この事業は、年2回、収納率向上アドバイザーの派遣を受け、滞納案件に関する具体的な事務処理方法の指導、助言を受けるもので、他市町村のさまざまな取り組み、滞納処分の方、そのノウハウの取得に努めたところでございます。

さらに、この事業の導入を契機に、県外の先進地の自治体の研修も実施いたしました。また、滞納者の自宅を訪問し、生活状況を把握すると同時に、動産の差し押さえを実施する方策も行いました。

これらのことを実施することで、係及び全課全体の効率的、効果的な徴収事務の取り組みが進められ、結果的に徴収率が上昇したのではないかと考えております。

25年度の差し押さえの件数を申し上げますと、件数は831件、金額にしますと約1,435万円となっております。なお、件数には換金できなかった土地、車、DVDなど、約550件が含まれております。

以上でございます。

○川越信男議員 最後に、徴収率向上のために差し押さえ等も含めて、今後どのように取り組んでいかれるのか、副市長に伺います。

○副市長（松下 正） 今後の取り組みについてお答えいたします。

先ほど税務課長から平成25年度の市税の徴収率をお答えいたしましたが、平成24年度と比較しまして、市税全体で1.6%上昇したことは、昨年度、徴収職員が収納率向上アドバイザーの指導や先進地の自治体における取り組みを視察研修し、公平かつ毅然と対応するということが必要であるという意識改革が図られ、職員一丸となって努力した効果が徴収率の向上につながったものであると認識しております。

しかしながら、平成24年度の徴収率は県下19市で最下位であり、平成25年度の市町村ごとの順位はまだ出ておりませんが、それでも県平均には至っていないようですので、これからの取り組みが重要であると思っております。

今後とも徴収職員の事務向上のための研修等への参加をはじめ、差し押さえを含む滞納処分の強化をこれまで以上進めるよう、指示してまいりたいと考えております。

○川越信男議員 どうか歳入確保の対策として、市役所全体の取り組みをお願いしたいと思います。

次に、養護老人施設の待機者をお聞きしましたが、入所希望者は24時間介護サービスを受けられ、安心して暮らせることから、施設を終の棲家として考えている方も多いのではないのでしょうか。

また、核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者も年々増加傾向にある中、施設への入所希望者はさらに増加していくことが予想されますが、課長の見解を伺います。

○保健福祉課長（篠原輝義） 川越議員の2回目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、垂水市のひとり暮らしの高齢者世帯は、平成25年度で1,945世帯おられまして、過去3年間を比較しても徐々に増加しております。

入所希望者は前年と比較して3名ほどの増となっておりますが、今後しばらくは60名前後で推移するものと思っております。

一方、国立社会保障・人口問題研究所が出力しております推計人口によりますと、都市部である埼玉、千葉、神奈川県におきましては、65歳以上の高齢者は2025年までは10%以上増加しますが、本市におきましては横ばい状態で、その後は減少をしております、また、75歳以上におきましても同じように減少をしております。

さらに、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けるための地域包括ケア体制を構築していくことによって、今後、本市における施設入所希望者の急激な増加は起こらないものと思っております。

○川越信男議員 次に、政府関係者は、現状や将来を展望し、特別養護老人ホーム等の整備拡充に向けて、積極的に取り組むことが肝要であるとの見解を上げ、日本経済新聞のここに載っております。

日本経済新聞に掲載されておりますが、現在、特別養護老人ホームは、全国約7,800施設の1施設当たりの平均入所者数は約66人だが、これを100人入所と仮定すると、現在の待機者の約半数の26万人の救済が可能になると思いますが、本市の現状等を踏まえ、全養護老人施設整備拡充に向けた将来の展望をお聞きします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 3回目の御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問の中でも申し上げましたが、本市におきましては、今後10年経過いたしますと高齢者人口が減少に転じるとの推計が出ております。

待機者解消策につきましては、施設整備、拡充も1つの選択肢ではございますが、本市は地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしております。

この地域包括ケアシステムは、日常生活の場

で医療や介護、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが提供できる体制で、たとえ障害があっても在宅での生活を可能とするシステムでございます。

市民アンケートでも、8割の方が住み慣れた自宅で暮らし続けたいと回答をされており、本市としましても、この地域包括ケアシステムの構築を推進することが市民ニーズにも合致することから、特別養護老人ホーム等への施設拡充には慎重を期したいと思っております。

○川越信男議員 最後に、消費税増税の目的は、社会保障制度の充実、安定にあったと思いますが、今回の消費税増税では、社会保障費の充実には1割しか充てていないと言われております。

国の動向ではありますが、本市の待機者解消に向けた抜本的対策の見解を市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 川越議員の4回目の質問にお答えをいたします。

先ほど保健福祉課長の答弁にありましたとおり、本市におきましては、住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで続けることができるように、介護、医療、住まい、生活支援、予防が一体的に提供できる仕組みであります地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

この仕組みができ上がった暁には、施設を希望される方は施設へ、自宅を希望される方は自宅で、人生の最後まで自分らしい暮らしができる垂水市になっていくというふうに思っております。

したがいまして、この取り組みによって自然と待機者の解消は図られるものと確信をしております。同時に、対象者の希望に応えることができるものとも思っております。

なお、現在、待機中の方の負担軽減については、市としましては、ほぼ全員の方が介護サービスを利用されていることから、きめ細やかに相談に乗っておりまして、状態や介護の程度に合わせて老健施設や小規模多機能ホーム及びグ

ループホーム、デイケア等の介護サービスを提供することで、御家族や御本人の負担軽減に努めているところでございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

少子高齢化社会の対策として、本市はすぐそこに来ております。自分の終の棲家をしっかり考えていきたいと思えます。

最後に、今6月議会で、全議員が興味を持っております旧南中学校の跡地利活用であります。先ほども言いましたが3月議会で議論し、さまざまでした。その中で、特に物産館、病院、水耕栽培、また物産館と、日がわりメニューじゃないんです。風光明媚な場所だから、さまざまな計画が起こってくるのだろーと思えます。

しかしながら、一般のとは異なり、中学校跡地という、勉学に励み、地域住民の方々の思いが詰まった場所であると思えます。

物産館から財宝への売却の話の中で、再度、3月議会に返りますが、さまざまな意見の中で、議員からはしっかりと地区住民への説明を行うべきであるとの意見が多かったと思えますが、そのことはまだ実施されていないようであります。住民説明会について、どのような考えなのか。特別委員会で住民説明会を行うとの答弁もあったと思えますが、経緯を含め、水産商工観光課長に伺います。

○水産商工観光課長（山口親志） 川越議員の住民への説明についての質問にお答えいたします。

議員指摘のとおり、3月議会の予算特別委員会で相当の議論をいただいた上で、物産館建設のための実施設計の委託料を認めていただきました。

予算特別委員会でいただきました御意見としては、物産館建設は地元の意見が反映されていないのではないか、グラウンドだけではなく跡地全体を見据えた計画が必要なのではないか、また、現在施設を利用しているスポーツ少

年団体等に配慮する必要があるのではないかと。いうふうな、さまざまな御意見をいただきました。

その結果、物産館の建設については、地元住民に説明の上、了解を得なければ執行しないという条件つきでありましたと認識しております。

このようなことから、当然、水産商工観光課としましては、物産館建設のための説明会を5月の連休明けにでも実施する予定にしておりましたが、先ほども説明があったように、4月15日に株式会社財宝様より、跡地全体を利用をした計画の提案がなされ、その整理を行うことが必要でありましたことから、現在でもまだ住民説明会は実施しておりません。

○企画課長（角野 毅） ただいま水産商工観光課長が答弁をいたしましたので、関連がございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

所管課で、物産館建設に向けた住民説明会が計画されておりましたが、この4月になってから、株式会社財宝から南中学校跡地利活用の計画が出されたことから、住民説明会の実施を株式会社財宝等の計画も含めて整理してから行うことといたしました。

その結果、株式会社財宝の提案が、本市の将来の地域の活性化を考えた場合、最良であると判断をいたしました。

もし、株式会社財宝へ南中学校跡地等を売却するとなりますと、面積、金額とも議会の議決を伴う事項でありますことから、議決権を有しております議会の承認をいただいてから、新城、柊原地区の住民に対しまして、今までの経緯と株式会社財宝の企業進出の報告を含めて、しっかりと説明をしてまいりたいと考えております。

○川越信男議員 最後です。

市長に伺います。3月議会での提案から、わずか二、三カ月での方向転換、6月の広報誌において、だれにも負けないことで決断力と書か

れておりました。

財宝への売却の話について経緯等をお聞きしましたが、再度、議会、住民との関係等を含めて、市長の思い、決断をお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 市長の決断と思いたいということについてという御質問でありますので、お話をさせていただきたいと思います。

南中学校の跡地の問題に関しましては、市内の4つの中学校を1つに、垂水中央中学校に統合するということの一方で、残りの3つの中学校跡地をどうするという問題であるというふうに認識をしております。

これまで、いろんな方々からさまざまな御提案もありましたけれども、部分的な活用でありましたり、条件等々の問題がありまして、最終的に決断するところまで至りませんでした。

しかしながら、先ほどから担当課長がいろいろ答弁をしておりますとおり、さきの3月議会におきまして、校庭の部分を活用した形での物産館の建設ということで、議会の皆様方に御提案をさせていただいたのは、皆様御承知のとおりであると思います。

その中で、予算委員会等で十分な御審議をいただいて、議会の皆様方に御了解をいただいたということでもあります。

ただいま川越議員が言われたみたいに、その次の議会であるこの6月議会、厳密に言いますと、冒頭が終わりました全員協議会の中で、株式会社財宝様の御提案をさせていただいたという経緯でございますので、3月議会から重い決断をしていただいてこの流れということに関しましては、真摯におわびを申し上げたいというふうに思っております。

しかしその上で、垂水南中学校の跡地をどうすべきかということに関しては、ただいま担当課長から話がありましたとおり、これまでいろいろ御提案もありましたこと等も踏まえて、どうあるべきかという視点に立って、いろいろ検

討させていただきました。

もちろん、今話がありましたけれども、いろんな方々がそれぞれ提案をしていただいたわけですが、まずは定住で50名程度の新しい、若い方々の独身寮を中心とした定住という意味合いでのメリット、さらには、その後に工場新設ということで、60名程度の雇用が生まれるということでありまして、本市にとりまして、やはり最大の課題っていうのは人が減っていくということでもあります。雇用の場が失われつつあるということでもあります。

そのことに合致した提案であるということでありましたので、先ほど御指摘いただいた部分に関しましては、おっしゃるとおり、大変申し訳ないと真摯におわびを申し上げるわけですが、一方で、この財宝さんの御提案というのは、今後の垂水市にとって、本当にありがたい御提案だというふうに私は思っております。

私がなぜ決断をしたかということ、やはり最終的には垂水市の発展、市民の幸せということにおいて、これが今ある中での最良の御提案だと思いましたので、先ほどの経緯も踏まえて、改めて、今、6月の全協において提案をさせていただいて、詳細に詰めて協議をしているところでありますので、そのような経緯で決断をして判断をしたんだということで御理解をいただければというふうに思います。

○川越信男議員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（森 正勝） 次に、2番堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

本日、2番手で登壇しました垂水の新しい風の堀内貴志でございます。私にとりまして、4年目13回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、本日も積極的な御答

弁をよろしく願いいたします。

さて、第20回を迎えたサッカーの祭典、ワールドカップが先日ブラジルで開幕し、日本全国がワールドカップで燃えています。鹿児島県でも、日本代表のメンバーの国内最終調整の合宿が指宿市で開催されたことや、3名の選手、遠藤保仁選手、大迫勇也選手、鹿児島実業高校を卒業された伊野波雅彦選手が鹿児島県出身ということもあり、大いに盛り上がっているのではないのかと思います。

鹿児島中央駅前のアミュプラザでは、観覧車アミュランが、日本代表のチームカラー、サマリブルーのイルミネーションで彩られ、日本代表選手を応援しているそうです。

そのワールドカップですが、おとといの15日、開催3日目、一次リーグの4試合が行われ、5大会連続5度目の出場となるC組の日本が初戦のコートジボワールと戦い、惜しくも1対2で逆転負けを帰し、黒星スタートとなりました。後のない日本ですが、20日にギリシャ、25日はコロンビアとの試合が行われますが、ぜひとも鹿児島県出身の選手が点に絡んで、待望の1勝を上げてほしいものと思っています。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、1つ目は、蛍を生かした環境づくりと観光振興について質問をいたします。

5月の新聞を見ますと、県内の多くの場所で蛍の幻想的な光を楽しんだという記事が多く目につきました。

自治体においては、まちづくりの一環としてイベントを開催したところもありました。特に、さつま町では、ことしで13回目となりますが、川内川にホテル舟を浮かべておもてなしをする事業を展開して多くの観光客を取り込んでいます。

曾於市では、ホテルと水車の夕べを開催し、日置市では、ペットボトルで大量の灯籠をつく

り、ほたるの里として蛍を見に訪れた人におもてなしをしています。また、鹿屋市輝北や、いちき串木野市など多くの場所で蛍の見学会にあわせて、伝統芸能の披露や地元の農畜産物の販売などを実施するなど、さまざまなイベントや祭りが開催されて、そのまちに訪れる人を楽しませています。

垂水市では、市報6月号の絶妙景観の中で、乱舞する蛍とアジサイの水路と題して、蛍が舞う姿を写真で紹介しましたが、この写真を見て初めて垂水市でも幻想的な光を放つ蛍が生息する地域があるということを知った方もおられると思います。蛍が舞うこの幻想的な風情を垂水市として最大限に生かす手だてはないものでしょうか。

そこで、まず垂水市内の蛍の生息の実態について、行政はどこまで把握しているのか、お聞きします。また、蛍の最近の出現の状況について、過去と比較してどのように推移しているのか。市内で蛍の見られる環境があることについてどのように認識されているのか、お尋ねします。

蛍が生息する環境は、一般的には水のきれいな清流があることとされています。ことし3月に垂水市が発行した第4次垂水市総合計画後期基本計画の中には、まちの将来像として「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」とあります。垂水の名前のごとく、水のきれいなまちであることを強く強調しています。水のきれいなまちであるからこそ、蛍が飛び交ってほしいし、蛍の似合うまちであってほしいと思っています。

その第4次垂水市総合計画基本構想に基づき、市内9つの地域拠点地区において、地域住民がこれからの地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画づくりが進められています。地域振興計画の中には、蛍を取り入れた事業について、既に取り組んでいる地域もあるようですが、その取り組みの内容についてお

尋ねします。

また、総合計画の基本理念として3項目が上げられており、その中の1つ目に、将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくりとありますが、季節になると蛍の幻想的な光が見られる環境は、まさしく将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくりと言えると思います。

蛍の保護の観点から、生息しやすい環境づくりについて、生活環境課長と土木課長のお考えをお聞きます。

そして、基本理念の3項目のうちの2つ目に、地域資源を活用したまちづくりとあります。蛍の育つ環境は、垂水市の豊かな自然環境の一つであり、貴重な地域資源として最大限に活用してこそ、観光や産業の振興に生かせるものだと思います。現に他の自治体では、蛍が舞うこの時期にあわせて蛍を生かした取り組みを実施して、連日のようにマスコミが取り上げている現状もあります。垂水市にとって、蛍を生かした観光振興の取り組みは考えられないものか、水産商工観光課長にお尋ねします。

大きな2つ目は、国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証の一本化について質問をいたします。

現在、国民健康保険被保険者証をお持ちの方で、70歳以上の方には、国民健康保険高齢者受給者証が配布されています。先月、県内の市外に居住の方で、母親が垂水市に居住されているという方から、母親の保険証は2つもあって、1枚はカード形式、1枚は昔の保険証の形となっているが、形も大きさも全く違っており、一緒に持ち歩くには大変不便だと。提出する先の病院の窓口だったり、薬局だったり、ほとんど一緒の場所に同時に提示する。2つに分ける必要があるのかなどと意見をいただきました。私なりに国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の2つのカードについて調べてみましたが、全

くそのとおりだということがわかりました。そこで、まず国民健康保険被保険者証と高齢者受給者証の違いについてお尋ねいたします。

また、この2種類の証書については、カード形式と紙形式の材質も形状も異なる別々のものになっており、保管や携行する場合には大変不便なものとなっています。そもそも、2種類の別々の形態にする必要があるのか否かについてお尋ねいたします。

大きな3つ目は、子育て支援センターリニューアルに伴う今後の充実についてお聞きいたします。

子育て支援の充実に関する課題は、第4次垂水市総合計画後期基本計画の中の子育て支援体制の充実、人口を拡大するプロジェクトの中でも最も重要な位置づけにあります。特に、人口減少対策プログラムの施策は、平成26年度からスタートして、ことしの4月からは子供の医療費助成事業が実施され、中学校卒業までの医療費が全額助成されることになりました。中学生までの子供を持つ親からは、子育て支援の医療費助成に対して、やっとな他の自治体と肩を並べた。先日、子供が入院することになったが、医療費助成があるからありがたいなどと感謝の声が上がっています。

そんな中で、今回子育て支援センターがリニューアルオープンしました。これまでの子育て支援センターのあり方にはさまざまな問題点や課題があったと思いますが、今回のリニューアルでどのように改善されたのか。また、リニューアルオープンしてからきょうまでに約2週間が過ぎようとしています。利用者の数を含め、利用状況に変化はないのか、お尋ねいたします。

さらに、せっかくリニューアルした子育て支援センターについて、多くの子育て世帯の方々に利用してほしいものですし、垂水市の子育て支援対策の充実度についても、もっともっと広

報をする必要があると思いますが、利用者拡大のための広報をどのように展開するのか、お聞かせください。

さらに、もう一つ、子育て支援センターのホームページですが、施設がリニューアルしたこの機会にホームページもリニューアルできないものでしょうか。日々の記事を見て、子育て世帯の親が行ってみたいと思うような、興味を持たれるような情報を発信したらどうかと思いますが、その点についてもお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（山口親志） 堀内議員の蛍を生かした環境づくりと観光振興についてお答えいたします。

まず、本市の実態であります、新城地区のがらっぱ公園、水之上地区の上ノ宮、新光寺付近の用水路、野久妻へ上がる田神の用水路、大野原のワサビ田付近で蛍が舞う姿が見られるようであります。話を聞きますと、昔は牛根から新城までのあちこちで蛍が観賞できたと伺います。餌になるカワニナが土砂災害等で死滅していったのかなと思っております。

先ほど申し上げました場所では、蛍の乱舞まではいきませんが、教育旅行で訪れた生徒を受け入れ家庭の方々が連れていかれ、生徒はもちろん、受け入れ家庭の方々も非常に喜んでおられ、蛍が舞う姿を見る、こうした自然環境は垂水市に住む我々にとっては非常に大切なことであると認識しております。

次に、蛍を生かした観光振興であります、先ほど議員の質問でありました6月号の広報誌の絶妙景観で取り上げていただき、県内各所では蛍情報を新聞等で目にいたしますことから、この時期に蛍の取り組みを発信されているようであります。本市でも、かつて水路で蛍が見られた時期に新聞等で取り上げられ、多くの方でにぎわったとお聞きしております。

しかしながら、観光振興を行う中で発生した

問題としましては、もともと観光地として整備しておらず、道路へ駐車されることから、地域住民への日常の生活への配慮等を考えた観光振興が必要であると思っているところであります。

以上であります。

○生活環境課長（村山芳秀） 堀内議員の1回目の質問にお答えします。

蛍の生息しやすい環境づくりと保護についてですが、議員御指摘のとおり、私どもの小さいころは、山が手入れをされまして、水のきれいな小川がそよぎ、近くの川のあちこちで蛍がたくさん飛んでいました。昭和40年代後半に入りますと、先ほど水産商工観光課長からもありましたように、災害発生による餌の減少や、そのほか生活排水などを起因とする川の汚れなど、さまざまな要因でめっきり蛍を見なくなりました。今回の御質問で、まさに河川や水路の水質浄化を再認識した次第でございます。

昨年の12月に、垂水市環境基本条例を制定していただきました。この中での第11条に、森林や河川などにおける絶滅危惧種など多様な生き物の環境に配慮し、自然環境の保全に必要な措置を講ずるものとするとうございます。まさしくその地域に住む人たちが自然環境を大切に、川の清掃活動などを続けて、水がきれいになって、蛍のほか多くの魚や水生生物が見られるようになることが、この条例の目的、趣旨の一つであり、子孫の代まで守り、引き継ぐこととうございます。

条件的には、川の流れがゆっくりなところで餌になるカワニナが育つこととうございますが、自然環境がつくり出す条件整備を人の手によって守っていつてあげることが環境づくりだと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 蛍の生息しやすい環境づくりについて、土木課は河川工事とハード整備面からお答えいたします。

河川整備につきましては、平成2年に、当時の建設省河川局から、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保存あるいは創出するという多自然型川づくりの基本的な概念が示されております。その後、平成9年に河川法が改正され、それまでの目的であった治水、利水とともに、河川環境の整備と保存が明記されました。

この河川環境とは、河川の自然環境としての河川の流水に生息、繁茂する水生動植物の多様な生態系や、河川と人とのかかわりにおける生活環境としての流水の水質、河川に係る水と緑の景観などとされており、全ての河川で多自然型川づくりを実施することとされております。

災害復旧事業においても、国は美しい山河を守る災害復旧基本方針を策定して、河川環境の保存に配慮した災害復旧を実施することとされているため、本市においても環境保存に適したブロックや布団かご等を使用して、蛍を含めた水生動物が生息しやすい自然環境に配慮した工法を検討し、採用しているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（白木修文） 国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証の違いについての御質問にお答えします。

国民健康保険は、自営業を営む方、会社等を退職した方、年金で生活する方や無職の方などが加入する医療保険です。会社等をやめられた方が市区町村の窓口でこの国民健康保険に加入されますと、74歳までの被保険者一人一人に対して、キャッシュカードと同じ大きさの個人カード形式の被保険者証、いわゆる国民健康保険被保険者証が交付されます。この被保険者証は、病院での使用もですが、個人の身分証明書としても使用されております。

この国民健康保険被保険者証とは別に、国民健康保険に加入された70歳から74歳までの方には、所得により病院での医療費の負担割合が異

なりますので、この負担割合を示す証明書として70歳到達月に被保険者証に追加して高齢受給者証が交付され、医療機関で受診される場合には病院の窓口で被保険者証と高齢受給者証の2つを提示することとなります。

この高齢受給者証は、国民健康保険被保険者証がカードサイズなのに対し、昔の被保険者証と同じ、縦128ミリ、横91ミリのB7サイズです。やや携帯に不便な大きさとなっております。

次に、本市が被保険者証と高齢受給者証を別々に交付している理由についてですが、被保険者証がカードサイズであるため、さらに印字が小さくなると高齢の被保険者には読みづらくなることや、医療機関での確認を容易にし、医療費の請求間違い等を防ぐ観点からございまして、平成19年以前の老人保健制度の時代からこの方式を採用しております。

○保健福祉課長（篠原輝義） 子育て支援センターリニューアルに伴う今後の充実についての御質問にお答えいたします。

御案内のように、平成21年10月から開所しておりました子育て相談支援センターは、垂水市情報処理センターの一部を利用し運営しておりましたが、子育て世帯の方々から一日の開所時間の延長や夏休み、冬休みなどの長期休暇時の開所、スペースの拡充、この多くの要望が寄せられ、今回、平成26年4月1日付で施設全体を垂水市子育て支援センターとして用途変更し、6月2日をもってリニューアルオープンを行いました。

このリニューアルオープンに伴いまして、開所時間を土日祝日、年末年始を除き、午前10時から午後4時まで延長し、子育て支援センターのメインフロアとなる1階フロアは子供たちの自由空間で、約50坪の広さがあり、フロア全体を安全面や衛生面に配慮し、クッション性のあるフロアマットに改修をいたしました。ま

た、遊具等の備品も新しくそろえてあります。2階フロアは、約27坪の広さであり、保護者のリフレッシュ体操、沐浴講座、離乳食講座、ボランティア育成講座等の研修室として活用していく予定であります。

また、リニューアルオープンから2週間たっておりますが、新たに登録者もふえまして、これまでの1日平均利用者数が12人だったのが、2週間で延べ約200人、1日当たりの利用者数が21人となっております。

また、広報についてでございますが、子育て支援センターを広く市民に周知するために看板を数カ所設置しております。また、利用者拡大のために市報、ホームページを活用しての広報に努めるとともに、乳幼児健診等の際に子育て支援センター便り「すくすく」を子育て世帯の保護者に配布して、利用者拡大を図ってまいりたいと考えております。

○堀内貴志議員 一問一答方式でこれからお願いいたします。

まず、蛍を生かした環境づくりと観光振興について、2回目の質問から始めさせていただきます。

垂水市で蛍が見られる環境、これは垂水市の財産だと思います。ぜひともこれを継続させたいと思う願いから今回の質問のテーマにしましたが、商工観光課長のお話にもありましたけれども、環境課長もお話されていましたですね、過去、昔に比べると数が減っているという事実があります。災害があったということもあります。生活排水が流れて、それを食いとめるまでに時間がかかったということもありますが、いずれにしても昔よりも蛍が見られなくなったと。このままでいくと垂水市内で蛍が見られない状況になるんじゃないかなという危機感があります。

生活環境課では、環境条例、これをつくって必要な自然環境の保護に努めているということ

です。土木課についても、河川法の改正があって保護に努めていると。それでも、やはり蛍が少なくなっている事実があります。

地域においては、この蛍を生かすために、ことし、例年草刈りをする時期をおくらせて草刈りをしたと。その結果、昨年に比べて多くの蛍が出たと。ちょうどたまたまことしは去年に比べて民泊の件数も多かったと。その民泊の子たちが垂水市に訪れて、蛍の舞う姿を見たと。すごい感動して帰っていったと。垂水市のよさを感じとって帰っていったと、そういういきさつがあるんです。この環境というのはやっぱり残したいと、そういう気持ちがあります。

それで、この環境資源を残すためにどうしたらいいのかということを私なりにちょっと調べてみました。そうしたら、蛍の生息、繁殖、発生数は、カワニナの生息、繁殖、発生数に比例するそうです。なぜかという、蛍は雄が宙に舞って光を放つ。それで、雄は草むらに潜んで蛍の光を見て、雌がここにいるんだよとアピールする。雄がその草むらに隠れている蛍に近づいて交尾をする。その結果、産卵をすると。川沿いのコケに産卵するそうです。約1カ月後にふ化して、その後、水の中に潜って、来年の春まで水の中で生活すると。

その水の中で生活するときに、ふ化した幼虫が食べるのがカワニナ。1匹が約60個のカワニナを食べるそうです。そうすると、蛍をふやすためにはこのカワニナをふやさないといけないと。カワニナは水のきれいなところにしか生息しないというような条件があります。こういった条件をやっぱり知る必要があるのではないかなと私は思うんです。

そのためにはやっぱり調査をする必要があると。カワニナの自然繁殖を定着させるためには何が必要なのかということをまず調査する必要があるのではないかなと思います。これを民間にしてくれと言われても厳しいです。まずは行

政の力で蛍を保護するためのさまざまな現状の調査をする必要があると思いますけれども、この点についてお尋ねします。

さらに、もう一つ、私、3月議会のときに親子で楽しめる公園について質問したときに、森の駅で蛍の幼虫を育てて、蛍が見られる森にしたかどうかと尋ねました。商工観光課長は、森の駅の開設時に蛍の里の計画もあったが、水の流れが速くて蛍が定着できなかったと説明されました。森の駅には、本流とは別にコテージとキャンプ場の間に流れる小川、せせらぎがあります。その部分を工夫して蛍を生息させることはできないものかと。いわゆる蛍の里はいろんなところで出ていますけれども、いろんな自治体が広報をしていますけれども、我が垂水市は森の駅で蛍の見れる蛍の森をつくり上げていくこと、これによって垂水市が大きく発展するのではないかと。

また、森の駅近辺では、今度、財宝さんが大きな施設をつくれます。温泉施設もつくと。そこにもいろんな全国各地からいろんな人が訪れると。この蛍の時期になると、その施設まで蛍が舞うというふうになると、もっともっと垂水市が大きく発展するのではないかなと、そういった関係で、私は、森の駅、これを蛍の森に仕上げてくれないかと思いますけど、その点について質問します。

1点目に企画課に質問を投げた地域振興計画の中に蛍を取り入れた事業、既に取り組んでいる地域もあるようですが、その内容についてと質問しましたけれども、回答がなかったので、もし回答ができるのであれば、その次に。回答がなければ結構です。

以上2点、よろしくお願いします。

○生活環境課長（村山芳秀） 堀内議員の2回目の御質問にお答えします。

現状調査はできないかというような御質問だったと思いますが、今回、御提言をいただきま

したので、水産商工観光課、生活環境課など関係課で、まずは聞き取りの生息調査や現状の状況の把握に努めてまいります。

本格的な蛍生息地の環境調査につきましては、生態学や環境学などの専門的な知識も必要でございます。今後、蛍の生息地についてどのような展開を図っていくか。また、聞き取りの生育調査に基づいて現状の問題点や課題も整理する必要がございます。そのほか、河川のみならず、周辺の環境、予算等、いろいろ考えられますので、検討いたしたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 森の駅たるみずでの蛍の観光ということで質問がありましたので、質問と重複する部分もありますが、回答を行わせていただきたいと思います。

先ほども言われましたとおり、このことは3月議会で議員が蛍の見れる森ということで質問をされ、答弁をしております。御提案のありました森の駅たるみずは、平成22年4月の開設時に蛍の話がありまして、専門家を招いて調査した経緯もあります。活性化施設の下を流れる用水路は三面張りでありまして、園内のため、除草作業を頻繁に行う必要があります。そういったことから、残念ながら蛍の餌になるカワニナの生息に適しておりませんでした。

また、質問にありました園内のせせらぎの小川については、周辺から土砂の流入があり、同じように適さないという判断をいたしました。

しかしながら、御提案のありました森の駅たるみずでの蛍の生息という提案に対しまして、ロケーションを想像する中で、素晴らしい御提案だと思いますので、せせらぎの小川の整備等を含めまして、再度、関係者と検討、協議をしてまいりたいと思っております。

以上であります。

○企画課長（角野 毅） 地域振興計画における蛍の環境整備ということでございますが、現

在6地区の地域振興計画が作成が終わっております。その中で、具体的に蛍という文言が出てまいります水之上地区など、新城に水辺のある地区がございますが、水之上などでは水路等の草刈り整備などを時期等を考慮した作業が実際行われておるようでございます。ただ、残りの地区につきましても、河川等のない柵原等もございますけれども、地域の環境についてはそれぞれの計画で整備を進める、美化に努めるといったような形での整備が行われておるようでございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。3回目の質問に入ります。

冒頭でも話しましたが、この垂水市総合計画、4月に発表されました。これ、この中のところには基本理念、まちの将来像として「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」、ここに書いてありますね。この上のほうには基本理念というふうに書いてあります。

この基本理念、冒頭で2つお話ししましたが、もう一つ項目があります。市民と協働のまちづくりということがあります。垂水市内で蛍を保護するために現に活動を始めようとしている人たちもおります。しかしながら、民間の力だけでは何ともならない。やはり行政の力、支援がどうしても必要になってくると。これは御理解してほしいと思います。

そして、「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」、ここで蛍が舞う姿、想像してみてください。すばらしい風景です。この蛍を保護するために行政にできることは何かないのかということをしっかり考えていただきたい、このように思います。

蛍の保護、保全に関する課題としては、まず蛍が見られる環境、つまり現状を維持することが一番大切だと思います。そのために蛍と人間が共有する里山環境の必要性に関する理念、理想を持ち、自由意思及び地域社会の認識と理解

を得ることが必要だと思うんです。

他の自治体では、この蛍を保護するために条例をつくっているところも多くあります。私もインターネットで調べました。蛍を保護する条例、つくっている自治体も多くあります。まずは垂水市では蛍を保護するための調査から始めていただけるということです。まず調査をしていただいて、その後に、このような垂水市の持つ蛍の生息自然環境、このすぐれた地域性の一つを残したいという観点から、将来的には蛍を保護するための条例、これは制定できないものか。このことについて再度の質問をいたします。

○生活環境課長（村山芳秀） 堀内議員の3回目の質問にお答えします。

蛍の保護条例は制定できないかということですが、まず、先ほども申し上げましたが、市内の蛍の生息の実態把握に努めたいと考えております。全国的には蛍保護条例を制定されている例はございますが、県内では、先ほど議員から御紹介いただきました活発な民間活動がなされているさつま町や鹿屋市でも条例制定までは至っておりません。なお、鹿児島県はウミガメや希少野生動植物に対する保護法条例を制定をしております。

そういった状況の中で、全国の蛍保護条例を見ますと、生息環境を総合的に保護していくということで、土地改良区や地権者等の同意を得て、保護地域を指定して、捕獲の制限や一定期間の除草作業の禁止など、何らかの規制と申しますか、一定の条件で保護をするような形が多いようです。

本市の場合は、昨年12月、環境基本条例を制定したばかりですので、その中に施策の策定等に係る基本方針として生物の多様性が図られるとともに、多様な自然環境や身近な水環境を保全することという面で保護の理念というものの方向性を示しているところでございます。当面

はその基本方針に従いまして、具体的な対応策、取り組みについて、さらに関係課で検証してまいりたいと考えております。

あと、もう1点、先月、環境審議会のメンバーが全員決まりました。これから来年の秋ぐらいをめどに素案をまとめる予定でございますが、垂水市にとりまして水環境は大事なキーポイントですので、審議会の中でも議論を深めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 蛍の関係、この自然を保護するためには、この結果というのはすぐに出るものではないと思います。長い期間が必要であり、永年にわたってたゆまず努力をすることが必要だと思います。ボランティアによる活動、洗剤追放、環境美化、自然保護法のPR、そして一番肝心なのはやはり自治体の制度的なバックアップだと思うんです。まずは調査していただく、その後に条例も検討の中に入れていただいて、市民総出で、市民の理解と協力のもとに蛍を保護するという環境が整っていくように期待します。

この環境、河川の浄化、自然の環境の保全、この意思の向上、これを図ることがまず何よりだと思いますので、この市民条例をつくるということは、その一つだというふうに御理解して検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

2問目に入ります。2問目は、国民健康保険被保険者証と高齢者受給者証の一本化についてという2問目です。

今、内容については、課長からお話があって大体理解できました。何か一部には身分証明書、字がカード形式だとちっこいから、カード形式、これですね、これは一人の方の例を持ってきたんですけど、これ、ちっこいから、この大きいやつにしたということですけども、小さければ虫眼鏡がありますし、老眼鏡もありますので、そっちのほうを活用していただければと思います。

ます。

何よりも利便性、これを考えると、やはり1枚のカードでいいのではないかなと思います。保管するときも携行するときも、利便性を考えるとやはり1枚、機能性を考えても1枚だと思います。

他の自治体、鹿屋市は、私が調べたところは二、三カ所しかありませんけれども、鹿屋、阿久根、もう既にこの1枚のカードです。これは他人のやつを借りてきました。1枚のカードで兼用されています。垂水市もそろそろもう兼用のカードをつくってもいいんじゃないかなと思いますけど、その点についてはどうでしょうか。

○市民課長（白木修文） 2回目の御質問にお答えします。

被保険者証と高齢受給者証を一つにまとめられないかとの御質問でございますが、県内の状況を調べてみましたところ、肝属管内につきましては、既に垂水市を除く全ての自治体で1枚にまとめられており、その他につきましても、鹿児島市、霧島市やいちき串木野市など多くの自治体で被保険者証兼高齢受給者証として1枚にまとめて交付しております。

1枚にする場合、電算システムの改修が必要になりますが、被保険者の利便性の向上、紛失に伴う再交付事務や切り替え時の事務の軽減等、メリットは大きいと考えられます。ただし、被保険者証のサイズが非常に小さいため、追加の印字が可能かどうか、またシステム改修に伴う経費がどの程度かかるかなど課題もございますので、被保険者の利便性の向上などの費用対効果を見きわめながら、導入に向けて検討いたします。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。この2問目の狙いは一本化、この2枚のカードを一本化にするということです。印字が難しいという話、予算的な問題もあるかなと思います。ほかの自治体は、これは後で印字かけていると思い

ますけれども、字がちっちゃく載っておりますが、可能だと思いますので、ぜひその点、理解していただいて、実施に向けて動いていただきたいなと思います。

大きな3つ目、子育て支援センターのリニューアルに伴う今後の充実について、2回目の質問をいたします。

ことしの6月2日、リニューアルしました。私も開所式を見に行きました。中の状況も見させていただきましたけれども、ワンフロアになってすごい過ごしやすい空間ができたと思っています。今後はさらに内容を充実させてほしいというふうに思っております。

そこで、あと、この内容を充実させるということと、ホームページのリニューアルも、さきの答弁の中にありませんでしたけれども、リニューアルもちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

そして、3月の一般質問の中で、私、子育て支援センターのことについて触れて質問したときに一つ要望を出してあります。いわゆるファミリーサポートセンターの事業は展開できないかということです。子供を預けたい保護者と子供を預かってもいいという大人、この両者を引き合わせて子供のいる世帯の負担軽減を図る取り組み、他の自治体はやっているということです。そのときの当時の課長のコメントでは、県内19市のうちの約10市が事業を実施している。少子化、核家族の進行等による子供が産み育てにくくなった社会背景の中で、ファミリーサポートセンター事業は必要だと思うと、今後検討していくという旨のコメントをされています。

あれから3カ月経過して、先日、新しく子育て支援センターもリニューアルしました。19市のうち、10市が展開している事業です。少なくとも垂水市が他の自治体と横並びになるぐらいの自治体になってほしい。そうすることで、これから垂水市に住もうと思われる方、そして大

隅半島の中でどこかに住もうと思われる方、この方が子育て世帯のその支援の関係で、ほかと並べて垂水市がその選択する場所の中に入っていただけならばというふうに思います。

その関係で、このリニューアルに伴う、他の自治体がやっているファミリーサポートセンターの事業、このことに展開できないか、質問いたします。

さらに、もう1点、現在、市民館で実施している乳幼児の健康診断、これについても同じ新しくリニューアルになった子育て支援センターでできないかな、そういうふうに思っています。

この乳幼児健康診断というのは全員の方が受診されるわけです。子育て支援センターが垂水にできていないよという方でも、乳幼児健診を受けるためには支援センターに行く。支援センターに行くことによって、支援センターの内容を見ることができる。空間を見ることができる。この空間だったらまた行ってもいいなというような子育て世帯の方もおられると思うんです。いわゆる広報を含めて、この子育て支援センターで乳幼児健診をしていただけないかなというふうに思います。

広い施設です。ワンフロア、待ち時間にいろいろリラックスして過ごすことができます。そんな関係で、ここをぜひ利用したいと思いますけど、この点についても御回答をお願いします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 2回目の御質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンターについての御質問でございますが。このファミリーサポートセンターは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助組織であります。ファミリーサポートセンター事業のような子供を地域の人たちが相互に支え合うための地域組織を構築することは重要

なことと思っております。

このファミリーサポートセンター事業を既に実施している市では、また一方では、課題もあるというふうに聞いておりますので、今後、先進地の事例を踏まえ、利用したい方のまた意見も聞きながら、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

また、子育て世代の保護者に子育て支援に関するニーズ調査を実施しておりますので、そのニーズを分析し、今後、子供子育て支援事業計画作成過程で、子育て会議の中においても審議され、検討されていくものと考えております。

次に、このセンターで乳幼児健診はできないかとの御質問でございますが、乳幼児健診につきましては、現在市民館を代用をしております。保健福祉課で受診者の方の利便性やプライバシーの観点、受診者や地域、時代の変容などからも場所の選定には長年苦労してきております。このたび御指摘のありました子育て支援センターにつきましても、センターのリニューアル以前から係内でも既に検討をしておりました。その結果、幾つかの課題が整理されてきました。

まず、受診者の駐車場の確保ができず、文化会館の駐車場を利用するには、乳幼児を連れた保護者へは負担が大きく、安全性にも疑問が残る。そしてまた、センターは本来、情報処理センターとしての機能を有していたため、センター内での健診は構造的にワンフロアで個室がなく、特に内科診察時には聴診器などが聞こえづらく診察には適さず、現在でも個室の確保に大変苦労をしているところでございます。

また、ワンフロアでは声が反響し合い騒然となり、たとえ間仕切りをしても問診や保健指導などで声が伝わりにくくなります。2階の使用も検討いたしました、子供を抱いて上がりおりするには階段が急で安全性が保たれにくいことや、健診時の尿検査や歯磨き指導にはトイレや洗面所が狭く、数も男女障害者トイレが1つ

ずつしかなく、混雑することで健診に支障を来すことが考えられます。

さらに乳幼児健診で使用する場合は、午前中より健診の準備にかかるため、子育て支援センターを一旦閉鎖する必要があり、他の利用者が使用できなくなるなどの課題が見られます。

乳幼児健診における場所については、長年市民館を活用することで受診者の方はもちろん、他の利用者の方々にも御迷惑をおかけしていることは重々承知をしております。

今回、地域包括ケアセンター構想の中では、乳幼児健診の場所も確保し、子育て、医療、介護など全ての世代の方が交流し、活用できる施設も検討されておりますので御理解をいただきたいと思います。

○堀内貴志議員 乳幼児検査は、子育て支援センターでは厳しいということですが、理由の中で駐車場の確保だとか、階段を利用するからとかありますけれども、その2割か3割は私は解消できる問題だと思います。

市民館でも階段を利用して2階に行くと。ワンフロアだけでも2階は研修室がある。そこを利用できる可能性もある。駐車場の問題でも理解していただいて縦列駐車をするとか、いろんな方法があると思います。いずれにしても、いろんな課題がありますけれども、それを一つ一つ解決しながらいい方向性を示していただければと思います。

私が今度提案したのは、とりあえず多くの方に子育て支援センター、せつかくいい施設になった、きれいになった、広くなったこの施設を多くの方に利用していただきたいということで、そういう思いがあつてこのことを質問のテーマにいたしました。どうか御理解していただいて、前向きに広報して多くの方が利用できるようにしていただければというふうに思います。

最後に市長に対してお伺いします。

子育て支援センターが広さを充実させてリニ

ューアルしました。今後は個々の働きや活動をどこまで充実させることができるかということが大きな問題になってくると思いますが、そのことはまさに自治体、実施主体である市町村や親子に直接かかわる支援者の努力の力量にかかってくると思います。

リニューアルした垂水市子育て支援センターに求められる役割について、市長はどのようにお考えなのか、その見解をお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 今度、委員会でも現地を視察をしていただくというふうに伺っております。

先ほども申し上げましたが、垂水市の最大の課題は、少子高齢化に伴って人が減っていくということであります。高齢化率が約35%、県内43市町村の中で8番目に高いという現状です。ただ一方の年少人口率、中学生までの子供の数というのが約10%で、43市町村の中で南大隅町に次いで低いという現状があります。そういった現状を踏まえて、しっかりと子育て世代を支援をするということが垂水にとっての一番大事なことだというふうな認識から、今回のことを皆様に御理解をいただいて、医療費の中学生までの無料化でありますとか、拠点の整備ということで進めさせていただいたところであります。

ここを大いに活用していただいて、まずはいろんな世代の方々が交流をしていただく。そのことによって、しっかりと子供たちの心身の育成の場にしていただければというふうに思います。

まだまだいろんな可能性があると思いますので、先ほど御提案をいただいたことも含めて、どういうふうな利活用の方法があるのかというのを検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 市長の子育て支援に対する思

い、わかりました。

これから子育て支援センターに求められてくるもの、これについては地域の子育て支援の活動拠点としての役割を持った場所だと私は思っています。

地域の子供子育て中の我が子の交流促進、そして育児相談など実施して、子育て世代の孤独感、負担感の解消を図ること。そして全ての子育て家庭を地域で支える取り組みを推進してほしいと思っています。そして、その活動拠点が子育て支援センターとしての役割だと思っています。

リニューアルした垂水の子育て支援センターで、もっともっと充実した内容の活動が展開できますことを希望して、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。

次は11時20分から再開します。

午前11時8分休憩

午前11時20分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さんお疲れさまです。議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。質問は多岐にわたりますので、簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、農作業中の事故について質問いたします。

県内では、トラクターが転落する事故等、農作業中の死亡事故が多発しており6月30日まで農作業中の死亡事故多発警報が出されております。本市でも農林技術協会だよりで注意、喚起の広報がなされていますが、農機具を実演しての安全教育のための講習会等も必要なのではと考えております。

今後の事故防策についての考えと、本市の農作業用の小型特殊、農家の保有台数について農林課長に伺います。

税務課長には農作業用の小型特殊の課税状況についてお示してください。

次に、大隅広域事務組合の鹿屋最終処分場について市長に質問いたします。

平成22年7月に県が検査を実施した際、道路のひずみや沈下等が見られ、環境省令で定める維持管理基準に抵触する恐れがあり、適正化へ向けた調査等を実施し、必要な対応策を講じるよう指摘があり、現在大隅広域事務組合では、大学教授等の専門委員会を立ち上げ、平成27年3月の最終答申を受け6月より対策工事を開始する予定になっております。

専門委員会の答申によっては、莫大な工事費がかかるのではないかと心配されます。この最終処分場用地は平成20年4月1日より鹿屋市から旧一般廃棄物処理組合が引き継ぎ、平成21年4月から大隅広域事務組合の管理となっております。

事務組合が引き継いでから現在までに2市4町のごみ、1万立米が埋め立てられ、埋め立て残容量は4万4,600立米であります。これに比べ事務組合の管理になる以前の第1期、第2期、1号、2号用地の埋め立て容量の鹿屋市単独分は64万立米にも上っております。市長も堀内議員も出席されましたが、5月26日開催された大隅広域事務組合議会運営協議会の場で、私は鹿屋市から事務組合に公有財産が移管される際、過失責任は問わないとの協定があるのは承知しているが、道義的責任として事務組合移管以前の鹿屋市単独分64万立米については、実績分として鹿屋市が負担すべきである。そうでないと、垂水市民、垂水市議会に説明責任が果たさない旨の発言をしました。

市長は大隅広域事務組合議員でもあり、垂水市長でもあられるわけですが、この問題につい

て私と同じ考えかお答えください。

5月27日南中跡地を会場に19団体427人が参加した平成26年度垂水市総合防災訓練が行われました。住民参加型の訓練で、参加された市民の皆さまには災害時の対応を学んでいただくよい訓練であったと思います。しかしながら、24年度、26年度新城地区での開催、他の年度は全て牛根地区での開催と開催地域が固定化、偏っております。特に今回は、新城地区と柊原地区のちょうど真ん中の旧南中跡地で開催されたのにもかかわらず、柊原地区民の参加は市から呼びかけられておりません。なぜ今回も新城地区の住民だけの参加だったのか、新城地区、牛根地区だけでなく、市内全域持ち回りで開催しないのか、今後の開催地区の考え方について総務課長に質問いたします。

次に、メガソーラーについて企画課長に質問いたします。

華々しく建設がマスコミ発表されてから2年が経過しても未だできておりません。現在の進捗状況と今後の工程表はどうなっているのか、建設が長引いている原因は何か、市費で増設された工事費についてはリニューアブル・ジャパンから実費返済されているのか、借地料については適正に支払われているのか答弁願います。

市長、いまだ建設されていないことに市民の間からは、まだでけんとや、いけんなおつとや、あとからメガソーラーつくったちゅうた市や町はもうでけつおらよとの声も上がっております。あえて言えば市長の失点でもあると考えますが、この問題についての市長の考えをお聞かせください。

最後に、旧南中跡地の活用について質問いたします。これまであきれるほどの幾多の変遷を経て、さきの3月議会で物産館建設を前提とした調査委託費が議会で認定されました。しかしながら、まだ一議会も経ない6月議会開催中の全員協議会で株式会社財宝さんが、工場建設予

定地社員寮予定地として購入したいとの意向であり、執行部も是が非でも決定したいとのことでありました。短兵急、朝令暮改とは、まさにこのことです。株式会社財宝さんは、これまで本市に多額の寄附、車両等の寄附もなされており、一代で大きな会社を築き上げられた社長のバイタリティーには、敬服するものがあります。今回のお話も人口増対策、産業対策ひいては税收、固定資産税増、地方交付税増にもつながる話であるとは評価しております。

しかしながら、平成24年度の南中学校跡地に物産館をつくることは施政方針に基づくものであり、平成24年度の物産館をつくるための基本構想との整合性、3月当初予算での物産館建設の調査委託費の計上は一体何だったのか、まさに行政の継続性と市長の信念が問われております。市民の間からは、売り急がないで物産館建設をした場合との比較検討が必要では、物産館計画がどうなったのか、そんないいかげんな計画だったのか、話にならんと疑問も出されております。市長の見解を伺います。

財政課長には株式会社財宝さんとの売買契約を前提とした質問をいたします。今議会で上程の予定と聞いておりますが、地価算定の積算根拠と方法論はどうなっているのか、坪単価幾らになるのかお答えください。

平成23年5月、波之上慈舎との売買話の折、不動産鑑定士に依頼し、売買価格を決定されたと記憶しておりますが、その時の坪単価は幾らだったのか、また、市が単独で校舎の解体をする場合、校舎の解体費用はどうなるのか。幾らか、以上お答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈） 感王寺議員の農作業事故の予防策につきましてお答えさせていただきます。

毎年のように農作業死亡事故が発生し続けている状況の中、農作業事故防止に向けた対策の

強化と事件件数を減少に転じさせることには喫緊の課題となつてるところでございます。

平成26年度の農作業死亡事故の状況につきましては、6月3日現在におきまして県内で既に11件発生しておりまして、4月11日には県農政部長名で県内全域における農作業死亡事故多発警報が発令されているところでございますし、大隅地域にも農作業死亡事故多発警報が発令されているところでございます。

そこで、県も含めました本市の現在までの予防対策の取り組みでございますが、県では農繁期となる春の4月から6月と秋の10月から11月の2期間を農作業事故ゼロ運動の重点期間としまして、農作業事故の未然防止と安全対策の周知徹底を図っているところでございます。また、農作業事故防止現地研修会の開催も行っているところでございます。

本市におきましては、市広報誌技連会だより等の広報誌、市ホームページや防災無線での周知、県からの配布も含めましたチラシ等での予防対策の注意、喚起を行っているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、現在まで行っておりまして取り組みのさらなる強化を図り、農業従事者、中でも高齢の農業従事者の方々に予防対策と安全教育の徹底を図って行きたいと考えているところでございます。

次に、小型特殊自動車の本市の現有台数につきましてお答えさせていただきます。直近の本市の現有台数につきましては把握しておりませんが、5年に1回実施されます鹿児島県の農林業、農林業センサス平成22年2月1日現在の30アール規模以上の所有経営体の所有のトラクターの現有台数は392台となっているところでございます。

また、今年度年が明けまして2月1日に調査実施予定となっておりますので、最新の現有台数が把握できるものと考えているところでござ

います。

以上です。

○税務課長（前木場強也） 感王寺議員の小型特殊自動車の課税状況についての御質問にお答えいたします。

平成26年度の課税状況でございますが、農耕作業用の小型特殊自動車につきましては、課税対象台数は359台でございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の鹿屋最終処分場の問題についてお答えをいたします。大隅肝属広域事務組合が所有する鹿屋最終処分場の状況については、今議会の初日の全員協議会でも説明があったとおりでございますけど、感王寺議員同じく堀内議員が参加して御承知のとおり、その大部分は先ほど説明がありました鹿屋市が平成20年までに埋め立て処理した分でございます。

今年度の調査費の補正予算につきましては、広域の事務組合を構成する各市町とも今年度も組合の清掃事業に係る負担金割合で負担することに対しましては、致し方ないと考えており、去る5月22日の組合議会において可決されたところでございます。

しかしながら、対策工事に係る費用の負担割合については、改めて構成する2市4町で議論されることとなっております。今回の調査でどのような調査結果が出てくるのか、また、どのくらいの対策工事費が必要なのか、最終答申が出てくるまで推移を見守りながら、あらゆるケースを想定して適切に対応したいと考えております。

今後、鹿屋市を除く1市4町とも連絡を密にしながら対応するよう担当課に指示しておりますので、対策工事の負担割合については、構成市町の首長さんともその時点で議論し対応してまいりたいというふうに思っております。

○総務課長（中谷大潤） 感王寺議員の質問に

お答えいたします。これまでの防災訓練の開催につきましては、平成20年度が本城川河川敷、21年度が牛根地区、22年度は口蹄疫の影響により図上訓練を新城地区で実施しましたが、実動訓練は実施しておりません。23年度は協和地区で図上訓練、新城地区で実動訓練、24年度は鹿児島県総合防災訓練を中央運動公園や垂水新港を中心に、25年度は牛根地区、今年26年度は新城地区で実施しております。

主に中央地区、牛根地区、新城地区を中心にこれまで実施して、議員仰せのとおり開催場所が偏っているようですが、自衛隊や他市町村の消防本部など多くの人や車両が訓練機関として参加することから、訓練用地や駐車場用地など適度な敷地を必要とすること、市民の防災意識の向上を図るため、過去に大きな土砂災害が発生した地区を中心に訓練を実施しているところでございます。

このようなことから、26年度も南中跡地で実施することを予定しており、新城小が従来どおり新城小学校で実施することで学校側の使用も許可を受けておりましたが、新城小学校が校庭に芝生を植えたことから、養生期間として使用をちょっと控えてほしいとの申し出がありましたので、急遽、南中跡地に会場を変更したものでございます。

このようなことで、時間的に余裕がなかったことから、柊原地区への声かけをいたしていないところでございます。海潟、松ヶ崎先地区は桜島火山爆発総合防災訓練を毎年交互に実施していますが、さらに市民の防災への関心を深める必要があることから、今後は、水之上地区や柊原地区の住民の訓練参加や、それぞれの実情に適した訓練実施を検討してまいります。

○企画課長（角野 毅） 感王寺議員のメガソーラーについての御質問にお答えをいたします。高峠でのメガソーラーへの現状と今後の工程につきまして、現状につきましては、当初、

垂水桜島SUN SUNプロジェクトとしてリニューアル・ジャパン社が設立した合同会社桜島として事業を推進してきておりましたが、投資会社の決定に伴い、合同会社垂水高峠として事業を進めてきております。

工事が遅れた原因としましては、投資会社の決定及び工事請負会社との請負契約のおくれが原因でありましたが、投資会社につきましては平成25年12月にサンエジソンジャパン株式会社と出資契約を締結いたしております。サンエジソンジャパン株式会社につきましては、世界最大の太陽光発電を手がけるサンエジソン社の日本法人でございます。

現在、工事請負者との契約について詳細な詰めが終了し、本格的な建設工事が7月1日にスタートすることとなったという通知がまいりました。

建設予定地の現況につきましては、水路部分の造成工事が平成26年3月末に完成をいたしました。建設予定地がほぼ確定したために、建設に向けての準備が整っている段階でございます。水路部分の造成工事につきましては、垂水市の発注により施行いたしました。工事代金につきましては、既に合同会社垂水高峠より納付いただいているところでございます。

土地賃借料につきましても、平成25年度分までは遅延なく納付いただいております。売電期間終了後の施設撤去費用につきましても建設費用の5%を積み立てる基金条例に基づきまして、建設費用総額が定まれば直ちに覚書を取り交わす予定といたしております。

平成26年5月には、合同会社垂水高峠の代表でございますサンエジソンジャパン株式会社よりスタッフルーム及び物置等の設置につきまして申し出が出てきております。既に九州電力との系統連系契約が終了しておりまして、設備認定の手續につきましても、若干の変更申請を除き、既に終了しているところでございます。

今後の行程につきましては、先ほども申し述べましたが、建設工事については平成26年7月から12月を予定しております。同時に発電工事につきましても電気工事法の諸手続等に沿って同年10月、翌年開始、翌年8月完成を予定しているところでございます。

工事請負会社から引き渡しは平成27年の8月末に予定しているとのことで、平成27年の9月より商業運転を開始する予定となっております。

○市長（尾脇雅弥） メガソーラーの見解に関しては、今経緯は担当課長から説明をしたとおりであります。少し振り返りますと、もともと高峠この話がある前に維持管理等も含めて年間に600万、700万程度の経費がかかっておった。また鳥インフルエンザが発生して以降、ジャパンファームさんもあってなかなか、そういうようなこれまでの観光目的としたものだけに特化できないという状況がある中で決断させていただいたわけですが、計画が当初の計画は春ぐらいにはということでございましたので、その点がおくれております。そのことはおわびを申し上げたいと思います。

ただ、今申し上げたような経緯で慎重、丁寧に進んでおります。全体的に10メガぐらいの大変大きな、県内では恐らく2番目ぐらいの規模、当時でございますので、1メガ、2メガ程度の整地が進んでたものは、後発でもどんどん、どんどんできていくわけですが、そういった状況、整地をしたり、このいろんな手続の関係等でおくれておりましたけれども、ただいま申し上げたような形でそう遠くない将来見えてくるというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

○財政課長（野妻正美） 南中跡地の売買価格の算定についての御質問にお答えいたします。土地価格の算定方法につきましては、旧垂水南中学校の土地評価を不動産鑑定士に依頼し、鑑

定評価をしていただいております。その鑑定評価した価格をもとに庁内関係課長で組織する不動産価格評定委員会に図り、売買に適した価格を決定し、その後、庁内の最高意思機関である経営会議にかけて交渉価格としているところでございます。

解体費用の負担についての御質問についてですが、建物評価額算定につきましても土地と同様、不動産鑑定士に依頼し鑑定評価していただいております。解体費用の負担につきましては、現在交渉中でございますので答弁を控えさせていただきます。

また、売買にかかわる坪単価の御質問につきましても、現在交渉中の案件でもあり平成23年の鑑定評価額を含めまして、現在交渉中の積算と連動するものであり、また影響があることから答弁を控えさせていただきたいと思います。

以上です。

（発言する者あり）（「答弁させてください、議長。その財宝さんについては協議中だから、議長よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（森 正勝） はいどうぞ。

○感王寺耕造議員 今、財政課長答弁漏れあったんですけども、財宝さんの価格については現在交渉中ということで、それ自体は了解します。まあ、おいおい出てくるでしょう。そのときに判断いたします。

ただ、これからの契約の部分の単価を見据える上で、波之上慈舎との部分での価格という部分ですね、この分は公表すべきじゃないですか。余りにも議会、市民をばかにしていると思いますので、議長のほうで答弁を求めてください。

○財政課長（野妻正美） 波之上慈舎との交渉は不成立に終わっております。この交渉自体は、相手方がありまして、相手方との交渉の内容でございます。これが成立しておれば議会にお諮りし審議いただくことになります。

なお、この評価額ですが23年に鑑定士に依頼

し評価しております。ここにつきましては一応公表できるものと考えておりますが、現在、交渉中でございます評価額も鑑定しております。これは新聞でもございますが、地価は下落しております。約（「もう後で議論するでええ」と呼ぶ者あり）そこは価格が推測されるという判断でございます。（「市長の见解を」と呼ぶ者あり）

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の閉校中学校の活用についてということでございますけれども、先ほど川越議員のときにもお答えをいたしました3月の定例会において、物産館建設にかかわる予算について審議をしていただいて、地域住民の合意を得るということを条件に承認をしていただいたところでございますけれども、今回新たな利活用方針の説明をさせていただくということ、先ほど感王寺議員が言われた3月議会でこの提案をしてこの6月で、まだ正式には提案はしておりませんけれども、全協の中において、そういう私の考え方を話をさせていただいたということに関しては、真摯にお詫びを申し上げたいというふうに思います。

時系列的には、前も御説明をいたしましたけれども、3月20日の最終本会議が終了後、4月15日に株式会社財宝さまから、先ほど申し上げたような内容の大変ありがたい御提案がありましたので、その中で今いろいろ御検討、中身で協議をしているところであります。

そこの辺りの経緯に関しましては、市としての方針というのを決定をするに際して、副市長をリーダーにして企画課長そして財政課長、水産商工観光課課長、教育総務課長からなる閉校中学校の跡地利活用プロジェクトチームを設置をいたしました。このプロジェクトチームで出された南中跡地利活用の方向性の答申を受けて、庁内最高決定機関である経営会議の中で協議をして市としての方針を決定をしたところでございます。

株式会社財宝さまの計画というのは、社員寮の建設によりまして本市最大の課題である定住人口の増加、工場新設に伴う地元雇用の創出、また市税や地方交付税など歳入確保などにもつながっていくということで、地域住民の皆さま方にとっても大変優位な有益な計画であると判断をして議会の皆さまにも御理解をいただきたいということで、前回全協でその計画を御説明さしていただいたところであります。また、新城地区の地域振興計画ですね、新城づくり計画の中においても跡地利用について企業誘致や地域雇用創出などが盛り込まれておりますので、地元住民の皆さま方の要望にもかなうものと考えております。

地域にとりましても、また本市全体にとりましても、経緯に関しては申し上げたとおり、大変私自身反省をしておりますけど、ただ結果的に株式会社財宝さまからの提案は、垂水市の発展、市民の幸福につながるものだという確信のもとで、御提案を、これから検討させていただきますので、よろしく願いを申し上げますと思います。

○感王寺耕造議員 一問一答方式で進めてまいりますのでよろしくお願いします。

まず、農作業事故、農林課長からありました11件、非常に多く上っております。この部分については、見てみますと中身、もう高齢の方が多いです。ほとんど70歳、80歳、中には90歳でトラクター乗って下敷きになって死んでしまったということもあります。その中で6月19日、今度、鹿児島きもつき農業協同組合の串良支所で農業機械士各位を参集して安全教育、安全指導を行われるということなんですけども、ただ課長、農業機械士持ってる方は大型農家で、農機具の知識、機械の見合いとかそういうのは熟知しているんです。取り扱いもベテランです。ただ、問題なのは免許を持っておられない方で、先ほどですか329台数あるということなんです

が、これは30アール以上の農家さんです。そうしますと、私がざっと見るに畜産農家、大型の水稻農家一人で3台も4台も持っておりますから、見渡してみると1,000台以上のトラクターが公道を走ってるって状況です。

そういった中で高齢者の方々、この部分の安全をどうやって担保していくのか、こういうのはぜひともメーカーさんであるとか、県の部分の担当課の指導を仰ぐとかいう形で、実際に垂水の現場で、また小型特殊しか免許持っておられない方もいらっしゃいますんで、ほかの地域やら出かけられない方もいらっしゃいます。ぜひとも本市で開催していただきたいと思います。その分について答弁をお願いします。

あと、課税台数ですね359台ということなんですけども、實際上私の推測による台数と大きな開きがあります。今回1,600円から2,400円にアップされたわけですけど、それでも税込未納な部分があるということで、この部分は税込確保の対策というやつをしっかりと図らねばならないと思ってるんですけども、その点について税務課長にお答えいただきたいと思います。

また、小型特殊を運転するには免許証もそうなんですけども、公道上を走るためには緑ナンバーのナンバープレートが必要不可欠でございます。もらい事故の場合でナンバープレートつけてなかったら、農家の責任になります。もらい事故したとしてもその人の責任になってしまいます。そういう意味でも市民の部分の安心・安全を担保するためにも、きちっと指導していただくべきものはいただいいてくんだと、こういうメリットがあるんですよ、緑ナンバーをつければですね、実際に曾於郡で七、八年前こういう事故が多発しております。当て逃げ事故です、ナンバープレートのついてない小型特殊にわざと当たるそういう部分も含めての質問ですんで、その2点についてよろしくお願いします。

○農林課長（池松 烈） 垂水の現場での講習、

研修等はどうかという御提案でございますが、議員の仰るとおり高齢者の方々非常に多いということで、新聞等で拝見いたしますとやはり耕うんをなされる前にトラクターの点検を怠ったり、あるいはかねてやってるからというようなことで、この坂道のところを普通の通り運転してしまって横転されたり、その後、下敷きになったりというようなことで、確認というところが抜けていらっしゃるということで記載されているようなことでございます。

また後、今出ましたように30アール以上のところということで、現有台数の報告をいたしました但、本市におきましては30アール未満の農家も大変多くございますので、この方々のことも考えますと、やはり垂水市のほうで例えば県の先生方にお越しいただいて指導していただくということも大変重要かと思ひます。特にその高齢者の方々には、その安全点検の確認も含めてやっていかないといけないと考えておりますので、これにつきまして今回6月19日にも開催されます、農業機械士の方々また認定農業者の方々にも通知を申し上げて出向いていただけるようにというお願いをしておりますが、高齢者の方々また免許等お持ちでない方は、なかなか足を運ばない状況であると思ひますので、地域振興局等を通じまして県のほうにもお願いをして、できるだけ本市のほうでも機会を得て実施をしていただけるようお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○税務課長（前木場強也） 農家が保有している台数とかなり差があるのではないかと御質問ですが、税務課といたしましては適正な賦課をしていると思ひております。しかしながら議員御指摘のような事実があるとすれば、税の公平な負担という観点から問題があると思ひれます。

農家保有の台数との差があるとすれば小型特

殊自動車につきましては、申告による課税となっているためと、実際の保有台数との差が出ているのではないかと思ひております。また、公道を走らなければナンバープレートは必要ないと考えている方もいるようですが、税法上は所有するだけで課税対象となりますので、このことも原因の一つではないかというふうに思ひれます。

数年前に広報誌で小型特殊自動車の登録の周知は行っておりますが、今後も広報を予定しております。また、今後税収確保の観点からも、また安全確保の観点からも台数の把握につきましては、農林課と連携し、継続的な広報をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 今、農林課長からいろんな方、振興局の協力も得ながら地元で開催していくということですので、若い人は条件反射の部分で飛び降りれるんですよ、高齢の方はなかなかそうはまいりません。一方で80、90になってもトラクターに乗って耕す、健康づくりのために農業続けられているということは、その個人の思ひを尊重したいんですけど、一方で事故の観点からすると、やっぱり受託組合をきちっとつくって、その分で引き受けていくという方向性も必要だと思ひますので、その部分については、今後検討いただきたいと思ひます。

税務課長の方から申告制なのでなかなか数をとられないということですが、道路運行上だけではなくて、税法上も持ってるだけで課税対象になるということであれば、きちっと誘導策をとって行くべきだと思うんですよ、前向きで。申請がないからできないじゃないと思うんですよ。公平性云々の部分も申されましたけれども、その辺の点を今後きちっと農林課とタイアップしてよろしくお願ひしたいと思ひます。

先を急ぎますので、この問題についてはこれで終わりにいたします。

次に、大隅広域事務組合です。市長のほうから答弁をいただきました。私と同じような考え方であるってということで了解してよろしいんですかね、もう一回確認します。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど答弁をいたしましたけれども、今回の補正に関してはやむを得ないというふうに判断をしております。今後、抜本的な対策工事の課題が残ると思います。ただ現段階においては、どのような工法でどのような負担割合でということは提示されておられませんので、ただ、会の中で感王寺議員がおっしゃった考え方というのは、私も基本的に共有しておりますので、今後、堀内議員、感王寺議員と連携をしながら他市の動向を見ながら、いろいろその考え方によって対応してまいりたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 確かに専門委員会の最終答申が出されないと工事費が出ないということですね。それを待ってということになるとは思うんですが、市長も前向きな答弁をいただいたと思っております。また、調査委託費については私も市長がいわれた議会の部分で賛成しました。それはなぜかと言うと、また4万5,000立米ぐらいの容量があるものですから、均等割りの10%ですか、人口割の40%、実績割りの50%については、調査委託の部分については賛成したわけですが、ただ実際鹿屋市民が、広域事務組合ができる以前の単独で60万立米も捨てたごみの部分を、やっぱり垂水市民がその部分を実績をかぶるということはあってはならないということですので、また他4町の町長さん達とも協議していただいて、ともに頑張って協議していただきたいと思います。

また、私と堀内議員と共同してこの問題を解決できればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

この問題について、これで終わります。

次に、防災訓練についてでございます。本城

地区でもやられたことがあったということなんですけども、新城地区今度で24年度もやりました26年度もやって2回続きなんですよ、地区住民の中には新城ばかり災害が起こるとかよ、柊原じゃ起こらんとかよっという声も上がっております。

また、行政の仕事というのは、一地域の部分の安全・安心を担保するだけでなく、市内全域の市民の皆さんの安全担保をすべきだと思っております。そう考えた場合、せっかくのいい機会であった新城小が使えなかった理由は私も知っております。南中で開催したんであれば、柊原の住民の方々にこれは協力いただいて訓練をするのが柊原の住民の方々のために対する行政の役割だと考えるんですけども、その点については市長お答えください。

あと、総務課長についてはバスの移動の部分で、この部分で大浜地区の住民の方が2名乗車の部分をうまくできなくて、原因は現場の部分で責任者が、地域住民がいなかったということが大きかったと思うんですけども、この問題、総務課長現場でつなぎましたらすぐに2名の奥様方のところに出向いて謝っていただきまして、その点については評価いたします。

ただ、やはり臨場感もってきちっと訓練することが大切ですので、連絡不足そういう部分がよくいう報告・連絡・相談か報連相、この部分が抜けちゃあだめだと思うんです。この部分について今後きちっと対応していただきたいと、これは要望に留めます。

ただ、総務課長に私参加したんですけども、なかなか人を集めるのが大変なものですから、杖をついた私のお知り合いにも参加をお願いしました。そうしたところ会場に車椅子が1台も用意してないんですよ。大の男が二人で手配して会場を案内した次第でございます。やはり車椅子ぐらいは、実際災害になった場合、生活弱者の方々が一番困るわけですから、このくらい

揃えて当然だと思うんですけど、その点については答弁をください。

あともう1点、私避難バスに乗って南中の体育館に行きました。そうすると避難ブースのありました所ですけど、いろんな災害グッズも置いてあるんです。その部分が古いという部分があります1点です。また、何のために必要なのかという説明する説明責任者もいないんですよ。市役所の職員も何も説明しない、やっぱ災害時必要なグッズで優れたものであったら市民のためにも必要なものですから、そういう形できちっと説明をしていただくような方策も必要なんじゃないか、それと後、ブースの件についてもブースに入ったのは私の母親とさっき話しました杖をついて歩いている高齢者の方2名です。これについてもアンケート調査の一つもない、まあ座れば痛いと思いました。段ボール1枚ですね、その辺についても住民の意向調査とかそういう部分も臨場感もってきちっとやるべきだと思うんですよ、総務課長。その点について総務課長の答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 場所の問題について私の方で答えをさせていただきたいと思います。まあ、就任をして直後の3月11日に東日本大震災が発生をいたしまして、私も現地を赴いて当然まずは住んでよかったと思えるまちづくりということの中で、やっぱり安心・安全ということが担保されなければいけないという思いから、そういう形でいろんな場面で御提案をさせていただいているわけですけども、過去に3年続いた大きな災害がありました。前市長のときに、ちょうど私は市会議員でしたけれども、新城地区も大変な災害があって現場にも赴いた中で、現場見ながら思うこともありました。

そういった観点から安心・安全のためにやっぱり災害そのものは防げませんので、それに供えるということは大事だろうと思います。その災害のリスクというのは所によってやっぱ変わ

ってきます。桜島の近郊であれば桜島の大爆発に関連することもあるれば、これまで過去の例からいきますと、豪雨災害あるいは台風災害というのがメインになっております。さらには、昨今言われておりますのは、大きな地震によりまず津波の災害等々まで合わせると、本当に多岐にわたって対応しなければいけないと、ただハードだけでは限界がありますので、ソフトの避難訓練を実施することによって、そういう意識を啓蒙して、まずは生命・財産の中で生命を担保していくという考え方であります。そういう意味においては、今地域的に牛根あるいは高齢者の方が多い新城地区に集中する形になっておりますけれども、ほかの地域においてもリスクがないわけではありませぬので、その辺も今後しっかりと検証して、それぞれの地域のリスクを考えながら安全対策に、訓練に努めてまいりたいというふうに思っております。

○総務課長（中谷大潤） 高齢者の配慮についてですが、防災訓練のときには住民の方には主に避難訓練、消火訓練などの種目に参加していただいておりますが、地域の高齢化や仕事の関係で若年層の参加者が少なく、訓練参加を高齢者に頼らざるを得ず、参加者集めに大変苦労されているいらっしゃることは、認識しております。

今回の防災訓練におきまして、対象者として高齢者を対象としているということを実施要領において定めていなかったために、議員御指摘のような事態が起こったということは総務課としては反省しております。今後、高齢者が参加しやすい訓練について関係者と協議を進めてまいりたいと思います。

それから、災害ブースと災害グッズの件ですが、災害ブースにつきましては特に説明責任者ということは決めておりませんが、担当職員を何名か配置しておりましたけれども、そこでの対応に対しての不手際がありましたことは、

お詫び申し上げたいと思います。今後、災害ブースを設置した場合は、アンケート調査するなど、また安全面に考慮した配置をするなど検討してまいりたいと思います。

それから、災害グッズにつきましては、これは県の防災研修センターからの借りものでしたので、なかなか思うようなグッズが得られなかったことは反省しておりますので、このことにつきましても県の防災研修センターと協議しまして、なるべく新しいものを買っていただけるように交渉してまいりたいと思います。

○感王寺耕造議員 防災訓練ですけども、前向きな答弁をいただいたと思っております。最後に、一番の災害時に大事な部分は市民の皆さんの生命を守ることだと思っております。そのための訓練なわけですから、きっちと対処していただきたいと思っております。

ただ、参加していつも思うのが、自衛隊の方々も来られますし、ヘリも飛んでくるということで、何かともすれば物見遊山的な感じで、そういう部分も結構感じられるような気がするんですよ。その中で、日ごろ一般の市民の方々、自衛隊の装甲車みたいな、ああいうやつ見れませんから、ただやっぱ興奮して見たいという気持ちはわかるんですけども、ただやっぱあくまでも訓練ですんで臨場感を持った訓練をどうやってできるのか、その部分が市民の皆さんの安全・安心の担保につながって行くのかという部分を総務課長、市長のほうには見据えていただいて対処していただければと思います。

この点については、これで終わります。

次に、メガソーラーについてで、ちょっと時間が無くなってまいりましたが、ソーラーの部分については新聞紙上でもいろいろ書かれております。中には土地とあと権利を申請後、権利を転売する業者もいるという形で、また農地法上の部分もきちっと定まってないと、さまざまな問題がございます。

やっと27年の8月完成ということなんですよ。そういうことなんですけど、10メガという大きい施設ですから、それはやっぱ莫大な資本が必要だったことだと思います。ただ、その部分幾ら資本を集めてやるんだといっても、いくら大きい箇所でも何でこんなに時間がかかるのっていう部分が私感じるんですよ。そんな大きい箇所だったら正味莫大な資本金が必要だとわかってたんじゃないかと素朴な疑問を持っていますけども、その点について企画課長もう一回回答ください。

○企画課長（角野 毅） 建設費等々につきましては融資の関係でございますけども、全体工事費1メガ大体3億程度の経費ということで、10メガということで30億弱程度の経費が必要になると想定をしておりますけれども、7割を金融機関からの融資、3割をその資金協定でともに手をつなぐという会社の出資会社からの融資ということで、まずその3割の部分の手をつなぐべき融資をする会社のその選定に時間がかかってしまったということで、大手の銀行との融資7割を占める部分の交渉が成約がおくってしまったということになるということです。

○感王寺耕造議員 30億ですね必要だということは、当初計画の中でわかってたわけですよ、資金調達についてもその時点で、新設の部分である程度、目途をつけないことにはならん問題だと思うんです。本市の行政がそういう部分きちっと考えて契約したのか、その点について市長、これは市長しか答弁できないのでくどいようですが市長に答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） 候補として何社かいらっしやいまして、条件的なものがありまして、その辺のところどれにするかということで多少時間がかかったということで、最終的に先ほど申し上げたように合意をしてスタートをするということでございます。

○感王寺耕造議員 早急にできるように願って

おります。27年の8月の完成予定がこれ以上お
くれないように願って、この問題を終わります。

最後になりました。南中跡地の問題です。ま
あ1点だけ財政課長、これは情報公開条例の部
分で波之上慈舎との売買価格という部分です、
不動産鑑定士を入れた、この部分は情報公開請
求すれば出るんでしょ、出さないといけないも
のでしょ。何でこの部分でできないんですか、
財宝さんの単価の部分は今議会上程に向けて折
衝中ということで、その部分については了解し
ますよ。あとでそれは請求すればいいだけの話
ですから。過去の部分の話で成約しなかったと
いっても、あの部分は校舎を観光施設として使
うということで、耐震化も図られていない建物
ですから、その費用も波之上慈舎さんが支払う
ということ、もう1点が何というんですかね、
不動産鑑定士を入れて波之上慈舎さんと折衝し
てこの価格でっていった価格ですね、ずばり言
いましょう、坪3万円でした。3万円、この部
分で協議して成立しなかったというだけの話で
す。市の意向としては坪単価3万円、総体で1
億5,000万円で売りたいといった意向があっ
たから決裂したんでしょ。そういうことでしょ、
だから数字出せと言ってるんですよ。もう、ち
ょっと怒りで爆発しそうなんですけども、まあ
じゃあ視点を変えてもう1回校舎の解体費用は
どちらが持つような形で交渉しているのか、株
式会社財宝さんと、企画課長をお願いします。

先ほどの答弁で市長の方で、ちょっと答弁い
ただいてない部分があったんじゃないかと思ひ
ますんで、再度質問いたしますけども、ごめん
なさいね、24年度の南中跡地に物産館をつくる
ための基本構想策定との整合性、この部分、施
政方針で決まっていたわけですから、物産館つく
ると、そのために3月議会で上程したわけでは
しょ、その部分についての答弁を求めます。

あと1点市長にお願いしたい部分が、今回も
し財宝さんとの契約が成立した場合、南部地区

の土地、広い土地はございません。物産館を建
てる土地、南部地区の観光拠点の部分について
の今後の方針をちょっと教えてください。その
2点市長をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 基本的な考え方ですけど
も、6次産業化と観光振興の考え方の中で3つ
の拠点の整備をして交流人口をふやしていきたい
という考え方があります。北中央そして南の
拠点として南中跡地に全体網羅するものであり
ませんでしたけれども、校庭の部分を活用して
物産館の建設をとというのが大体大筋の部分であ
ります。

もちろんこれに向けて3月議会に御提案をし
て御了解をいただいたというのが全体の経緯だ
と思いますけれども、先ほどから申し上げてお
りますけれども、それ以降4月の正式には15日
の日に、あのスペースを全体を活用して、我々
の課題である人口減でありますとか、雇用対策
とかも含めた御提案がありましたので、どちら
がよりあの場所の活用としてふさわしいかとい
うことを再度私は考え直しました。

もちろん先ほど御提案していますように、議
会の方々のいろんな手続き等々も踏まえれば、
直ぐの6月議会に向けての調整というのは忍び
ないところではありますけれども、ただ株式会
社財宝さまの計画も来年の4月への入社に向け
ての方々も含めて数十名という計画でございま
すので、逆算をしますと時間的な問題もありま
すので、やはり先ほども申し上げました本市の
最大の課題であります人口減とかまちの活性化
ということに大変ありがたい御提案をいただい
たと私は思っておりますので、前半戦の手続き
の問題は私は大変申し訳ないと、お話をしてい
ることでもありますし、後半の財宝さんの判断を
したことは間違っていないと、ただ先ほど1つ課
題が残っている南の拠点はどうかと、これ
は消えたわけではありませんで、しっかりと
南部の地域、いくつかまだ具体的には決まっ

ておりませんけれども、そのことも検討しながら必ず拠点の整備はやっていくというふうには考えております。

○企画課長（角野 毅） 解体費用の件につきましてお答えをいたします。南中学校跡地に建っております建物につきましては、そのような年数がたっている建物でございまして、耐震の調査等につきましても実施しておりません。その関係で有償、無償いずれかの譲渡という形、売買若しくは無償での譲渡という形が考えられると思いますので、それによりまして解体費用の持ち方というのは変わってまいと思います。有償の場合でございまして、市のほうで解体までして有償で提供するという形になると思いますが、公共単価での解体費ということで県等々の単価基準を持ちながら大体の想定をしていきたいと考えております。ただ、無償でお譲するということになりますと、その場合は解体費用等々につきましては全て財宝さんのほうで担保していただくということになると考えております。

○感王寺耕造議員 解体費用については、まあどちらが持つかまだ協議中ということですか、でも今議会で上程するのがある程度決まってると思うんですけど、まあいいでしょう。

確かに上物については、課長が申されるように耐震化図っておられませんので、なかなか改修費用についても耐震化図ってまた工事をする、解体するにしても費用がかかるので、その分についてはまあマイナス要因になるんじゃないかと私は個人的に考えます。

ただ、確かに地価公示価格も当時と比べると平成23年ですね、波之上慈舎と下落しているのはそれは確かでございます。ただ、下落分の部分だけ下落分ですね、やっぱりされるんだったらされると、波之上慈舎のときに売りたい価格があったわけですから、不動産鑑定士ですね、ちょっと価格が私ちょっと情報によって聞いて

ること違うんですね。この辺りについての考え方、財政課長にお願いします。

あと、企画課長、解体費用について幾らかかるのか、その点についてもう一回ください、これ。

○財政課長（野妻正美） 鑑定士に依頼しました評価額についてですが、これにつきましては23年鑑定評価をしております。それと、本年鑑定評価をしております。

新聞でも何度か載っておりますが、地価公示価格は下がってきております。大体年に、5%程度ずつ下がってきております。そうしたときに23年の不動産価格の評価額、それと本年鑑定士に依頼した評価額、ここについては金額は違いますが、この下落幅を考慮したときには整合性が図れておるところでございます。

一応、それをもとに本市の評価額評定委員会に諮り適正な価格として決定し、最終意思決定機関である経営会議に図り、交渉価格として今現在交渉しているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） 解体価格についての御質問でございますけれども、解体価格につきましては、県の単価を持っていたしますと校舎部分です、2階建ての教室等の校舎につきまして、公共単価で行きますと4,500万程度の解体費用が必要になると積算をしております。

○感王寺耕造議員 議長、あと何分ですかね。3分ですか。

公共単価で4,500万ですか、公共単価は高いですよ、私の知り合いの部分でですね、ぶっちゃけて言いますと、同僚議員の方々も今いらっしゃいます。建設関係ですね、大体その方で2,000万もあれば利益が出るという話ですね。だから公共単価の部分を中心に財宝さんとゆめゆめも交渉するべからずですね。実勢単価の部分できちっとネゴシエートしてくださいよ、その点については。

あと、もう1点市長におかれまして、議会報告会の中でも南中跡地について、現状と今後の展望、方針について説明がほしい、計画には住民の声を十分に反映してほしいという声が、要望が出されているんですよ。これについて教育総務課長も水産商工課長も回答書きちっとおくっております。だから、今まで私も市長に色々指摘してきました。後先逆なんじゃないですかと、まず地域住民、市民の方々の声を聞いてから事業計画をたてていく。施政方針に則って、その姿勢が今まで私は足りなかったから、せっかくこういういい話を財宝さんからいただいているのに、ここまで私はこじれてる原因だと思うんですよ。これは市長が自ら泥をかぶってやるべき事案だと思います。

部課長使っただけじゃなくて、その点の意気込みについても一回きちっと聞かせてください。せっかくのこのいい話を、おかしいですよ、やっぱりやり方が。

○市長（尾脇雅弥） その点につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、事前のいろんな手続きに関しては、私の方で足りないところがあったということはおわびを申し上げているところであります。正式には3月議会に御提案して御了解をいただいた後に、住民説明会ということで先ほど担当課長から申し上げましたように5月の中旬ぐらいを予定をしておりました。ただその後に株式会社財宝さまからの御提案がありましたので、そこの提案をしっかりと担保した中で、住民の説明もやっていくという予定であります。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩をします。

次は、1時25分から再開します。

午後0時20分休憩

午後1時25分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 気象庁が九州南部と北部が梅雨入りしたと見られると発表したのが6月2日、2週間になり、空梅雨が続けておりますが、予報によりますと、きょう夜半には大雨が予想されております。今は田植えも真っ盛りであります。まだ水不足の声は聞かれていないようであります。

この時期になりますと草木も生い茂ってまいります。先日、協和小学校の福岡原に上がる道路が、海潟と牛根麓をつなぐ道路工事受注建設業者によってきれいに草払いをされました。地域の皆さんに大変喜ばれております。本当にありがたいことであります。

いよいよ本格的な梅雨の時期となりました。災害が心配されますが、防災対策にどう対処されているのかお知らせください。

次に、水産業振興について質問いたします。

本市の基幹産業であります水産業であります。昨年度からカンパチ、ブリとともに浜値の高値で推移し、うれしいところであります。この状態が長く続くことが水産業の発展につながっていくのではないかと考えます。

しかしながら、まだ、燃料や餌等の高騰、さらに魚価の低迷が続いたことや、また、過去の漁協運営の精算等があり、特に垂水市漁協の経営状態は決して良好であると言えるものではないと考えます。漁協は漁業、漁家の中核組織であり、経営破綻などすることとなると漁業活動、漁業経済に多大な悪影響を及ぼすと思います。現在、漁協では、修学旅行受注事業のブルー・ツーリズムやマルハニチロ水産との提携しての加工事業、さらに海外への輸出など、さまざま

な経営努力をされております。さらに、たくさん
の後継者も育ててきております。そのような
ことから、漁協経営の立て直しが急務でないか
と考えます。

漁協の経営再建支援事業、新借換え資金とい
う制度があり、今、垂水市漁協も資金の導入を
策定中ではありますが、この制度についてどうい
った制度なのか詳しくお知らせください。

南中跡地について、6月6日の本会議終了後
に、3月議会で議決した南中跡地の方針転換の
説明がありました。物産館建設のための実施設
計委託料予算でありました。南中跡地について
は、いろいろ計画が上がってきました。午前に
川越議員、感王寺議員から質問がありましたが、
再度これまでの経緯と、それぞれの理由をお知
らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） 川畑議員の質問にお
答えいたします。

本年度、九州南部は6月2日に梅雨入りし、
土砂災害などの災害発生が心配されるところで
あります。垂水市は、平成17年、18年、19年と
3年連続で大きな災害が発生しましたが、それ
以降は幸いにも大雨、台風などの直撃を避け、
大きな災害は発生しておりません。しかしなが
ら、毎年、全国各地で大雨などによる災害は発
生しており、常に防災に備えておく必要があります。

市の対策としましては、土砂災害、地震、洪
水などの災害発生を想定した垂水市総合防災訓
練を5月17日、垂水南中学校跡地を中心とした
会場で実施し、約400名の参加者が防災体制の
実効性について検証、確認を行うとともに、市
民の防災意識の高揚と知識の向上を図りました。

5月28日には、関係機関、関係課によります
防災点検を市内5カ所で実施し、安全点検をい
たしました。

また、自主防災組織につきましても、本年度

新たに2つの地区で結成され、振興会数で申し
ますと、143振興会中138振興会で結成してい
ただき、平成26年5月末現在の世帯数による組織
率は約96%となっております。

防災対策につきましては、市長公約に掲げて
おります安心安全な垂水のまちづくりを今年度
も重点施策として継続してありますが、早期の
情報収集、情報伝達、避難に努めることとい
たします。大雨が予想されるときは、前線の状況、
予想雨量や土壌雨量指数などの各種情報の把握
に努め、台風接近時においては、気象庁などの
情報を参考に垂水市への影響を予測し、状況に
応じた災害警戒本部あるいは災害対策本部を設
置して、防災・減災対策に努めてまいります。

今後も早目の情報収集、早目の情報伝達で防
災対策を進め、早期避難、人災ゼロの対策、体
制を整えてまいります。

以上でございます。

○消防長（迫田八州夕起） 総務課長の答弁と
重なる部分もありますが、消防本部の取り組み
についてお答えいたします。

まず、これまでの消防本部の取り組みにつ
いては、消防団がみずから命を守ることによ
って多くの命が救われるという考えのもとに、津
波災害時の消防団活動マニュアルを作成し、消
防団員に周知しているところであります。このマ
ニュアルは、津波災害時だけではなく他の自然
災害時にも消防団員の命を守ることを最優先と
することにより、消防団活動を継続することが
でき、ひいては、地域の安全確保ができるとい
う考えのもとに作成しております。

また、消防職員によります土砂災害警戒区域
の把握、河川調査及び水防資機材の保有状況を
調査するとともに、消防団につきましても同様
に、各分団で土砂災害警戒区域の把握、防災点
検を行うよう指示しているところであります。

また、去る5月17日には、市の総合防災訓練
が垂水南中学校跡地を中心に実施され、消防団

による避難広報及び避難誘導訓練、河川の越水防止及びのり面保護等の水防工法訓練を実施し、これによる消防団員の河川災害に対する工法を習得したところであり、土砂災害等への認識及び対応が図られた訓練であったと思います。

これらの訓練を実施することにより、消防本部、消防団が連携を深めていくことが災害を未然に防ぎ、市民の安心安全につながるものだと思います。これから梅雨・台風シーズンになりますので、消防署、消防団員の出動態勢の確立を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、災害防止に努めるとともに、大雨、台風情報を的確に収集し、関係機関との共有を図り、市民に対しまして正確な情報を迅速に伝達して早目の避難を呼びかけ、人災防止に努めてまいります。

○水産商工観光課長（山口親志） 川畑議員の水産業振興についての御質問にお答えいたします。

質問にありましたとおり、浜値が600円から1,000円前後で推移し、漁家の方々には元気が出てきているように思います。しかしながら、今までのさまざまな要因で漁業経営は非常に厳しい状況にあります。地元選出の国会議員のお力をいただき、昨年度9月、直接水産庁長官も垂水市漁協にお見えになり、漁協及び漁業者との意見交換をしていただきまして、再建に向けた対策としまして、先ほどもありました漁業経営再建支援事業の新借換え資金の導入に向けて検討をしております。

この事業には、第三者としまして公認会計士も入れていただきまして、県漁連、県、市等とも協議をし、垂水漁協も経営再建に向けての対策を行ってまいっております。10年間の役員報酬の凍結、職員の退職金の減額、あわせて、養殖業者への餌代、販売手数料等の増額、定期的な債権回収など、組合が漁家と一体となって経営改善計画を立て、鹿児島県水産団体上野会

長への要望も行い、経営管理、計画の進捗状況の把握のため、県連から参事派遣もお願いしているようであります。導入計画の金額としましては、14億円で、10年償還の据え置き3年を予定しておりまして、利子については、国、漁業関係金融団体が1.25%の利子補助を行います。さらに、基金協会への保証料の問題が発生してくるのではないかと考えておりまして、国と漁協の負担となりますが、漁協分の保証料負担については、現在、市と県に協力依頼をされている状況にあり、現在、協議中であります。資金執行予定としましては、12月を予定されているようであります。

続きまして、南中学校跡地についてで、3月議会に物産館建設のための委託料の予算を提案した経緯と理由についてお答えいたします。

3月議会で物産館建設のための自主設計委託料の予算を提案した経緯及び理由については、旧南中学校跡地利活用計画が、平成21年度から魅力ある観光地づくり事業で整備していただきました宮脇公園や交通量の多い地の利を生かし、病院建設、企業誘致等さまざまな計画が上がってまいりましたが、なかなか実現しておりませんでした。風光明媚な場所を生かし、雇用対策も含めて、校庭だけではありましたが、物産建設のための実施設計委託料を提案いたしました状況であります。

以上であります。

○川畑三郎議員 それでは、私は一括で質問させていただきますと思います。

防災対策についてですが、今、総務課長と消防長のほうで説明がございました。先日も防災訓練が南中跡地で行われたわけですが、これについて、先ほども感王寺議員のほうからいろいろ質問されました。これから、やっぱり梅雨の大雨、それと台風による大雨と大きな災害が予想されますので、今、訓練を行ったのを基本に、早目の情報を収集して、情報伝

達で防災対策を進めていただきたいと思います。
災害も思わぬところでやってきますので、今、
訓練をしちよつてもこれが役に立つのかなとい
う考えもありますけれども、私たちが総務委員
会で岡山県の佐用町というところに研修に行っ
たわけですが、そこも台風で大きな被害
を受けまして、数名の方々が亡くなったところ
でしたけれども、そこで私たちがお話を聞いた
中で、やっぱり自分から身の安全を守るために
自分で行動を起こすということが一番大事です
よということでした。ですから、こういう防災
訓練もありますけれども、そういうことも各市
民にお伝えしていかなければならないかと思
いますので、ひとつしっかりとした防災対策を
とっていただきたいと思います。

これは、これで終わりたいと思います。

次に、水産業振興についてお尋ねいたします。

今、水産商工観光課長に丁寧に説明をして
いただきました。垂水市漁協の状況が、今ちよ
うど苦しい状況であるということは、皆さん方
も御承知のことかと思えます。今、私が質問
いたしました漁業経営再建支援事業、新借換え
資金の導入ということで、漁協もそれを策定
中ですが、大方これがまとまりつつあると聞
いております。

今、課長のほうで説明がありましたように、
組合には大きな負担が強られるということで、
やっぱり心配されるのは、この資金を利用す
るに当たって組合員がいろんな負担を強いら
れるので、これで、今後10年間でする間、そ
れが持ちこたえるんだろうかという気が私は
します。これは、この前の漁協の中でもお話
を聞いた中では、全漁連のほうでもそういう
こと大変心配してるということで、お金で、
新借換え資金を借りたとしても、残された
漁業者が果たしてそれに耐えられるだろ
うかと心配をされているようです。そう
いった中での借換え資金ですので、また、
市長も水産課長も漁協と連携をとって、

しっかりとした対応ができるように私は
お願いしてきたいと思います。

これについては、今、10億円という
想定が出ておりますけれども、今まで組
合が損失補償を願いますということで再
三市長のところ、前市長からでしたけ
れどもお願いして、そういうことは
できませんといった中での、今度の
新借換え資金です。14億という資金
を導入してこれをするわけでありま
すので、しっかりとした、これは
対応をしていかなければならないか
と思います。3年据え置き10年の償
還ということになるようですね、し
っかりとした対応が大事かと思
います。

利子のほうは、今お話がありましたよ
うに、国、県、それで漁業関係者が
1.25%持つということでありま
すので、また、これもありがたい
ことだと思います。それについて、
今度、それを借りるに至るには基
金協会の場合、保証料というのが
必要なんですよ。そこら辺がまだ
煮詰まっていないわけで、もしも、
それを導入するには市の援助が私
は必要じゃないかと考えます。そ
ういった状況を水産課長、どう
対処されていくのか、2回目で
質問させていただきます。

それでは、南中跡地についてです
けれども、この問題が、当初の本
会議終了後に説明があったわけ
であります。3月で委託料の議
決をいただいて、住民の理解を
得て、それ執行するという条件
つきでしたけれども、その後、
すぐまた、4月に入って財宝
さんから申し入れがあったとい
うような説明がございました。
これについて、再度物産館から
財宝さんへの方向転換に至った
経緯を説明をしていただきた
いと思います。

以上で、2回目を終わります。

○水産商工観光課長（山口親志） 2回
目の水産業振興の御質問にお
答えいたします。

今回の国の漁業経営再建支援
事業の新借換え資金は、昨年
11月に市長の働きかけで組
合長と上京し、地元の国会議員
の先生に事情を説明さ

れ、陳情されたことが大きな要因でございます。そういう意味からも、今回のこの資金は垂水市漁協のための資金対応であるといっても過言でないと思っております。漁協及び養殖業者、また組合員と一体となって再建に取り組んでおられ、最後の支援策との認識でおられるようであり、国、県、市も一体となって取り組まなければならないと思っております。議員も言われましたとおり、本市にとって漁業振興は重要な産業であり、養殖業者にはほとんど後継者もおられ、今回、漁協自体も問題点を洗い出し、再建に努力されておられ、漁協経営の基盤をなす加工場の経営は、マルハニチロ様等の協力で年間経営は良好であり、価格安定のための生産調整も打ち出しておられることなど、担当課としましては、漁協からの保証料の要望については、しっかり検討、協議し、対応をしてみたいと思っております。

以上であります。

○企画課長（角野 毅） 川畑議員の南中跡地について、物産館から財宝への方針転換に至った経緯についての御質問にお答えいたします。川越議員の御質問の答弁と重複する部分がございますが、御了承をいただきたいと思えます。

これまで、閉校当時の商工観光課による物産館の建設計画、波之上慈舎の福祉施設及び物産館、グラウンドゴルフ場としての利活用の提案、トータス株式会社による水耕栽培施設など跡地利活用の提案がなされ、その都度、相手方の企業と関係課が協議を進めてきた経緯がございます。そのような中、市としましては、グラウンドに物産館を建設し、南の拠点として整備することを目的に、平成26年3月議会におきまして、その実施設計予算を計上し、承認をいただいたところでございます。

ことし4月1日に垂水市と株式会社財宝の地域活性化包括連携協定が締結されましたが、その調印式の席において人口減少及び雇用促進に

についての提案が株式会社財宝よりなされ、4月15日に跡地全面に加え、隣接する旧校長住宅跡地を利活用した社員寮及び新工場新設等の利活用計画書が正式に提出をされました。その後、隣接する恵典の泉からもプールを利用して、温浴施設を整備する計画の提案を受けたところでございます。

これまで御説明させていただきましたとおり、垂水南中学校跡地の利活用につきましては、トータス株式会社の水耕栽培、市民へのスポーツ施設としての開放、観光における南の拠点としての物産館建設計画、株式会社財宝による社員寮及び新工場建設計画、恵典の泉による温浴施設整備計画の5つの計画がある状況でございました。

これらの5つの計画についてのメリット、デメリットにつきましては、先ほど川越議員の御質問での答弁で述べさせていただきましたので割愛させていただきます。プロジェクトチームといたしましては、この各計画のメリット、デメリットを比較し、旧南中学校跡地の今後の活用方針につきまして協議を重ねてまいりました。

その結果、プロジェクトチームとしては、跡地全面の利活用が可能な計画であること、社員寮の整備により本市最大の課題である人口減少対策に資する計画であること、新城づくり計画に記載された地域住民の要望でございます中学校跡地への企業誘致や地域雇用創出が可能な計画であること、概算ではございますが、市税については固定資産税650万、法人市民税480万、住民税900万、地方交付税1,000万円の恒常的な歳入確保が見込まれること。このようなことから、中学校跡地利活用計画として株式会社財宝からの提案のあった利活用計画を最もふさわしいものであると判断し、承認したいとの結論に至りました。

3月議会において物産館建設に関する実施設計予算を計上し、御承認をいただいたところで

はございますが、株式会社財宝の計画は、これまでに御説明申し上げたことに加え、地域の防犯対策の上、不安解消にも資するものであり、市や地域住民にとってより有益な計画であると考えことから、プロジェクトチームとしての方針案を経営会議に付議し、承認されたところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 水産業振興についてありがたい制度があったもんだなと、つくづく思うわけですけれども、これも市長も先頭に立って森山国会議員と一緒に、これを導入するように一生懸命頑張っていたいただくと聞いております。我々の漁協の組合長もそれなりに、一生懸命私は頑張った成果がこういう資金導入につながってくるんじゃないかと思っております。

これは、この資金については、垂水市漁協は垂水で一つなんですけれども、県においては、鹿屋市漁協もこれを導入しようとしているわけですね。その中で、やっぱし垂水市漁協が先行して進んでるということで、11から12月には導入が図られるんじゃないかというような予想でされているわけですけれども、これをぜひとも導入しなければ、垂水市漁協の今後は私はないのではないかと考えていますので、漁協と一緒に、課長、市長、これを必ず導入できるように頑張っていただきたいと思います。

後で、この件については市長にまた決意のほどをお伺いしますけれども、一応これはこれで終わって、次に、南中跡地についてですね。株式会社財宝さんへの方向転換に至った経緯を、これ全協で説明があって、けさも川越議員のほうにしっかりと説明がありました。我々が議員の中でお互いに話をする中で、こん話はよか話やなあというのが皆さんの一致した話なんですけれども、ただ、3月議会で委託料を可決したということがあって、そしてまた、6月議会に再度財宝さんへの転換があるということに

対して、我々議員は、それはどうかというのが私は議員の皆さんの大きな考えだと思っております。私もそういうことで、あら、もう3月のやつが6月に変わるのという思いもありましたけれども、いろいろ話を聞いて、ああ、やっぱしこういう方向で垂水のために頑張ってる財宝さんが、また、さらにあそこを購入して垂水市のためにしてやりたいという、その思いを聞きまして、ああ、やっぱし私はいいなと思うんですけれども、これについては、市長も私は相当苦しい思いをしたんじゃないかと私は察知いたします。3月の分を6月で出すということは、なかなかこれは大きな決断が要ったと思うんですけれども、全協やら、きょうの説明の中で聞いてみますと、大きなメリットがありますよね。だから、この3月のやつを6月にするという、そのないごつかという考えも私は大方あると思うんですけれども、垂水市の今後を考えた場合には、この事業を私は捨てるわけにはいかないと。だから、市長も大きな決断で、これを重い決断で私は今度出そうとしていると私は考えます。だから、そういう気持ち、全体の垂水市を思っているんだ、この事業はという気持ちで私はこれは前に進めていかんと説得がないと思います。私は、議員の方々の考えは妥当だと思うんですよ。けれども、垂水市全体のことを思うのでは、これはどうしてもこれを導入することが私はもう一番大事だと、私個人はそう思います。だから、そこを、市長はこういう経過に至った重い決断を、決意を私にお教えいただきたいと思います。それと、さっき言った水産に対する思いですね。一番大事なのは南中のこの問題を、市長の強い決意を、決断を私にお教えいただきたいと。お願いします。

○市長（尾脇雅弥） まず、水産についてですけれども、私自身も六次産業化と観光振興ということで垂水の産業のあり方、水産を中心として、しっかりと加工してもうかる仕組みをつく

って、国内だけじゃなくて海外も中心に販路を広げていかないといけないというふうに思っています。それはなぜかっていいますと、今のままでは人口減少社会の中で国内マーケットだけで、例えば値が上がったから将来が担保できるかって、そういう時代ではないんですね。だからこそ、販路っていう意味で海外も含めてマーケットを求めているかなきゃいけない。これまでは、過去において災害があったときに、たしか当時の八木市長だったと思いますけど、損失補償をされて、それが継続をしているということだと理解しておりますけど、それはそれで時の決断なので正しかったというふうに思っております。けれども、一方で、そのことよっての弊害もあったんじゃないかなというふうに思っております。単年度の収支っていうのはよくなってきております。けれども、その過去の部分のその課題を解決するために非常に苦しんでいるのも現状であります。そういった中であって、夕張がありましたけれども、損失補償とかいろんなものが問題となりまして、いわゆる将来費負担比率、これが大変厳しい状況になって破綻をしたという事例もありました。垂水市におきましても、時の将来費負担比率がたしか170ぐらいでしたけれども、県内で一番悪かったの枕崎です。大体180ぐらいだったと記憶しています。100を超えると厳しいという状況の中で、そのことをやっぱり改善をしながら、しっかりと経営改革を進めていかなきゃいけないという中で、今、正確な数字ではありませんけれども、50台に落ち着いているということがあります。なので、今の方向性としては、もちろんそういった、これまでの損失補償とかっていうのも一つの政策でありましたけれども、法令的にも違憲であるという考え方も出たりしておりましたので、そこも踏まえてしっかりと売れるものをつくって、売れるフィールドを求めていくというのが、シンボリック的に六次産業化

という形で申し上げているところであります。ただ、そうはいうものの、やっとな魚価も安定をして、いい状態が始まっております。ただただ、先ほど申し上げたような負債の部分はどうするかっていうことがありましたので、昨年の11月、組合長とともに上京して、国会議員の先生方に陳情を要望してまいりました。そういった経緯も踏まえて、今回、新たな借換え資金のことがありまして、総額、恐らく14億円ぐらいになるのかなと思いますけれども、課題となっておりますのは利子補給の部分ということになりますので、その辺も中身をしっかりと精査して、議会の皆様方に御相談をしなきゃいけないと思います。その辺の詳細がしっかりと決まりましたら御提案申し上げたいと思いますけれども、考え方としては、何といたっても大変な基幹産業でありますので、このことはしっかりと支えていくんだということを、まずは申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、南中跡地のことでありますけれども、これまでも何名かの方の御質問がありました。基本的なスタンスは同じであります。3月議会に上程をして審議をしていただいて、議決をしていただいて、すぐの6月議会にということに関しては、真摯におわびを申し上げたいと思います。私も議会の出身でありますから、その議員の皆さんの決断の重さっていうのはよく理解をしております。

ただ、先ほど申し上げましたような経緯なんですけど、4月の1日の日に株式会社財宝様と包括協定を結びました。その前に、水迫邦男社長から垂水の観光振興あるいは産業振興の、垂水のために貢献したいという大変ありがたい御提案をいただきました。協議をしていく中で、万が一災害等があったときには明治村を使ってくれと、30メートル高いところにある、飲み物もある、食べ物もある、寝るところもあるから、そういった形で使ってくれというような御提案

もありました。協議の末、それであれば包括的にいろんな分野で垂水のフィールドを活用していただきながら、垂水の発展のために御尽力をいただきたいということで包括協定を結ばせていただくことになりました。その4月1日の記者会見の席上におきまして社長の思いをお伺いしました。いろんなことをお話をされました中で、垂水の最大の課題はやっぱり人口減少だと。このことに対してもしっかりと寄与したいというお話をいただきました。そういった流れもありまして、4月の15日の日に、正式に南中跡地に対しての計画を提案をしていただいたということです。

先ほど申し上げたような経緯を踏まえて、慎重丁寧にいろんなことを審議してまいりましたけれども、ほかの案件も含めて、ただ、垂水の将来のため、今もそうですけれども、垂水がしっかりとよくなるために、垂水市民のためにはこの計画が一番だというふうに考えましたので、6月の議会の後の全員協議会におきまして、こういう考え方で方向転換させていただきましますと申し上げたところであります。ただ、詳細に関して、まだまだ完全に詰まってないところがございしますので、そこをしっかりと詰めた後に、できましたら6月議会中に議案を御提案申し上げて、審議をして、議決をしていただくというような手順を踏みたいと、踏ませていただきたいというふうに思っておりますので、気持ちとしてはそういう経緯で、手続的なものに関しては本当に申しわけないということも思っております。だけれども、総合的に判断をして、しっかりと対応しなければいけないということも考えておりますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。今度の質問をする中で、水産業に対しては山口課長が一生懸命頑張っている姿を話の中でつくづく感じました。こういうことであれば

保証料もうまくいくんじゃないかと思しますので、よろしくお願いします。

それと、企画課長もこの取り組みについては一生懸命取り組んでいらっしゃる。前回のやつは真摯に受けとめて前に進むんだというような、話の中、出てきますので、ひとつ、もしも議案が出てきた場合に、しっかりとした対応を私はお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（森 正勝） 次に、7番田平輝也議員の質問を許可します。

〔田平輝也議員登壇〕

○田平輝也議員 皆さん、御苦労さまです。農家にとりましては、春の収穫も終わり、田植えの時期となり、至るところで田植えをされている方々が見受けられます。今後、水不足のないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。また、さきの同僚議員と重複するところもあるかと思いますが、御了承ください。

いよいよ梅雨入りとなり、災害の多い時期になってきました。今後、梅雨入りになり、豪雨などの大雨による河川の氾濫や土砂災害など心配されます。現在も山間の土砂災害防止のため、県の工事なども行われているようでございます。

本市にある河川についてですが、本市での河川は何カ所ぐらいあるのか。また、県が管理する河川と本市が管理する河川の場所、件数などをお聞きいたします。あわせて、これら河川の整備状況などをお聞かせください。

次に、本市の赤線、青線について伺います。

本市においても、いろいろな事業などで市道などの整備がされてきました。市道や排水路も大分改善されてきたと思っております。

そこで伺いますが、本市の赤線の道路、青線の水路の把握はどのようにされておられるのか。市全体、各校区ごとに図面などができているのか。また、土木課などの管理する赤線、青線は

どのようなところなのか。一般の市道と赤線の違いなどをお聞きいたします。また、これら責任の所在はどこなのか、伺います。

次に、今、空き家、廃屋については全国的に問題になっております。空き家、廃屋対策については、数年前から同僚議員も、また、私も数回質問しております。以前、24年に議会で、空き家、廃屋を取り除いて更地にしたら、逆に固定資産税が約6倍ぐらいの税負担が発生、ふえるというのはどう考えてもおかしいと質問いたしました。そして、前課長が県内19市の鹿児島県都市税務協議会議で、また、市長からも全国市長会として、継続して国に対して要望すべき事項であるとの回答でございました。

そのような中、本年2月、空き家や廃屋を減らすため、国が特定空き家の対策として指針と報道がありました。その中で、更地化した際の固定資産税の軽減の税制措置などを講じるとありましたが、これらについて国などからいろいろな情報とか指導などはないもののでしょうか。あわせて、本市においての固定資産税の収納率と、支払いが困難な方々が何名ぐらいおられるのか、それらの総額を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○土木課長（宮迫章二） 田平議員の御質問の、本市が管理する河川の件数についてお答えいたします。

本市には、河川法の適用を受け、県知事が指定する2級河川が、牛根、二川地区を流れる松崎川、海潟、中俣地区を流れる中俣川、市木地区を流れる河崎川、水之上地区を流れる本城川と井川、新城小谷から大都まで流れている小谷川の6河川がありまして、大隅地域振興局で管理していただいております。2級河川以外の河川法の規定を準用する河川で、市長が指定した河川は、牛根地区を流れる境川ほか10河川、海潟地区を流れる小浜川ほか2河川、中央地区を流れる城之下川ほか4河川、柊原地区錦町にあ

る赤迫川、新城地区を流れる塩入川ほか2河川の23河川ありまして、土木課で管理してるところでございます。

また、河川の形態はあるものの、河川法を適用または準用をしない河川につきましては、普通河川と管理条例に基づいて維持管理をしているところでございます。そのほかにも法定外公共物である水路、いわゆる青線と言われております水路でございますが、その財産管理につきましては、土木課で一括して管理しておりますが、機能管理としましては、それぞれの所管課で管理して、集落内を流れている排水路や農業用排水路など形態もさまざまでありますので、その本数は把握しておりません。

続きまして、河川の整備状況についてお答えいたします。

2級河川である本城川などは、県の寄洲除去計画に基づいて大隅地域振興局河川港湾課で実施していただいているところでございます。市で管理する河川につきましては、毎年、特に人家や公共物が近くにある河川を優先して、河川内のダンチク等の伐採や寄洲除去を重機借り上げ等で実施しているところでございます。

続いて、本市の赤線、青線の把握はどのようにされているのかとの御質問でございますが、法定外公共物について受け付け業務を土木課で行っておりますのでお答えいたします。

まず、赤線、青線について御説明申し上げたいと思います。

道路法の適用のない道路、これ里道といいますが、里道を赤線、河川法の適用または準用されていない水路を青線と称していますが、登記所に保管されている公図、いわゆる字図に、道路は赤色、水路は青色に着色して表示してあるため、それに由来しているようでございます。これまで、この赤線、青線は、国土交通省所管の公共用財産とされ、境界確定や用途廃止等の財産管理は県知事が委任事務として行い、機能

管理は市町村で行ってきたところでございます。

法定外公共物については、法律上の性格が曖昧で、多々問題があることが地方分権推進委員会からも指摘され、関係省において検討が行われた結果、平成10年5月29日に閣議決定された地方分権推進計画において、里道・水路として、現に機能を有している法定外公共物については市町村に譲与し、機能管理、財産管理ともに市町村の自治事務とすることとされました。

そのため、本市においても平成12年度から平成16年度までの5年間で譲り受けを完了し、市内全域の機能を有している法定外公共物についての一覧表と、図面は作成し保管してありますが、検証につきましては、その形状といえますか起点・終点が不明な路線が多いため把握できておりません。

法定外公共物、里道・水路については、先ほどもお答えしましたように、国から譲与を受けて財産管理及び機能管理ともに市の自治事務として管理することとなっているところでございますが、財産管理としましては法定外公共物の譲与種類が土木課に保管してありますので、里道・水路に関係する境界立ち会いや払い下げの申請書の受け付け業務については、全て土木課で対応しているところでございます。

機能管理につきましては、集落道や集落内の排水路であれば土木課で管理しておりますが、農道や農業用排水路、また圃場整備されている区域内の農道、耕作道、用水路、排水路などがありますので、それぞれの所管で対応していただいているところでございます。

以上でございます。

○税務課長（前木場強也） 田平議員の固定資産税についての御質問にお答えいたします。

土地の固定資産税は、土地の評価に一定の割合を掛けて算定しておりますが、居住後の建物の敷地は、本来の評価額の3分の1または6分の1を課税標準にするという、住宅用地の特例

措置という制度が地方税法349条の3の2に規定されております。

このことから建物を取り壊すと、その特例措置がなくなり、同じ土地なのに課税標準が本来の評価額に戻ることで結果的に上がり、固定資産税も上がってしまうということになってしまいます。

空き家や廃屋の解体後の住宅用地に対する固定資産税の軽減措置につきましては、昨年の鹿児島県都市税務協議会で他市の状況を確認しましたところ、全ての市で軽減措置の延長はしていないとのことでございました。

なお、国では、税制上の措置を検討しているとの話も聞いておりますので、今後税制改正、または指針等が示されれば、本市でも検討していきたいと思っております。

平成25年度の固定資産税の徴収率につきましては、現年度分が97.5%、過年度分が24.8%、全体で88.3%となっております。

また、滞納者数は729人、滞納金額は約7,510万円となっております。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、一問一答でお願いします。

先ほど土木課長のほうから、人家のあるところを中心に整備されておられるということですが、できますれば上流の調査などもたまにはしていただきたいと思っております。

今後も台風や豪雨の時期になり、河川による被害が心配されます。地元のことでちょっとあれですが、新城の塩入川の土砂状況を感王寺議員と一緒にお願いしまして、現在一部の土砂除去作業をしていただいております。

塩入川は18年度に人家より上のほうですけど、上流部の河川の一部が決壊しまして、水田に土砂が流出しまして被害があり、現在はもう使用されておられません。

本市にある河川の何カ所かが整備されている

と考えますが、どのような方法で整備されているのか。数年間のローテーションを組んで、また市民にも周知徹底を図るべき計画をと私は考えますが、どうでしょうか。また、今後の本年度の計画などをお聞かせください。

なお、市民からも今盛んに自助・共助・公助とありますが、本市にとっての効果と、それらの対応についてどのようにされているのかお聞かせください。

以上、お願いします。

○土木課長（宮迫章二） 河川の整備をどのような方法で計画されているのかとの御質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしました、河川によっては人家や公共物が近くにある河川や、隣接する農地などに被害を及ぼす危険性がある河川を優先して、年次的に実施しているところでございます。

現在市内にあるいずれの河川も、河川内にダンチクやヨシが繁茂しておりまして、その処分に大変困っているところでございまして、草を伐採するだけではすぐにまた新しい芽が出てくるとわかっておりますが、芽まで除去するとなりますと、河川ブロック積みの基礎まで掘削しなければならなくなるため、かえって被災を起こす原因ともなりますので、根までの除去はできない状況でございます。

本年度計画していました河川につきましては、特に整備の必要な箇所については実施したところでございます。

また、新城地区にあります河川につきましては、昨年度は塩入川のダンチク除去と馬形川の寄洲除去。また2級河川の小谷川は振興局にお願いしまして、寄洲除去を実施していただきました。

本年度は塩入川の未来橋から上流にある取水堰までの区間に土砂が堆積しているとの確認されましたので、実施したところでございます。

また、市民などの自助・共助・公助とあるが、それらの本市にとっての効果ということでございます。地域によりましては、集落内のボランティア活動で河川の除草作業を実施されているところもございまして、経費削減にもつながり、ありがたく思っているところでございます。この場をお借りしまして、心からお礼申し上げます。もっとこのような活動を進めていただきたいと思いますところでございます。

なお、県では5月21日から6月20日までを河川愛護運動月間と定めまして、河川を大切に、きれいにする気運を高め、良好な河川環境の保全、創出を図る運動を実施してきておりまして、河川愛護運動を実施した団体へは、混合油10リットルを無料で支給していただいております。

詳細につきましては、市報の6月号と市のホームページにも掲載してありますので御活用ください。

○田平輝也議員 3回目に入ります。河川の整備など地区民も今大いに協力してくださっていると思います。また一方、河川というところは本当に危険の多いところでも、それらもまた心配されます。それらを考慮いたしまして、市としての対策などを今後十分検討して下さることをお願いしたいと思います。

地元のことで申しわけないんですが、新城の塩入川は一部だけでも整備されてありがたく思っております。しかし、国道220号線から見た新城保育園の前は竹やぶで、この前もちょっと通ってみたんですが、川の流れも見えない、竹やぶで見えないところが数カ所あります。保育園児も通路などとして、よく歩く姿をみるんですけども、もし河川に落ちたらこれは、竹やぶの中などで園児など落ちたら大変だなと強く感じております。

あと80メートルぐらいかなと思っておりますが、何とかそういう事故が起こらない前に下流の整備をしていただきたいと思いますと考えますが、何か

予定はないのか伺います。

○土木課長（宮迫章二） 現地を確認しまして、大分入っているようでございます。先ほども答弁しましたように、今年度実施した箇所は山からの土砂流出がありまして、ヨシの間に土砂が堆積して河積がなかったために、今回は事業いたしました。

作業中にも下流側の作業も要望されておりましたが、今のところはヨシは生えておりますが河川断面としての確保はできていると判断しておりますので、今のところは来年度の予定として計画しているところでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 4回目、最後になります。河川の整備につきましては大変大事なことで、今後計画、そして予算計上など要望して終わりたいと思います。

次に、本市の赤線、青線についてでございますが、私もつい最近ですけれども、集落民の方々などから、赤線、青線について、もちろん本人もですけど、私もですが、勘違いなどがあるようでございます。

数名の方々から、以前あそこは赤線だったはずだがどのようになっているのかと聞かれました。私も勉強不足で、赤線についてはどこに聞けばわかるのかなということで、土木課にお願いしまして図面をいただき、図面に赤線がないということで説明をしまして御理解していただきました。私自身が勉強不足ではっきりと説明もできず、今回こういうことを質問いたしました。

そこで伺いますが、一般的な道路といいますか市道といいますか水田地などの農道を含めて、赤線、青線の道幅など法的に何か決まりがあるのかお伺いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 赤線、青線の幅員などは法的な根拠があるのかとの御質問にお答えいたします。

この幅員のとり方につきましては、平成26年6月議会において感王寺議員の（発言する者あり）申しわけないです、平成24年6月議会において感王寺議員の地籍調査のあり方についての御質問にお答えしておりますが、結論から申し上げますと法的な根拠はありません。

地籍調査における里道、水路等の境界確認方法について御説明いたします。

まず、この里道、水路の機能管理をしている関係機関との事前協議におきまして、現地立ち会いを実施し、調査時に遺漏がないように準備しているところでございます。

具体的には里道、水路の実態はさまざまでございます。現況の道路や水路があれば、隣接地権者と協議し、現況どおりの幅員を確保していただくようお願いしているところでございます。

また、公図には表示してあるが、現地にその形跡が存在しない状態であったとしても、機能管理をしている関係機関の里道、水路としての用途廃止の手続がなされてない以上、地籍調査事務処理としては当該地区に里道、水路があるものとし、地籍調査の成果に従前の公図の表示等を参考とし、里道幅員は120センチメートル以上、水路幅員は90センチメートル以上を確保するように努めているところでございます。

○田平輝也議員 初めて知りました。里道の幅員が120センチ以上、水路が90センチ以上と理解いたしました。ここにもたくさんの農業委員の議員の方々もおられる中ですが、耕地整理がされない以前は、赤線、青線についての不法占拠といいますか、トラブルなども大分あったようですが、現在はないものか。また、農道水路などの払い下げなど是可以のか伺います。

今後赤線などで苦情やトラブルが発生した場合は、その対応はどこがされるのかお聞かせください。

○土木課長（宮迫章二） 赤線、青線について

の不法占拠などのトラブルについての御質問ですが、今のところ特に不法占拠についてのトラブルはございませんし、調査も実施しておりません。

また、赤線、青線の払い下げについてですが、例えば所有している土地の中に使われていない赤線、青線があった場合に申請書を土木課に提出していただき、条件が整えば払い下げは実施できるところもございます。

今後の苦情やトラブルの処理についてですが、不法占拠や機能管理に関すること、例えば路面補修とか道路改良に関しましては、それぞれの所管課で対応していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○田平輝也議員 今後もひとつ赤線、青線のトラブルがないように、また調査などもされるよう要望いたします。

次に、先ほど税制改正など、まだ国から指針などが示されていない。そして滞納者が729名ですか、滞納金が7,500万との回答でございます。私も市民の方などからよく宅地などの固定資産評価について話がよく出ます。

そこで伺いますが、固定資産の評価方法は評価委員会委員などで検討されていると思いますが、取引事例などが考慮されているのか。そしてまた、本当に実質価格等の差はないと考えておられるのか。それから、支払いが困難なために市に寄附をしたいなどの相談などはないものなのか。あれば、それらの内容をお聞かせください。

以前の回答で、滞納者に対して公的な手続を行うとの回答がありましたが、公的な手続をここ数年間で何件ぐらいされているのかお聞きいたします。

○税務課長（前木場強也） 田平議員の2回目の御質問にお答えいたします。

固定資産の評価方法につきましては、国が示

しております固定資産評価基準に基づき評価しております。

土地は売買実例価格をもとに算出した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価しており、家屋は評価の対象となった家屋と全く同一のものを評価時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費の再建築価格をもとに評価しております。また、償却資産は、取得価格を基礎とし、取得後の経過年数に応じた原価を考慮して評価しております。

しかしながら、物価の変動、資産の状況の変化等の事情が生じるため、3年ごとに評価がえを行い、本来あるべき価格との間に格差が生じないようにしております。さらに、最近では地価の下落が続いているため、毎年不動産鑑定士に標準値の評価の依頼をし、個別の案件については現地確認を行い、似たような土地や近隣の土地の価格と比較し、適正な価格に変更するように努めております。

次に、支払いが困難なために市に寄附をしたいなどの相談はないかという御質問でございますが、年に数件ございます。個人から土地等の寄附採納の申し入れがあった場合には、財政課で現地を調査し、有効活用できるかどうかなど、土地や建物の寄附を受ける際の条件に該当するか検討し、決裁をとった上で個人の方に回答しております。平成24年度には2件、25年度は4件、本年度は現時点で3件の申し出がありましたが、調査の結果、条件に該当しなかったため、全てお断りした結果となっております。

次に、滞納者に対して法的な手続を何件ぐらいしているかという御質問ですが、差し押さえ処分件数は平成23年度が85件、24年度が122件、25年度が831件となっております。

以上でございます。

○田平輝也議員 3回目に入ります。固定資産税の支払いが大変で市に寄附したい申し出が

年々多く今後はなってくると、私は考えております。

先ほど滞納者に対しての法的手続が件数で23年度85件でしたか、24年度が122件、25年度が約7倍近くの831件とお聞きしましてびっくりしました。この25年度は間違いはないのかなと思っております。また、そういう担当職員の方も手続に大変だなと思っております。

次に、共有者、持ち分について伺います。本市において共有者、持ち分の対象者の件数はどれぐらいなのか。1つの土地や建物の固定資産の共有者、持ち分に対して、固定資産税の通知はどのような対策をされているのか、持ち分などで固定資産税の支払いでもめている方々もあると考えますが、本市においては全くそういうのがないのかお聞きします。

それらもめている人たちに対しては、持ち分の一人一人に請求できる方法を検討できないのか。これら当然電算システムの改善などありますが、ほかの市町村の事例は全くこういうのではないのか伺います。

また、あわせて鹿児島県都市税務協議会などで、こういう意見は出ないものなのか伺いたします。

○税務課長（前木場強也） 田平議員の3回目の御質問にお答えいたします。

本市における共有者や持ち分のある固定資産の件数につきましては908件でございます。

共有の固定資産にかかる固定資産税の納税通知書につきましては、共有者の代表者の方にお送りしております。これは地方税法第10条の2の規定により、持ち分に関係なく共有者全員が連帯して全額を納付する義務があるため共有者それぞれの持ち分に応じて課税することはできないという規定に基づくものでございます。このことは共有者が分割納付した場合でも、連帯納税義務が消滅するわけではありませんので、もし別の共有者に滞納が発生した場合は滞納処

分の対象になることになります。

持ち分などで固定資産税の支払いに関して相談を受けることもあります、その際は持ち分等で納付者を分けることはできないと説明しております。

鹿児島県都市税務協議会では、23年度の会議におきまして協議会として取り上げられ、他市の意見が出されております。各市とも持ち分納付の相談があるが、持ち分で納付書を分けることはできないという説明をしている市が多く、実施している事例としては共有者全員の同意など条件つきで持ち分分割納付を行っている市がございます。

しかしながら、共有者全員が納期限内に納入しない、共有者の死亡による代納者の選定など問題点があるとの意見が出されておりました。

以上でございます。

○田平輝也議員 共有者が908件と今聞きました、びっくりしております。持ち分の共有者が親や兄弟など近親者の方々のうちはいいのですが、支払いも代表者の方が話もまとまりますけれども、それらの方々が年々亡くなられて相続などが発生してくれば、当然複雑でもめごとの原因になると思います。

以前の議会報告会の中で、この問題につきましては議員の私たちに牛根でしたか、持ち分に対して請求のあり方について意見がありました。また、実際私もそういう共有者の物件につきましては相談を受けておりますが、今後これらのことは十分に検討すべきではと私は考えます。先ほども申しましたとおり、身近な人たちの間の共有物件ならいいんですけども、それがだんだんと年数がたちまして複雑になってまいります。

電算システムの改善には当然経費もかかるとは思いますが、鹿児島県、先ほど申しました都市税務協議会など、また市長会などでも、これらのことをさらに検討することについてどのように考えておられるか再度伺います。

要望としまして、また税収アップに向けて、これらを含めていろいろの収納対策検討していただきたいと思います。

○税務課長（前木場強也） 田平議員の4回目の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、土地の共有者が多数存在している現状であり、これはお持ち分、案分した税額の納付書を送付することは、電算システムの改修と多大な経費がかかると予想され、共有者の納付額の費用対効果を考えますと実施は難しいと考えます。

しかしながら、実施している自治体もあるようですので、政府が平成28年1月から導入を予定しているマイナンバー制度にあわせて、電算システムなど諸懸案が対応できるかどうか今後調査研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○田平輝也議員 市長、どのようにお考えですか。

○市長（尾脇雅弥） 今担当課長がお答えしたことが基本であります。その上でいろんなことを検討したいというふうに思います。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。

次は、2時50分から再開いたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番池之上誠議員の質問を許可します。

〔池之上誠議員登壇〕

○池之上誠議員 皆さん、お疲れさまでございます。議長を除く15名の全議員が一般質問に立たれるとのことで、私は平均時間、質問時間59分05秒だったんですが、今回はスピードアップに協力したいと思います。

もう一つの要因があるんですけれども、これは秘密にしておきたいというふうに思います。

議長より許可をいただいております。早速、通告に従い順次質問してまいります。市長、関係課長の簡潔明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、教育行政について伺います。

1番目に、高校再編の現状ということで、垂水高校の現状について伺います。毎度毎度という感もありますけれども、26年度入学者は垂水高校支援策の効果もあり、生活デザイン科では久しぶりに志願率が1倍を超えたのではないかと考えております。26年度入学者数並びに地域別の入学者の増減等について伺います。

また、少なからず来年度の楠隼高校開校と鹿屋高校定員割れ等の影響もあるのではないかと考えられます。言える範囲で結構でございます、伺います。

2番目に、高校再編関係市町村長がごしま県連絡会、高校再編市長連絡会が6月6日に六反県教育長に各地元小規模校の活性化策を講ずる要請書を提出したと新聞報道されておりました。どのような内容だったのか、そしてまた、垂水市としてどのような要請を行ったのか伺います。あわせて旧市町の構成、またその中にある学校名あるいは学科名など、わかる範囲で結構でございます、伺います。

3番目に、中学校跡地活用について伺います。

南中跡地問題が非常にクローズアップされている6月議会ですが、少し距離を置きます。昨年12月議会でも利活用問題で質問した経緯があります。教育委員会を離れた全庁的な取り組みと所管の取り組みの一元化、そしてまた、行政財産から普通財産への速やかな移行を提言しておりましたが、経営会議で調整中との答弁だったと記憶しております。その後の取り組み状況及び方向性について伺います。

2番目に、地域包括ケアシステム構築につい

て質問いたします。

この件については、3月議会において池山議員が丁寧に質問をされ、理解を深めさせていただいたところです。本議会に上程されたケアセンター建設のための基本設計委託料の補正予算も執行部側の真摯な対応だろうと評価をいたします。しかしながら、医療、介護の分野は説明資料を読んでも、なかなか私のような凡人にはのみ込めないところが現状ですので、繰り返しの質問になるかもしれませんが、かみ砕いてのみ込めるところの答弁をお願いをしておきます。

まず、ことし4月に平成26年度診療報酬改定がなされました。大まかには病院での診療報酬に規制がかかり、そしてまた在宅医療での診療報酬に点数が加算されていくのだらうと思いますが、なぜそのことによって、垂水市での中央病院あるいは開業医等の医療体制が維持できなくなっていくのか、具体的な例を挙げて御説明ください。

さらには、それらに対処していくために、垂水市の医療提供体制改革とはどのようにしていくのか。まさにここが地域包括ケアシステム構築の屋台骨だらうと思いますけれども、将来の予測など言える範囲で結構でございます、御説明をいただきたいと思います。

次に、3番目に、市長の政治姿勢について質問いたします。

市長と議員1名と16名、いずれも選挙により市民の負託を受け、市政を発展させなければいけない使命があります。さらに16名の議員で構成する議会は、市長と二元代表制のもとに対等な立場にあることは御承知のことと思います。また、その責任の範囲も、執行権、議決権の差はありますが、対等だらうと思っております。そのことが車の両輪に例えられるゆえんだらうと思いますが、あえて市長に質問いたします。議会に対してどのような政治姿勢で臨ま

れているのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（川畑千歳） 池之上議員の質問にお答えいたします。

垂水高校の現状について、垂水高校の平成26年の入学者数は、普通科19名、生活デザイン科35名、合計54名で、定員に対する充足率は67.5%となっています。平成25年度の入学者数は42名、充足率52.5%、平成24年度の入学者数は43名、充足率53.8%であることから、平成23年度に策定した垂水高等学校振興支援計画書の効果が出てきているものと考えております。

地区別の平成26年度入学者数は、垂水中央中が28名、構成比率51.9%、鹿屋市が4校で14人、25.9%、鹿児島市が5校で12人の22.2%となっております。地区別の傾向を見てみますと、垂水市は平成24年度入学者数が32人、構成比率74.4%、平成25年度入学者数が24人、構成比率57.2%、入学者数は増加傾向に転じましたが、入学者総数に占める構成比率は減少傾向にあり、今後、地元垂水中央中学校への対策が重要であると思われます。

鹿屋市は、平成24年度入学者数が2人で4.7%、25年度入学者数が9人で21.4%で、入学者数、構成比率ともに大きく増加傾向にあります。

また、鹿児島市を見てみますと、平成24年度入学者数が9人で20.9%、平成25年度入学者数が同じく9人で21.4%とこちらも増加傾向にあり、通学費補助を初めとする振興支援策の効果が出ているものと考えております。

次に、楠隼高校開校と鹿屋高校定員割れの影響について、議員御指摘のとおり、楠隼高校開設により、これまで高山高校に進学していたであろう中学生が、垂水高校への進学を目指すようになることは十分に予想されることだと考えます。特に、楠隼高校が男子高であることを考慮すれば、女子中学生にとっては垂水高校は進

学先の一つとして候補に上がるものと思われます。

また、もう一つの御指摘である鹿屋高校の定員割れや学級減などの減少につきましては、これまでの大隅地区の高校のあり方や構図が少しずつ変化してきているものかもしれません。特に、垂水高校への入学者に占める鹿屋市内の中学校卒業生の構成比率が大きく増加傾向にあることを考えますと、魅力ある垂水高校づくりのための本市の垂水高等学校への支援策を継続するとともに、取り組みを充実させていくことにより、生徒数の確保を図ることが重要であると考えております。今後も垂水高校存続に向けて、よりよい振興支援策を模索してまいりたいと思います。

次に、高校再編関係市町村長かごしま県連絡会についての質問にお答えいたします。

高校再編関係市町村長かごしま県連絡会は、高校再編計画に関する情報を共有し、連携協力して調査研究等の事業を行い、地域における公立高校の振興と活性化を図ることを目的に設立され、伊佐市を会長市に、地元の小規模高校がある垂水市、南九州市、日置市、霧島市、指宿市、いちき串木野市、南大隅町、瀬戸内町、7市2町でつくる団体であります。県内には1学年3学級以下の小規模高校が25校ありますが、そのうち会の構成団体の市町には、大口高校などの普通科高校5校、伊佐農林高校などの専門高校5校、垂水高校などの普通科と専門学科を併設する高校3校、計13校と約半数の高校があります。

要請書の内容は大きく、1番目、小規模高校の振興活性化に関する諸施策についてと、2番目、小規模高校の振興活性化に関する事前協議についての2項目から構成されています。

1番目の振興活性化に関する諸施策については、1つ目に、小規模高校に楠隼中高一貫教育校同様に年次的に30人学級を導入すること、2

つ目に、小規模高校に楠隼中高一貫教育校同様に空調施設を年次的に整備すること、3つ目に、小規模高校に楠隼中高一貫教育校に準じた教職員の県単独事業の加配を行うこと、4つ目に、離島地区や小規模高校の普通科に県内外の生徒が自由に受験できるように、受け入れ先に寮の設置や入学者の下宿代、通学費の補助を行うことなどの内容となっております。

2つ目の振興活性化に関する事前協議については、1つ目に、高校のあり方は地域振興の観点を加味しながら地元と十分協議して検討すること、2、高校のあり方は、県と地元の意向をすり合わせて検討すること、3、高校のあり方の協議は、地域の総意を代表する地元組織と行うこと、4、従来地元への通告だけで実施してきた学級減を、今後は高校のあり方として地元と十分協議しながら検討すること、5、高校のあり方に関する県教委と地元との協議には、最低1年の検討期間を確保することの5項目からなっています。

垂水市独自の要請も反映しているのかにつきましては、現在本市が実施しております通学費補助が反映されており、また垂水高等学校が独自に県教育委員会に要望しておられる空調施設の整備などが入ってるところでございます。

以上です。

○財政課長（野妻正美） 中学校跡地の所管がえの現状状況についての御質問にお答えいたします。

所管がえの手続につきましては、平成26年第1回定例会で教育総務課長が答弁しましたとおり、教育総務課と財政課の間で協議してきましたが、管理の現状把握や課題等の抽出を行い、整理を終えて、先月の5月16日付で3校全て財政課へ所管がえしました。これにより、閉校中学校の今後の維持管理は、普通財産として財政課で行うこととなります。ただし、施設の市民開放にかかわる施設使用許可等の事務手続等に

つきましては、今後も社会教育課市民スポーツ係で継続して行うなど、市民の利便性や事務の効率性を考慮し、事務分担を決定しております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 地域包括ケアシステム構築についての平成26年度診療報酬改定による具体的影響と医療供給体制への取り組みについての御質問にお答えいたします。

今回の診療報酬改定であります、超少子高齢化などに対応した社会保障制度改革の一つで、今の団塊の世代が75歳に突入する2025年に向けて入院医療、外来医療含めた医療機関の機能分化、強化と連携、在宅医療の充実等に取り組み、医療提供体制の再構築及び地域包括ケアシステムの構築を図るというものでございます。

診療報酬改定における基本的な考え方は、入院医療については急性期においては平均在院日数の短縮、長期入院患者の適正化、入院早期からのリハビリの推進など、回復期においては在宅生活復帰支援などがあり、また病床の機能分化を進めるために、患者対看護師の割合7対1の要件が厳格化されるというようなことであります。

そのようなことから、今回の報酬改定での影響でございますが、垂水市の医療機関としては、入院機能を持たない診療所及び7対1を採用していないクリニック等につきましては、さほど影響はないものの、垂水中央病院におきましては、特に入院部門に関する診療報酬基準の厳格化により大変厳しくなることが予想をされます。

また、市民においても、医療機関の機能分化により、医療から介護へ、病院施設から地域や在宅への転換を迫られてきております。医療提供体制改革の取り組みについては、在宅医療や介護の推進、医師や看護師等の医療従事者の確保、執務環境の改善や地域包括ケアシステムの構築といった医療介護サービスの提供体制が急務の課題となっております。

そのような中、高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らし続けるためにも、医療や介護の連携により、医療、介護、予防、住まい、生活支援など一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が早急に求められるところであり、利用者のニーズに合わせ、切れ目のない支援が必要となります。本市においては、既に平成19年度から地域包括ケア体制に向け、各種の事業や平成24年度からは医療、介護、福祉などの他職種による勉強会や協議会を開催するなど各種の取り組みを行っているところであります。

地域包括ケアシステムを構築していくためには、医療、介護や福祉、行政など、市民への直接サービスを提供する職種の機能強化、連携、マネジメントし、育成する機関拠点が極めて重要となりますが、本市においてはこのような拠点となる施設がないため、地域包括ケアセンターを設置したいと考えているところであります。

センター設置の財源としては、消費税増収分財源とする新たな財政支援制度の活用ができないか、国、県に要望をしているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 池之上議員の大きな質問の3番目、市長の政治姿勢についての中で、両輪についての見解ということにお答えをしたいと思います。

私が市長として数々の議案を提出したことに対しまして、議員各位のさまざまな角度からの御意見、御提言をいただき、行財政改革の推進など、これまで改革や市政運営を進めてまいりました。また、議会におかれましても、議会基本条例の制定、議会報告会など改革を進められておりますことに改めて敬意と感謝を申し上げます。

両輪についての見解はということでございすけれども、地方自治制度は、直接市民から負

託された議会の皆さんと私、市長との二元代表制がとられていることから、車の両輪のように例えられており、相互の抑制と均衡を図りながら、ともに本市を運営していくことだと考えております。したがって、議会と執行機関はそれぞれ異なる権限を有しており、独立しつつも、議会は地方公共団体の意思を決定する最高機関であるところにその本質が求められており、私市長には、市の代表者として長期的な視野に立って公正な市政運営に努めることを求められていることから、議会と執行関係が常に緊張関係を保ちつつ、問題解決に向け信頼関係に基づいた議論を重ねていくことが最も重要であると考えております。

議員も市長も市民に負託されて4年という任期を通じて、現在も将来も住んでよかったと思える垂水のまちづくりという目標は同じであり、社会情勢の変化や地方分権の推進により、本市を取り巻く状況がますます厳しい昨今、あらゆる立場を超えてお互いに市政発展に取り組まなければならないと考えております。

以上でございます。

○池之上誠議員 それでは、一問一答で行きたいと思います。

まず、教育行政についてです。支援策の効果ということですね。徐々に出てきてる、いいことだなと思います。そしてまた、少しだけ楠隼高校の部分も触れられました。そしてまた、鹿屋高校の部分も触れられましたけれども、鹿屋高校に関しては若干別な意味合いがあるのではないかなというふうに思っております。何せ市外から増加をしてる。特に鹿屋のほうから増加をしてるということは、女子の受け入れと受け皿ということを言われました。生活デザイン科が志願は1倍を超えたんだけど、入ったのはちょっと減ってるということは、入試で振り落とされたというふうに考えてもいいのかなと思いますけど、それは別として、そんだけふえてきて

るということはいいいことではないかなというふうに思っております。

ちょっと前までは、垂高がこれはじり貧になって存続できないんじゃないかなと、幾ら垂水市が支援策を打っても、子供たちは来ないんじゃないかなというふうに思ってたけども、何か明るい展望が出てきたのかなというふうに思っております。そういうところで楠隼高校が楠隼中高ですけど、一貫校ですけども、全国から集めます。県内から集めます。男子校ですけども、相当ユニークな学校教育で、後で触れますこの再編高校の再編市長会のほうも楠隼並みにということで教育の均衡ということによっておりますけども、垂水はちょっと違うんじゃないかなと。その前に整理統合基準というのがまだあるわけだから、その辺は間違っただけを振ったらいけないんじゃないかなというふうには思っております。その中で、2回目として、楠隼高校ができた場合、高山高校が閉校になるわけです。その高山高校に向けて行きたかった人たちが多分垂水高校のほうへ流れてくるだろうというふうに思います。これは先ほど言いましたように、明るい展望であるというふうに思います。

そして、またもう一つ、あり方検討委員会の中で、鹿屋高校というのは、大隅地区の中核校として8クラスを前提として県教委も考えている節があります。そういう中で、現にことは1クラス分減っております。7クラスになっております。そういうところをやはり一緒の大隅にある高校としては、垂高ある大隅の自治体としては、やはり言うべきところがあるんじゃないかなというふうには思っておりますけども、その辺についての認識はあるかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○教育総務課長（川畑千歳） 池之上議員の2回目の質問にお答えいたします。

少子化が進行し、子供の数が減少傾向にある

中、垂水高校の存続に向けては、設置者の県や垂水高校にはさらなる魅力の向上に努めていただくことはもとより、地域が一体となった振興支援策を行っていくことが重要であります。

そうした中、大隅総合開発期成会の事務局に對しまして、大隅地域高校振興事業についての要望項目で、県の大隅地域高校振興事業については、大隅地域の地理的特性や地域事情等を十分に考慮して、大隅地域の発展につながる高校振興を図ること、特に大隅地域の公立高校のあり方検討委員会が取りまとめた大隅地域の公立高校のあり方について、今後、県において具体的な検討を行い、大隅地域の高校教育の充実、振興及び均衡ある地域振興が図られるよう努めていただきたいという県への要望内容を提出し、去る5月29日に開催されました大隅総合開発期成会総会で了承をされました。今後、期成会の要望書に盛り込まれることになります。

また、1学年3学級以下の小規模高校がある伊佐市や垂水市などの7市2町でつくる高校再編関係市町村長かごしま県連絡会でも、6月6日に小規模高校の振興活性化に関する要請書を県教育長に提出をしております。今後、垂水高校の存続振興に向けての取り組みをしっかりと行ってまいります。

以上です。

○池之上誠議員 ちょっとしっかりとそういう定員割れをしてるという事実は踏まえていただきたい。そういうところで垂水市も言うべきところは言っていくというふうにしていただきたいと思います。これについては明るい兆しが出てきたというところで、きょうは終わりたいと。

そしてまた、高校の再編市長連絡会の要請書ですけれども、先ほど言いましたように、全て楠隼高校並みにと、そういうところが一番大きいようでございます。整理統合基準にかからない、そういう小規模校にとってはそれでいいか

もしらんけども、やはり整理統合基準というのはまだあるわけですから、今はただそれが凍結されているだけのことから、その辺は間違わないようにしていかなければいけないなというふうに思っております。そういう中で、特色ある学校づくりが必要なんじゃないかというふうに思っております。ずっと前、宮迫議員がラサールを持ってくるとか看護科をつくるとか、いろんな垂高の振興策を言われました。そういうところで何かありますかと聞いても、多分現状のままで行かざるを得ないでしょうから、この件については一番最後にまた関連がありますので、そこでちょっとお聞きしたいと思います。

そして、3番目の中学校跡地、これについては先ほど財政課のほうから5月16日に所管がえをしたという話でございました。それはそれでいいんじゃないかというところですが、ちょっと私的には聞いたんですけれども、そういう取り扱いの窓口はどこになったのかちゅうのを公にまだ聞いたことがないもんですから、その辺がわかれば、企画課長、ひとつよろしく願いします。

○企画課長（角野 毅） 池之上議員の教育行政についてということで、中学校跡地プロジェクトチームについて御質問にお答えいたします。

閉校いたしました中学校の跡地につきましては、有効な利活用を図るための検討が行われてまいりましたが、企業及び関係課が提案する計画を総括的に受け入れる窓口が定まっておりませんでした。利活用計画に関する一貫した協議が行われておりませんでしたので、垂水南中学校については、国道に面している立地条件のよさ等々から、複数の利活用計画の提案を受けている状況であり、取り急ぎ方向性について決定する必要がございました。

閉校中学校跡地と利活用方針を決定するために、4月9日に開催されました平成26年度第1回経営会議の承認を受けまして、副市長をリー

ダーとしまして財政課長、水産商工観光課長、教育総務課長、企画課長からなる閉校中学校跡地利活用プロジェクトチームを設置いたし、企画課が事務局となって協議を進めてまいったところでございます。ほかの中学校跡地につきましても、利活用提案等をいただいた場合、このプロジェクトチームで検討して方向性を示し、経営会議において最終的決定をしていくというような方針でございます。

以上でございます。

○池之上誠議員 それでは、教育行政については以上で終わります。

あと、地域包括ケアシステム構築について2回目の質問をしたいと思います。

まず、市長も言われますが、ソフト面はできてるんだと、垂水は10年先を行ってるんだと、高齢化がですね。けど、そのハードができないと。何でできないか、補助金も何もないというところで話が終わっております。そういう中で今回新たな財政支援制度ということで、市長も3月でしたか、900幾らあるということでおっしゃってございましたけれども、これらについての内容、それがどれだけ垂水市に還元、どれだけ垂水市のほうに持ってこれるのか、その辺がわかれば、お話しをしていただきたいというふうに思います。

そして、またケアシステムの中でいろいろと医療体制の中で機能の分割とかいろんながありますけれども、その中で垂水市市町村としての役割はどういうことがあるのか。多分、国の指針を見ますと、地方自治体は在宅と介護のほうで頑張rinaさいというようなことが言われておりますが、その辺についてわかれば、詳しくお知らせ願いたいと思います。

○保健福祉課長（篠原輝義） 新たな財政支援制度の内容でございますが、この支援制度は、地域包括ケアシステム構築等のために平成26年度に創設されるもので、消費税増収分を財源と

し、各都道府県に基金をつくり、都道府県が作成した計画に基づき事業実施をされるという制度であります。

なお、基金はその趣旨に鑑み、官民に公平に配分をされることとし、年末に交付決定となる予定でございます。垂水市のほうにどのくらい還元があるかということでございますが、これについては今のところ未定でございます。この地域包括ケアセンターはさまざまな機関と連携を図ることとしております。現在、包括ケアセンター整備に係る事項を協議する専門部会を立ち上げまして、課題の検討を行っております。

地域包括ケアセンターでの市の役割といいますと、これらの機関の連携がスムーズにいくようにマネジメントすることであるというふうに思っております。

以上でございます。

○池之上誠議員 3回目を行きたいと思います。

新たな財政支援制度、これもちょっと未定と。民間のほう、民間といいますか、そういう医療機関のほうにも配分しないといけないお金だというところで、どれだけ来るかわからないというところでございます。そうなればなるほど、何か別な補助金とか、あるいはそういうところを探してこないといけないだろうし、もしそれがなくても、やるべきものはやらないかんというところが出てくるんじゃないだろうかというふうに思います。それについては市長が10年先を行ってると、垂水はソフトはできてるんだと、あとはハード面だけだというところで、いつも常々これは我々に説明をしていただいておりますが、そういうところであれば、そしてまた垂水市がその10年先に行くのであれば、垂水市自体をそういう在宅ケアの町とか介護の町とか、そういうふうに特化していくという意思是あられるのか。そのためにはどういうことをされていくか。これはお金がないところですから、やはりこれはもう、これを使いなさいと言ってお

金があれば簡単なんでしょうけども、ないところでやるというのは、やっぱり市長の決断が要るんじゃないかというふうに思っております。そういうところで特色ある垂水の包括ケアシステムをつくるためにどういう決意をされているのか、市長、一言。

○市長（尾脇雅弥） 今のいろいろお話をいただきました。私も就任をして、まず理念として住んでよかったと思えるまちづくりということを掲げております。その中で、今4つですけれども、シンボリックに3つの挑戦という中の3番目に、医療、介護、福祉の包括的な取り組みへの挑戦ということを掲げております。

背景にありますのは、高齢者実態アンケート調査の中で、例えば介護が必要になっても、できるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいと思っておられる方が、元気な方も含めて8割以上おられると。ただ、現実はなかなかそういうわけにはいかないという現状があります。人間は生きていく中で老いていって、やがては亡くなっていくという自然の流れがあるわけですが、市民の皆さんの希望というのが、できるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいということであれば、それに向かって努力をするべきだろうというふうに考えております。そういった中で、前市長からの継続でそういうことをスタートしようという動きがありました。たまたま垂水出身の池田忠先生を中心としながら、パイオニアでしたので、そういう意味におきまして保健福祉あるいは参木会という会を中心に立ち上げて、いろんな勉強会が他市に比べて進んでおります。そういった意味で10年先をということなんですが、ある面、両輪としてハード整備というのが大変おくれております。43市町村の中で保健センターとかそれなりのハードがないところが、うちも含めて3つだけと聞いておりますので、そこをどうしていくのかというのが最大の課題になっていっております。

す。これは垂水市だけじゃなくて、日本全体がそういう流れの中であって、県や国においてもそういうかじを切っております。実際にハードの拠点をつくるとなると、やはり数億円という予算がかかっていくというところが最大限の課題と。これまではほとんど100%に近い事業があったんですけど、今全くありません。そういった中でもやらなきゃいけないという環境の中で、どういう手順で進めていくかということになります。前回申し上げました、国において、その必要性において900数十億円という予算組みはあるものの、半分は固定経費で消えていくと。46都道府県で割りますと、1都道府県当たりには分配されるのは10数億円だろうというふうに言われております。行政だけじゃなくて、民間とかいろんなものに対しても公平に上げなさいということになりますと、かなりうまくいっても分配の額というのは厳しいと、上限2分の1という制約がありますから。そういった中で我々もいろんなつてを使って、元厚労大臣の先生あるいは厚労省の決める幹部の方々にも直接お願いをいたしました。ですけれども、やっぱりなかなかそこは今申し上げたようなルールの中でしか現状対応はできないということでもありますから、もちろんハード整備の必要性ありますので、ただただそういう在宅のことをやるというだけじゃなくて、大隅全体が抱えている問題を共有する形で、ここがやっぱり人材の拠点になるんだと。今までは、ある面専門医的に特化してやっていくという病院のあり方があったんですけども、この垂水の中で鹿児島市やほかの大きな市町村と同様に医療の形ができるか、ちょっとそれは難しいと思いますので、役割分担をして、総合医的な視点に立ったあり方、あるいは看護の皆さんも含めて、しっかりとそういう人材育成も含めた形で大隅圏域を巻き込んだ形での施設ということができればいいなと思っております。

そういった思いの中で、今回予算を計上させていただきましたのは、今回のその絵をしっかりと出さないと、27年だろうが、28年だろうが、具現化するときに対象外になるということがありましたので、そういう形で提案をさせていただいてます。ただ、繰り返しになりますけども、一番大事なものは財源の問題なんです。だから、ある面これはもう最終的には議会の皆さんに御相談をしなきゃいけません。できるだけ一般財源を出さない形だと思っております。これまでは国会議員の先生や県議の先生のお力をおかりしながら、皆さんの御理解をいただきながら、ほかの分野はそういったことができたけれども、今回のこの状況に関しては、やらなきゃいけないということはわかっておりますけれども、その問題がなかなかまだ完全に見えてないという状況でありますので、これから知恵を絞って、とりあえず同じ競争の中に上げていただくために予算を上程をしておりますので、そこを踏まえながら、今後、垂水市、冒頭申し上げました、市民の皆さんができるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいという思いがありますから、それを具現化するために連携の中で頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○池之上誠議員 4回目になります。すばらしい決意表明ではなかったかと思います。そういうことがずっとあればいいなというふうに思っております。なかなかこの10年先といいまして、我々もこの前の3月では堀添議員と北方議員がやり玉上がりましたが、我々も10年先たてば、そのおかげにならざるを得ないと。これはぜひ市長、早く進めてください。お願いしておきます。

そういうところで広域的な大隅の核になるんだというようなことを言われました。それであれば、やはり垂水市全体としてそういう方向に進むんだという方向性を見つけてやっていかれ

れば、また特色のある垂水のそういう在宅あるいは介護のシステムができていくんじゃないかというふうに思っております。

そこで、垂高の問題がまたもう一つ出るんですけども、そういう中であれば、やはり普通科にこだわる必要はないんじゃないか。生活デザイン科があります。そういう全市的に在宅介護をやっていくんだとなれば、そしてまた研修機関がその包括ケアシステムで研修をやるぞ、やるんだということであれば、やはり垂高においても、そういうラサールじゃないですけども、やっぱり福祉科とか介護科とか、そういう問題、そういうのも持ってこれるんじゃないかと。それは市の取り組みができれば、県にも物言えるんです。ただ、県に何もなくて、やってくださいというのは通りません。だから、例えば、市がこういう取り組みをすると、研修施設もあると、介護施設もあると、その実習もそこでできるんだというのをちゃんとつくっていけば、その辺の話もなきにしもあらずです。

そういうところで、これは垂高の問題というか、多分将来、遠い将来なんですけども、これについて市長でも教育長でも県のほうに持っていけるかどうかですね、そういう気持ちがあらわれるかどうか、一言、どちらでも。

○市長（尾脇雅弥） 非常にありがたい提案だと思います。ただ、軽々にそうしますということは申し上げられない状況がありますので、池之上議員は垂水高校の大隅の中のあり方検討委員会の委員のお一人でもありました。大変厳しい状況の中から、特に垂水高校は当時のその入学者数というのが一番低かったので、言葉は悪いですけど、ある面ターゲットにされてたような節もありましたので、結論としても、ほかの学校も、例えば曾於地区は3つが1つになったりとか、いろんな形である程度統合といいますか、県の思いというのは、これは推察ですけども、子供の絶対数が減っていく中で、どっか減

らさんといかんちゅうところはまずあったと思うんですね。私が最初に考えましたのは、その振るいにかかっているといけないというのがありました。なぜならば、唯一の高校ということがありましたので、あらゆる面に影響があるということを考えておりました。その中で、あり方検討委員会の中での結論としては、市の支援により地域に貢献し支えられというような結論が出まして、去年、そして、ことしと、だんだん少なくなっていくものが去年横ばいになって、ことしは若干ふえていったと。そういった意味で、先ほど池之上議員がおっしゃっていただきました、非常にいい方向ではないかということ、私もそういうふうに認識をしておりますし、一方で、将来にわたってこれでいいのかという課題も残っております。そのあり方委員会の検討の中でも、生活デザイン科というのは家政系の学科なわけですが、そういった看護系とかそういったものも検討をいたしました。ただ、その当時の中学校の出口ニーズとしては、割合的には低かったということがありましたので、基本的にそういう方向性を今示しているところなんですけれども、今後そこを超えて、今後5年、10年、将来にわたって、どういったまちづくりをしていくのかという中で、先ほど申し上げました、できるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいと思っておられる方がいらっしゃる中で、地域包括ケア体制の中でこの医療介護もやっていかなきゃいけないと。その受け皿としては、やはり垂水高校にそういった学科というのは十分検討をすべきものだと思いますので、先ほど申し上げましたけど、今後限られてはおりますけども、時間の中でしっかりといろんな形で協議をして、いい方向を導いていきたいというふうに思っております。

○教育長（長濱重光） ただいま議員のほうから垂水高校の存続振興に向けて、福祉並びに介護学科等の新たな学科再編についての新しい視

点での提案がございました。今市長も申されましたように、福祉学科につきましては、今全県下で県立高校2校ございます。それらのところのありようも調査研究しながら、市長部局の関係課とも調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池之上誠議員 ありがとうございます。最後の市長の政治姿勢、両輪についての見解でした。大体いいところの話をさせていただきました。信頼関係に基づきということですね、市長。信頼関係に基づくと何もできないということですね。

その中で一言、これは答弁要りませんけども、ちょっと私が感じての皆さんとの思いがちょっと違うもんだから、この際ですから一言だけ言わせていただきます。

再三、けさほどから南中問題が出ております。その点について出ておりますが、今回も救急でいたし方ないんだろうと思いますけれども、議決をしてから市民の皆さんにはお話をしますと。その議決をする我々議会の人間は、その議案に対して、いつ知るんだと、前々から知ってるのかということがあります。だから、市民の皆さんが知らんのに、我々は市民の皆さんに説明をせないかんとかという気持ちもあるんですよ。反対じゃないのと。まず役所の皆さんが市民にこういうこと、状況を正確でなくてもこういうふうになりましたと、そういうことをみんな周知をすれば声が出てくるんです。その声も議会も拾えるんです。まずそこをさせていただきたい。そこがないというのが今回の一番の大きな問題じゃなかったのかなというふうに思っております。

この決定の仕方も経営会議で決めましたと、それはいいです。ナンバー、これは1番目です。そして、2番目が議決をしてくださないと、これは2番目です。そして、その後に3番、市民に

知らせますと、これ3番目。その中で市民が主役なのに、市民がどこにあるのかなと、決定するまでにですね。そこがちょっと足りなかったんじゃないかと思っております。その進出に関してはいいことだというふうには思いますけれども、そういうところが両輪としていかがだったのかと。議会をもうちょっと我々も全員が納得しやすいような環境、土壌をつくって、議案を上げていただきたいというふうに思っておりますので、今後よろしく願いをしておきます。

以上で終わります。

○議長（森 正勝） 次に、9番北方貞明議員の質問を許可します。

〔北方貞明議員登壇〕

○北方貞明議員 質問に入る前に訂正をお願いいたします。

私が掲げました3番目のところに、「管理者の学校運営について」、今記載されておると思いますが、ここを「管理職の学校運営」と訂正お願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

地籍調査について、これまで地籍調査の質問は、同僚議員が、進捗率、いつなどの質問をしておりますが、私は今回、地籍調査事業を民間委託をして事業の進捗率を向上、行政改革はできないかとお聞きしたいと思います。

まず、最初に、平成元年から現在まで垂水市総面積の何%が進んでいるのか。住宅地はあと何年で終了するのか。住宅地が終了すれば、山間地域の調査と考えるが、垂水市は全地域が終了するのは、平成何年度を目標にしているか。それから、鹿児島県、全国の状況はどうなっているか。進捗率、また、あるいは終了した市町村があったら教えていただきたい。

廃校跡地について、廃校3中学校跡地は活用計画はこれまで物産館建設計画や福祉施設とスポーツ施設等の活用提案があり、いずれも方針、方向は決まっていない現状です。今後の方

向性について質問いたします。

まず、各廃校跡地の利活用計画の現状は。次に、廃校跡地を利活用して、地域おこしの基本的な柱、考え方があるのかお聞きいたします。

次に、管理職の学校運営のあり方について質問いたします。

学校の管理職である校長、教頭先生はそれぞれ校区内に居住し、地域の一員として生活をされております。そのような状況下において、管理職についている方々の言動は、そこで修学する児童生徒はもちろん、保護者並びに地域住民へ多大な影響力があると思います。そこで、私は管理職の学校運営のあり方について質問いたします。

まず、管理職の学校運営はどうあるべきか、教育委員会としての考えをお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

○土木課長（宮迫章二） 本市における地籍調査の現状、また県内の状況についてお答えいたします。

本市は、平成元年より地籍調査事業を開始しておりまして、全体面積は162.03平方キロメートルでございます。そのうち調査除外地が40.94平方キロメートルで、その内訳は国有林野が39.93平方キロメートル、水面・湖沼が1.01平方キロメートルであります。よって、全体面積から調査除外地を引いた要調査面積は121.09平方キロメートルとなります。そして、国土調査法第19条5項を含む平成25年度末までの調査済み面積は25.43平方キロメートルで、進捗率は21.0%でございます。

具体的には、本年度は、高塚地区の0.57平方キロメートルを調査しますが、集落地で未調査地区として残っているところが、新城の麓感王寺地区、小谷地区、新御堂の新光寺内之野地区でありまして、3年後には集落地の調査が完了する見込みでございます。

また、平成25年度末の鹿児島県の進捗率は

76.9%で、全国平均は51.1%でありまして、県内43市町村のうち完了が18、休止が1、実施中が24自治体となっております。ただし、事業が完了している市町村は、昭和30年代から昭和40年代初めに事業に着手し、約40年から50年かけて完了しているようです。そして、垂水市の事業完了予定は、平成52年を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） 廃校となりました3中学校の利活用方針検討の経緯と利活用の現状についての御質問にお答えいたします。

中学校統合により生じた学校跡地の利活用につきましては、閉校となる中学校の地元住民の意向を尊重する観点から、各地区の統合協議会に意見の集約をお願いしてきました。

また、行政サイドでは、庁内に学校跡地有効活用ワーキンググループを設置し、地域活性化のため、民間企業への対応、譲渡も視野に入れて有効活用を検討してまいりました。まちづくり計画の観点から、地区住民の意向を反映するために、牛根地区と協和地区住民へのアンケート調査も実施しました。しかし、跡地の検討よりも、閉校記念事業のほう为主体となり、具体的な跡地利活用の方向性が見出されなかったのが現状でございます。

学校跡地の利活用についてはこのように検討してきましたが、有効な利活用の方向性が決定しない状況で、施設の老朽化や財源等を勘案して、これまで廃止された学校の設備をそのまま利用して、なるべく経費をかけずに活用することを基本的な考え方としてきております。

現在の利活用の状況は、旧協和中学校と旧垂水南中学校の2校は他の用途の活用されておりますが、旧牛根中学校においては、事実上、未利用の状態のままとなっております。利活用されている2校の現状は、グラウンドや体育館などが市民開放としてスポーツ団体の利用が主で

ありますが、旧協和中学校につきましては、加えまして市役所庁舎が狭くなったため、校舎を市役所の文書保管庫や所管課の倉庫として利用しています。

今後の跡地利活用の検討については、平成26年第1回市議会定例会で教育総務課長が答弁しましたが、総合的な取り組みができるような体制を整備し、各校ごとに判断していくことになると考えます。

具体的には、現在、旧垂水南中学校について、副市長をリーダーに関係課長で構成する閉校中学校跡地利活用プロジェクトチームで集中的に協議してきましたが、今後は、他2校につきましても適宜協議していくことになると考えております。

以上でございます。

○教育長（長濱重光） 北方議員の管理職の学校運営はどうあるべきか、教育委員会としての考え方についてお答えいたします。

本来、学校運営は校長のリーダーシップのもと、全教職員が一致協力し、組織的に行われるものと考えております。また、学校運営の責任者は校長であります。校長一人が全てを担うのではなく、学校組織全体の総合力を高めながら、学校運営を推進することが重要であると考えております。

このようなことから、当然のことながら、管理職とりわけ校長が果たすべき役割は大変重要であり、負うべき責任も大変大きなものがございます。例えば、学校運営の核となるものの一つに教育課程の作成がありますが、その作成に当たりましては、校長は児童生徒はもとより、保護者や地域社会の実態や要望等を加味しながら、学校経営の基本となる考え方や方針を示さなければなりません。その校長の考え方が学校のあり方を大きく左右するものと考えております。このような意味からも、管理職とりわけ校長は、広い視野と見識を持って保護者や地域社

会と一体となって学校を運営していく必要があると、そのように考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 地籍のほうなんですけど、土木課長、第1回目の回答いただきました。進捗率が21%と。これを見ますと、全国では当県の比率と比べたら、かなり差があるようです。そして今、それがこととして完了したところは昭和の時代から調査に当たっておると、四、五十年かかったというようなことでしたけども、他の市町村がそういうふうにならぬうちに四、五十年かかったからちゅうて、我が垂水市もそれに習って四、五十年かかる必要はないと思います。本事業は県が進捗率を上げるために、いろいろな事業として全面委託を推進していると私は聞いております。そして、この進捗率の悪い市町村に対しては、予算を厚く配分するというのも聞いております。そのようなのをなぜ取り入れてやらないのかと思う。この辺をお答えください。

そして、全面委託方式をすると、職員の削減、また経費の削減にもなると思っております。そういう観点から民間委託の考えはないのか、2回目の質問といたします。

○土木課長（宮迫章二） 2回目の御質問にお答えいたします。

本市の現状で答弁しましたとおり、あと数カ所、集落地の調査が残っております。それまでは今まで同様に、職員が立ち会い調査を行う直営方式により調査を実施し、住民の皆様へ同一で公平な行政サービスを提供することが望ましいと考えております。それ以降につきましては、山間部の調査になりますので、調査面積の拡大による進捗率の向上や従事職員数の削減等の効果を図るため、民間委託を導入する方向で検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 今まで市職員でやってきて、それで行政サービスをして、住宅地が終わるま

では今の体制でいくというお答えですけども、民間委託をしたら、そのサービスはできないのか。私は民間委託をしたほうが、かえって丁寧にスムーズに進むんじゃないかと私自身は考えております。それで、住宅地区が終わってから山間部に入るということですけども、これ今三、四年まだかかるという返事でしたけども。山間部に入れば、1筆当たりが大変広いから、上がるかもしれません。そのかわり、年が追うごとに、その管理者がだんだん持ち主が変わっていくと思うんですよね。そうなりや、今なんですよ、私たちもですけども、余り山林のほうに入っていない。そして、昔私たちもおやじから聞いた土地もありますけども、今そこにはほとんど私自身も入りません。だから、私が小さいときに経験した標識ですか、竹を植えた、キンチ竹と言いますかね、ああいうのを植えた記憶もあるんですけども、またこれが私たちの代を過ぎれば、そういう目印になる、それすら知らない人たちが多く出てくると思います。そうなりや、ますますその同意が得られる、長引いていくと思うんですよ。だから、他の市町村が四、五十年かかったからっていうて、そこまで引き延ばすことはないと思います。先ほど言いましたように、そういうようなおくらしている地域には、県、国が補助金ですか、そういう手厚い保護があるという制度もありますから、そういうのを進めていかれたらいいんじゃないかと私は思っております。それにまた答えられたら教えてください。

そういうことで3回目の質問に入りますけども、今現在、地籍調査は土木課の国土調査係の作業で進められております。これまで企画課、耕地課などの調査がされた経緯があります。将来的には税務課の固定資産係で統合すべきではないかと考えます。地籍調査が進み地籍図ができますと、市民の方々は地籍図をとり本庁に参ります。現在、地籍係は3階です。市民サー

ビスの面でも、地籍調査完了による課税の変更などを考えると、税務課の固定資産課で作業を進めたらいいんじゃないかと私は考えますが、それは行革の一環にもなると思います。

そこで、鹿児島県の中で税務課にその係があるところはどれほどあるのか、お知らせください。

○土木課長（宮迫章二） 3回目の御質問にお答えいたします。

事業実施中の県内24市町村における国土調査係の担当課は、およそ土木建設所管の場合と農政関連及び税務関連の3パターンに集約されているようでございます。

また、地籍調査完了の18市町村及び9市町村の1村については、ほとんど税務課に所管されているようでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 最後に、市長にお伺いいたします。

各市町村でも税務課にあるということを今お答えいただきましたけども、私が先ほどから言いますように、県、国がそういう作業進めるために手厚い方法があると、今先ほど述べました。市長、この問題は、市長みずからがそういうふうな前向きに取り組んで、そして市長がそういう指示をされたら、もっと早く作業が進むと思いますが、市長はその辺の考え方、どう思っておられるか聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） 私就任してから、職員の皆さんにお願いをしてるのは、考え方として、こうだからできないではなくて、どうすればできるかという視点を持って取り組んでくださいとお願いをしています。同時に、慎重丁寧でありながら、だからといって時間をかけるということではないという話もしております。

今、北方議員のほうから、いろんな補助事業有利なものもありますよと、おくれているときには手厚く分配があるということでありました

ので、そのお話を聞きながら、総合的にこれができることがあれば、前向きに対応したいというふうに思っております。

以上です。

○北方貞明議員 市長、よろしく願いいたします。

廃校跡地については、1回目のほうですといたします。

2回目ですけども、これまで県の協力のもと、地域振興推進事業並びに魅力ある観光事業等で、我が垂水は大変県のお世話になってると思います。そういうことで、ここ数年どこの町よりも、この観光事業としては進んできたとは思っております。まず、垂水港を中心にしたとき、海潟牛根の方面では、海潟のさくら公園、そして脇登の遊歩道、牛根埋没鳥居、ことしオープンしました宇喜多秀家公の潜居地跡の整備、そして道の駅のウオークボード、北へ行ってもこれだけの仕事が出ております。そして、水之上方面のほうへ行けば、森の駅を初め森の駅周辺整備、千本イチョウの駐車場等の整備も行っております。そして、柊原方面、新城方面では、しょっぱなに宮脇公園の整備が行われております。この宮脇公園整備に伴い南中跡地に物産館を予定して、これまで検討され、本年の予算で物産館建設の設計委託が計上されました。この問題は先ほどから皆さんが質問しておられますけども、こういうことで、これまで県の協力をいただきながら、南中跡の物産館建設の報告が来ましたが、今回急に本市の計画が変更になり、今後、県との連携に問題は生じないのか。そして、変更を伝えに行かれたとき、県側との話し合いの内容はどうだったか、分かる範囲で教えてください。

○水産商工観光課長（山口親志） 今後の県との事業の絡みはどうなっていくかということの御質問にお答えいたします。

確かに新年度予算を計上し承認していただき

ました、物産館建設のための実施設計委託料についての内訳としましては、県事業の地域振興事業を2分の1と、単独市としまして起債事業を含めて2分の1を予定しておりまして、建設事業費においても2分の1の事業ができないか相談をしておりました。建設を26年度中に行う予定であれば、委託料も地域振興事業の対象になるようでしたが、計画的には、建設は26年度建設は厳しいことから、委託料については単独予算となる見込みになってきました。しかしながら、建設に関する2分の1の補助等もお願いしておりましたことから、先ほどの質問にもありました方向転換を行った時点で大隅振興局長に副市長のほうからしっかりと報告をしていただきまして、方向転換の件に関しては十分理解をいただいていると思っております。

また、私も方向転換の考えについては、県のほうに行くたびに説明をしまして、理解をいただいていると思っております。このことで今後県の事業等への問題は生じていないとは思いますが、しっかりとまた説明しまして、県との連携は図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○北方貞明議員 こういうでっかな方向へ進んでおりますけれども、観光事業は特に我が垂水市も大事でありますから、県との連携は常に密にして、今後も十分いい環境で保っていけるように関係課よろしく願います。

そういう中で市長、今回この南中跡の利活用計画の方向転換されましたよね。これも最大の原因は、先ほどから聞いていますと、雇用あるいは人口増というようなことを聞いておりますが、再度この方向転換された最大の原因は何か。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の廃校跡地について利活用計画の方針転換を行った最大の原因についてという御質問にお答えをいたします。

これまでもお答えをいたしましたけれども、3月の定例会において、物産館建設に係る予算

について審議をいただき、地域住民の合意を得ることを条件に承認をしていただいたところでございますけれども、今回新たな利活用方針の説明をさせていただくということに関しては、何回もなりますけれども、真摯におわびを申し上げたいと思います。

4月に株式会社財宝様から及び恵典の泉様より利活用計画の提言をいただきましたことから、市として方針を決定するために、副市長をリーダーに企画課長、財政課長、水産商工観光課長、教育総務課長からなる閉校中学校跡地利活用プロジェクトチームを設置して協議を重ね、経営会議において方針を決定したところでございます。

今回、利活用計画を転換した最大の原因は、株式会社財宝様の計画が社員寮の建設によりまして、本市の最大の課題である人口減、定住人口の増加、工場新設に伴う地元雇用の創出、また市税や地方交付税など歳入確保にもつながり、本市や地域住民にとって有益な計画であると判断ができること、新城地区住民の手づくりにより振興計画、新城づくり計画には、跡地利用について企業誘致や地域雇用創出などが盛り込まれていることから、地域住民の要望にかなうものと判断をしたからであります。

雇用に定住に関しましても、今正確な数字ではありませんけど、50名程度ということがあります。それは新卒の皆さんということですから、来年4月新たに採用される方々の受け皿として、そういった南中の跡地と、加えてそういう定住の住宅ができますと、今鹿屋に住んでおられる社員の方も垂水に引っ越しをするという希望の方が相当数いらっしゃるということでもあります。そのことが毎年継続的に数十名の雇用ということを考えておられますので、そういったものにつながれば、大変人口減いろんな意味で広がりがあるなど。また、新人で入ってこられた独身の方々も、やがて結婚されて子供

ができたりしますと、一戸建てというような形になりますので、近隣周辺、新城、柊原、特に少子化ということでもありますので、そういったものにも寄与していただくことができます。

それとはまた別に、先ほど申しあげました工場が新設をされますと、それに関してのいろんなまた新たな働く場、財宝さんに限らず、地元出身だけでも働く場がなくて、市外・県外に出ておられる方が帰ってきて働くということも考えられると思いますので、加えて、先ほど担当課が申しあげましたさまざまな財源的なものもございますので、流れとして、今右肩下がり人口減少に伴ういろんな問題が起こってますけども、このことをまずはしっかりととめて、目標に向かって一人でも多くということにも寄与していただけるというふうに思いましたので、最大限、一言で申し上げますと、垂水市のために一番跡地利用としてはいい計画ではないかというふうに判断をいたしましたので、これまでの経緯に関しては重ねておわびを申し上げつつ、そのような決断をして、今御提案申し上げて議会の日に議会の議決をいただけるように、一生懸命調整をしているところでございます。

○北方貞明議員 この廃校跡地のほうはもうこれで終わります。前に進みませんから。

それでは、教育行政に。先ほど教育長から学校の運営には校長先生の考え方が大変大きいというふうにお聞きしました。確かにそうであると私も思います。校長先生の地区の一員として公民館等やらのいろんな接点が多いわけですから、やはり校区の事ごとは校長先生が一生懸命になって地域を盛り上げていかなくてはならない立場におられると思っております。

そこで、2回目に質問いたしますが、教育委員会では管理職に対して、学校のあり方をどのように指導されているか、またその内容はどのようなものか、お聞かせください。

○教育長（長濱重光） 御質問にお答えいたし

ます。

学校運営のあり方についての管理職に対しての指導につきましては、年間を通して、意図的、計画的に行うものと日常的に行うものとがございます。

まず、年間を通して意図的、計画的に行うものとしたしましては、校長研修会が年6回、教頭研修会が年5回ございます。また、学校長との個人面談を私のほうで年3回行っております。さらに昨年度から校長が教育委員全員に対して、学校経営の実施状況を説明する学校経営報告会を行っております。そのほかにも、学校訪問を年1回行っておりまして、教育委員を初め、事務局職員が学校に約半日滞在し、授業や施設を参観するとともに、管理職から学校運営の状況等の説明を受け、教育委員による指導も行っているところでございます。このような場を通して、学校運営が適切に行われているか確認し、問題点等があれば指摘しますとともに、学校を支援する立場で指導・助言を行っているところでございます。

日常的な指導といたしましては、県の教育委員会からの各種通知などによるものや、突発的な事案に対する対応などがございます。日常的な指導もまた重要なものであり、あらゆる機会を通して、学校運営のあり方を指導してるところでございます。

指導の内容につきましては、それぞれの内容に応じて多岐にわたっておりますが、根底にある考え方は、学校組織がその機能を十分に果たし、機動的な学校運営が行われるには、一人一人の教職員が組織的な連携のもと、みずからの役割をきちっと果たすことが不可欠であるということでございます。そのためには管理職、とりわけ校長がその基点となって旗振りをする必要があるものと考えております。

このほか私が常に管理職に指導し求めていますことは、学校は児童生徒、保護者及び地域

住民の信頼のもとに成り立っており、その地域に住んでおられる校長は、学校の最高責任者であると同時に地域の代表の一人であり、地域の顔であることから、日常生活を含めて常に責任ある行動をとるよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 本当に教育委員会ではそのように指導、年間の行事の中の指導とか、一生懸命やられとすることはひしひしとわかりました。また、日常的な事案で突発的などと言われましたが、そういうふうな指導もされておられるということもわかりました。

教育長が言われましたように、学校の最高責任者であります、校長は。だから、地域の住民の方々、児童生徒、またPTAとも本当にうまく機能して学校運営がスムーズにいくのが一番いいわけなんですけども、もし、管理職と保護者、地域の住民の間でトラブルなどが発生した場合、教育委員会としてはどのような対応されるか、お聞かせください。突発的トラブルが発生した場合。

○教育長（長濱重光） 御質問にお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、管理職とりわけ校長は、広い視野と見識を持って保護者や地域社会と一体となって学校運営をしていく必要がございます。そのためにも、学校の管理職である校長、教頭はそれぞれの校区に居住し、地域の一員としての生活を送り、地域に密着した学校教育を展開していく必要があるものと考えておりますし、常日ごろから管理職に対しましては、そのような指導をしているところでございます。

そのような状況下で、これはあつてはならないことではございますけれども、管理職と保護者や地域住民の間でトラブルなどが発生した場合、教育委員会では次のような対応をとりたい

と考えております。

まず、管理職から当該事案についての事実確認を行い、その確認した事実に基づき、その事案を解決するためにはどのような手当てをとればよいか協議し、解決に向けての指導・助言を行います。当然のことながら、学校を管理運営しているのは校長でありますので、校長がその先頭に立って解決に当たらなければなりません。そして、一日でも早くその保護者や地域住民の間でのトラブルが解決するよう十分な支援を行ってまいります。

また、場合によっては、その保護者や地域住民の皆様とも面会し、解決に向けた方法を話し合う場面もあるかもしれません。しかしながら、もし、管理職と保護者や地域住民の間でトラブルが発生しますと、そのことは学校運営を遅延させる原因ともなりますし、最も危惧されることは、子供たちの成長に及ぼす影響の大きさがはかり知れないということであります。そのような事態になった場合は、ぜひ両者が歩み寄り、どうすることが子供たちのためになるのか。このことを第一に考え、真剣に話し合っていたきたいと思います。もちろん教育委員会といたしましても、最大限の支援をいく所存でございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 私は、今、もしという言葉で3回目を質問しましたが、このようなトラブルがある校区で発生しておるのは教育委員会もつかんでおられると思います。私もこの問題は、昨年教育委員会に行って話をした経緯もあります。そして、今年度になっても行きました。そして、私が聞いておった、また教育委員会に報告したことは、昨年のとことしのは全く逆であったということです。これは、先ほども教育長言いましたように、このトラブルはどうしても最終的といいますか、最後には児童生徒が巻き込まれるおそれがあるから、慎重にしくちや

いけないということは十分私もわかっています。これもまた大きくするつもりはありません。しかし、解決するところはちゃんと解決していかなくちゃなりませんので、きょうこうして私は発言しとるわけです。校長先生はこちらに居住されて一生懸命やられとるのは、教育委員会の報告でわかりますけども、先ほども言いましたように、実際、地域との父兄とトラブルが発生しております。そして、先ほども言いましたように、この問題が昨年とことしは違うということも言いました。そして、この違う報告を学校長が児童を校長室に呼び、そして、前のは間違っていた、私のほうが悪かったと言われたとも聞いております。児童生徒、まあ、生徒になればもう中学生ですからいいでしょうが、児童が管理職のところに呼ばれて行くということは、私たちが生徒児童のときは悪でしたから、校長室に行くだけでも震えておりました。まして児童が1人で呼ばれるというのは、その教育委員会の指導が本当になされとったのかと。そういうふうに学校長が児童に謝るんだったら、せめて担任の教師、そして父兄を同伴して謝罪するのが筋じゃないかと思っております。これはどうであったか、またお願いします。

それと、この問題は教育委員会でどういうふうに話しさせておるか。教育委員会は5人のメンバーで運営されて、学校の運営はその5人の方々にあると思っております。今、今国会で地方教育法の改正がなされて通過すると思います。そして、来年の4月1日からこの地方教育行政法が改正され施行されます。

現在、教育委員会のトップは教育委員長です。教育長じゃありません。その教育委員長にどのように報告し、また、どのような指示を受けられたか、最後の質問といたします。

○教育長（長濱重光） 今、議員のほうからお話しがございましたのは、私も当然ながら承知してるところでございます。校長の指導に当た

って、反省すべきは反省をしてもらい、そしてまた指導すべきところは指導したところでございます。

それから、教育委員の皆様方に対しましては、5月の定例教育委員会、そして今月ございました定例教育委員会においても、他の教育委員のほうにも御報告をいたしました。校長がリーダーシップを発揮して解決するように、私ども事務局のほうに指示をいただいているところでございます。御心配をおかけしておりますけれども、一日も早く学校が正常な形で運営がなされるように最善を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（発言する者あり）その報告の内容がどのことか。（発言する者あり）はい、わかりました。

○北方貞明議員 これで終わります。

○議長（森 正勝） 次に、10番、池山節夫議員の質問を許可します。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 それでは、早速入ります。皆さん、1時間ありますから、5時20分までおつき合いますか。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をしてまいりますので、市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、これを受けまして、平成20年度には垂水市男女共同参画基本計画が策定され、この成果を引き継ぎ、今回、後期計画が策定されました。市民一人一人が人権を尊重し合い、性別にかかわらずともに参画し、活躍できる地域づくりを目指してを基本理念としております。

そこで、垂水市男女共同参画基本計画（後期計画）について質問をしてまいります。

男女共同参画についての教育、学習活動について、学校教育の中では、人権や協働という観

点からの教育を推進していくことが必要で、人権問題についての理解を進める教育を進めるとともに、協働の大切さについての理解を促進するとあります。学校での人権や協働についての教育についてと、行政職員等への研修の実施について伺います。

共生・協働により地域づくりの推進について。

地域活動では、さまざまな形で女性の参画が進んではいますが、政策、方針決定においては、市議会議員には女性議員がおらず、公的な立場からの女性の意思の反映は十分な状況とは言えず、男女双方の意思を公正に反映させるには、これまで以上に女性を積極的に登用する必要があります。政策、方針決定過程への女性の参画について伺います。

先日、子育て支援センターがリニューアルオープンしましたが、男女共同参画社会の実現のためには、子育て支援策のさらなる充実が求められます。子育て中の母親にきめ細かなサポートができるように、子育て支援等にかかわる人材や組織の育成に向けた取り組みが必要になりますが、この点についてお示しをください。

今回の基本計画を読みまして、出生率増加の視点がどこからも読み取れないのでありますが、この点についてお答えをください。

職業能力の開発及び再就職支援充実について。

働きたい女性が働ける環境づくりを進めるために、女性の再就職への支援を充実していくこと、また、性別にかかわらず、個人の能力や個性、希望や意欲を踏まえた意識啓発や情報提供、能力開発の支援が必要となります。女性の再就職支援と女性の能力開発への支援について教えてください。

女性に対する暴力等の根絶について。

市民意識調査では、本市においてもセクシャルハラスメント、DVを自分自身や周辺で体験した市民が約2割いるということですし、被害者の大部分が女性であり、早急な対応が求めら

れます。行政のみでは対処できないことも多く、地域の組織や専門機関等と連携し、相談、解決までの流れを整え、被害者の保護、自立支援に向けた対策を推進していく必要がありますが、具体的に示してください。

地域包括ケアセンターについては、基本設計委託と今後の見通しについて、国、県の財政支援について、池之上議員の質問と重なるところもありますが、教えてください。

災害時の福祉避難所についても伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○企画課長（角野 毅） 池山議員の男女共同参画についての教育、学習について、国の政策、方針についての御質問にお答えをいたします。

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに自立して、個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があります。その基礎となるものが教育、学習でございます。

国が平成22年度に作成した第3次男女共同参画基本計画には、学校、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野において相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育、学習の充実を図るとしております。

基本的な考え方が整理されております。よって、本市においても、平成26年3月に作成した垂水市男女共同参画基本計画の後期計画におきまして、人権尊重を基盤とした男女共同参画についての教育、学習の推進を図るものでございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） 池山議員の学校での人権や協働の教育についての御質問にお答えいたします。

人権教育は全ての教育の基本であり、各学校において教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組むべきものであります。本市の各小中学校におきましても、年間計画を作成し、これに基づいた人権教育の実践に努めているところでございます。

具体的には、人権週間の設定による人権標語、人権作文、人権ポスターの作成や掲示による啓発活動、校長講話や人権擁護委員を招聘しての人権学習、道德教育を中心とした男女の理解や思いやりの心の醸成、一人一人の子供を大切に、子供に寄り添った授業、年間3回以上の人権教育に関する職員研修、人権教育の取り組みに関する検証や評価などの取り組みを全ての教育活動と連動させて実施しております。

このように、いじめのない、よりよい人間関係の構築や人権課題に関する正しい知識、人間関係を調整する技能、人間としての尊厳や自尊心を大切にできる態度等は、授業や学校行事等の学校全体の教育活動において育成されるべきものであると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も人権教育の充実に向け、各学校の指導をさらに充実させていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（森山博之） 池山議員御質問の行政職員等への研修についてお答えいたします。

垂水市男女共同参画基本計画では、市民一人一人が人権を尊重し合い、性別にかかわらずともに参画し、活躍できる地域づくりを目指すことを基本理念に掲げております。

このことから、社会教育課では、同和問題を初めとする全ての人権問題について、正しい認識と理解を深める事業に取り組んでいるところでございます。

平成25年度におきましては、人権教育研修会の事業として、8月の鹿児島県人権同和対策啓発強化月間に合わせまして、8月19日に県人権同和対策課鎌田豊作氏を講師にお招きし「誰もが幸せに生きるために、昨今の人権同和問題を考える」という演題で、市役所並びに小中学校の管理職を対象に研修会を実施いたしました。

参加者のアンケートの中からは、世の中には

いろいろな差別があるが、正しい認識を得るためにも、このような研修会は必要であると。また、人間は違いがあることが当たり前であり、一人一人がお互いを尊重し、みんなが幸せを感じる社会づくりに努めていく必要を感じたなどの意見がございました。

また、12月4日から10日までの人権週間内の12月5日には、特定非営利活動法人性同一性障害まりあの会理事長石川直子氏を講師にお招きし、「性同一性障害の子供を支えて生きる」という演題で、市役所職員を初め、小中学校の教職員、市民の方々を対象に講演会を開催し、多数の参加がございました。

参加者からは、子供と向き合い体験した苦しみや喜びを直接聞くことができ、とてもよい研修になりました。また、人の心の痛みを知るのは難しいと思いました。偏見は持っていないつもりですが、話を聞いていると、まだまだだめだと思いましたなど、貴重な御意見が寄せられております。

そのほか、社会教育課では、広報たるみずによる人権啓発活動の取り組み、また、市内小中学校の家庭教育学級においても、人権に関する講座を実施しているところでございます。

なお、平成26年度の人権教育研修会につきましては、平成25年度同様、2回の研修会を予定しております。第1回目は8月18日に実施することとしております。

今後とも、男女共同参画社会の理念を踏まえた研修内容の工夫、改善に努め、人権教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 先ほど企画課長のほうから、男女共同参画に係る研修につきまして答弁がありましたが、その研修会が職員への実施という趣旨の質問でございましたので、具体的な内容についてお答えいたします。

垂水市男女共同参画基本計画において、行政

職員や教育関係者については、率先して男女共同参画に対する理解を深める必要があり、そのためには研修会を通じ、男女共同参画に対する正確な理解の浸透及び意識の啓発に努めるよう定めております。

このことから、今年度、企画課と連携し全職員を対象にした、男女共同参画が目指す社会について正確な理解を図ることを目的とした研修会を実施する予定でございます。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） 池山議員の共生・協働による地域づくりの推進についての御質問について、国の考え方と企画における取り組みについてお答えをいたします。

先ほど申し上げました国の第3次男女共同参画基本計画においては、地域において一人一人が加わって新しい公共を創造し、地域力を高め、維持可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠であるとされております。

本市においても国の考え方に沿って、市の基本計画の後期計画において、男女共同参画の視点に立った共生・協働による地域づくりを推進するための施策を定めております。

企画課では、市の審議会の男女の構成比率等の調査を年次的に行いながら、地域での話し合い活動等においても女性に積極的に参画していただくよう働きかけを行っております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 男女共同参画社会の実現に向けて総務課として果たすべきことは、男女平等という大原則を踏まえ、男女の差別のない人事異動に努めることではないかと考えます。女性職員の採用者数は近年増加傾向にあり、結果、係長級職への登用も進んできまして、係長級職員46人のうち女性職員は12人、割合で約26%を占め、4人に1人は女性係長級職でございます。

しかしながら、課長職への登用につきまして

は、これまで検討をしてきたところでございますが、垂水市においては、これまで課長職への登用はいまだないところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 子育て支援策にかかわる人材の育成についてでございますが、男女共同参画社会を実現するための施策の一つとして、仕事と子育てが両立できる環境づくりが必要であり、そのためには子育て支援策の充実が求められているところであります。

保健福祉課では、子育てを支える人材の育成として、社会福祉協議会に委託して、専任の子育てサポーターを1名置いて子育てサポート事業を実施し、子育てのよりきめ細かいサポートができるように、子育ての一段落した方を中心に子育てボランティアの養成講座を実施し、子育てサロン等の支援組織の立ち上げや地域で子育てサポートを担う支援者を育成することとしております。

また、今年度は、子育てボランティアを含む子育て指導員の養成講座も実施することとしております。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） 池山議員の共生・協働による地域づくりの推進について、出生率の増加の視点についての御質問にお答えいたします。

出生率につきましては、目標を設定することで、市民に目標達成を強いることとなりかねず、出産は女性の意思を尊重すべきものであるという認識から、盛り込んでおりません。

基本計画の後期計画に示した方向を目指すことで、子育て環境の充実や改善につなげることが重要であると認識しております。

以上でございます。

池山議員の職業能力の開発及び再就職支援の充実についての質問について、国の施策、方向性についてお答えいたします。

国の第3次男女共同参画基本計画において、就業は生活の環境的基盤であり、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、経済社会の活力の源という点からも極めて重要な意義を持つとされております。

本市の基本計画の後期計画においても、女性の職業能力開発や再就職への支援について、関係機関と連携しながら、個別具体の施策を展開することといたしております。

○水産商工観光課長（山口親志） 関係機関の水産商工観光課として御答弁させていただきます。

再就職を希望する女性に対しては、関係機関と連携し、支援制度を含めて情報提供や相談を行い、再就職を支援してまいります。

また、再就職する際に必要な能力開発については、国の事業等を活用しながら、能力開発の機会を提供し、ハローワーク等の専門機関を活用し、個々の能力が発揮できるように相談を行いますとしておりますが、実情としましては、水産商工観光課への相談はほとんどなく、直接ハローワーク等への相談が多いようであります。

ただ、水産商工観光課のほうでは、広報紙等で女性の支援のための情報提供等を行っているところであります。

以上であります。

○企画課長（角野 毅） 池山議員の女性に対する暴力の根絶について、国の政策方針及び本市企画課における取り組みについて、御質問にお答えいたします。

国の第3次男女共同参画基本計画では、女性に対する暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるとして、女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組むこととしております。

垂水市男女共同参画基本計画の後期計画については、昨年度の計画見直しにあわせ、基本計画の一部を垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画として一体的に取り組めるような位置づけを行い、被害者支援に向けた総合的な政策を推進するものとしております。

DV等の被害者に対し、庁内の関係部署が相互に連携し、被害者の保護と自立のための支援を行うため、関係課長を構成委員とする垂水市ドメスティックバイオレンス等庁内連絡調整会議が平成22年度に設置されております。

また、同年度には、垂水市ドメスティックバイオレンス等被害者支援事務要領を制定し、関係課、また関係機関との連絡を図ることにより、DV等被害者の個人情報の漏えい防止や適切な保護、被害者の自立支援を図るものとして対策を推進しております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） セクハラ、DV等についてでございますが、先ほどの企画課と重複する面もございますが、相談窓口を保健福祉課児童障害者係に設置し、被害者から相談を受け、状況等を確認した上で、必要に応じて全庁的な連携を図り、支援を行うこととしております。

また、DVについては、被害者の一時保護や被害者の心理相談、法的相談に応じることにには限界もあり、支援も限定的になることから、そのような場合には、配偶者暴力相談支援センターに引き継ぐなどして、女性に対する暴力等の根絶に努めることとしております。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） 地域包括ケアセンターと男女共同参画社会の形成等の関連についての御質問にお答えをいたします。

国の第3次男女共同参画基本計画では、高齢者が安心して暮らせる環境の整備の施策の方向として、高齢者の日常生活支援の施策の推進を

掲げており、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて一層の推進を図るとしてあります。

本市男女共同参画基本計画の後期計画における基本目標の一つに、全ての人が健康で安全に暮らせる社会づくりを掲げております。健康の維持は人々の生活の基本となるもので、男女共同参画を推進する上でも欠かせないものでございます。高齢者や障害者等が暮らしやすい社会づくりについても、男女共同参画社会の実現を目指す大きな考え方の中に取り入れ、政策や事業を推進していくものと認識しております。

○保健福祉課長（篠原輝義） 地域包括ケアセンター構想につきましては、議員御承知のとおり、健やかなまちづくり協議会を設置して協議を進めている最中でございます。

3月議会時点では、その中で設置をしております専門部会の議論も未定でありましたが、今般、一定の方向性が示され、これを受けて開かれた健やかなまちづくり協議会でも中間報告が了承されましたこと、また、国、県へこのための補助金がないか要望をしておりましたが、平成26年に創設される新たな財政支援制度の動向が明らかになってきた等を受けて、11月ごろまでに規模、概算額等を把握していく必要があることから、市では、地域包括ケアセンターの基本設計委託料を急遽6月議会に上程をしたところであります。

なお、今後のスケジュールであります、運営方法、施設に設置する機関等、詳細につきましては、現在も専門部会で協議中であり、財源や規模、概算額が判明する、ことし末以降に全体構想を取りまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 男女共同というのはわかりにくいわけですよ、ぼやっとして。大体その施策を聞きましたので、その方向で進めていっても

らえばいいと思います。

教育長ね、人権というのは認識させるのが必要で、男女は平等なんだという教育が必要で、こういうことなんですけど、質問も通告してなくて、答えられる範囲でいいんだけど。男性像、女性像、男女というのは見た目でわかるわけだから、男性像、女性像というのジェンダーと言うらしいんだけど、ここに、さっき北方議員のところでだったかな、性同一性障害も出てきて、さっきの答弁の中にも出てきたんだけど、これが国でも結構いるんだって。答えられる範囲でいいですよ。

文部省の実態調査で、高校生で403人、これ自分で俺どうもおかしいというのが。中学生で、全国で110人。小学校でも93人いるんだわ。これが、低学年で26人、3、4年生で27人、高学年になって40人。年齢を重ねるにつれて、どうもおかしいなと思う子が出てくるんだろうけど、この辺について、垂水市で把握されてるのか。それできてなければいいです。

これを、このことと、あとは、教育長に、その人権、いろんな子供に対する教育はそれでいいです。ただ、この前通告でも言ったんですけど、聞きたいのが、大阪市で、校長先生に学校の人事権はあるんだけど、大阪では、その校長の人事権を無視して、教員の中で選挙で主任を決めたのどうのこうのちゅうのがあったんですけど、その辺のことについてと、そういう人権の教育、全体的なところで教育長答えていただければありがたいです。

それから、政策、方針決定過程への女性の参画について、この基本計画（後期計画）の中で、女性議員が市議会にいないちゅうことが書いてあってですね。それは、立候補された方が過去にもいるし、でも、現在いないのは事実なんですけど。この鹿児島市でも、市町村で、鹿児島市の市町村の中に、垂水と、結構あるんですよ、管理職がいないの。ただ、南種子町は17人のう

ち3人もいる。鹿児島市は職員が多いからだけで、52人いると。

これは市長に伺いますけど、これから先、どんなふうと考えられてるか、そこを。男女共同参画のこんな計画をつくってるんで、新聞にも管理職がないのが垂水とどことどこって出てくるわけだ。この辺のことについて、将来的なものでどのように考えられているか。

それと、セクハラ、DVについては、個人情報のことについて気になったんですけど、さっき答えられたからそれでいいです。

あとは地域包括ケアセンターですけど、3月議会で質問したら、私、北方議員と堀添議員をやり玉に上げたつもりはないですけどね。優しく言った。ただ、私より75歳になるのが早いよと言っただけだから。そのことを捉えて、さっき池之上議員が言われたんだと思いますけどね。

この3月議会には影も形もないような答弁だったわけですよ。それが、ここへきて基本設計委託が出てきたと。これは、尾脇市長やるぞと、私が今思ってるわけ。これこのまま、この勢いでいくと、3月議会で何もなかったけど、ここに出てきたと、基本設計が。これは、9月議会では財源を当てにできるぞと、今思ってるわけ、私が。その辺のことを、例えばさっき中学校跡地の問題があったけど、例えば財宝さんに売った、そのお金を充てて、あとは国から引っ張ってきてと、私は、市長の心の中にそのぐらいのもう算段ができてるんじゃないかと思ってるわけです。その辺のことについてお答えください。以上3つ。

○教育長（長濱重光） 池山議員のほうから、性同一性障害について、本市の実態についての御質問がございましたけれども、本市の小中学校の児童生徒におきましては、そのような状態で悩んでいる子供たちはおりませんので、答弁させていただきます。

それから、もう一点ですけれども、大阪市の

公立学校で、学校内人事を教員選挙で決めているという実態がございました。このことについてお答えいたします。

この大阪市の公立学校で、校内人事を教員の選挙により決めていた学校があったという報道をお聞きしましたときは、信じられませんでした。本市におきましては、そのような事例はございませんし、そもそも教務主任や生徒指導主任、それから学年主任を初めとする各学校の校務分掌の決定につきましては、校長の責任において行われるべきものでございます。

その決定の際には、校長は職員一人一人の能力や特性、経験年数及び実践状況等を把握した上で適材を適所に配置して、学校経営を進めることが最も大切であるというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員の管理職の登用の件についてお答えをいたしたいと思います。

本年の6月の3日の南日本新聞に掲載されておりましたように、本市を含め19市中8市において、女性職員の課長職への登用がございませんが、課長職への登用に当たりましては、男女に関係なく、職員の職務に対する能力や意欲により登用することが重要だと考えております。

また、人材養成の観点から、女性職員を庶務事務のみならず、事業の執行や許認可事務などに幅広く配置をすることも行っておりまして、また、将来的には管理職につながる係長職への積極的な登用にも努めております。

課長職の資質というものは誰にでもあるものではないと思っておりますが、課長職になり得る資質の一部を誰もが持ち得ているものだとも思っております。

いずれにいたしましても、女性の知恵や感覚を市政に生かすことは重要であると考えており、女性の地位向上、あるいは男女がともに力を合わせて社会を構築するという観点に立ちまして、

能力と意欲のある職員については、適材適所の配置もありますが、男女の区別なく、積極的に登用してまいりたいと考えております。

○保健福祉課長（篠原輝義） 先ほど答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

地域包括ケアセンターの福祉避難所の機能についてございました。これにつきましては、現在、垂水市においては、他者による支援がなければ避難できない避難行動要支援者に対する避難支援プランによる要支援者登録台帳を作成し、この方々のうち、通常の指定避難所では避難生活が困難であると思われる方を対象に、福祉施設等を利用できる体制を整備しておりますが、地域包括ケアセンターもこの福祉施設として登録しようと考えております。

それから、2回目の御質問でございます。地域包括ケアセンター構想につきましては、確定した補助金がないことから、建設費用の補助金獲得のために、市長と担当職員が3月の後半に厚生労働省に出向きまして、施設整備の必要性について要望を行ったところであります。

その中で、平成26年度に創設される新たな財政支援制度の活用を検討してみてもとのアドバイスをいただきました。そこで、県へは4月に保健医療福祉課に1回目の要望を行い、6月に2回目の要望を行ったところであります。その中で、垂水市に包括ケアセンターをつくることについて、新たな財政支援制度を財源としてお願いをしたところ、この財源が、先ほども池之上議員にもお答えいたしましたように、消費税増収分を財源としていることから、施設の目的が広域的、他地域への波及効果がある必要が指摘をされました。

また、この基金は広く関係団体の意見を聞いて決定するとのことでありました。特に県医師会、歯科医師会、薬剤師会等の意見は反映されることも判明をいたしました。

いずれにしましても、支援制度が現在、国会

で審議中であり、補助基準の有無、補助率、限度額等、詳細については未定でありますことから、引き続き県担当課と連絡を密にして、財源獲得に向けて努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 正勝） ここでお知らせいたします。本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○池山節夫議員 終わりにしましょうかね。いいでしょう。男女共同参画ということで、出生率、これの増加、これを目指す、それで子育て支援をする、そのことが全てにつながると思ってるんですよ。だから、さっきもらったんだけど、垂水市の出生率が、平成21年、1.28だったのが、24年に1.53になってる。だから、上がってるからいいんですけど、ここに政府が、結婚、妊娠、出産への支援に力を入れて、婚活支援や結婚相談などの幅広い事業に使える地域少子化対策強化交付金を創設したちゅうのがあるんですけど、800万。こういうのを使ったりしながら、婚活、例えば妊娠、出産への支援に力を入れたりしていただきたいというのと。

生産年齢が8,000万人を割れたというのが新聞に出てたんですけどね。15歳から64歳までの生産人口が8,000万人をとうとう割ったと。65歳以上はもう4人に1人になってる。ここをどうしていくかちゅうことで、私もあしたのつもりだったのが、質問がまとまってないけど、この前新聞に載ってたのが、この20から30代の女性が半分以上になっていくと。全国で896市町村。鹿児島県も43市町村の中の30市町村が減ると。トップが与論町。20から40歳までの若い女性が減る率、これが何年か後に、与論町が72.9、南大隅町が2番目で70.2、南種子町が69.9、4番目が垂水市で69.0と。ぽっこん減ると。これは、都市へ介護職とか、仕事とか流れていくからだと。

だから、それを食いとめないといけないということで、与論町は1子目が誕生したときに10万円、2子以降はもっと増額する。子育て支援。南大隅町は、高校生まで医療費の無料化をする。第4子が生まれたら100万やると。そうなの。

垂水市もいろいろやって、ことしから住宅取得費のあれをやったり、評価はしてるんですよ。この辺のことについて、最後に、もう一つ聞きたかったのがあるんですけどね、この点について、市長、高校まで医療費を無料化してしまおうとかいう考えはないのかというのと、こればらばらになりますけどね、包括支援センターの中で、牛根境で議会報告会やったときに、買い物難民についての答えが、企画課で調査してるちゅうのがあったんだけど、その2点だけ答えをもらって終わりにしましょうかね。

○市長（尾脇雅弥） 医療費の高校までの無料化ということに関しましては、さっき言いました少子高齢化、もっと言いますと、人口が2040年までに30万人減っていくという中で、とりわけ子育て世代のお母さんたちがいなくなるということは、子供がいなくなるということですから、特に子育て支援にどのような力を入れなきゃいけないということで、ある程度、今の枠の中でできることは今しております。ですので、政策的には中学生までの医療費の無料化やりましたけれども、当然その先には高校生まで、あるいは財源的なものということも必要だと思いますので、これは十分検討していかなくちゃいけないということで思っております。

ですので、今の質問に関しては、現段階ではっきりやるとは言いませんけれども、近い将来の課題ではあるというふうに認識をしております。

○企画課長（角野 毅） 池山議員の御質問にお答えいたします。

せんだっての委員会の中でお答えしましたけ

れども、25年度の補正事業ということで採択になりました過疎集落等地域再生事業の中で、牛根地区の事業としてでございますけれども、生活弱者、買い物難民、交通空白地帯の解消といったような形の中でトータル的なそういう事業を含んだ中で、ソフト事業として予算化をすることができました。ですので、26年度中には、そのソフト事業としての問題解決についてのある程度の答申ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 終わります。

○議長（森 正勝） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（森 正勝） 次は、あす午前9時半から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日はこれにて散会します。

午後5時 散会

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 6 年 6 月 1 8 日

本会議第3号（6月18日）（水曜）

出席議員 16名

1番	川 越 信 男	9番	北 方 貞 明
2番	堀 内 貴 志	10番	池 山 節 夫
3番	大 藁 藤 幸	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 静 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 商 工	
副 市 長	松 下 正	観 光 課 長	山 口 親 志
総 務 課 長	中 谷 大 潤	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	角 野 毅	会 計 課 長	堀 内 昭 人
財 政 課 長	野 妻 正 美	水 道 課 長	塚 田 光 春
税 務 課 長	前木場 強 也	監査事務局長	保久上 光 昭
市 民 課 長	白 木 修 文	消 防 長	迫 田 八州夕起
市 民 相 談		教 育 長	長 濱 重 光
サービス課長	北 迫 一 信	教育総務課長	川 畑 千 歳
保健福祉課長	篠 原 輝 義	学校教育課長	牧 浩 寿
生活環境課長	村 山 芳 秀	社会教育課長	森 山 博 之
農 林 課 長	池 松 烈		

議会事務局出席者

事 務 局 長	磯 脇 正 道	書 記	田之上 康
		書 記	有 馬 英 朗

平成26年6月18日午前9時30分開議

△開 議

○事務局長（礒脇正道） 御起立願います。一同、礼。御着席願います。

○議長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

△議案第48号上程

○議長（森 正勝） 日程第1、議案第48号消防・救急無線デジタル化整備工事契約についてを議題とします。

説明を求めます。

○消防長（迫田八州夕起） 議案第48号消防・救急無線デジタル化の整備工事の契約について御説明申し上げます。

消防・救急無線デジタル化整備工事でございますが、現在の消防無線は消防本部牛根分遣所に基地局を置き、垂水市内の火災、救急に対応した無線交信を行っておりますが、電波法の改正に伴い、現在使用しておりますアナログ通信方式は、平成28年5月31日を過ぎると使用できないことから、国の補助を活用して今年度中に消防・救急無線デジタル化整備工事を行うもので、6月12日に入札を実施いたしまして、現在仮契約の締結をさせていただいているところであります。

ただし、契約金額が1億5,000万以上につきましては、議会の議決を必要とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に係る契約による消防・救急無線デジタル化整備工事の契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、消防・救急無線デジタル化整備工事でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は4億9,032万円です。契約の相手方は、鹿児島市山之口町2番30号、NECネットエスアイ株式会社鹿児島営業所所長、川野幸彦です。契約日は、議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 1点だけお聞きしておきたいと思います。

解体工事に関する費用等の中で、下から3段目の「また、受注者が共同企業体を結成している場合には」ということで、この段階では結成しているかどうかはわからないのか、それともこれはこの議会議決後、そのあたりが明らかになるのか、その点だけお聞きしたいと。

○消防長（迫田八州夕起） 共同企業体は結成しておりません。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○持留良一議員 ということは、この文言をなぜ入れられたのか、逆に質問。変な感じになっちゃうんですけども、また受注者が共同企業体結成してないんですよね。

○消防長（迫田八州夕起） はい。

○持留良一議員 結成している場合にはと出てきたということは、この時点ではわからなかったのか、それともこの文言を入れたのは、いわゆる通常の形式としてそういう形になったのか、その点をちょっと聞きたいんですが。

○消防長（迫田八州夕起） この時点では、わからないために入れました。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○持留良一議員 わかりました。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありません

か。

○川越信男議員 1点だけお聞きします。

この工事の予定価格と落札額は何%だったのかを教えてください。

○消防長（迫田八州夕起） 予定価格が5億96万円でございます。

濟いけません。落札額は契約額の4億9,032万円でございます。（「予定価格」と呼ぶ者あり）

もう一回。予定価格は5億96万円でございます。

○議長（森 正勝） よろしいですか。いいですか。

○川越信男議員 はい。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はございませんか。

○徳留邦治議員 指名入札とお伺いいたしましたが、何社で指名をされたのか、また県内の企業だけの入札であったのか。県外からの業者も入った入札だったのかというところをちょっとお伺いいたします。

○消防長（迫田八州夕起） 7社指名いたしまして、3社で入札を行っています。指名の業者は、県内と県外です。

以上です。

○議長（森 正勝） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。よって、議案第48号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

△一般質問

○議長（森 正勝） 日程第2、これよりきの

うに引き続き一般質問を行います。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、8番、持留良一議員の質問を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。きょうは傍聴者の方々も見えてますので、議会として大いに議論ができるように頑張っていきたいと思えます。

最初の質問は、市長の政治姿勢について2問伺います。

1つは、集団的自衛権の問題についてです。

集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈によって、閣議決定を今諮ろうとされています。一般紙でも、「こんなやり方では、日本の進路を変えてしまって後世に責任が持てるのか。議論ありきで急ぐのは余りにも乱暴だ」という問題点を指摘をしています。また、地元紙でも、「憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を可能にするというやり方は、懸念がある」と指摘もしています。

歴代自民党政権は、自衛隊創設以来、一貫して集団的自衛権の行使は、憲法9条のもとでは許されないとの解釈を示し、国会や国民に説明してきました。行使容認は、これまでの説明を根底から覆し、日本を海外で戦争する国へと変える劇的な暴挙と言わざるを得ません。憲法に縛られるべき政府が、憲法の解釈を自分の都合よく変える、これは立憲主義の乱暴な否定です。

そこで、一つは現憲法では解釈変更は認められないというのが国民共通の立場だと考えますが、市長の認識を伺います。

2点目は、憲法に縛られるべき政府が、一内閣の勝手な判断で憲法解釈を変え、行使容認に踏み込もうとするのは立憲主義の乱暴な否定にあると考えますが、認識を伺いたいと思えます。

2つ目は、改定された地方教育行政法につい

て見解を伺います。

改定された地方教育行政法については、立場を越えて多くの教育関係者が反対し、疑問を持っています。教育関係者が大切にしてきた教育の政治的中立性は、市長等が属する政治的党派の政治的考え方によって教育を左右してはいけないという意味で大切に考えられてきました。要は、政治教育との関係については、政治家がやるべきことは、教育条件の整備であり、絶対にやってはならないのは、教育への介入しないということではないでしょうか。

ところが、今回の改定は、教育への政治介入に道を開くものになったと言わざるを得ません。それは改定の柱に、市長が教育方針の方針、大綱を作成することや、教育委員会から教育長の指揮権、監督権限を奪い、市長が直接任命する教育長を教育委員会のトップに据えることができるからであります。

そこで、1点目は、教育委員会はなぜ教育の政治的中立と自主性を確保しなければならないのか、見解を伺います。

2点目は、大綱（教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策）は政治的義務があり、決定権限は首長になります。本来であれば、教育委員会がつくるべきものです。問題という考え方があるのか、見解を伺います。

3点目は、新教育長は、市長が議会の同意を得て任命することになりますが、これからも独立性が保たれるのか、考え方についての見解を伺います。

次に、南中学校跡地利活用の問題について伺います。

この問題については、重要な点は手続や対応に問題がなかったのかという点です。議会や市民との関係でも、法律や条例に基づき権限が行使されていきます。それに行き着くには、互いの議論は信頼関係の構築があるからと考えます。

そこで、今回の南中学校跡地利活用の方針の

変更はどうなったのか、検証する必要があると考えます。

一つは、議会の議決権の意義と効果はどのように認識されているのか伺います。

2点目は、議決後の対応と関係事務との関係についてですが、さまざまな関係で修正等は発生することは考えられます。要は、そのようなときどのような対応が求められているのかということです。3月議会の内容も、数年間関係住民との積み重ねによって提案されたものと理解しています。それは、一つの大きな到達点そのものです。

であるならば、それにふさわしい取り組み、変更の説明や新たな提案への理解など、取り組みが必要ではなかったでしょうか。当然、議会もそれに対応する取り組みは必要だと思います。見解を伺います。

次に、就学援助制度についてたします。

親から子への「負の連鎖」を断ち切ることを目指す「子どもの貧困対策法」の具体化が進んでいないと指摘がされています。それどころか、消費税増税が生活困窮状態にある子供や親の暮らしに追い打ちをかけています。今、子供たちの貧困克服に向けて取り組んでいくことが政治に求められています。

そこで、一つは生活保護費の支給基準との関係で、昨年の議会で就学援助に影響のないような対策を求めましたが、準要保護の認定基準はどうなったのか、適切な対応はとられたのか伺います。

2点目は、国の就学援助予算は、消費税増税等を踏まえて増額されました。単価を増額するまでの事務連絡通知はあったのか伺います。本市はその結果どのように対応されたのでしょうか、この点についても伺います。

次に、学童保育問題について伺います。

子ども・子育て支援制度によって学童保育の国の制度は大きく変わり、市町村を初め学童保

育の基準の条例を制定することになり、施策も大きく変わろうとしています。それは、学童保育の位置づけや実施責任の明確、施設等の整備計画も含め、支援事業計画の策定などを明らかにする必要があるからであります。

財政の点では、事業計画に基づいて国からの交付金も支出されるということから、自治体の積極的な取り組みが問われるからです。私は、目的の明確化と子供の保育を受ける権利及び市の責任を明らかにし、生活施設にふさわしい施設、設備を図っていくことが、この間の学童保育の取り組みの到達点からも求められていると思います。

そこで、このような内容が条例化に求められていると考えますが、盛り込むべき内容についてどのように考えているのか伺います。

2点目は、水之上保育園学童保育施設の今後の問題です。基本的には学内に設置することが望ましいと考えます。今回、児童福祉法の改正では、余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、その実施の促進を図ると求めています。課題と方向について伺います。

次の質問は、中小企業の仕事の確保で、地域経済の活性化を求めるものです。小規模工事登録制度は、地方自治体が発注する工事、主に修繕、改善等について一定金額以下のものは入札によらず、あらかじめ登録していた中小業者に随意契約で発注をする制度です。この制度の提案は何回も議論し、異議や役割も訴えてきました。この間の検討の到達、具体化と今後の方向性について改めて伺いたいと思います。

最後に、川内原発の問題について質問します。

大飯原発の再稼働差し止めを求めた判決の意義と川内原発について質問します。

大飯原発の再稼働差し止めを求めた判決は、一つは人格権が日本の法制上最優先される、いわゆる国民の命と暮らしを守ること以上に、事は大切だということを出しました。

2点目は、本質的に危険であるという問題です。要は、他の技術にはない異質な危険があるという問題です。

3点目は、安全神話は断罪されました。4点目は、コスト優先拒否、いわゆる正論と電気代の高い、低いを並べて論じるものではないという、国民の安全よりもコストを優先する考え方を退けたものです。

そして、最後に250キロ圏以内に住む人は、直接的に人権が侵害されるという結論です。これは、全国原発に当たるものであり、そして、原発の再稼働差し止めができることを認めた裁判になり、大きな意義ある判決が出されたと考えます。

そういう中、川内原発の再稼働問題は垂水市にとっても見逃すことのできない問題になってきています。そこで、大飯原発の再稼働差し止めを求めた判決の意義はどこにあるのか。

2点目は、先般新聞に川内原発の風向きごとの放射性物質拡散試算図の資料が掲載されました。垂水市も影響を受ける内容になっています。想定外はないことから、地域防災計画の見直し等も含めて、住民避難計画も視野に入れるべきではないかと、この点について伺います。

このように、さまざまな危険を冒してまで再稼働する必要がどこにあるのでしょうか。今こそ自然エネルギーへの転換を進めることが、地域経済や住民の命と暮らしを守ることにつながるものです。

鹿児島県の試算、新エネルギー導入ビジョンによると、太陽光発電と風力発電を合計したエネルギーの利用可能量は、川内原発のこの間の発電最大実績に相当すると発表もされてます。市長は市民の安全と生活、命を守る責任があります。再稼働は問題だという認識がないのか、伺います。

それで、問題点があれば再質問もまた行っていきたいというふうに思います。

また、回答される場合においては、簡潔に求めていると思います。説明や解説は省いていただきたいと思います。質問に直接答えていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） おはようございます。多岐にわたります。

まずは1点目ですね、集団的自衛権のことににつきましては、まさに国の防衛という国の専権にかかわることですので、地方自治体の市長が軽々しくお答えするべきものではないということが大前提となります。

しかしながら、お尋ねがございましたので、あくまでも個人的な見解とお断りをした上で考えを述べさせていただきますと思います。

国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているとされています。

我が国は、国際法上このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然です。しかしながら、現行の憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを越えるものであって、憲法上許されないと解釈が歴代の内閣において維持されてきております。

現在の平和な日本があるのは、こういった解釈を踏まえた外交政策が展開され、またそれを今までの国民が支持してきたからであると考えており、そのこと自体は重く受けとめるべきであると考えております。

しかしながら、急速に悪化する東アジアの安全保障環境を背景に、米国が日本に集団的自衛権行使を求める立場を明確にしたことや、限定容認論への国民の理解が広がりつつあることか

ら、自民・公明の両党は集団的自衛権行使の憲法解釈をめぐる協議で、その行使を限定的に認める閣議決定を近日中にも行う方針で最終調整に入ったとの報道がなされております。

その内容は、憲法9条のもとにおいて認められる武力の行使については、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、また他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される恐れがあること、これを排除し、国民の権利を守るためにほかに適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどめるべきことという3つの要件に該当する場合に限って、行使を認める案で調整されているようでございます。

この解釈の表現は、1972年の政府見解の一部を引用したものであり、この見解では幸福追求権が根底から覆されるのは、日本に対する直接の武力行使があった場合に限られ、集団的自衛権行使は憲法上許されないと結論づけております。

しかし、今回周辺有事から退避する邦人を乗せた米輸送艦の防衛、防護などは、生命や幸福追求権が根底から覆される事態に該当するとし、解釈を変更することもやむを得ないものであると判断したようであります。

つまり、限定的な集団的自衛権よりも、行使の範囲が狭められた国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される事態の集団的自衛権を容認する案を中心に調整を進める方針であるとの報道がされております。

御承知のとおり、昨今の東アジアを初めとする国際安全保障情勢は急激に悪化してきていることから、日米同盟の抑止力を強化するためには、集団的自衛権を限定的であっても一定程度容認することが求められてきているのではないかということが、現在与党の間で協議されておりますが、時代の変化に即した憲法解釈の変更

を容認することを検討することについては、やむを得ないのではないかと認識をしております。

しかしながら、先ほど申し上げましたが、この議論は国の防衛上の問題であり、国政で十分かつ慎重に議論、検討していただくことを望んでおり、今後も国における議論を注視してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会はなぜ教育の政治的中立と自主性を確保しなければならないのかの質問にお答えをいたします。

教育委員会制度の意義は、戦前の全体主義的な教育の反省を踏まえ、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保する政治的中立性の確保や、継続性、安定性の確保及び地域住民の意向の反映であり、また一方で首長への権限の集中を抑止し、中立的、専門的な行政運営を担保する首長からの独立性や合議制及び住民による意思決定、いわゆるレーマンコントロールが特性として上げられております。

このように、教育委員会制度は基本的な部分においてすぐれた制度であることから、市長部局と教育委員会が緊密な連携を図りながら、本市の教育行政の推進に努力することで目標が達成できていると考えております。

次に、大綱の策定の質問にお答えをいたします。

先週の13日に、参議院本会議において（115ページの発言により訂正済み）可決成立した改正地方教育行政法の第1条の3、大綱の策定等にかかわる部分であります。第1項に「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定しています。

なお、同条第4項では、第1項の規定、すなわち大綱を定めるに当たっては、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務、いわゆる

教育委員会の職務権限を管理し、または執行する権限を与えるものと解釈してはならない」と規定し、大綱の策定内容を制限しております。

また、大綱を定め、またはこれを変更しようとするときは、総合教育会議において協議すること、その総合教育会議は、地方公共団体の長、教育委員会をもって構成すること、必要があると認められるときは、関係者または学識経験者を有するものから当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができること、会議は原則公開することなどから、議員が危惧されるようなことはないと思われま

す。現在、本市の教育が取り組む施策の方向性を示す垂水教育振興基本計画は、本市の最上位の計画である第4次垂水市総合計画を踏まえて策定され、多様な施策が展開されております。このようなことから、新しい地方教育行政法が平成27年4月1日から施行されても、これまで同様、教育行政が展開されるものと考えております。

次に、新教育長は、市長が議会の同意を得て任命することになるが、独立性が保たれるのかの質問にお答えをいたします。

改正地方教育行政法の第13条第1項に、「教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」と規定しています。また、第4条第1項では、「教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」と規定しています。さらに、第7条第1項では、「地方公共団体の長は、教育長が職務の遂行に耐えないと認める場合または教育長たるに適しない非行があると認める場合において、当該地方公共団体の議会の同意を得てその教育長を罷免することができる」と規定をしております。

このことは、教育委員会教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くものであり、教育行政の責任の明確化を目的にするための体制と説明されています。

現行の地方教育行政法は、教育長は教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属するで、全ての事務を司ると定め、教育委員会は当該地方公共団体における教育行政の執行機関として、その補助機関である教育長を指揮監督する権限を有することが明確にされていますが、改正法案ではこの条項が削除されているため、議員は危惧されておられるのではないかと思います。

しかしながら、法が改正されても政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとすることになっております。

また、教育長の任命に当たっては、これまで同様に議会の同意を得る手続があること、教育委員会の会議は合議制であることなどを考えますと、私としましては首長からの独立性は担保されていると認識をしております。

加えて、現行制度においても、教育長に相応、ふさわしいと思われる委員を議会の同意を得て教育委員に任命し、その思いを受けとめて教育委員会が教育長に任命している現実があり、問題なく機能していると認識をしております。

また、議会には条例や予算の議決権及び教育委員の任命にかかわる同意権が付与されております。さらに、市長は教育委員会を含む各執行機関の行政機能の一体性を確保すべく、地方公共団体の長としての地位にあることから、教育行政についても議会との連携のもと、総合的、一体的な運営が行われるよう努めているところであります。

私は公約の一つに、教育の充実を掲げて市長に当選させていただいておりますので、市長部局と教育委員会が緊密な連携を図りながら、本市の教育の目標の実現に努力してまいりたいと考えております。

次に、南中跡地の利活用についての御質問にお答えをいたします。

議会の議決権につきましては、市が条例や予算を定めるときなどに、市長は市議会の議決を必要といたします。このほか、地方自治法第96条に列記されている事項が、議会の議決すべき事案となっております。主なものは、条例の改廃や決算の認定、条例で定める契約や財産の取得などではありますが、議決権は議会の最も本質的な権限であると認識をしております。

また、こうしたことを踏まえた上からも、御指摘のあった3月議会における物産館の実施設計委託料の予算に対しましての議決の重さは、十分に認識をしております。

次に、住民への説明であります。3月議会終了後、物産館建設構想と経緯を含め、3月議会で各議員から指摘がありましたが、運動場以外の活用方法等について検討などを行い、5月の連休明けに説明会の日程調整を計画しておりましたけれども、株式会社財宝様から旧南中学校跡地活用の計画が出され、地域への説明会を行う場合、株式会社財宝様の計画も整理してから行うこととしました。

結果、株式会社財宝様への売却が本市の将来を考えた場合最良と判断をいたしました。株式会社財宝様への売却は、面積、金額とも議会の議決を伴う事項でありますことから、議会の承認をいただいてから住民説明会を、今までの経緯と今回の物産館建設、株式会社財宝様の企業進出の報告を含めて、新城、柊原地区でしっかりと行う予定でおります。

以上です。

○学校教育課長（牧 浩寿） 持留議員の生活保護費の支給基準との関係で、準要保護者の認定基準はどうなっとるか、適正な対応をとったのかという御質問にお答えいたします。

平成26年度の就学援助費の認定につきましては、平成26年度の生活保護基準に基づき判定し、基準を超え認定できない方につきましては、旧基準においても再計算しております。その結果、

生活保護の支給基準額が下がったことにより、受給できなかった方はおりませんでした。

国は、それぞれの制度の趣旨や目的、実態等を考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とするという旨の対応を示しており、本市といたしましても、生活扶助費の基準改定が終わる平成27年度までは同様の扱いとし、就学援助が必要な保護者が認定漏れにならないように努めてまいり所存でございます。

続きまして、国の就学援助予算は増額されたが、本市は事務連絡通知の有無、どのように対応したのかという御質問にお答えいたします。

平成26年度要保護児童生徒援助補助金につきまして、平成26年1月の国からの通知により、学用品等の予算単価の増額が示されております。また、新年度になってから補助金交付要項の一部改正がなされた旨の通知を受理しているところでございます。

ただ、この要保護児童生徒補助金のうち、本市におきましては修学旅行費のみ支給しており、実際にかかった経費から算出するため、単価の変更による影響は特にございません。

また、準要保護世帯への就学援助費につきましては、平成26年度学校給食費が改定されたことに伴いまして負担増になったことから、財政課とも協議し、支給額の見直しを行ったところでございます。その他の学用品費等の支給額につきましては、要保護児童生徒援助費補助金予算単価にあわせての変更はしていないところでございます。

この就学援助費につきましては、平成17年度以降国の補助事業から単独事業となり、その実施主体であります市町村で認定基準や支給額等を定めることになっております。給食費以外につきましては、検討の結果、平成25年度と同額としたところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） おはようございます。4番目の学童保育所についての御質問にお答えいたします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行となる予定であります。子育て関連三法の成立に伴い、児童福祉法の一部が改正され、市町村は学童保育、いわゆる放課後児童健全育成事業でございますが、この設備及び運営の基準について条例で定めなければならないこととされました。

市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその指導員数は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、児童の集団の規模、施設整備、開所日数、開所時間、その他の基準として虐待等の禁止、秘密の保持に関すること、保護者、小学校等との連携、事故発生時の対応等であり、これらについては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされております。

このように、市が条例により設備及び運営に関する基準を明確にすることによって、市の責任、児童クラブの質を担保でき、子供、保護者の権利を擁護し、安心して児童クラブを利用することができることとなります。

県内の市町村におきましては、鹿児島市が6月議会に上程予定であり、他の市町村は9月までに条例案を策定していくこととなりますが、本市におきましても、盛り込むべき内容の詳細については、今後具体的に詰めていくこととしております。

それから、水之上小学校学童保育所の施設問題についてでございます。水之上の児童クラブにおきましては、小学校、小学校PTA、地区公民館、児童クラブ保護者代表等で組織する運営委員会で運営をしておりましたが、昨年夏ごろから指導員の確保に大変苦慮しており、シルバー人材センター等からの派遣によりどうか運営をしている状況でありました。

また、児童クラブの場所は、開設当初から指導員代表の方からお借りしておりますが、指導員代表の方が諸事情によりことし3月でやめられることになり、今後場所をどうするかという問題も出てきました。

そこで、場所もいろいろと検討をいたしました。適当な場所もなく、26年度も引き続き現在の場所をお願いし、また本年4月からは運営はシルバー人材センターに委託しているところでございます。

今後場所につきましては、学校内の空き教室等で児童クラブを実施するのが最も望ましいとは思いますが、現時点では空き教室がなかったりで、新しく施設を建てるにしても、十分に検討した上で方向性を出すべきだと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。小規模工事登録制度の創設については、これまでも幾度も御提案されておられますので、その創設の目的や趣旨は十分に認識をしているところでございます。

このため、土木課としましては、平成25年度創設の住宅リフォーム促進事業を活用しまして、快適な住環境の整備等を推進するとともに、地域経済の活性化を図る目的で、垂水市指名登録業者以外の個人業者にも、リフォーム工事登録業者として登録をしていただいたところでございます。

登録資格は、1年以上垂水市内に主たる事業所等、本社または本店を有する会社または個人事業者で、継続して事業を実施している者となっております。平成25年度の住宅リフォーム促進事業で登録をされた業者は23業者、うち指名登録業者以外の個人業者は8業者であり、実際施工された業者は16業者で、うち個人業者は5業者でございました。

また、個人業者の行いました施工内容でござ

いますが、屋根の塗装や吹きかえ、外壁の塗装等で行ってまいりました。そのほかにも現在市営住宅等の室内の修繕等につきましては、業種が複数にわたる場合、指名業者に依頼しているところでございますが、畳みがえやふすまの張りかえなどは指名登録業者以外のそれぞれの技能を持っておられる専門業者と修繕契約をし、実施しておりますので、市営住宅等における小規模修繕の対応につきましては、今までの方法で十分対応ができていないかと思っております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の川内原発問題、3点の質問にお答えをいたします。

まず1番目、大飯原発再稼働中止を求めた判決の意義につきましては、平成26年5月21日に福井地裁は、関西電力大飯原発3・4号機の運転再開を認めない判決を出しました。判決は、大飯原発の安全技術や設備など、確たる根拠のない楽観的な見通しで成り立つ脆弱なものとして、原発事故の原因がいまだに確定できない中で、原発の安全確保に問題があるとしたものだと考えられます。

原発から250キロ圏内に住む原告に具体的な危険があると認めた上で、原発は人格権より劣位に置かれるべきだとして、個人の生命や身体を重視する姿勢を明確にした判決のようであります。

しかしながら、関西電力は控訴する方針で、名古屋高裁が改めて安全性を判断することになりますが、原子力規制委員会の安全審査に適合すれば、再稼働は可能のようですので、裁判所が再稼働を認めない判決を下したということは、現在の政府や電力会社の方針、また住民の生命に対しての一定の判断を示したものだと思われます。

2番目の川内原発の住民避難計画は、本市は必要ないのかということの御質問でございます。

が、本件においては、川内原子力発電所で事故が発生し、放射線測定値が一定の水準を超えた場合、半径30キロを目安に速やかに避難、国内退避できるよう事前に計画を立てる必要がある区域として薩摩川内市が該当し、その薩摩川内市の広域避難計画の中で、垂水市内は薩摩川内市の住民を市内4カ所の避難所、中央運動公園、市民館、水之上体育館、垂水小学校体育館で657世帯、1384名受け入れる計画になっております。

これは、薩摩川内市の広域避難計画作成時、垂水市に避難場所の提供について要請があり、相互了承のもと作成されたものであり、垂水市としても災害時の住民避難には協力してまいる所存であります。

また、民間の研究機関によると、原発事故発生時、北西の風だと原発から60キロ程度離れている垂水市においても、避難するほどはなくても、放射性物質がある程度到達できる可能性があるという拡散範囲が予想されていますが、原発事故対策は垂水市だけでなく、国や県と一体となって取り組んで住民の安全を図る必要があると考えております。

3点目の再稼働は問題という認識はないのかについてお答えをいたします。

原子力規制委員会は、再稼働に向け審査中の10原発のうち、九州電力川内原子力発電所の安全審査を優先的に進めることを決め、政府は規制委員会や安全審査を合格した原発から再稼働する方針を示しております。

再稼働については、原子力発電施設の安全確保の問題、万が一事故が発生した場合の避難計画の実効性の問題、国のエネルギー政策の問題など、いろいろな要因が重なり、大変難しい問題だと思いますので、専門的な知見を有し、中立公正な立場の原子力規制委員会において、新規制基準に基づく厳正な審査が行われるべきと考えております。

地元の同意の有無なども含めて、審議後のプロセスについては、国の責任において明らかにするべきものと考えておりますので、今後は国や県、薩摩川内市を初めとする地方自治体の動向を見守ってまいりたいと思います。

以上です。

○持留良一議員 それでは、いろいろたださなきゃならない点がありましたので、再質問を行って、一問一答方式で行っていきたいと思います。

時間は何時まででした。（発言する者あり）

○議長（森 正勝） あと20分ぐらいありますよ。

○持留良一議員 はい、わかりました。まず、集团的自衛権の問題について伺います。

確かに、ここで市長と議論するという問題ではなかろうかと思います。しかし、基本的な問題として、市長はやはり憲法を守るという、この立場があつて、その立場で市政運営も行っていってほしいというふうに私は認識をしています。

そうやってきたときに、私の2番目の問いには答えられませんでしたけれども、いわゆる立憲主義ですね、私たちは憲法で拘束をされています。特に、国会はそういう立場でいろいろ運営もし、法律もつくっていくわけですが、私たちはそれに準じて条例をつくったりして、市民の暮らしを守るためのいろんな施策もやっていくわけなんですよ。

そういう意味で、基本的にお聞きしたかったのは、このいわゆる憲法解釈に踏み切ろうとするその問題点については、やっぱり立憲主義、この立場に立ってるのかどうなのか、このところがやっぱり基本だったと思うんですよ。

きのうですか、地元紙新聞でもそういうことを、先ほど市長が言われたことなんかも否定的に書いてます。例えば、72年の見解は、集团的自衛権の行使を否定していると、逆の結論を導き出すのはこじつけだと、市長が先ほど言われた

限定の容認論についても、厳しく批判もしてま
す。

そして、最後に書いてるのは、9条が骨抜き
になれば、日本の若者は海外で血を流すかもし
れないと、国民の声を聞くべきだと。いわゆる、
この問題というのは自公の密室会議、国会での
審議も2日間だけと、国民の皆さんに全く知ら
されてない。

きょうお見えの方々でも、戦争を経験された
方も多いかと思います。そういう方々が守って
きたのは、やっぱり憲法、特に9条1項、2項
の問題だろうと思うんですね。やっぱりこの憲
法をどう大切にしていくのか、どう将来の子供
たちに伝えていくのか、そのことだろうと思う
んですよ。

先ほど市長が、国際的にはその集団的自衛権
は認められてるんだと言われましたけども、こ
れは国連に報告することになっています。ところ
が、どれ一つとっても、集団的自衛権という
そうふさわしい内容じゃないんです。全てが侵
略戦争なんですよ。介入していく、アフガン、
今イラクも起きてますけども、ほとんどがそう
いう問題なんですよ。だからこそ、国際的にそ
れを行使するということは、実際上できない。
だって、自国が攻撃されてないわけですから、
その中で集団的自衛権を行使するっていうこと
はないわけなんですね。

残念ながら、市長は個人的にと言われました
けども、一体何を言わんとしたのか全然わかり
ませんでした。結局、さまざまな引用されて、
一体自分はどう考えるのか、個人的な見解は何
なのかということを私は言うと言われましたけ
れども、結果としてそういう引用をされたとし
て、立憲主義、この基本的な市長が市政運営に
携わるその問題についても、なかったというこ
と自体、やはりまだまだこの問題について深く
理解もされてないんじゃないかなと、私はそう
いう認識に立ってるところです。

この件については、以上でそのことを指摘を
して終わっていきたいと思います。

それから、地方教育行政の問題ですけども、
今いろいろ専門的、中立、自主性、そして独立
性はこれまでと変わらないんだと言われました。
しかし、国会も私はこのやり取りの中で、ちゃ
んと議論も国会の議論も聞いてほしいと、経
過も聞いてほしいということを言いました。

その中で、総合教育会議は市長が主催し、教
育行政の指針となる大綱やいじめ、自殺など、
緊急時の対応を話し合うということになってま
す。会議を公開して透明性を高め、教科書対策
や教育人事など、教育委員会の専権事項のまま
とすることで市長の介入を、地位的介入を防ご
うとしていると。

次が大事なんですけども、ただ、大綱の策定
権限は市長にあり、国会審議では文科省は教育
委員会が同意していない事項が記載されること
もあり得ると答弁をしてるというんですね。とい
うことは、最終的には市長に権限があり、市長
がある意味自分の考えをそこに押しつけること
もできるんだということを言ってるんです。そ
うすると、独立性は本当に保たれるのかという
問題が出てくるようです。

この新聞の指摘でも、現場の混乱が懸念され
ると、地方教育行政への国の関与も拡大し、い
じめ、自殺防止など緊急の必要があれば、文科
省は教育課に対して是正指示を出せるというこ
とです。

というのは、この大綱というのは、国が教育
振興基本方針を出して、それに基づいてつくら
れるわけです。すると、すごく国の意向がその
ことで強まっていくと。それに基づいて市長は
大綱を決めていき、今のような形で権限が十分
保障されない、担保されないというのも出てく
るんですね。

だから、そこのところですよ、こういう問題
もあるんだということを認識の上で、改めて何

いますけれども、市長はそういう今までと変わらない、しっかりとした独立性を保っていくんだと、そのことを約束できますか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど答弁したとおりでございますので、全然言ってることは変わらないというふうに思いますので、国においての制度の問題は、やっぱり国のほうで決めていただくとしても、先ほど申し上げたような状況でありますし、最終的には議会の皆さんの議決をいただいたりするケースもあるわけですから、しっかりと申し上げたとおり、担保していきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 大綱の問題を話してるんですよ。人事案件の問題については言っていないので、大綱自体が先ほど言ったとおり、教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するんですよ。参酌ということは、もう自治体はそれに基づいてつくらなきゃならないと。だから、そこに例えばテスト問題の公表だとか、それから愛国心の問題、そういう教科書の採択の問題とか、そういうことを強く求める可能性もあるんですよ。

そういう流れの中で、市長はほんと先ほど言われたとおり、独立性を担保していくんだと、この辺は変わらないんだということを言われましたけど、しかし文科省はそういう方針をつくると、そうすると今度は市長はそれを受けて、大綱を策定しなきゃならないと。そのときに、果たしてそのことが守れるのかと言ってるんです。

例えばお聞きしますけれども、市長はこのテスト問題について公表はどのように考えられますか。

○市長（尾脇雅弥） 以前教育長がお答えをしていると思いますけれども、その考えと全く同じでありますので、いろんなケースがありますから、公表をしないことがいいことだとも私は思っておりますけれども、ただそのことによって個人が特定されたりとか、いろんな問題が

ありますので、その辺には十分配慮しながら対応していくということだと思います。

○持留良一議員 基本としたら、テストの公表というのはやぶさかではないという形で私は受けとめるんですね。結果的にこの問題でも、この場でいろいろ議論もしてきましたけれども、競争意識の問題ですね、さまざまな問題点があり、その優劣をつけるさまざまなメリットもあるということも言ってきました。

そういうことを考えると、やはりこの間のこの議論や、また教育長が担保されたと言いますが、しかしやはり国の意向が強まってくると、それ自体もやはり十分に担保されないんだということを私は指摘しておきたいと思います。

そのかわり、市長が言われたみたいな、私はそうであっても、きちんと今までどおり教育委員会の独立性は保っていくんだと、そのことは確認してよろしいでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどから答弁をしてるとおりであります。

○持留良一議員 はっきりなぜ言えないのかわかりませんね。

次の南中の問題にいきたいと思います。そのことはそういう形で担保されていくんだということを確認しながら、南中の跡地問題に移っていききたいと思います。

これは、きのうからさまざまな観点から議論がされてきました。そこで、先ほど議決権の問題が出ましたけれども、本質的な権限が議会にあるんだと言われました。私は、議決権はもう少し踏み込んでいただきたかったんですけど、というのは、議員必携の中にこんなふうに書いてます。議会の持つ権限の中で、最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的から第一に上げられる権限だということです。議会は議事機関、意思決定機関として存在し、最も重要な使命であり、職責でもあるということ。

じゃあ、その決定した意思は私たちからこれ

も独立していきますが、議会全体の統一した意思ということになり、さらに議決した事項は、議員を拘束するばかりでなく、市町村と執行機関はもちろん、内容によっては住民に対しても同様であり、さらにそれが内外にいわゆる宣言し、明らかにするということですから、されたその実際の意思になると、こんなことを言ってるわけなんです。議会がそれだけやっぱり議決したということは、非常に重たい、その重たい内容を今言ったみたいな意義と効果があるんだということです。

この中で、私が問題にしたいのは、先ほどの間に説明されてきてますので、大事なのはいわゆる議決後、そして4月15日提案があって、その後の問題ですよ。市民との関係でどうだったのかということですが、ここでちょっと1点お聞きしたいんですけども、市政は誰が主人公でしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 垂水市民だと思います。

○持留良一議員 確かにそうです。しかし、やってきた内容は果たしてそうなのかということです。やってきた内容はね、果たしてそういうふうになってきたのかということです。というのは、先ほど言いましたとおり、皆さんと積み重ねて議論をしてきたというふうに思います。そして、地域新城の新城づくり計画、この中にもそのことが明記をされてます。（発言する者あり）そうです。平成20年度で垂水南中跡地に物産館、レストラン等の整備のための調査事業を実施するというふうに明記もされてます。

当然、その中に市長が引用された要望、いわゆる企業誘致の要望も当然書かれています。それは当然だと思います。しかし、市長が引用したのは、そのいいところだけの引用だったのかなという認識を思うんですけども、大事なのは先ほど言われたとおり、市民が主役なんです。そうやってきたときに、先ほど言いました議決の重さ、意義、効果、それを考えたときに、じ

ゃあどうするのかと、それだけ市長が重要な問題であり、垂水の発展、今後の発展のためには重要だと思うんだったら、それなりの対策をきちんととっていくべきだと思うんです。

例えば、私たち議員に対しては、個々に話をされます。これはあつてはならないことです。全員協議会という制度があるわけですから、それを活用すべきです。そして、なおかつ住民にはこうなったんだということは、陳謝しながら説明もしていく。というのは、なぜかという、先ほど新城づくり計画の中に、そのことをつくってきたわけです。皆さんと一緒にやって到達してこれがあるわけですね。そのことはやはり重要な件だろうというふうに思います。

そうやってきたときに、先ほどの意義と効果の関係から、我々じゃどうするのかということだろうと思うんです。私は、この内容については、大変議論の価値がある事業だというふうに当然思います。そうであるならばあるだけ、私たちもそれに必要な調査、さまざまな形で調査もしていく必要があると思うんですよ。

かんせん今回の議会に出されると言いますが、非常にこれは問題だなというふうに思います。というのは、今回今私たちもいろんな形で調査も議員の皆さんされてきましたけれども、当然この過程の中、特に今回重要な問題ということで、関係者の皆さんとか、住民の皆さんとか事業者、これいろいろ聞きたいですよ。そして、独自に調査もしたいというふうに思います。

ところが、今のこの機関にはそれが保障されていません。そうやってきたときに、果たして提案されるだろうその議案について、私たちがどう受けとめるかというのは、まず議運に諮らなきゃいけませんけども、やはり大事なのは、それだけ必要なやはり議員の活動を保障していく、それがなければ、これだけ重要な案件で1カ月、もう話があつてから1カ月半以上たちま

すけども、やはり私たちはそれだけの保障をされてもらわないと、議員としての責任を果たすことはできないんですよ。議決をやった責任があり、なおかつその後提案されたら、それに対する必要なやっぱり保障していく、調査を保障していくというのが、これ大事じゃないでしょうか。

そうなってくると、やはり私はこれは特別に、今市長が考えてらっしゃるのは、先ほど言いました市民の立場でもありません、議会の問題でもありません。やはり市長が逆算して、この日程を出したということは、やっぱりある意味では企業の論理に立ってる内容だと思うんですよ。果たしてそれでいいのかなと、これだけ重要な案件であれば、例えば臨時会など設けて、この議会が終わった後臨時会を設けてやるぐらいの、そういう積極性が、また重要性もあると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） きのうちからずっとお話をしているとおりなんですけど、3月議会において物産館、校庭、校舎の部分を活用した物産館の提案をさせていただきました。校庭を活用した物産館の提案をさせていただきまして、さまざまな御意見がある中で、最終的に議決をしていただいたと、重い判断をいただいたということに関しては、大変重要なことであると思っておりますし、またそのことが6月議会の初日の全協において、違う方向転換の提案があったということのそのことに関しては、きのうちからお話をしますとおり、おわびを申し上げたいというふうに思っております。

○持留良一議員 私の提案について回答してください。それはもうきのう聞いていますので。

○市長（尾脇雅弥） はい。ですので、その後のお話として、南中はどうあるべきかというところで、けさちょっと新聞にも出ておりましたけれども、垂水のやっぱり最大の課題である人口減少、10年、20年先を考えたときに、そのよ

うな形で必要性があると判断をいたしましたので、きのうも申し上げましたけれども、3月20日に議決をいただいた前からの話であれば別ですけれども、4月15日にそういう御提案をいただいて、そこからどのように協議をするかというタイムスケジュールになっておりますので、そこをもちろん議会の皆さんのおっしゃる、そのことは十分承知をしておりますので、その手続的なものに関してはおわびを申し上げますけれども、最終的に同じ場所でどういう決断をするかということに関しては、私がきのうから申し上げておりますように、（発言する者あり）株式会社財宝様の提案というのは、結局その定住が約50名、その後の雇用が60名ということですので、そういうほうにかじを切っていくべきだと判断を今しておりますので、そのことを議会の皆さんにまずは全協で御説明をしたということでもあります。

今後いろんな条件が整えば、議案として提出をしていくということになるかと思っておりますので、その上でいろいろ御審議をいただければというふうに思っております。（発言する者あり）

○持留良一議員 私たちには、市長確かにそれ市長の立場であって、しかし審議というのは、先ほどみたいな保障がされないと、私たち議会では行動もできないし、判断もできないんですよ。最低やっぱりそういう部分の保障はしていただかないと、市長の都合によってまた期間の問題によってそういうの議案を立てる、これはあってはならないことだと思うんですよ。

ましてや、先ほども言いました、この問題というのは、やっぱり市民が中心になっていろいろ今後影響を受ける問題でありますので、だから事業内容については、私は議論に値するということを言いましたけれども、やはりそうであるならば、逆にやっぱりそういう担保は保障していただきたい。このことは、あえてまた議

運で議論になろうかと思しますので、そこでこの問題については、さらに検討していきたいと思います。

先ほど言いましたとおり、この中では24年の10月にはもう、市長は今度のと言いましたけれども、この中でも書いてるんですよ。そのことは疑いのない事実なんです、いろいろ言われても。物産館の問題については、そういうことでしておきたいというふうに思います。

それから、就学援助制度についてですけども、教育長にお聞きしますけれども、学校教育基本法第19条についてお聞かせください。

○教育長（長濱重光） 学校教育基本法第19条についての御質問でございますけれども、この条文では、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 そういう中で、就学援助制度があるということですよ。私はとにかくこの子供の負の連鎖をどう断ち切るのかということで、国が対策がおくれてる中で、やはり現行ある制度の中、そしてまた国がよりより形で国民の皆さんにそういう内容を改定したら、これはやっぱり取り入れていくべきだというふうに思うんです。

特に、今回消費税の問題もありました。そしてまた、今回は要保護世帯の中での生活保護費の関係では、十分な適正な配慮をされたという認識をしています。

しかし、27年度以降はわからないということもありましたけども、改めてやっぱりこの就学援助制度、特にやっぱり要保護世帯もそうですけども、準要保護世帯、これに関してもやっぱりそういう立場で、今後しっかりとそういう対策をとっていくんだということを、教育長のほうにもお願いをしたいんですけども、これは財

政的な面があるんですけども、市長、今言ったことをきちんとお約束できるか、確認をしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当課長からも説明があったとおり、基本的なものはありますけれども、影響があるということに関しては、しっかりと検討して対応させていただきたいと思います。

○持留良一議員 じゃあ、学童保育の問題にしたいと思います。

先ほど言われましたとおり、責任と質の担保をしていくんだということで、その条例もつくっていくんだということでありました。ぜひこれについては、作成の過程の中で保護者、これは指導員の方々の参加もぜひ参加を求めているのだと思うんですが、確認できるでしょうか。

○保健福祉課長（篠原輝義） この条例の制定に当たりましては、今子ども・子育て会議を開催をしておりますけれども、以前開催しました。その中で、この委員の方が保育所とか、あるいは保護者の代表の方からなっておりますので、各委員からの意見を聞きながら、制定に向けてしていきたいというふうに思います。

○持留良一議員 その点を確認していきたいと思います。

ただ、あといずれの問題というのは、基本的には今度児童福祉法の改正がありましたので、学校施設等のこれも積極的に進めていけということと、それに対して国は財政的に支援もやっていく方向も明確になっていますので、ぜひその法律の改正なんかも活用していただきながら、基本的にはその学校の内につくるんだということを、ぜひ最大限努力をしていただきたいというふうに思います。これはもう要望としておきたいと思います。

それから小規模工事、確かにいろいろ言われました。この間、錦江町を私も調査させてもら

ったんですけれども、大変25年度は400万ほどあったということで、非常にそういう中小企業の方々も大変な効果があったということを言われています。

大事なのは、やはり今はざまになったりとか、一方ではその技術者ですね、技術者をどう育てていくのかということが大事だと思いますので、そういう観点に立って再度お願いしたいんですけれども、実態調査を改めてしていただきたい。それは全国の調査や、また市内の業者の方々の要望等をぜひ聞いていただきたいというふうに思います。これは要望しておきたいと思います。

最後は、川内原発の問題ですけれども、確かに私たち今大事なのは、私たちみずからが積極的にこのことを提案していくことだろうと思うんですよ。そうでなければ、やはり今後問題をなくしていくんじゃないかなというふうに思います。

これは、川内原発に当てはめた福島事故のときの放射能の流れの図です。これを見ますと、そのことがはっきり出てます。こういうものを活用しながら、ぜひ改めて放射能を浴びないことが第一なんで、そういうことにならないように、ぜひ本市でも地域防災計画の見直しも含めて、避難計画をぜひ検討していただくよう要望しまして、私の発言を終わります。

○議長（森 正勝） ここで暫時休憩します。次は10時50分から再開します。

午前10時39分休憩

午前10時50分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申し出について

ここで市長より発言の訂正の申し出がありますのでこれを許可します。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど持留議員の質問の中で②の地方教育行政法の改正案についての

綱の部分におきまして「参議院」という発言をすべきところを「衆議院」というふうに発言をしていたようでございますので、訂正をしておわびを申し上げたいと思います。（105ページで訂正済み）

○議長（森 正勝） 次に3番、大藁藤幸議員の質問を許可します。

〔大藁藤幸議員登壇〕

○大藁藤幸議員 皆さんお疲れさまでございます。雄弁な持留議員のあとに質問するというね非常に恐縮しておりますが今しばらくお付き合いいただきたいと思います。

今回は、昨日から議長を除いて15名全員が質問という予定になっているようでございます。非常に関心事が大きいのかなと、ましてや傍聴者もたくさんいらっしゃるまいして議会としては、それなりの力をそれなりの発言力をそして市民の皆さんに議会とはどういうものかをしっかり見ていただきたいこう思っております。

まず、きょうは議長の許可いただきましたので早速質問に入らせていただきますけれども、海潟の飛岡川左岸の防護柵の設置のことで1点目は質問したいと思います。

国道から左岸というのは上流を向いて右のことですけれども、児童、生徒が登下校に使っているようでございます。河川の深さが垂直な高さで3メートル前後、近所の方が子供が通るのに非常に危ないと。柵が全くございません。

危険な箇所としては延長が80メートル程度でございますが、交通安全施設で整備しますと時間的にも経費的にもそれなりのものを必要としますので、とりあえず簡易な柵、注意を促す方向性を見出していきたい。

次に、中俣市木線の道路の管理はということで、中俣市木線といいますと、中俣から浦谷集落を抜けて市木につながっている道路でございますけれども、田植えのシーズンになりまして、農家の方もしくは浦谷集落の方々からここは生

活道路なんだと、市道なんだと道路脇の除草をしてくれないかと、耕作してある田畑に関しては農家の方が責任を持って伐採をしておられます。

ところが現状では、耕作放棄地が多々ございまして数年も放置のまんまというところもたくさんございます。そのようなことで地域の方々からの要望でございますので対処方お願いしていると思います。

3番目に南中跡地の利活用はというテーマでございますが、先ほども持留議員、先日も数名の議員からこの件に関しては質問がございました。内容は全て答弁におきましても把握したつもりでございます。

これは私がなぜこの質問をするかと申しますと、昨年の夏ごろに南日本新聞の報道で物産館建設が報道されました。その後の議会で地元説明会をしまいりますという報告がなされております。

市長も再三答弁をされていらっしゃいますが、3月の20日の議決において新年度予算が確立いたしました。その中で、経過の中で地元説明会をしますという表現がなされております。この説明会が昨年の夏以降ですね、行われたのかをお聞きしたいと思います。

もう1点ですね、この中にきょう通告しておりますけれども、教育委員会にお尋ねいたします。

南中と協和中、牛根中3校を所管がえを普通財産にされたとお聞きいたしました。牛根中について、先般の全員協議会でも私はお聞きいたしました。過去に牛根中は牛根の3小学校を統合の可能性があります。そのために学校施設として保存していくという答弁がございました。

しかしながら、今回、牛根中も含めて所管がえをされたということは、既に教育委員会では必要のない学校という結論に至ったのであらうと思います。ならば議会に対しては、過去の答

弁を踏まえて公式な教育委員会の組織の中で協議をされ、その報告があつてしかるべきものと所管がえをしたことに何ら異存はございません。

所管がえをすべきです。教育委員会の職員は夏も除草機を持って、南中も協和中も牛根中は私は目にしておりますが除草されております。なぜ教育委員会がしなければならないんだろうと、市の財政の中で何らかの方法があるのではないかと私は直接教育委員会の職員の方にも申し上げました。

よって、管理の方法等含めるとそして今後の利活用方法含めると、所管がえをするのが正しいと思います。でも、へ理屈ではなくて筋道は立てなければいかん。議会にそういう説明が本会議であつたわけですから、答弁があつたわけですからその報告はすべきだと思います。

この件に関しては教育委員会にお尋ねいたします。

4番目に垂水を教育の先進地を目指すには。これは明治5年の学制交付以来、公立学校では黒板と教科書を開いて教員が教え、生徒が教えられるという一方通行型の教育が主流として続いてまいりました。

一方で明治の草創期以来、自由や個性を重んじる私立学校も数多く設立されましたが、公立学校との接点は少なく、各学校が独自の教育を行ってきたところです。

しかしながら、これからの成熟社会を生き抜くためには、今まで以上に自分の頭で考え、未来を切り開いていく力が求められている。すなわち、教え教えられるという知識重視の伝統的な教育から多様性を認め、お互いに学びそのうち飯が食える大人に育てる教育への転換が今こそ求められていると思います。

そのためには官と民との垣根を取り払い、官と民がお互いの強みを生かして教育の一層の充実を図ることが重要だと認識しております。

そこで、現在の過去の議会でも同僚議員から

垂水の児童生徒の成績はいかにという質問が再三行われております。この児童生徒の成績を上げるために、成績のみならず地、徳、体、情操教育も含めて教育委員会の方針をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○土木課長（宮迫章二） 飛岡川左岸の防護柵設置についての御質問にお答えいたします。

この河川は準用河川飛岡川で左岸の道路は国道から公民館までの延長約160メートルの市道小森1号線でいずれも土木課で管理する河川と市道でございます。この河川の護岸はこれまでの河川災害復旧工事で整備された護岸であります。道路災害として復旧されていないために防護柵は設置されなかったのではないかと考えられます。

議員が指摘されますように、この道路は通学児童も利用しているとのことであり、また河床との道路との高低差が3メートルありますので危険であるとの認識は持っているところでございます。

このため、防護柵設置基準をもとに設置できるように交通安全対策事業で設置する方向で検討したいと考えているところでございますが、当面は路肩注意の危険杭を設置し、歩行者への注意を促したいと考えております。

続きまして、中俣市木線の除草作業についてお答えいたします。

この路線は2級河川中俣川を並行して走る浦谷、上市木までの市道中俣市木線でございます。この路線につきましては、地元の振興会長さんからも要望がございましたので、現地を確認し、作業に入る段取りをしておりましたが、市道に隣接する農家の方々の奉仕作業によりまして、道路に支障のある部分については伐採いただいております。

今後道路に覆いかぶさり通行に支障がある箇所につきましては、対応してまいりたいと考

えております。路肩部分に堆積しています降灰等の除去については、環境整備班に指示してあり近日中に対応いたします。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 南中学校跡地の物産館の関係の住民説明会ではありますが、新聞報道があったのは田平議員の質問に答えて、そのような計画があるということで新聞報道が昨年度ありました。

それを踏まえまして、3月に予算を計上いたしまして特別委員会で議員の方々が承認していただきました。それに基づきまして川越議員の質問でもお答えいたしましたが、それに基づきまして住民説明会は行なうべきであるという議会からの意見もありましたので、その準備を新年度に入りまして、物産館のための住民説明会の準備を5月の連休明けに準備しておりました。

重複するかもしれませんが、そうした中で財宝様から4月15日全体を売却の話がありましたので、そういう状況の中で住民説明会を行なうとすれば、また住民にきちっとした方向性を持たせておりませんでしたので、住民にしっかりとした説明もできませんので市の方針を決定するまでは住民説明会は行っておりません。ですから物産館についての住民説明会、それから経営についても川越議員の質問にお答えしましたとおり、住民説明会はしておりません。

○教育総務課長（川畑千歳） 大藺議員の御質問にお答えいたします。

牛根中学校の跡地利活用につきましては、直近では平成22年第1回市議会定例会の答弁におきまして、牛根中は牛根中地区の中央に位置することから、牛根の3小学校が統合した場合の統合小学校として活用すれば、地域のコンセンサスを得られやすいと教育委員会の考えを申し述べております。

そのあと御存じのとおり小学校の校舎や体育館は耐震診断の結果を受けて、平成21年度から

平成22年度にかけて耐震補強工事が必要な小学校は全て工事を終え、耐震化が図られたところでございます。

また空調設備の設置につきまして、国の補助金を受けまして平成22年度から平成24年度にかけて全小学校に整備を終えたところです。一方で閉校しました3中学校は耐震診断を実施しておらず、また空調設備も備えてないところでございます。

中学校跡地の利活用の取り組みに当たりましては、関係課の役割分担を明確にしながら総合的な取り組みができるような体制整備、そして財産の所管がえまた未利用地を一括管理する組織整備の方向性が経営会議において確認をされたことを踏まえまして、5月中旬に牛根、協和、垂水南3中学校跡地の所管がえを行ったところでございます。

所管がえの前に議会説明をすべきではなかったかとの御質問ですけれども、前回までの市議会の一般質問に対しての答弁の中で行政財産を普通財産へその分類を変えるとともに、財産管理者を教育委員会から市長部局の財政課へ移す方向性を回答しておりましたので、御理解を賜りたいと思います。

なお、このようなケースの場合は議会に対しまして、今後丁寧な対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

○教育長（長濱重光） 大藺議員のほうから教育先進地を目指すにはということで、官民一体の取り組み等についても事例を述べられまして質問がございました。その辺りを少し触れて回答させていただきたいと思います。

御案内のとおり、佐賀県武雄市が行っております公立学校と民間学習塾による官民一体型学校などの事業につきましては、官と民の垣根を取り払い公立の学校に民のノウハウや活動を大胆に導入し、教育の一層の充実を図り一人一人

の子供を伸ばそうとする取り組みであり、期待の持てる事業であると理解はしております。

このような中、垂水市教育委員会におきましては、これまで学力向上を重点施策の一つに掲げ、これまでさまざまな施策を講じてまいりました。

特に、個別指導のあり方につきましては、各学校に対して重点的に指導してまいりました。それを受けて各学校におきましては昼休みや放課後を利用した個別指導を展開し、一人一人に応じた指導を徹底しているところでございます。

また、中学校におきましては学校応援団の一員であります退職校長さん数名が希望者に対して、放課後学習も行ってもらっております。

さらに、教育委員会主催で昨年度から夏季休業中にあつまれわんぱく！夏の勉強会を開催し、算数に対して苦手意識を感じている子供たちを中心に垂水市内の教職員がボランティアで個別指導をしてまいりました。

このような活動事業を年次ごとに着実に実践したことによりまして、垂水市の児童、生徒の学力は徐々にではありますが向上してきていると考えております。

今後ともこれらの活動事業を発展、充実させながら新しい取り組みにもチャレンジし、より一層、児童生徒の学力の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、今年度は家庭教育や家庭学習の充実を中心に各学校と連携を深めながら児童生徒の学力向上などを図っているところでございます。

さて、このようにして教育委員会では垂水市で育つ児童生徒、保護者の幸せを願いながら各種施策を展開するとともに、毎年改善、工夫しながら業務を推進しているところでございますが、議員が御指摘いただきました内容等については同感でございますし、今後とも取り組みを進めてまいりたいというふうに考えています。

私は今感じておりますことは、社会の変化、

時代の変化が非常に進んでおります。しかしながら教育には不易と流行がございますけれども、その不易の部分はきちっと守りながら、例えば国際化でありますとか、情報化の進展でありますとか、学校現場における教育の方法も変わってきております。

そのような中にやはり必要なものはそれなりの予算も伴いますし、武雄市みたいなそういった新たな取り組みをしていращやることもございます。今後、いろんな全国の取り組みを参照しながら本市の垂水の実態に合った教育は何なのか。

そしてまた流行を取り入れた教育についても果敢にチャレンジしてまいりたいというふうに考えております。なお、議員から御指摘がございました学校は家庭、地域の協力なしでは完結いたしません。そのようなことも踏まえながらきっと教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大園藤幸議員 それでは一問一答をお願いいたします。

この1番目と2番目の土木課所管の件に関しましては、納得いく答弁をいただきましたのでこれで終わります。

それでは、南中跡地のこの利活用の件に関しまして、22年4月の4中学校の統合時の統合する以前の学校希望適正化検討委員会の答申書をちょっときょうは持ってきておりますので、これは統合したあとの地域に対する要望と申しますか、学校が統合したら地域が寂れるんじゃないか、地域住民の不安を解消するために十分な対策を講じる。学校跡地利用についても住民の意見を参考にして、十分な検討を行なう。

この今の答申書に付記されているわけですが、まだ私は売却予定の議案をいただいておりますので、前提として話をすることはできませんが昨日からの議論を聞いておりますと、

そして先日市長からの答弁の中でもできるなら今議会中に議案を提出したいという旨の発言がございました。

よって、この南中が廃校になったあとの地域の意見としては、確かに社員寮ができる、工場ができる昨日の中では工場という表現でございましたが、けさほどの新聞には、ペットボトル工場と記載されております。工場は工場ですけれども、そのような観点から地域が心配しておった地域が寂れないようにということはクリアできると思います。

問題は、先ほど持留議員からもございましたけれども、3月の議会で先日からも再三質問がございましたけれども、3月の議会で審議をした経緯、そして3月議会の予算委員会の総括質疑の中で多分総括質疑だったか、最終本会議でありましたか市長は地元の同意が得られない場合は、設計委託費の執行はいたしませんという答弁をされたはずです。

ということは、3月の時点で何らかの申し入れがあったのではないかと、でなければこのような答弁出てくるはずがない。自信を持って物産館を建設するという提案はされたわけだから、設計委託費というのはある程度建物の規模も決まり、配置も決まりいかほどのお金が工事代がかかるかと、建設費がかかるから想定をして設計委託費の計上ができるはずです。青写真はできとったはずです。物産館のですね。

だから、予算委員会ではそういう質問はしませんでした、ある程度できているもんだと思っておりました。ただ今回の議会で4月1日をもって財宝さんとの協定の中で垂水の人口減対策、雇用対策に資するものをつくりたいという申し出があったという答弁でございますが、私は以前に確実なものではなくても、それなりの申し入れがあったのではないかと考えています。市長いかがですか。

○市長（尾脇雅弥） まず結論から申し上げます

すと、その以前にあったことはありません。明確に申し上げます。

この今話がありましたけれども、3月議員の審議で地元の同意がなければというのは事前に皆様御承知のとおり、結果的には御同意をいただきましたけれども、新城地区のおたけどんの里とかいろいろなことがありましたので、競合するのではないかと、いろいろな不安の声もありましていろんな方々がそういうような形で結果的には皆さんが同意をしていただいたのだけれども、必ずしも中身は全員賛成というわけではありませんでした。

大藪議員もそのじゃあこっちはどうするんだと、校舎の部分とかありましたよね。それはそのとおりだと思います。全体がパッケージで解決できればいいのですけれども、私が3月議会で御提案申し上げたのは、校庭の部分を生かしての物産館の活用という形だったと思います。ここからしっかりとまずやって、この部分はしっかりと後日対応しようという考えがありました。

時間的な経過、いろいろ3つの拠点等とも含めてこのことからまず始めるという思いでしたので、その段階においては財宝さんから何もお話がありませんでしたから、あれば当然、きのうもお話していましたが、全体を網羅して大藪議員もおっしゃっていただいた定住あるいは産業振興いろんな意味で、税収も含めてメリットの大変大きな話ですから、そういうことがわかっていれば当然そういった形で協議をして、御提案をしているわけです。

だから、それが先ほど申し上げましたような4月の15日の日に正式にありましたから、3月の20日の日に最終本会議で決めていただきましたから、私も議会人ですから、その議決の重さはわかっておりますで、その上で次の6月の議会にある面そういった状況であるとはいえ違う提案をしなければいけないということは、き

のうから申し上げておりますように、真摯におわびを申し上げたいというふうに思っております。

ですので、その部分は申し上げたとおりです。ただ、財宝さんの提案というのはもちろん地域の課題もクリアするものでありますけれども、垂水市の一番抱えている人口減とかそういったものに資する課題だというふうに考えておりましたので、そういうふうにお話をしているところであります。

もちろん財宝さんの中では、いろいろ社員寮とか工場の場所とかいろいろ探されてはおったんだと思いますけれども、我々が正式にオファーを受けたのはそういうようなタイムスケジュールでありますので、その3月の20日の議決をいただくときにそういう話があったということではありません。

○大藪藤幸議員 物産館の建設をやるということのようなことになると、官でスタートすると、運営を民間委託するか別といたしましてね、垂水市が建設をすると。まあ、今そういう時代ではございません。

垂水の牛根の道の駅にしましても、官でつくって組合組織で管理をされましたけれども数年。赤字が発生している。四億数千万の売り上げで飲食店も含めて、四億数千万円、飲食店が年間七、八千万円の売上でございましたね、赤字が出るのおかしいのです。これは官がやっているからなのです。

だから官より民で開発し、運営をしていくのが正しいとは思っております。今の時代に。

しかし、この今まで前水迫市長時代から北の道の駅、中央の森の駅、南の拠点こういうふうにならずと言いつけられてこられました。この件に関して方向転換は私はいいと思うのです。

世の中は変わっております。経済の状況も全部変わります。あそこに物産館をつくって正解なのか、企業に売却して社員寮をつくっていた

だき、工場をつくるのが正解のか誰もわかりません将来は。これは事実だと思います。どっちが正解なのか私には判断はつきません。執行部はそう判断を経営会議でいいとされたわけですけど、しかしこの保障はどこにもない。いろんなメリットから考えますと、常識的には今後提案される議案のほうが正しいであろうと、垂水市のためには正しいであろうという判断だろうと思いますけれども、それじゃあ過去に言ってこられた南の拠点の問題ですね。

それと、現在南中を使用しているスポーツ少年団は、協和中を利用していただくと。地元のスポーツ少年団ということは柊原、新城です。協和中まで行っていただくことになりますが、それと南の拠点に関しましては、新たに土地を選定されて計画をされるということですが、ここ1、2年の間に現実的な話になりましようか、お伺いいたします。

○企画課長（角野 毅） 大藺議員の南中の利活用につきまして、スポーツ施設としての利活用についての問題点についてお答えをいたします。

現在、継続的に跡地を利用しているスポーツの団体としましては、テニスコートを利用しているソフトテニスの1団体がございます。代替地といたしましては県立垂水高等学校及び旧協和中学校と検討いたしておりますけれども、幸いにいたしまして利用者は垂水小を中心とした子供たちで、新城、柊原小学校の子供たちはおりません。そのような状況でございます。

それから、南の拠点についての考え方でございますけれども、観光振興は市長の施策の大きな柱でございます。南の拠点施設につきましては、今後も引き続き検討をしてみたいと考えております。

○大藺藤幸議員 これあんまり、昨日からずっと議論を私も聞いておりますので、答弁も重複してくると思います。ただ、今回、物産館建設

の予算を計上し承認されたけれども、将来の垂水のために民間に売却し、雇用を図り定住を図り税収等もふえると。

このようなことを地元で説明会をしていただいて、今議会ではなく少なくとも9月に提案されることはないのか。一人でも多くの議員の賛同者がいたほうがいいでしょう。できるなら全会一致、そう思われませんか。

2カ月、3カ月の間に私個人としては議員としての資質を問われるのです。皆さんが実際そうなのですけど、私個人がそう思います。何のために審議をしたのか、方向転換が悪いとは言っておりません。しかも、この議会の冒頭で議案が上がってくるなら話は別です。未だにないわけです。（発言する者あり）詳しい内容を審議できないわけですよ。

そして、議案が提出されれば委員会付託となり最終本会議での、異論があればですよ。最終本会議での賛否を問うことになると思います。それで議会は全員が十分な審議ができるでしょうか。この問題はこれが4回目の質問ですから、ちょっと時間を私はそしてなぜ無理している。これは無理だと、本当に2月、3月の間に方向転換をしたことは、何と言いますか、市長も何度も言われております。謝罪されております。

なぜ、今議会にぜひかけなければならないのか、そんな理由があるんだったら教えていただきたい。本当に次の議会であるんならば、十分、3月ありますね今から。3月の間に調査もできます。議論もできます。

議会にも時間をいただきたい。時間をください。そう思われませんか、答弁どうぞ。

○市長（尾脇雅弥） きょうからずっとお話をしている経緯に関しては、大藺さんおっしゃるとおりだと思います。時間的なものということですね。これは詳細にまで聞いているわけではありませんが、財宝さんとのいろんなやりとりの中で、まず来年入って来られる新卒の方々が

50名程度いらっしゃる。

その中での受け皿としてのものがまずはないということであります。これまでも事業拡大に伴って、採用していく中で例えば鹿屋市辺りに手当を出して住んでいただくとか、いろいろ形をされておられるようであります。

人材を求めるに際しても、今鹿児島、この地元鹿屋とか垂水だけではなくて鹿児島県全域あるいは福岡、九州各県から人が採用していくという中で、そういった形で住まいの場所がないということがございまして、その中での御相談があったということです。

おしりが一つ決まっているということであります。来年の2月までには少なくともそういう形で対応しなければいけないということになりますと、やっぱり7月とかそういうような形が出てくると。

今、耐震を前提に調査をしながら有効活用で校舎を使っていただくことを検討していただいていますけれども、耐震の結果によって、また新設とかいろいろなものがありますので、その辺のところの事情もあります。

万が一、そういう形でうちがだめですと、できませんということになりますと、他市町村も含めていろんなアプローチもあっておるという現状を考えましたときに、先ほどから申し上げましたけれども、手続きとしては3月の20日に決めていただいたばかりであるそのことを、この6月に議会にまだ上程はしておりませんが、今調整中、協議中ですから最終的に調整が整って上程するということになれば、6月議会で決めていただくという手順の問題に関しては私も議会出身ですので、一旦決めたものの重みというのはよくわかっております。

ただ、それ以降に4月の15日にそういう有難いお話をいただいて、本市の将来的な課題に係る部分。この極端な言い方をすれば、手順の部分を除いたとしてこの本質はどうかという

ことを考えたら、これ以上の点は私はないと思っていますので、ただ、そこをどう判断するかというのはあると思いますけれども、そういった中で皆さんに御判断をしていただくために、6月議会終了後の全員協議会でということと申し上げられませんかということで説明をさせていただきました。

その上で、きのう、きょう審議もありますし、いろんな形で御審議をいただいているような御意見をいただいておりますので、そこも踏まえてなぜ急ぐんだということがありましたので、そういうようなこともあるということをお理解をいただきたいと思います。

○大園藤幸議員 5回目はありません。この質問はこれで終わりにになります。

次が、けさほどタイミングよくまた南日本新聞にICT教育に熱視線という記事が載っておりまして、タブレット端末を活用した学校教育に熱い視線が注がれているのか、政府は2019年までに小中高校の児童生徒全員にタブレットを配る方針と。

先ほど、教育長から答弁をいただきましたが、私は以前から垂水高校の出身でございまして、垂水高校の存続に関しての質問をしたことはございませんが、それなりに心配はしておりました。一昨年度から通学費等の補助を議会で議決し、提案をされた議案を承認し、交通費等の助成がなされているわけですが、確かにきのう池之上先輩からの質問の中で垂水高校の入学人数が伸びていると。

それなりの成果は確かに見えております。そこで以前から思っておりましたけれども、中学校、統合して中央中学校でございしますが、中学校の児童生徒はより進学率の高い高校を目指して、習い事もしている生徒数もたくさんいらっしゃいます。

簡単に言いますと塾通いですね。鹿児島に行っている児童生徒もいらっしゃる。

今の教育費にお金がかかるというのは、もちろん高校、大学もですけども、高校は今授業料免除になっておりますが、大学になりますとそれなりの家庭の負担が経済的に大きい物があるように思います。

少子化の問題もそこら辺にも大きな原因がある。大体、私立大学になりますと4年間で千単位の生活費、学費等が必要になってくるのではないかと。

私みたいな貧乏人ではとても出せませんでした。家に若い世代には子供は一人、二人と1.数人でしょう出生率が垂水市は、そういうことになってくるのかな。（発言する者あり）1.数人と申しました。だからですね。だからそのようなことから、塾通いにかかる費用もしくは時間的な児童生徒の負担を軽減するために、中学校の施設、もしくはそれに付随するもの塾に開放できるような市の施設等を、開放していただいて、当然放課後の話でございます。

日曜、祭日も含めてですね。保護者が鹿児島県の塾に通っている保護者は送り迎えをしなくて済むと、児童生徒の時間的な体力的な負担も軽くて済むと。このような方法を探れないかずっと考えておりました。

そこで先ほど教育長から答弁ございましたけれども、武雄市のお話をされました。

実は私、10日の日に武雄に行ってまいりました。先ほど読み上げたのは武雄の官民一体学校のテーマでございます。なぜ、そのような取り組みをしてはどうかと提案していることは、今さっき申し上げましたように、本当に児童生徒のために中央中学校が今三百数十名ですかね、一学年、三学年まで。ですから百数名いらっしゃいますね。

この中で将来的には垂水高校の危機的な問題にも少しふれますけども、垂水高校は公立高校であるがために、前も話をしましたが、学業特待もスポーツ推薦もとれませんね。ですから垂

水高校に何か一つ特色のあるスポーツをつくっていただいて、という話をしたことがあるのですよ。

しかし、なかなか思うように行かないのでしようけれども。できれば、学業面でも進学校と言われるぐらいになっていただきたい。

中学生が中央中学校の生徒が50%前後でしたかね、入学率が垂水高校の。それで子供さん方に3年間いろんな業績施策を持って中央中学校の学業の成果が現れるなら、3年間頑張れば3年後にその後3年間垂水市から助成金を学業特待で出してみたいかですか。

中央中学校の学生に限り、そうしますと3年後には多分進学校に編成していると思います。将来的にずっと通学費等の補助の必要もなくなってまいります。みんなが垂水高校の存続を危惧する必要もなくなると。努力はしなければなりません、将来的な展望を考えた政策をやらないと、いつまでたっても一緒なのです。

その場限りの、場当たりの政策だけではこの通学費の補助だって、継続しないことには垂水高校の入学者数はふえないと思います。

きのうの教育委員会の答弁の中でも、来年度も通学費の助成やってまいりますという答弁がございましたね、当然です。やらなければならないのですもう。やってしまったのですから。

いい結果が出ていますからね。そういう意味で中央中学校のこの成績を上げるために何だか考えなければだめなのです。垂水の中央中学校が大隅半島、県内の中学校、もしくは全国平均と比べていいのか悪いのか、プラスなのかマイナスなのかそこは別問題といたしまして、垂水にはこういう中学校があるのよと。

教育委員会が先導して施策を打った結果が現れたというようなことをぜひ検討していただきたい。これもう1点ですけども、これは教育総務課長からいただいたのですが、私も武雄から大分の豊後高田に帰り寄ろうかと思いました

が、これ豊後高田もそうですね。80名程度のボランティアの指導者を持って寺小屋かな、公営塾という表現をしていますけど、やっておりますね。

スタートする時点では大分県で下から2番目にランクされていた学業の成績が。今は既に上位、確かに実績があるわけです。このようなことを学校教育を学校現場の教育を否定するものではございませんが、できるなら垂水は教育に熱心なところだと。その成果を見せていただきたい。方法はございませんか。

○教育長（長濱重光） 今議員のほうから多岐にわたりまして、新たな視点での御意見等賜りました。

まず、垂水高校の存続につきましては、これは19市の中で高校を持たない市には絶対にしてはなりませんし、そしてまた高校があることによって本市に与える影響というのは非常に大きいものがございまして、昨年度から通学補助費補助等の補助について議会でも御承認をいただき、今そのようにして取り組んでいるところです。

そのような中で、本年度の垂校の入学者は54名の中で中央中学校からは28名の入学者でございました。これは決して多い数字ではないというふうに私自身も考えております。

したがって、ここに何とか力を入れていかないとならないというのは同感でございます。そのような中で、新たな視点として中央中学校の卒業生に対して学業支援をしてはどうかとか。それから塾通いをしている子供たちのために中学校の施設、またほかの施設を利用する方法はないのか。

また大分県の豊後高田の例とも御紹介いただきました。これらのことを踏まえて、今後どのようなことができるのか調査研究してまいりたいというふうに考えています。

いずれにしましても、本市の子供たちのため

に学力また豊かな子供たちを育てるというのはこれは教育委員会の使命でございますので、それを肝に銘じてこれからの子供たちの幸せを願って取り組んでまいりたいというふうに考えおります。

以上でございます。

○大園藤幸議員 教育長には私は信頼しておりますので、ぜひ全力で教育長のお力を発揮されるようお願い申し上げます。

そして、市長、企画課長には、昨日から大変きつい質問が飛んでいるようでございます。これも垂水市のために皆さんで議論しているわけですから、そのことはお汲みいただきまして市民のために頑張っていただくようによろしくお願いいたします。

これで質問は終わります。

○議長（森 正勝） 次に12番、川尻達志議員の質問を許可します。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 今世界を見てみますと、中国の尖閣問題、ベトナム、フィリピン等の問題。それにはロシアがクリミを編入し、またウクライナでの内乱があり、何よりもひどいのはイラクであり、シーヤ派とスンニ派、両派の対立の裏には多分、原油をめぐる取引もあるのだろーなと思います。

さらには隣のシリアとイランの絡みもです。アメリカも無人機空爆を。多分泥沼に陥っていくんだろうと。そうしたときに我が国は原油の高騰があります必ず。エネルギー源はどうするのか。

今、原発の話も先ほど出ましたけれども、本当にそれでいいのか。こういったことの大元にあるのは何なのかと考えますときに、地球が食わせるだけの以上の人間がいるから、既に食料の争奪戦であり、資源の争奪戦が始まっている。

こういったことも非常に大きな話もしますけ

れども、このことは必ず本市にも影響してくるんだらうと思います。例えば、耕作放棄地の話があります。食料自給率の話もあります。ぜひ、こういった世界情勢をしっかりと目を向けながら、市長以下頑張っていたきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず総合計画でありますけれども、これは19年に策定をして、今、あと3年を残します。ちょっとここを真剣に振り返ってみるときに、総合計画で決めたとおりに動いてはいるような気がします。

例えば、途中で中止をしたり、延期をしたりこういった事例が幾つぐらいあるのか。そして、その報告について議会もしくは市民にどのようなスタイルで報告をしたのか。

要するにその理由がしっかりと明確となっていれば問題ない、説明の仕方もね。報・連・相という言葉が使われているけれども役所では、本当に総合計画で報・連・相が実施をされているのかということをまず伺いをします。

それと市長に総合計画と市長が選挙のときの公約これについてどちらが優先するのかということ伺います。

それから総合計画をつくりますと民間では多分、実施計画をつくります。細部にわたって。実施計画をつくるのを総合計画つくるのは多分企画でしょう。中心になって。実施計画は皆さん方各課の課長さん方です。ここいらがどういう実施計画をつくっていくのか、ということになっている気がする。

その中で、例えば今生活環境課で環境計画をつくります。これは実施計画に入るのか。

それと市長が継承されている人口減に対する計画書をつくっている。これも実施計画に当たるのか。とりあえずその点をお聞きをしたいと思います。

○企画課長（角野 毅） 川尻議員の総計に対

する実施状況の確認等についての御質問にお答えをいたします。

総合計画における総合計画におきましては、毎年度、ローリング作業ということでローリングを行い、検証、分析、評価、計画の修正を行っております。ただし、今議員御指摘のございました何件の実施、事業計画について実施がなされて何件がどのような状況になっているかという個別具体の数字をただいま持っておりませんので、あともって御報告いたしたいと思っておりますけれども、毎年度ローリング作業の方式を取りまして、事業についての進捗状況等については確認をいたしております。

○市長（尾脇雅弥） 川尻議員の総合計画と市長の公約どっちが優先かという話がありましたけれども、そのことについては総合計画というのは市の最上位計画ということで位置づけられておりますので、当然総合計画が上であるというふうに思っておりますが、ただ全く別物ということではないと思います。

私自信も総合計画の作成に携わっておりますし、そういうことも踏まえて公約のほうを作成しているということでもあります。

○企画課長（角野 毅） 人口減少対策及び環境基本計画については実施計画と認識しております。

○川尻達志議員 あとさ、基本方針の見直ししたでしょ5年目に。総合計画の見直しをしたはずなのです。それに対する法令もそうです。これをしていかないと我々は10年間何もチェックができない。あんな皆さん方が出してくれないとそんなことを聞いています。答弁漏れだ。

○企画課長（角野 毅） 川尻議員の総合計画のあり方について、途中での検証ということについての御質問にお答えをいたします。

第4次垂水市総合計画におきましては、基本計画について5年ごとに見直すこととなっております。平成24年度に見直しを行いました。見

直しに当たっては政策推進課により27の政策についての内部評価を行ない、その評価、資料をもとに市民満足度調査の調査票を作成、市民による外部評価を行っております。

また、鹿児島大学の公開講座を2回開催し約30名の参加をいただき、検証作業を行っております。また基本構想を実現するために市民と行政が取り組むべき基本的な計画である基本計画を実現する手段や手法となる実施計画は具体的な事業の内容を短期間の計画として示すもので、その計画を期間を3年間とし毎年度ローリング作業を行い、検証、分析評価、計画の修正を行っているところでございます。

ローリング方式は計画と事実が大きくずれることを防ぐために、毎年度計画的に修正や見直しを行なう方式でございます。

平成25年度分の検証、評価、平成26年度から。

○川尻達志議員 見直しをしたかと、そんなときの修正したとかさ、延期をしたとか、そういったことの説明をしてありますかということ。してなければしてないでいいんです。

○企画課長（角野 毅） 満足度調査等の実施につきましては、ホームページ市報等により報告をいたしております。

○川尻達志議員 保健センターもつくるということになってぼしやっている。前回も示しましたけれども、じんかい処理場の計画も何も手をつけていない。ことしから計画をするということで、本当にこれでいいのかということですよ。

皆さん方がつくった計画は計画をつくるための仕分け作業をしたわけですよ。私のほうはちゃんと市民から聞かれたときに説明のしようがない。議会軽視と言われても仕方がない。だって我々がOK出したんだから議会で、これでつまびらかに報告をしていくことが大事だと思う。

だから垂水は人口も減るんですよ。産業もだめになるんですよ。

で、これをしっかり垂水は導くためにつくった計画でしょ、残念です。こういうこと言わなきゃならないの。とりあえず保健センターが中止になったいきさつとか、じんかい処理場の話これ答弁できますか、できたらしてください。だれでもいい。

○生活環境課長（村山芳秀） ただいまの御質問にお答えいたします。

生活環境課では現在、環境基本計画に着手しまして、あと、じんかい処理、清掃センターの件も含めて平成17年度に16年度に策定しておりますごみ処理基本計画。それから生活排水の基本処理計画これは15年計画なんです、これの見直し作業をことし行っております。

生活排水に関しましては、平成20年度から総合計画が始まりまして、第4次の大分状況が変わっておりますので、そこ辺を中心に見直しをしておりますので9月議会等の中で方向性を示しすることができると思います。

それと、ごみ処理基本計画につきましても平成20年の広域での処理。それから平成14年にじんかい処理場が閉鎖をされまして、そういう部分を含めて現在その解体も含めて見直し作業をやっているところでございます。

以上です。

○保健福祉課長（篠原輝義） 保健センターにつきましては、もう大分前のころになるかと思うのですが、ちょうど中央病院を建設するころにそういう話があったと、それ以降話が出たは消えたというようなことで詳細については承知しておりません。

○川尻達志議員 過去のことをちょっと厳しく申し上げましたけれども、やはりしっかりと過去を反省をしながら、見直しをしながら前に進んでいかないといけないと、基本ですよこれは。だからさっき言いましたけれども、総合計画をつくるのがなおかつ例えばこの人口減の話もそう、つくるのが仕事になっとりやせんかと、と

いうこととお伺いをしますけれども、実施計画についてはあくまでも数字的な裏づけが必要であると、期間の話とか何年たったら人口こんだけふやすとか、そういうここが一番大事。

環境計画でもそう、いつまでに数値上げるかしばりをかけないと。多分民間では必ずそれをやっていますよ。それをやらないと垂水はどんどんだめになっていく。

この前、増田何とか知事、宮城、御存じだと思うんだけど、鹿児島県の中で垂水が先になくなりますよという話。私が何でこういう質問するかといえば、それを見たときに愕然とした。私の反省もひっくるめてバラ色の計画をつくります。全部それで終わり。本当にこれでもいいのかなということを私は皆さんに聞きたいんですよ。

実施計画の中でそれぞれあると思います。保健福祉も水道課も給水人口やら全部あると思うと思うのですよ。その中で数字を数値目標でしているところがあるかということが1点と。

もう1つは全ての事業に必要なことは、基本になるのはあくまでもそのときの人口なのです。人口プラス年齢構成なのです。これに基づいて予算の執行をしていかなければならないと思うのですが、そういった裏づけがされているか。しているところがあれば、どこの課でもいい、教えていただきたいと思います。

○企画課長（角野 毅） 川尻議員の御質問にお答えをいたします。

第4次総合計画における実施計画につきましてはそれぞれの事業について、評価資料としてその計画期間内における年度ごとの目標値の設定を担当課で行っております。

ローリングの際には、この評価指標を目標値に基づきまして実施計画に掲載された事業におかれている現状や実績の確認。事業の妥当性、市民ニーズを反映したものかどうか、優先度、有効性、効率性、代替手段、手法はないか等について

担当課による評価を実施することとしており、先ほど申し上げておりますけれども実施を7月にここの検証作業というのを行なうようにしておるところでございます。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） ただいまの答弁に補足させていただきますと、実施計画によりましては数値目標を立てれない計画もあるわけですが、数値目標は立てられる実施計画につきましては、昨年度より企画課の担当のほうから各課のほうに計画をつくる際に、数値目標を立てられる場合につきましては、なるべく数値目標を出して実施計画を立てるように指示がございましたので、各課それなりの対応で数値目標を出していると思います。

○川尻達志議員 今総務課長からわかりやすい答弁をいただきました。こういう答弁をしてください。そうすればみんな納得します。

それでもう一つ、水道課長答えられなければ答えなくていいんだけど、持ち合わせがなかったらね数字の。先ほど言いました給水計画をつくる上で基本になる垂水の人口は総合計画に基づいているか。それとも水道課自体の実施計画に基づいているのか、ということが1点と。それから教育委員会、人口増減対策の中で1点だけ確認をさせていただきたい。

浜平にある単身者用の住宅がある。これの充足率全部入っているかちゅうこと、このこともあなたたちが人口減対策をする中で実施計画の中で盛り込むべき数字なのです。努力をしたかという話、市外から通っている先生方にあの住宅に一人でも住んでいただきたい、満杯になるまでこの努力はされているかということ。

それから、市民課ですけどもほかの課もいっぱいあるんですよ。人のことじゃないぞ、総合計画だから。

私はこの前、PETに行きました。課長の御指導をいただきまして、いろんな病院で違うん

ですよ制度が違う。ある病院は夫婦2人で行くとまた安くなる。一人1万ずつ、私が行った人間ドックがあるでしょ、人間ドックでも夫婦2人で行けばもうちょっと安くなりますよ、だから病院に行ってください。このことがみんなが健康で長生きをする医療費もかからない。

こういうことを考えていくのは皆さん方だと思ふんだから、こういったことを実施計画の中にしっかりと盛り込む。そういうお気持ちはないかということと、最後ですので、非常に厳しい話をしましたけれども、このことが一番大事ななんだろうと思います。

私の言いたいことは皆さん御理解をいただいていると思います。計画では必ず数値目標で自分たちでしぼりをかけてください。そして議会、市民にも的確にわかりやすく報告をする。

金がないとか時代が変わったとか、いろんな変更要因はあるんです。先ほどからきのうから出てます南中の問題でもそう。決定はしたけれども、時代が変わったということであればこれは執行部は辛いけれども、しっかりと耐えぬいて説明をする。

一番大事なことは、議会を軽視といわれないうようにすることが一番大事。ぜひこういうことには気配りをいただきたい。答弁を求めます。

○水道課長（塚田光春） 突然ふられましたので、ちょっと詳しいことは調べておりませんが、ただ総合計画の目標人口と水道の計画給水人口が総合計画の人口に基づいてやっているかという御質問だと思うのですが、これにつきましては水道の場合、水道施設を拡張だとか、改修だとかする場合は国の認可を必要とします。そのとき、当然この計画給水人口というのを設定しなければなりません。

直近でいいますと垂水市の場合、内ノ野浄水場平成19年に認可をとっております。このときちょうど総合計画も同年度の時期でございますので、総合計画は1万8,000人を計画人口として

おります。

そしてこのときうちの計画給水人口は1万5,000人としているところでございます。総合計画人口もありまして、ただこの人口の際につきましては、上水道の場合、簡易型の区域が違います。総合計画の場合、行政区域内全体の目標人口でございますのでただ、計画給水人口の場合は、上水道の場合、簡易型の小浜から新城の牛根のもとまでの計画給水区域内にございます。

牛根ですとか下市木、中市木、上市木、野久妻、大野のかそういったの省かれますのでその中で、そういう関係で人口の差異が生じるものというふうに思います。

以上でございます。

○市民課長（白木修文） 私も突然ふられて、さすが川尻議員だと思っておりますけれども、確かにPETドック、最近がん検診で有効な検査方法として、今大分流行っているようですが、ただ一番問題なのが検査代がすごく高いんですよね。

一人検査するのに10万から12万かかります。そして国保が出している補助金が大体一人5万円程度だったと記憶しているのですよね。そうするとこれを2人分するとなると当然ほかの地区では何か2人行くと安くなるということをお聞きになっているということなんですけど、ただこのPETドックの検査に対しましては、希望者があんまりいらっやらないんですよね。今のところ多分、川尻議員だけが今、今年度受けてらっしゃると思うのですが、今後もうちょっと安くなればこの検査方法はがん健診には一番有効だと思っておりますので、まだ流行ると思っております。

ただ今、突然川尻議員のほうからこういう検査方法もあるというのを前、提案を出しておりますので、今どこの地域でそういう夫婦でやったら安くなるかちゅうのはまだ調べておりません

ので、今後検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○企画課長（角野 毅） 実施目標について、数値的な目標につきましては現在実施しておりますけれども、より詳細に設定し市民、議会に対する公表のシステムの構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（川畑千歳） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

入居率につきまして、単身用の教職員住宅につきましては、錦町に2棟16戸ございます。また南松原町、中央中学校の近くに1棟8戸、合計24戸ございます。

今年度、入居率につきましては60%前半と記憶をしております。この入居率につきましては前年、前前年度に比べましてわずかではあります但し上昇をしております。

どのような努力をしているかという御質問ですけれども、市校長研修会、市教頭研修会におきまして教職員への入居の要請をいたしております。また4月1日の定期人事異動の際に転入居職員、新任教職員があった場合につきましては学校教育課と連携をしまして教職員住宅の入居を進めているところでございます。

以上です。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

○議長（森 正勝） ここで暫時休憩します。次は1時20分から再開します。

午後0時7分休憩

午後1時20分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番堀添國尚議員の質問を許可します。

〔堀添國尚議員登壇〕

○堀添國尚議員 梅雨も本格的になってくるこの時期に、心配をしていた台風7号は被害もな

く過ぎたようです。

牛根麓、海潟間の林道は、山歩きや山仕事に夢が膨らむ林道として、地域の方々は早急の開通を待ち望んでおられます。一方、大雨による災害の発生も予想できることから心配もあります。

農林課はじめ、関係課は連携を密にして、この林道の状況を直々に視察するなどし、地域住民の生命、財産が守られるようお願いと指摘をしておきます。

垂水市にとって、久々に明るいニュースが出てまいりました。私流に例えて言えば、蛍光灯の明かりが点滅していて不自由に感じていたところ、突然に100ワットぐらいの明かりになって、明るい気分になりました。それは、財宝社による垂水市への進出であります。

昨日来、この件については同僚議員の指摘もありました。そのことは、議会議員としてもっともなことだと理解もします。また、市長の決断も最高責任者として、今、垂水市が抱える大きな問題の解決策として、大きなチャンスとして捉えられると思います。私も市長の立場に立てば、この決断をしたことだと思います。

このような時代に、有償での進出はのどから手が出るような思いで、他地区から優良企業として無償でもいいから我が町に来てほしいと望んでいるところもあるのではと思います。

財宝社のこの話は、社長は垂水出身であり、また、全市長が兄に当たることなどから、垂水への思いが強いからではと思っています。

進出を素直に喜び、財宝社に心から敬意と感謝をしたいと思います。

我が牛根地区も人口減、高齢化が進み、将来に不安があります。旧牛根中の利活用もそのままです。ぜひ、旧牛根中のことも話をしてみてください。市長、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議長の許可をいただ

きましたので、先に通告しておきました案件について質問いたしますので、明快な御答弁をよろしく願いいたします。

まず1点目ですが、市営住宅の居住性の向上についてであります。

主に、スレートぶきの平屋建ての住宅についてであります。苦情や相談の把握の仕方について、また、把握後の改善に向けての実施及び取り組みについて。

2点目、垂水中央駅バス停の上屋の設置についての、平成26年第1回定例会での取り組みについて。

3点目、通学補助費について。

市内小中学校に通学している児童生徒の保護者に対し、一定の条件を満たせば通学補助金が出るが、他自治体の学校に通学の場合は、補助金が出ないがなぜなんだろう。不公平であると思うが。

これで第1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 堀添議員の市営住宅の居住性の向上についての御質問にお答えいたします。

まず、市営住宅に関する苦情や相談は、入居者御本人や振興会長から電話でいただくことが主でございます。いただきました苦情や相談の詳細について、現地を確認しなければ把握できない内容である場合は、現地に赴いて確認するようにしております。

苦情や相談の内容につきましては、多種多様でございますが、主に団地内の施設の改修や室内の修繕等でございます。内容に応じまして、関係部署と協議の上、随時対応に努めているところでございます。

○企画課長（角野 毅） 堀添議員の垂水中央バス停停留所の上屋の設置についての御質問にお答えいたします。

平成26年度第1回定例会の中で、垂水中央バ

ス停停留所の上屋の設置についての質問があり、関係課や関係機関と協議を行うとの答弁をいたしておりました件につきまして、関係課、関係機関との協議を随時行ってまいりました。

議員が言われるように、現状は、利用者のほうが御苦勞をされていると感じております。しかしながら、バス停の建設は基本的に事業者が設置することが原則でございます。仮に、市単独で設置すると仮定した場合は、垂水中央バス停留所1カ所だけではなく、市内には多くのバス停がございます。1カ所だけというわけにもまいりませんので、多額の経費がかかると思われる、非常に難しいと考えております。

また、バス事業者からは、バスの運行に際し、補助金を活用して運営している状況であり、待合所の設置は予定していないとの回答でございました。しかし、利用者の方が御苦勞をされている現状を改善するために何らかの方策はないか、苦慮いたしております。

現在、民間活力の導入等による設置など、方策を検討しているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） 堀添議員の御質問にお答えいたします。

本市では、垂水市立学校通学費補助に関する規則に基づき、遠距離通学の児童生徒の保護者に対して補助を行っております。

補助の対象は、垂水市に住民登録があり、垂水市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、小学生は通学距離が片道4キロメートル、中学生はスクールバスのバス停までの距離が片道6キロメートル以上としております。

本年度は、垂水小学校の児童2名の保護者から申請が出ており、補助を行っております。

また、市内小中学校の通学区域につきましては、垂水市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則に定められており、保護者が居住する住所地に属する学校に通学するこ

とが原則となります。なお、特別な事情がある場合は、保護者からの申立書などにより、通学する学校を変更することができるとされております。

そこで、議員御質問の指定学校の変更により、垂水市に居住している子供が垂水市外の学校に通学している場合、通学費補助が出ないのはなぜかということにつきましては、先ほどの垂水市立学校通学費補助に関する規則では、垂水市立小中学校に在籍していることを条件としており、垂水市内に居住していても、市外の学校に通学している場合は補助をすることはできないという規則になっております。

ところで、他市の状況ですが、最寄りの市町村の通学区域の学校に通学している子供に対して、通学費の補助を行っている市は11市でございまして、そのうち5市は、自転車購入費やバス運賃等に限定しているようでございます。

また、西之表市のように、校区外就学願が提出され、承諾された児童生徒の保護者についても補助を交付することができると定めているところもあるようです。ただし、年額数千円の補助とのことであります。

遠距離通学により、保護者の負担が大きいことは事実でございますが、さまざまな事情により、通学区域外で通学している事例がほかにもありますことから、どのような場合に補助金を交付することが適切であるのか、今後、調査研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○堀添國尚議員 2回目の質問をします。

今、土木課で、スレートぶきの平屋建ての住宅のことを主に考えてみたんですが、前回の議会で断熱材を施したらどうかというようなことを申し上げたわけです。きょうもその専門家に聞いて見ると、一、二度は下げられるというようなことで、一、二度下がったら、中のクー

ラーの効き具合も大分変わってくるとは思うんですが、そこらあたりについて、さきの議会では、課長は総合的に検討するというようなお話だったと思っております。

平之町やら、上馬場、旭町、浜平の平屋のスレートぶきの市営住宅を回ってみると、課長がおっしゃったように、振興会として組織化されているところ、あるいはそういうものがないところ、まちまちであるようですので、押し並べて言えば、入居者は非常に敷地の降灰の問題とか、下水の問題とかいろいろありまして、決して満足はしていない、不満のほうが多いというふうに感じとられました。

先ほども同僚議員からの話で、市の土木課にそういう作業班がいるわけですけど、その作業班による降灰の除去とか、側溝の灰の除去とか、そういうことも考えられるわけですが、今回に限っては、さきの議会での質問の中の、屋根の断熱材の施しについて、さらに、課長のほうの前向きな答弁をお願いしたいと、このように思うわけです。

そのことについて、再度必要であると思われるのか、必要であると思えばやらねけりゃならないわけですけど、それをどういう方法でやるかは別な問題として、そこのお考えをお考えします。

それと、2番目のバス停の件ですけど、おっしゃることはよくわかります。ですが、全体的に市のバス停をやれということじゃなくて、ここは非常に便数の少ない牛根方面とか、協和地区方面の車のバス停になっております。

お年寄りや、時間ぎりぎりに来られたらいいんですけど、やっぱり30分、40分前から出てこられまして、屋根もないああいうところで、ひと固まりになって立っただけです。

いろいろ議会でも、垂水市の高齢化とか、あるいは老人福祉のこととかいろいろあるわけですけど、特に現実的にあれを見た場合、非常に

お年寄りの不遇さを感じざるわけです。

ですので、費用のことはまだ、今、協議のおはなしもありましたけど、2週間ぐらい前に鹿屋の営業所に行って、この件も話をしてみました。1回目に行ったときは、赤字路線ということで、非常に困難であるというような話だったんですけど、2回目は、建てる費用についてはどうするということはおっしゃいませんでしたけど、管理については私どものほうでやりますという、一歩前進したお話がありました。

そこで、課長のほうで今お話があったとおり、民間によるというようなお話もありましたが、そこらあたり、2回目でもう少し、わかる範囲でいいですからお話をしていただけたらと思います。

3番目の通学補助金のことですけれども、この規則は大分前に、昭和59年4月1日に施行されております。それからすると大分経っていて、世の中も大分変わってきました。事情も変わってきました。

この前、輝北の小学校に行ってみたんですけど、距離的には牛根へ行くのと、輝北の小学校へ行くのと、ほぼ変わらない。ただ、安全というか、安心するというか、勾配がなかなかで道路の幅もひろびろとしておって、途中で人家が点在しておって、そういう女性の運転者にとっては、特にそういう安心感を感じるような状況であったし、町なかに行ってみると、小規模ながらも輝北町の役所があったところで町もまとまりがあり、学校も非常に外から見た目はきれいな状況でした。

私も岳野の方々の立場になると、お許しが出れば、やはり輝北の小学校にやりたいというような感じを持ったわけです。

そこで、岳野の住民にもいろいろ話をする中で、小学校前の子供だったと思うんですが、2人、集落道に飛び出してきてにぎやかな光景を見たんですが、地域の方々がこの子供を宝とし

て、地域の財産として大事にしているというお話でもありました。

先ほど教育長のほうでも、子供に関する御答弁があったわけですけど、やはり子供を大事にするとか、将来を担う子供たちであるから、そういうことはみんな思うわけですけど、現実的にこういう具体的な事例になるとなかなか消極的で、一旦自分たちが決めた規則等については、なかなか素直にわかりましたと、この規則を変えますと、変えて支給できるようにいたしますというような明快な答弁は得られないわけですけど。

先ほど、学校教育課長が答弁されました。研究してみたいと。ここは大事にしながら、今回のこの件については、質問終わりだとめます。よろしく検討していただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○土木課長（宮迫章二） 2回目の御質問にお答えいたします。

市営住宅のスレートぶき屋根の対応につきましては、平成25年12月議会でもお答えをしておりますが、市内にある全ての公営住宅や定住促進住宅の今後の活用方針、建てかえとか、改善などや維持管理方針を定めるため、平成24年度に公営住宅等長寿命化計画を策定しております。

これらの団地は、基本的には建てかえ、もしくは廃止の計画であるため、建てかえまでの維持修繕につきましては、費用対効果が見込める最良な工法で修繕を実施すべきだと考えているところでございます。

断熱効果が見込めそうな工法としましては、遮熱、断熱、塗料を塗るなどの方法もございしますが、現在の屋根の状態から見ますと、塗装をするためにはスレートの高圧線上や下地処理が必要になるため、塗装ができるのか、それ以前に屋根に乗ると割れるのではないかと。また、屋根裏に断熱材を入れる場合、天井点検口が押し入れ上部にしかないことで、天井まで改修しな

ければならなくなり、また、屋根を変えるということになれば工事費がかかるため、長寿命化計画の目的から逸脱するため、この対応策に苦慮しているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） 堀添議員のバス停の上屋の建設についての御質問に、財源についての部分についてお答えをいたします。

バス停停留所上屋の設置につきましては、寄附金や広告料等による方法が考えられると思っております。ただし、平成26年4月10日付のバス停留所等の上屋及びそれらに設置される広告物に関する道路使用許可の取り扱いについての通達によりまして、バス停留所等の上屋等の設置に関する道路使用許可の基準は、設置物から、幅員や走行車両の視界などの設置場所にかかる要件と、色彩や大きさ、材質などの構造等に関する要件を満たす必要がございます。

どの程度の金額が必要になるのか、積算をする必要があると考えております。

○堀添國尚議員 3回目で終わりですか。

○議長（森 正勝） いや、4回。

○堀添國尚議員 4回ですね。

土木課長の平屋建てのスレートぶきの断熱材の施しですが、長寿命化計画とおっしゃっても、そうしているうちに人間は死んでしまいます。全部若い人じゃないです。

だから、事後的にいろいろな問題があるにしても、当面、風通しの悪いようなところの住宅から、それは土木課のほうで考えていただければいいと思うんですが、とりあえず、まだ屋根に乗っても見ないうちから割れるかなんか、そんな心配しても始まらないから、どっか1棟だけでもその方向で検討してみていただけないか、そこを再度お願いします。

それと、バス停の件なんですけど、私は任期が来年の3月までです。（発言する者あり）定年。是が非でもこれはやり遂げたいと思

っております。

方法としては、また、いろいろな方法が出てくるとは思いますが、見通しとか、そういう技術の設計上のことは別にして、今、あちこちにあるじゃないですか、バスの上屋。だから、見晴らしが悪くなることもないし、特に場所を取るようなこともないし、そういう通行上の安全の問題ではクリアできるんじゃないかと思っております。

一番は、やはり予算のことだと思います。でするので、そこになったら、やはりまたいろいろ工夫して、私のほうも努力をしますので、やりたいと思っておりますので、そこらあたりをもう一遍、前向きな御答弁をよろしくお願いします。

これで3回目を終わります。

○土木課長（宮迫章二） とりあえず、現地のスレートの状況を専門家とか見ていただいて、検討してまいりたいと思っております。

○企画課長（角野 毅） 財源の確保に対しましては、我々のほうも最善を尽くして努力をしたいと考えております。

○堀添國尚議員 土木課も、企画課も頑張っていたくように、私も頑張ります。よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（森 正勝） 次に、15番篠原静則議員の質問を許可します。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 質問をさせていただきます。眠たい方は、人の邪魔にならないように眠りなさいと、学校のころはよく言われたものでございます。

市政運営についてでございますけれども、市長、改めてお聞きしますけれども、政治は誰のためにあるのか、主役は誰なのか、もう一度考えていただきたいと思っております。お答えをお願いします。

南中跡地について、財宝さんより相談があっ

た折、副市長をはじめ、各何人管の課長さんが議員の方々に御相談に行かれているようですけれども、誰々が行かれたのか、副市長、御答弁をよろしくお願いをいたします。

これから、もし払い下げになった場合、目的外、それから撤退、そういう場合、買い戻し条項が入っているとか、今まであったように私は思っておりますけれども、御答弁をよろしくお願いをいたします。

先ほど申し上げました、議案が出ないうちの議員に対しての御相談、これは県庁のやり方なのか、副市長にお願いをいたします。

それから、2番目に入らせていただきます。

旧国鉄終原駅跡についてですけれども、これについては、産業委員長にまずお願いしておりますけれども、今回の議会は現地視察も入っているようですので、この件も日程に入れていただきますようお願いをいたします。

質問をさせていただきます。

市長、駅跡は「駐車禁止、垂水市」という立て看板が設置されてあります。また、「ここは駐車場ではありません」と丁寧に書いてあります。どういう意味でこの看板を設置されたのか。

この駅跡の一部を払い下げの話が進んでいると聞いておりますけれども、駐車禁止の場所を駐車場として払い下げるのはおかしいじゃないかと住民のお声でございます。御答弁をお願いいたします。

それから、次、猿ヶ城冷泉についてをお尋ねいたします。

猿ヶ城の冷泉については、私も1回もくみに行ったことはございません、昔より、良質の性質で、皮膚病や難病など、湯治として多くの方々に親しまれてきたことは市長も御存じだと思います。

それが、その冷泉は、森の駅たるみずの集客にも利用され、集客にもつながっているのではないかと考えております。その一方、その良質

の泉源にあやかりたいと、多くの市民や市外の方々が水を求めて、水くみ場に列をつくっているようであります。

ところが、先般、この水は飲み水には適さないという張り紙が市長名で出されていたそうでございます。これはどういうことか、具体的に御説明をお願いをいたします。

4番目、税務行政についてですけれども、これはきのう、川越議員も質問されておりますけれども、重複点があったら御了承お願いいたします。

税負担の公平性の観点から、徴収対策はどのように行っているのか。また、現在の徴収率はどうか。5月末の南日本新聞に、県内の平成24年度の市町村税率が掲載されており、鹿児島県内では3年連続で上昇し、92.5%となっていると掲載されておりました。

市税や国税などについては、多くの方々が納期限に納めているようではございますけれども、一方、いろいろな事情で滞納している人もいますようでございます。納税は国民の義務であり、税負担の公平性も保つことは重要なことであると考えられます。

また、自主財源の少ない本市では、歳入確保の観点からも、市税の徴収に努力されていると思いますが、差し押さえなどの現状を具体的に教えていただきたいと思います。

併せて、本市の市税の徴収率はどのようなかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） まず、1番目の誰のためにあるのかということは、先ほども答弁いたしました、市民のためということであります。

○副市長（松下 正） 済みません。質問の内容をもう一度確認をさせていただきたいんですが、1点目については、誰と誰が相談に行ったのかということでよかったんでしょうか。それはどこに行ったということですか。

○篠原静則議員 どの議員の方に相談に行かれたかということです。

○副市長（松下 正） 済みません、もう1回確認しますけど。

○篠原静則議員 副市長も、議員のところに相談に行かれたでしょ。

○副市長（松下 正） 議長、副議長ということですか。

○篠原静則議員 副市長も、財宝さんから相談が来たことに対して、議員のほうに相談に行かれたでしょ。

○副市長（松下 正） わかりました。

もう1点、3点目というのは、2番目のほうは買い戻し条項の話ですよ、2番目は。

○篠原静則議員 それと、さっきの議案が出る前に相談に行くのは県庁のやり方かと。

○副市長（松下 正） 私が相談に行ったのは、2人の議員さんのところに行っております。

それと、県庁のルールというのは、こういう売買の件については、私も把握はしていませんが、原則的に言えば、議長、副議長に相談の上、最大会派の会派の部会長とか、委員長、そういうところに順々に相談に行くというのが、今まで私が記憶している段階ではそういう手順を踏んでおります。

○市長（尾脇雅弥） 2番目の駐車場の件に関してですけれども、まずは経緯について、ちょっと担当課長から説明をさせたいと思います。

○土木課長（宮迫章二） 旧国鉄柊原駅跡についてお答えいたします。

柊原地区の旧国鉄跡地は、柊原小学校裏から瀬戸山線までの約2,100メートルを平成3年度から平成10年度まで、農免農道整備事業垂水南地区として県営土地改良事業で整備され、農道として管理されていましたが、その後、平成21年12月に市道として認定され、現在は市道垂水南1号線としまして、土木課で管理している路線でございます。

御質問の土地は、旧柊原駅跡地であり、旧国鉄跡地の土地が広がったために、道路整備がされたあとに、整備されずに道路沿いに残地として残っている土地でございます。なお、この土地はもと地番が同じであるため、整備される前は一筆の土地であったと推測されます。

これまでも、旧国鉄跡地の払い下げ申請が提出されておりますが、旧国鉄跡地の残地は行政財産とはいえ、利用目的のない土地が道路沿いに残っており、土地の形状が悪く狭いため、払い下げの申請をされる方はその土地の隣接者がほとんどでございました。

土木課としましては、今回も隣接者の申請であったため、現地を確認し、道路としての利用ができない土地として残っているため、有効利用されると判断しまして受け付けたところでございます。

払い下げの区域としましては、交差点でもあり、見通しが悪いという通報もありましたことから、現地を確認し、見通しが確保され、道路交通に支障のない部分につきましては、払い下げをしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどの猿ヶ城の冷泉についてお答えいたしたいと思います。

○篠原静則議員 駐車禁止の場所を駐車場として下げるのはいけないと、私は言うんです。何でそうするのか。

払い下げが悪いと言ってるのではないです。駐車禁止と。見通しが悪いから、ここに車をとめてはいけませんと、執行部で駐車禁止の看板を立てたんですよ。（発言する者あり）

○土木課長（宮迫章二） 確かに地元から見通しが悪いと要望がありましたので、土地の所有が垂水市となっていたため、所管の土木課で駐車禁止の看板を立てた事は認識しております。

その後、隣接の方から払い下げの申請がありましたので、市としましては、市道沿いに利用

されない土地として残っており、隣接者が有効利用されるとのことでありましたので、受け付けたところであります。

○篠原静則議員 答えになっちゃらんが。

駐車禁止にしてあるところを、ないごて駐車場として払い下げっとかちゅうこと。

○市長（尾脇雅弥） 駐車禁止ということで、恐らく、これは推察でしかないんですけども、そういった要望があって、安全上問題があるのではないかというお問い合わせがあったと。

その声に応じて、駐車禁止という形を立てたんだと思いますけども、その後、駐車場として利活用したいという御相談があって、再度改めて、その場所が適当かどうか、今申し上げましたように、全部をとということではなくて、規定にのっかって、条件に適する形で駐車場としての払い下げの検討を許可しているということだと理解しております。

○篠原静則議員 何とも答弁になりませんが、次に行ってください。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどの猿ヶ城の冷泉についてにお答えをいたします。

猿ヶ城の冷泉につきましては、平成24年度に温泉共有の実施設設計の際に、鉱泉として検査を行ったところ、飲用に関して有害な成分の検出がありましたので、保健所に相談をしましたところ、飲用不可を行えば問題はないということだったので、市の管理する施設につきましては、飲用不可の掲示を行ったところでございます。

一般の方がくまれるくみ場につきましては、地権者の方の御好意でこれまで自由にくまらせておられたということでございますので、地権者から、飲用に適さないのなら市の事業で一部を整備した経緯もあり、地権者の意向も強いでしたので、地権者と市長の連名で、飲用禁止の看板を掲示させていただきました。

以上が経緯でございます。

○税務課長（前木場強也） 篠原議員の税務行政についての御質問にお答えいたします。

昨日の川越議員の御質問、市税の徴収についての答弁と一部重複する答弁がありますことを、まず御了承いただきたいと思います。

徴収率の向上対策につきましては、昨日、副市長も答弁いたしましたように、税負担の公平性を保つために、また、税收確保の観点からも差し押さえを含む滞納処分の強化をこれまで以上に進める方針でございます。

平成24年度の市税徴収率は、県内19市のうち最下位で、新聞で報道されました県内の平均92.5%には、遠く及ばないという結果でございました。

それを受けて、平成25年度には、事業の導入や研修への参加などで、滞納処分のありあり方、ノウハウを取得し、それを実践することで、徴収率が上昇したものと思っております。

徴収率につきましては、平成25年度は市税全体で91.0%でございました。

今後も、25年度の取り組みを継続しながら、差し押さえを含む滞納処分の強化、具体的には差し押さえ予告や催告書発送後に納付がない場合、もしくは納税相談もない場合などには、財産調査をし、差し押さえを実行する。また、悪質な滞納者に対しましては、家宅搜索をするなどの取り組みを進めていくことにしております。

次に、差し押さえ等についてお答えいたします。

25年度の差し押さえ件数は831件数でございます。内訳は給与40件、生命保険87件、預貯金106件、所得税の還付金37件、その他債権11件、不動産9件、自動車2件、その他動産など539件でございます。差し押さえ以外の滞納処分といたしまして、不動産の競売に対する交付要求が15件ございました。

以上でございます。

○篠原静則議員 買い戻し条項の件について、

誰か。

土地の払い下げた場合、目的が。今までも市有地、目的外したり、撤退した場合は市が買い戻すというような条項を入れる場合があるそうですけど。

○財政課長（野妻正美） 今、御指摘がありましたとおり、市有地を売買したときには、通常、買い戻し条項を入れております。

今回の件につきましても、計画で共用する目的がございます。それについても、契約の中であらうことを前提に検討する考えでおります。

以上です。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○篠原静則議員 この南中跡地についてですけども、今回、私質問をするに当たりまして、1番、2番、3番、この市報に皆さんいいこと書いていらっしゃるんですけども、市長も誰にも負けない大決断をされたのだと思っております。

決断は、やっぱり正しい決断、正しくない決断、また、大衆のためになる決断、自分のためになる決断、いろいろと決断はあると思うんです。今回はどういう決断をされたかわかりませんが、ちょっと今回の場合は、3月議会のことを思えば、ちょっと。

市長は、議会出身ですがね。一番わかっていると思うんです。だから、そこら辺を考えますと、いつ議案が提案されるかわかりませんが、市長として、こういうのを今出されるのは心外であると、私は思っております。

そういうわけで、私はもともと物産館には反対をしておりましたんで、どう言いますかと言いますと、当初から運動施設の整備をしてくださいと。年間3,000人近くの方が南中を利用してるから、スポーツ合宿にしても何にしても、垂水市の運動施設はちょっとお粗末であるというような感じをしていますんで、運動施設を整備をしてくださいというようなお願いをしておった

わけですけども、3月に物産館関係建設の予算を議会も可決されました。これはやっぱり多数決で決めますから、それはいたしかたがないと思っております。

予算委員会の中で、担当課長は本気かと聞いたら、本気であるから予算を上げたんだという答弁であったんです。今なれば、本気じゃなかったんですね。

それから、そういう意味合いで、財宝さんが進出されてきた、ありがたいの。でも、議会人として、政治家として、ちょっと今はという感じしております。その辺の判断をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 繰り返しになるかもしれませんが、今、お話がありました、私も議会出身でありますので、おっしゃることはよくわかります。

なので、そのようにきのう、きょうと手続き的なもの、3月議会で上程をして決めていただいたということの重みは十分わかっております。

ただ、御提案いただいた財宝さんの案件というのはそれ以降の話でありますので、細かく言いますと、4月の1日にしっかりと包括協定の話し合いの中で、社長からそのような話し合いもありましたし、正式にはそれを踏まえて4月の15日にあった話でありますから、そこを踏まえてどう判断をするかということを検討して、手順を踏んで協議を重ねて、まずは庁内でそのことを検討していかなければいけないというふうに思いますし、さっき誰のために市政はあるのかというような話がありました。これは市民のためであります。

市民が、市政の運営を決める際に、行政的なものに関してはそのトップが市長でありますので、市長選という形で選択をされる。また、議会の皆さん、代弁者として、一方の市民の二元代表制の中での代表者として、市議会の皆様を選出をするというルールになって、それで決め

ていくというのが議会制民主主義のルールだと理解をしておりますので、そういった中で3月議会に皆さんに御提案をしていたのということとはよくわかります。

ただ、繰り返しになりますけど、その後、株式会社財宝様のほうから、垂水市の今だけじゃなくて将来にわたっての本当に課題を解決するようなありがたい御提案がありましたので、当然、手順からしたら、財宝様の案件をまだ正式には上程をしておりますけれども、そういった形で方向転換をしたということに対していろいろ御批判があるし、できればそういうトラブルは避けたいのがそれは人間ですから当たり前のことです。

だけれども、今ここでこの提案をしっかりと議論して、皆さんのほうに審議をしていただかないと、垂水の本当に将来にかかわると私は思っているんですよ。だから、私がどうこうというよりは、そこはきのうからお願いしていますように、謝罪するところは手順に関しては本当に申しわけないと思っておりますので、重い決断をしていただいて、その後でというのはわかります。

だけれども、じゃこの問題をどうするかという話になったときに、やはり繰り返しになりますけれども、しっかりと皆さんのほうで審議をして、提案をしていただきたいというようなふうに思っているところです。

○篠原静則議員 3月議会の重みは感じているということですが、感じておれば、簡単にくりんくりん変わるとかいねと思うんですが、きのうの誰かの答弁の中で、経営会議で決定したやの答弁があったように覚えているんですが、経営会議でですね。経営会議の皆さんがどういう議論をされたのか、一言ずつでも答弁をしていただきたいと思います。経営会議の皆さん、よろしく。

○総務課長（中谷大潤） 経営会議のメンバー

に入っている総務課長でございます。

今、市長の思い、いろいろおっしゃられましたけれども、我々も市長と同じ考えでございます。3月の時点では財宝様のほうからこういった話もございませんでしたので、南のほうに拠点づくりということ、市長の思いを補佐する立場でしたので、これを一生懸命サポートしたいということで、3月の予算計上をいたしたところでございます。

その後、きのうからずっと申し上げておりますような状況がありまして、総合的に判断しまして、やはり財宝様の話が一番垂水市の今後にとっては一番有益な提案ではなかろうかということ判断しましたので、私も経営会議の一メンバーとして、また総務課長として、市長とともに提案しようということに同意したところでございます。

○教育長（長濱重光） 経営会議の一人として答弁させていただきます。

私は、財宝の社長さんにまず感銘をいたしましたのは、4月1日の市との包括協定の際に、何回も何回も垂水市のために、これまでお世話になった垂水市のために還元したいんだと、何かをしたいんだということを繰り返し繰り返しおっしゃいました。そのときに、私自身、非常に恥ずかしい思いをしたわけですが、自分があられだけ郷里のことを思っているのかなということを非常に反省した記憶がございます。

それから、その後、経営会議におきまして、財宝様からの提案をお聞きいたしました。私自身は、そのときにいい提案じゃないですかということをお願いしました。といいますのは、やはり本市が抱えております人口減少対策、それから雇用対策、それから税収、いろんなもの、それからまた教育委員会におきまして、子供たちが減少する中で、何とか児童生徒もふやしたい、その中で学校経営を進めたいという気持ちもございましたので、私自身、賛同いたしました。

次第でございます。

以上でございます。

○副市長（松下 正） 私も経営会議の一メンバーということで、4月の1日に包括連携協定の席で、財宝様の社長様のほうから、本市の課題である人口減少、雇用の促進に寄与したいと、財宝様の社長のほうからは今までお世話になった垂水のほうに貢献したいと、熱い思いを聞きました。その後、速やかに計画を出されるということで、4月15日、計画をいただきました。

内容を検討して、今までの経緯は、物産館とか、あとそれぞれの計画がありましたが、全部の計画を比較して、メリット、デメリットというのをまとめはしましたが、どうしても全体的に利活用していただけるということ、これが新城づくり計画の中でも雇用の促進とか定住人口の増加とかいうこともあります。

また、今現在、話題になっております、この先、垂水市がどうなるかという人口の減少、特に若年層の減少、それを食いとめるためには財宝様の計画が一番ふさわしいということを経営会議の中でも話はしましたし、市長のほうともその点については一致をしたところでございまして、今後、この計画を、先ほどもありましたけど、なぜこのタイミングかという話をされたときには、財宝様のほうはどうしても来年の2月に入居をさせたいということでのスケジュール感からいったときに、このためにタイミングを逃してしまうと、本市の将来に対して禍根を残してしまう、どうしてもそこは急がないといけないということで、提案をさせていただいているところでございます。

そういうことで、今回、今からの話になるんですけれども、経営会議のみんなではそういうような議論をしました。その方向に沿った形で、5月の連休明けに決定をしたという状況です。

私のほうからは以上です。

○企画課長（角野 毅） 企画課長です。企画

課長としまして、4月1日、企画課長の辞令をいただき、この案件に対してかかわってまいりましたけれども、このようなすばらしい提案というものに対して、この機を逃すと本市としての公共的な利益、公共の利益に対する自分たちの働きというものはどういうことになるのだろうということ、それからこれまで出された提案との比較、いろいろなものを重ねながら、経営会議の中で私もこの案件に関しては賛成をいたしました。

○財政課長（野妻正美） 私は、財政課の立場で、公共施設の有効活用を前提に最初に考えたところでございます。施設自体40年から50年、御承知のとおり、全般的に老朽化しており、平成25年は公共施設白書を策定し、現在、その白書の検証中でございます。そういう観点からも、財宝様のこういう購入の考え、本当にいい話だと考えたところです。

そのほか、人口減、あるいは税収、何度もお話が出ておりますが、将来に向けてははかり知れない効果があると考えて、私もこの件につきましては推進すべきというところで考えたところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 時間がございませぬ、4回目ですね。執行部の皆さんの答弁は本当すばらしい答弁で、私も実際そう思います。けど、一人一人がですよ、皆さん、1人は3月議会の重みを言うと思ったところが、一人もおらん。議会はいけんでんよかたいな。執行部が提案をして議会で決めたことはいけんでんいいわけや。一人どまそれがおいかと思って質問したんですけど、しょうがございませぬ。

私、提案ですけれども、私が皆さんの立場におったら、財宝さんの社長は腹の座ったいい人ですよ。だから、私なら社長と物産館も併設してもらえませんか、私ならお願いします。だから、そういう発想が何でこんとかねと思うん

ですけど、だから図面を見た場合、ちょっとスペースがどうかこうかわからんけれども、官でするより民でしたほうがいいんですよ、商売は。

だから、今、市が計画した物産館を断念されたわけだから、断念をせず、財宝さんに物産館までつくっていただけないかと、一言二言お願いすれば、財宝さんはひょっとしたらつくっていただけるかもわかりません。今後の問題として、もう答弁なよか。あげん言えばこげんに言うたってよ。私の要望です。

次に、鉄道跡地についてをお願いをいたします。

土木課長にお尋ねいたします。交渉の相手側、それから面積、坪でお願いします。それから、坪単価、それから測量代は申請者の負担だと思いますけれども、そっちのほうもお願いをいたします。

先ほども発言あったようですけども、私にも6月3日12時40分に課長のほうから、希望があれば今までも残地を払い下げていると、そういうお話がございました。柗原で何カ所ぐらい、金額にして幾らぐらい払い下げているのか、教えていただきたいと思います。

○土木課長（宮迫章二） 今現在は、希望の土地の境界の立ち会いをして、測量を今実施しているところでございます。面積は154平米、坪にしまして約46坪でございます。土地代についてですが、正式には土地評価委員会で決定しますが、参考としましては、県の農免農道で買収するときの単価が畑で1平米5,200円程度でございました。坪1万7,160円程度になるようでございます。

それと、今まで払い下げをした柗原地区においては、柗原小学校の近くの申請で宅地への払い下げが、平成15年度、まだ農道時代でございますが、7.76平米、払い下げを1カ所しております。

単価につきましては、ちょっとまだ……

（「いいですよ、また後で教えてください」と呼ぶ者あり） 済いません。

○篠原静則議員 この立ち会いにおきましては、10人ほどの方が立ち会いをされておったということで、10人もおれば、地域の方は何事じゃろうかいと関心を持つのは当たり前でございます。

そういう中で、会計課長さんもいらっしゃったということですけども、一般の職員が休みをとられるときは課長のほうで決裁をされると思うんですけども、課長が休みをとられるときは副市長が決裁されると思うんですが、休みの決裁はいつされたのか、お尋ねをいたします。

それから、会計課長は、以前、管理用地課に勤めていらっしゃいまして、土地の払い下げについても関心を結構持っていたらっしゃったとお聞きしております。そういう中で、駐車禁止の場所を駐車場として払い下げた場合、市のため、市民のため、特に柗原地域のためにどれほどメリットがあるか、お答えをお願いをいたします。

○副市長（松下 正） 済いません、いつ決裁したかはちょっと定かに覚えていないんですが、確かに休みが申請があったということで、私のほうから押印したのは間違いありません。

○会計課長（堀内昭人） 私も、以前、土木課の管理用地係長をしているときにも、払い下げの件ですけどありまして、まず入居者の方々が車を駐車していたということは後で聞きまして、ただしマンションの管理はうちの義理の兄貴がしているんですけど、そこも以前、草払いとかもやっております、当然、その件については車をとめて見通しが悪いということで、市長宛てに苦情のお手紙もありまして、その件で一応市長にもこういう苦情が来ていますということで受けて、その対応をどうするべきかということで、駐車をしないように看板を立てたらどうかということで、私が土木課で協議して看板を立てていただきました。駐車をしてはいけないということだったものですから、駐車禁止の看

板を立てたところですよ。

でも、2年前だったと思うんですよね、その話が出たのも。当初、買おうかということも話はしたんですけど、ちょっと今買ってもどうかなということで、別に駐車場も入居者については裏側にあるものですから、そこで足りるかと思ったけど、やはり今回はどうしても必要ということで、今回に当たったわけでございます。

以上です。

○篠原静則議員 地域に対するメリット。

○会計課長（堀内昭人） 入居者のお客様の駐車場ということでしたことで、メリットというのは入居者の方々に対することだと思います。

○篠原静則議員 市長、払い下げをするなちゅうわけじゃないんですよ。さっきから言いますように、駐車禁止した経緯は何なのかと、下から上がってくる車両がそこに車をとめたら見通しが悪いから、駐車禁止にしてくださいと地域の方がお願いして、市長が決裁をして立てたわけですよね、駐車禁止の看板を。そこを駐車場として払い下げるのがおかしいと私は言うわけ。払い下げに反対しているわけじゃないです。

だから、払い下げをしていただくのであれば、柵原づくり、執行部の協力と御指導で柵原も立派なのができていますよ。だから、今、国道も花を植えたり、地域の方が一生懸命しております。だから、駐車場じゃなくて、柵原づくりはいつも花が咲き誇りきれいだと感じてもらえるような柵原をつくりましょうかと、柵原公民館で一生懸命取り組んでおりますので、だから——、駐車場じゃなくて、花でも植えてくださったらありがたいんですよ。だから、ぜひこの辺は御検討して、払い下げていただきたいと思います。

次に、今度は猿ヶ城についてですけども、この件については利用者は不愉快な思いをしながらくみに行かれたと、何事じゃどかいと。そして、市長は市長名で立っていったそうですの

で、市長はぼろくそ言われると、誰のためにもなっちゃらんわけ。

そういうところで質問させていただきますけれども、水質検査の結果から言われていることだと思いますけれども、先ほどの答弁によりますと、水質検査の結果じゃないような御答弁でございましたけれども、市のほうで蛇口もつくっていただき、誰でも水をくむようにしていただいております。そして、おいしい水を飲みます。そして、おいしくいただいている水を今度は飲むなという張り紙がしてあったわけですから、利用者は戸惑っているわけでございます。

今まで、この水を飲み、この水で御飯を炊き、この水で焼酎を割り、愛用してきた人は、市長名で出された張り紙を見て、本当気まずい思いをしていらっしゃいます。ここら辺について、さっきの答弁でありますと、いろいろ地主さんやら、どういうことがあったと思いますけれども、今後もくんでいいのか、それともくんでいけないのか、張り紙をされたことをおわびされるのか、されないのか、そこら辺を御答弁よろしくをお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど申し上げたつもりだったんですけども、検査の結果、あくまでも長期的な飲用をしていった場合に、問題となる成分が検出されたということでもありますので、そうなりますと飲用としては難しい部分があるということで、そのような張り紙をしたということでもあります。

また、違う目的、お風呂に入れたりとか、そういうことはそれぞれだと思いますけれども、飲用ということに関して、そういうような掲示をしているということでもあります。

○篠原静則議員 いろんな考えがあって張り紙をされたと思いますけれども、一番、私は危惧しておるのが、垂水の上水道、垂水の水がイメージが悪くなるんじゃないかならうかと思います。

それと、温泉水、飲料水に対しても悪いイ

メージを与えるんじゃないかなろうかと心配をしているわけですので、そこら辺は御見解があったらよろしく願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 垂水と言うぐらいですから、水資源というのは大変命ですね。温泉水業者も11業者ありますし、温泉の成分というのは多種多様であります。細かく言うと、アルカリ性から酸性のもの、ペーハー、クラスター、いろんな基準がありますから、それぞれどういった効能があったり、飲用したらどうなるのかということがありますので、一概に垂水の水がということとは言えないわけですが、猿ヶ城の冷泉に関しては、調べた結果、長期的な飲用をすることによって、飲用によって健康に問題があるケースが考えられるということでありましたので、そのことをお知らせをしたということでもありますので、ほかが全部ということではありません。

それぞれ種類が違いますので、その辺のところを、水といえば何か1つのような感じがしますが、いろんな成分等もありますから、これまでその冷泉をどういう形で皆さんが御利用されていたかはわかりません。人によってはお風呂に入れて美肌効果だったり、あるいは飲用で御飯とかなんとかという形もされたのかもしれませんが、そういういろんな状況があって、今、篠原議員がおっしゃったようないろんな声があるというのはそのとおりですし、私も何もトラブルを起こしたいわけでも何でもないんですが、そういう形で、長期飲用に関して適さない成分があるということを表示をしないというわけにはいきませんので、そういった意味で地権者の皆さんと相談をして、そういう対応をとらせていただいたと。そのエリアに関してということでもありますけど。

○篠原静則議員 ちょっとおかしいですね。担当の方、ここの水検査をしてあるわけですね。ちょっと御答弁を。

○水産商工観光課長（山口親志） 先ほどから市長が申し上げております、ここの温泉はラジウムの温泉でありまして、あくまでも鉱泉の成分として、飲み水用の成分としてではなくて、鉱泉の成分を成分検査をしたときに、長く飲用していると健康に問題があるという結果ですので、温泉の鉱泉としての問題は、その人に個人差や摂取量によって差がありますので、何の成分ということではなくて、鉱泉の成分を調べましたら問題があるということでしたので、地権者からお願いをされまして、問題があるのだら、垂水市とあわせて、垂水市も一般の方々が自由にくんでいらっしゃいますので、垂水市もそれであわせて温泉の利用もさせていただきましたので、垂水市長と地主の連名で名前を入れさせていただきました。

その成分については若干の量ですので、今ここでは差し控えますけど、イメージ的に、先ほど篠原議員が言われましたそこあたりも出てきますが、飲用に適していないという判断がありましたので、そのような形をさせていただきました。

ただ、この鉱泉の成分の結果は、個人差や摂取量によって差はあります。そのことも伝えておりますが、地主さんが、そういうことであっても、飲用禁止の看板を立ててくださいという要望がありました。

ですから、今、質問をいただいておりますが、そのあたりはもう一回地権者と、垂水市のはっきり言いまして市長が名前を出すこともなかったんですが、地権者のほうからの要望でしたので、地権者の方とそのあたりはもう一回協議してみます。今、看板は外されているのか、風で飛んだのか、ちょっとわかりませんが、そのような今は飲用禁止の看板がありませんので、対応はもう一回地権者の方と協議をしてみます。

○篠原静則議員 この件については、市長も気を使いながら張られたんじゃないかなろうかと思っ

ております。ぜひ、一番損をしたのは市長じゃなかろうかなと思っております。利用者が気まずい思いをしながら、張り紙をされたことで損をしたのは尾脇市長、あなただと思っております。

最後になりますけれども、税務行政、これについて先ほど差し押さえが結構あるやの答弁がございましたけれども、差し押さえをされた方は文句の一つ、苦情はないものか、御答弁をお願いいたします。

○税務課長（前木場強也） 差し押さえを強化することで、なぜ差し押さえをするのかとか、厳し過ぎるなどの苦情とかクレームが多く寄せられております。その際には、税に対する意識を変えていただくという機会と捉え、理解を求めるように税務課として努力しております。

以上でございます。

○篠原静則議員 これで終わりますけれども、市長、市政運営については、念には念を入れてやっていただきたいと思います。今、あなたのお父さん、おじいちゃんが生存していらっしゃったら、今、この市政運営を何と言われるか、私は危惧しますから、ぜひ市政運営には十分気をつけられて、頑張ってくださいと思います。

終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝） ここで暫時休憩します。
次は2時45分から再開します。

午後2時35分休憩

午後2時45分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番徳留邦治議員の質問を許可します。

〔徳留邦治議員登壇〕

○徳留邦治議員 皆さん、お疲れさまでございます。議長の許可を得ましたので、さきの質問通告に従いまして順次質問をさせていただきます

す。

安全対策について。

牛根地区において転落による死亡件数が1年間で3件発生しております。1件は、境漁港であります。2件目は浮津港においての釣り人の夜釣りの転落死であります。3件目は、牛根中浜鉄道跡地からの転落であります。この転落死は、3件とも未然に防げた事故ではないかと思われま。原因は防護柵がない、車どめがないなどの原因かありますが、今後の対応はどうされるのかお尋ねいたします。

次に、熱中症対策について。

暑い夏に入り、熱中症にかかりやすい時期になりました。各小学校、中学校での指導、対策はどのように行われているのか。また、本市における小中学校の件数はどれくらいなのかお尋ねいたします。

次に、タブレット端末機導入について。

昨年、産業厚生委員会の研修視察に行きました。その視察の中で、タブレット端末機を導入した白川町に行き、端末機をどのように使用されているか説明を受け、またその後、端末機についていろいろな町村等が端末機を導入されて活用しているようです。本市における端末機を導入した場合、議案等に係る用紙印刷費の原価費は幾らぐらいなのか。また、費用対効果はどのようなになるのかお尋ねいたします。

いじめ対策について。

入学式を終え、新しい制服に身を包み、毎日勉強にスポーツに一生懸命頑張っていることだろうと思います。また、児童の変化が一番激しい時期でもあります。いじめが多くなるのもこの1学期間だと思いますが、本市におけるいじめ認知度はどうなっているのかお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（山口親志） 質問のありました境漁港についてお答えいたします。

この境漁港については、県管轄の漁港でありまして、事故のありました場所については、危険な箇所であるとの認識を県からもいただいております。ガードレール設置のお願いをしております。

3月議会でも議員の方から要望がありまして協議をしているんですが、予算の関係で本年度、県が予算化が難しいようでありましたら、垂水市の単独予算でも、5メートルぐらいですので、ガードレール設置を行いたい旨で県と協議しておりますので、質問のありました箇所についてはガードレール設置で安全対策を行ってまいります。

以上であります。

○農林課長（池松 烈） 徳留議員の安全対策について、中浜鉄道跡地の未整備地区について今後の対応についてお答えさせていただきます。

平成22年度と25年度に一部整備をいたしておりますが、その区間より以北、二川方面へのトンネルまでの区間につきまして、受益者の状況等を勘案しますと、農道としましての整備に関しては、要件としまして厳しい状況にあると考えるところでございます。

そこで、今後の対応としましては、農道先の集落道としまして安全性の確保、また道路下でございますお墓にお参りの方々が国道に駐車されて墓参りをされることがあり、交通の支障したりすることがあるそうですので、その解消策としての安全性確保を考慮し、近年実施いたしました交付金事業のような有効な事業の導入機会を得て工事の実施を図れるよう、関係各課と連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○学校教育課長（牧 浩寿） 徳留議員の御質問にお答えいたします。

まず冒頭に、本市における件数について申し上げますが、本市の小中学校における熱中症による重篤な事故はこれまで発生しておりません。

しかしながら、全国的には頭痛や吐き気を訴えるなど、熱中症の疑いで病院へ救急搬送をされる事案が起こっております。

議員も御承知のとおり、この時期は熱中症による事故が屋内外を問わず発生しやすい時期であります。特に、学校では、屋外やプールでの体育的行事や部活動中に集団発生しやすいことから、事故を防止する手だてといたしまして、環境に応じて運動する、運動が長時間にわたる場合は、こまめに休憩をとる。暑いときは一人一人の状態に応じてこまめに水分や塩分を補給できるようにする。外の暑さになれるまで軽目の運動で徐々に体をならす。登下校、運動時に屋外で直射日光に当たる場合は帽子を着用し、暑さを防ぐようにするなど、児童生徒に対しまして自己管理について指導を徹底しているところでございます。

また、市教育委員会といたしましては、管理職研修会、保健主任等研修会、体育主任研修会、養護教諭研修会を通して、熱中症対策マニュアルをもとに、具体的な未然防止と発生時の迅速な対応について指導したところでございます。

今後とも、熱中症対策に対しましては、学校の危機意識を高め、実効性のある取り組みがなされるように指導してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 議員に対する用紙、印刷費の原価をお尋ねですので、議会におけるタブレットの導入ということでお答えさせていただきます。

原価につきまして、議員16名にかかる費用につきまして、平成25年度決算で説明いたしますと、用紙や印刷機に係るインク代などの消耗品費、また外注している当初予算書及び決算書の印刷製本費合わせて約64万円となり、1人当たり約4万円となります。

2010年のIパッド登場以来、着実に浸透しつ

つあるタブレット端末でございますが、今や世帯普及率は約2割と、5世帯に1世帯がタブレットを持つ時代になっているそうです。

導入に係る経費について申し上げますと、端末機が1台約10万円、また、議場において庁内LANを使用する場合の工事費及び無線LAN装置の購入費で20万円から30万円かかると見込まれますことから、タブレット端末導入に係る議案に関しましては、対費用効果だけで申しますと、現在の紙ベースによる印刷配付の方法が安くなるようでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） 徳留議員の御質問にお答えいたします。

各学校は、月に1回、いじめや不登校などの発生状況について月例報告を教育委員会にしておりますが、その月例報告によりますと、本市の小中学校におけるいじめによる不登校や問題行動は現在のところ発生しておりません。

しかしながら、いじめは、いつでも、どこでも、誰に対しても起こるという危機意識を持ち、1件も見逃すことなく解消していくことが大切であると、そのように認識しております。

現在、教育委員会といたしましては、先ほど申し上げましたが、毎月、学校のいじめの発生状況を把握し、いじめ事案が発生した場合は早期解決に向けて即時対応を図っているところでございます。

また、いじめのない望ましい人間関係、信頼関係づくりを図るための幼・小・中連携による小1プロブレム、中1ギャップの解消、校内いじめ問題取り組み週間の設定や無記名アンケートによる実態把握、人権学習や道徳の授業の充実、保護者、地域への啓発活動及び意見交換の場の設定など、実効性のある取り組みにより、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進しているところでございます。

今後ともこのいじめ対策につきましては、学

校内の危機意識を高め、未然防止に向けた積極的な生徒指導の推進がなされるように指導するとともに、必要に応じてはスクールソーシャルワーカー、またスクールカウンセラーをするなどのきめ細やかな対応を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 一問一答式でお願いいたします。

安全対策については、私は去年から各課に要望をして対策を講じてくれとお願いをしているわけなんです。だから、そこらが全然見えてこないものですから今回質問をしたわけなんですけど、人口減対策を練る中で、こうして事故で亡くなって人口が減少していく。これはもう人口減対策どころの騒ぎではないと。人間の命がかかっている、どんどん人口が減っていく要因の1つでもあると。だから、そういう環境の整備、防護柵等の設置など、早急にこれは対策をしてもらいたいと思って今回質問したわけなんですけど、その中で牛根地区における鉄道跡地です。

牛根地区だけがどうしてこんなにおくれているのか、整備が全然なされていない。今回も元気印が出まして、その元気印の中で何箇所かの工事がされたんですけど、追いつかないんです。そのために転換交付金が残っていたわけなんですから、そこらを一般財源に組み入れたのは事実なんですけど、その中で早急な環境整備、鉄道跡地の整備をやっていただきたい。

金が伴う、財源が伴う事業ですので、無理なところもあると思うんですけど、そのためにも金を残しておいたわけなんですから、その金の有効活用を図ってもらいたいと思います。

そして、境地区は、あと何メーターかというところで車が半分落ちて、人が死んだと。車が引っかかっておったわけなんですけど、もうそういうところは3件も1年間で死んで、新聞等な

どにもほとんど報道はされない、肝心なところは。もう過疎地なのか、一件も報道されなかったです、この件は。記者の目もどこに行っているのかなというの也有あります。（発言する者あり）

今後、この鉄道跡地についてはもう危険箇所が中浜でも何カ所かあります。そういうところを随時把握してもらって、もうガードレール防護柵があればと、もう腐っているんです。深港地区にしてもそのまま荒れ放題、管理は市がもらったものですからしっかりとそこらはやってもらいたいと思うんですけど、その対策について今後の環境整備費はどうなっているのか、その点も踏まえて2回目の質問をさせていただきます。

○農林課長（池松 烈） 徳留議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、平成25年度も含めました中浜地区の鉄道跡地の整備状況につきまして報告させていただきます。平成22年度にきめ細やかな臨時交付金事業としまして延長139メートル、面積519平方メートルのアスファルト舗装工を実施しております。平成25年度には、深港地区農道舗装工事と並行しまして、延長91メートルのガードレール設置工を実施しております。

また、平成25年度の牛根地区全体におきます鉄道跡地の整備の状況につきまして報告させていただきますが、地域の元気臨時交付金事業を活用しまして、牛根麓地区農道舗装工事1工区としまして延長555メートルの簡易舗装工とガードレール設置工66メートル、同じく2工区としまして延長677メートルの簡易舗装工とガードレール設置工102メートル、境地区農道舗装工事としまして延長458メートルの簡易舗装工、面積1,615平方メートルを、また、深港地区農道舗装工事としまして延長169メートルの簡易舗装工とガードレール設置工25メートルを、辺田農道改良工事としまして延長66メー

ルのコンクリート舗装工を整備しているところでございます。

なかなか牛根地区の鉄道跡地につきましては整備のほうがおくれておったわけでございますが、22年度、それから25年のこの地域の元気臨時交付金等の活用によりまして大分整備が進んできたところでございます。あと残りにつきましても、計画的にまた関係課と協議を重ねながら実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○徳留邦治議員 前向きな御答弁で、課長がおっしゃるとおり、去年は結構進んでいるんですよ、整備が。それは私ももう実感してわかっております。ただ、今までおくれた分をどこで取り戻していくのかと。ことし、25年度、本当に総延長が長く整備もなされているようです。今後の課題として、あと1年で元気印をまた待つのか、元気交付金を。そういう交付金ばかり当てにせんで、転換交付金が残っているわけで、それを使って早急な整備をしてくださいと。もうほんと牛根地区は何十年おくれたらいいのかなと思います。強調して言いたい。

それから、県の分については答弁は要らないんですが、確かに境漁港は県の管轄であります。これはもう市からお願いするしかないわけですので、そこらはしっかりと早急にやってもらいたい。もう亡くなってから何年もたってから、ようやくしましたって、たった五、六メートルの、もう車どめなのかガードレールなんかわからんけど、金額にしても何十万も要するような金額でもないし、その点については今後要望をして、これはもう、この件は終わりたいと思います。

次に、熱中症対策については、課長から答弁があったわけなんですけれども、確におっしゃるとおり、いろいろと対策を練っておられるようで、私も理解しているところでは相当協議はなされたり指導とかなされているなという管

理のもとにマニュアル対策とかようやっておられるようであります。ですから、その結果として発生率はないのかなという気もします。ただ、気を抜くことなく今後やっぱり指導、管理してもらいたいと思います。

もう14年目になりますと、議会もざわざわして、私は一生懸命やっているんですけど。

それから、熱中症対策についてはもうこれで終わりたいと思います。

タブレット端末機については、あと一点だけ。各市町村、市とは言わない、町村。タブレット機を購入して議会で活用している和歌山県の白浜町でしたか、そのほかにもあります。その結果がやっぱり用紙代より安くつくというふうで議会に導入しているようであります。

難しく言えば、日本全国、こういうのはどれくらいあるのかと言いたいところなんですけど、費用対効果を市で単独でやった場合そういう結果だろうと思いますけど、垂水市が今後議会だけではなく、小学校、中学校等などでも活用が出てくるんじゃないかと思うんです。だから、タブレット端末機という言葉を身近に感じるようにならなければ各市町村取り残されていくのかなと。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

今そのとおりとありましたけれども、金がない垂水市ですから年数はかかると思うんですけど、やっぱりタブレット端末機の勉強を、職員の研修をさせて、議会にもそれが反映される、また小中学校にも教育の課程で反映されるような努力をしてもらいたいと思います。

また、そういう研修に職員を派遣するのが、課長なんか行かなくていいんですから、もう若い連中を何せ勉強させんと、今からは。年寄りがもう勉強しにいても、ハウレンソウと書いてあるんですけど、報告もないし連絡もない。私はいつも紙を外せと言っているんですけど、今後そのような導入する気があるのかなのか、これは市長でもいいし、市長の一任でしょうか

ら。

○市長（尾脇雅弥） タブレット、時代の流れで必要だと思います。私自身もIパットを使っておりますし、五、六年前に文科省のほうでそういう研修を受けたこともありまして、先ほど大藺議員だったでしょうか、武雄市の例を取り上げながら、非常に方向性としてはそちらの方向性、全体的にだろうと思います。

ただ、議会の中でどうなのかということで、費用対効果に関しては先ほど担当課長からありましたように、今のところ、費用対効果としてはマイナスであると。また、皆さん自身が、みんなそれでいいよということがあるかどうかというのもありますので、ペーパーがいいと言われる方もいらっしゃいますので、その辺も調査をしながら、ただそれだけではなくて、例えばきのう出ました地域包括ケアあたりにしても、在宅でそれぞれの現場で、ドクターなんかを確認に行くというのは大変なんです。僻地もありますから。そういったものであれば、Iパットで表情が見えたりいろいろすることがありますので、そういうことも含めていろんな使い方ができますから、時代の流れは間違いなくそういった方向ですから、教育でありますとかそういった面で使えることを検討したいというふうに思います。

○徳留邦治議員 市長の言われるとおり、活用はいろいろあるんです。白川町でも、電波が届かないところでそのタブレットを持って行って、テレビを見せたりとか結構できるんです。それで、市長が言われたとおり、健康管理にもタブレットを導入しておりました。そういう点からも、活用が多いから今後検討をしてもらいたい。これはもう要望でいいです。

次に、いじめ対策についてです。

課長からいろいろとまたそれも出ましたが、その中で、地域の人たちとの意見交換の場とか、そういうのを僕は設けられているのかどうなの

か。

それと、今いじめも多様化しておりまして、LINEいじめ、わかりますか。LINEいじめが非常に多くなっているんです。これも携帯電話を持たないとLINEいじめはできないんだけど、今、小中学校における携帯の所持者数があるのかその点と、それも教職員の信頼度がどれぐらいなのか、私もこの前新聞を見て、福山高校の問題が出ました。書かんでいいことまで書かれておって、私の妹の子が、後でショックを私も受けました。要らんことを書かかんでもいいのにというのが載っておりました。その点について、未然防止をどのように今後行われていくのか、LINEのいじめということで。その点についてちょっと知っている限りでいいです。

○学校教育課長（牧 浩寿） まず、このいじめ問題等についての地域の方々との話し合いの場ということでございますが、御存じのとおり、いじめ防止法が制定されまして、それに向けて当教育委員会でもいじめ防止対策協議会等の設置に向けて今協議検討しているところでございます。

また、各学校におきましても、学校評議委員会という評議委員会がございまして、その中で地域の代表の方々と各学校はこういった、いじめに限らずさまざまな問題を共有して話し合いの場を設定しているところでございます。これはおおむね学期1回行われております。

それから、LINEのいじめが多くなっていることで、小中学校の子供たちの携帯電話等の所持率でございますが、平成24年度の実態になりますけど、おおむね25年と変わらないものと思いますが、小学校108人、おおむね全体の17%とありますので、現段階で20%弱と考えられます。中学校が82です。全体の23%とありますので、若干上がって二十数%所持しているものと思われます。ただし、この携帯電話もそう

なんですが、もう一つ御存じだと思うんですが、ゲーム機でIパットというゲーム機があつて、これはLINEと同様に携帯電話につながって、配線型のゲームです。これは少し多くなりまして、小学校が約全体の四十数%、中学校が60%、ちょっと多くなります。これが意外と盲点になっているかと思います。ですから、これは年々増加傾向にあります。

私が思いますに、このLINEのいじめというのは、私たちが育ってきた子供時代のいじめとは違い、全くもって陰湿ないじめでございます。これについての対処は、もう国を挙げていろんな方法で今やっているところでございますが、これもとをたどると、あんな子供たちの心の中になぜああいう暗闇のような心が育つのだろうかと私自身も疑問でございます。

きょうも市民館に行きましたら、ちょうど3カ月の子供たちの健診をしておりましたが、ああいう子たちが育っていく中でどうやってああいう暗闇の心が育んでいくのか。昨年度の川尻議員の御質問でございましたが、家庭教育、ここらあたりの低下というのは多分に影響があるのかなと。なぜなら、もとをただせば、こういった機器を持たせるのは親であります。親がどのような価値判断でこれを持たせるのか、そこをぜひ今後学校とも連携しながら、何とか解決の方法に向けていきたいと思っております。

また、教育委員会では、教育長のほうでも御答弁がございましたけれども、今年度、家庭教育の充実向上を重点施策にして、今各学校と連携をして、何とかこの家庭教育力を増加させようと、充実させようと頑張っておりますので、その延長線上でそのLINE等の問題も触れていきたいと、そのように考えております。

それから、最後のほうの教職員の事案についてのお話だございましたが、実は、私もほんとに心が痛く、あの事案が発生した後、数人の過去の保護者から「何しよったな、先生たち

は」というお叱りのメールをいただいて、それぞれに対して、公務員を代表しておわび申し上げますという返信をいたしました。ここらあたりの対応につきまして、私たちはほんとに原点に返ることを求められると、そのように思っております。

私の中での原点は、これはやっぱり学校の教育に携わったものとして何が原点かというと、私たちの目の前にいる子供たちを本当に健全な人間に育てていくということが原点でございますので、そのようなことを私たちは教育委員会として各種研修には織り込んでおります。今度の夏にも、夏季合同研修会、垂水市内の9割の先生方が一堂に会してさまざまな研修を仕掛けてまいります。その中でも、先生方がほんとに、もう一回原点に返ってやろうという内容も含まれております。

そういった意味で、やはり何といても教員は子供たちを伸ばすことが使命でございますので、それはたどっていくと、やっぱり1時間の授業にたどり着くと思います。その1時間の授業を大切に教員、そこに私は重点を置いて、各先生方を指導してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 このいじめに対しては、鹿児島市議会等でも今回取り上げられておりまして、鹿児島市で777件、小学校で、中学校で676件、1,453件のいじめが発生しているという状況の中で、垂水市が一件もなかったということは本当だろうかという疑念も抱くわけなんです。その中で、やっぱり先生たちの信頼性が高いんだらうと、教育のあり方、管理下のもとに一生懸命頑張っておられるだらうと思います。

たまにはそうして、間違っただけをする公務員もいるだらうと思います。公務員、議会というのは何かあったらもうすぐ新聞に載りますから、もうかくせがならんとですよ。それを、モ

ラルを欠くようなことをすれば、やっぱり世間も黙っていないだらうし、公務員としての信頼性もなくなるだらうと思います。今後はまた一層頑張ってもらって、垂水市からいじめすなわち即自殺につながるおそれがあるものですから、確かにいじめによる自殺は全国的にはふえているんですよ。そういう対策からも、いじめの問題を取り上げたわけで、こういうことが今度また垂水市から出ないように、今後先生方に頑張ってもらいたいと思います。

以上で、簡単ですが、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝） 次に、13番、宮迫泰倫議員の質問を許可します。

〔宮迫泰倫議員登壇〕

○宮迫泰倫議員 こんにちは。15番のうちの15番になりました。このことは垂水市議会初めてじゃないかと思います。こんなに多くの方が、しかも内容のある質問が皆さん出たと思います。

実は、20ページ、私の通告が書いてございますけれども、この一問一答方式と書いてある。これは一括方式に変えさせていただきますので、よろしくお願いします。（発言する者あり）

1、市長の市政運営について。（1）就任時から現在・未来への施政についての取り組みです。これを質問いたしますのでよろしくお願いします。

平成26年、この当初予算については、2月19日の記者会見で発表され、第1回定例会の開会日の2月21日、議案が私たちには示されました。3月20日に慎重審議と、市長の真剣な対応、最終決断に対して可決に至りました。

まず、第1回の2月の21日に示されたんですけども、3月4日、5日で一般質問、予算特別委員会が3月10日、11、12、14で質疑応答があり、3月の20日の閉会に至りました。これは皆さん御存じのとおりです。

なぜ当初予算の中の款7商工費、目4観光施

設整備費の節13垂水南中跡地に整備する観光拠点施設の実施計画委託（新規1,000万円）が可決されたことに対して、別の案がきのう、きょう出ております。先ほどもこの別の案について経営会議での各メンバーの考えをおっしゃいました。具体的な非常に実行性のある考えだと思います。しかし、この3月20日からきょうまでに垂水南中跡地の観光拠点施設の取り下げについては、市長のこれといった心と言葉がわかりません。これがないと、一議員として判断材料、判断理由がありません。この件について市長の心と言葉をお聞かせください。

これを1回目といたします。よろしく願い申し上げます。

○市長（尾脇雅弥） 旧南中跡地の利活用についてということで、これまで経緯その他、跡地利用の方向性というのはお話をしてまいりましたので御理解をいただいていると思いますが、とりわけ、取り下げの経緯ということで御質問がありましたので、その点についてお話をさせていただきたいと思います。

さっきもお話をしましたけれども、3月議会において皆様のほうに議案を提出をさせていただいて、その中で慎重審議をしていただいて、そして議決をいただいたという状況であります。ですので、それをもって、そのときの条件として、住民の皆さんに物産館をつくるに際してはちゃんと説明をして承諾を得てくださいというのがセットになっておりましたので、そのことを担当課長が申しあげました5月の連休明けのころに予定をしておりました。

しかしながら、その3月の20日の議決をいただいた後に、正式には4月の15日の日に株式会社財宝様から、先ほどから申し上げているような大変ありがたい御提案をいただいておりますので、そのことを踏まえて、まずは庁内でそのことを精査をしなければいけませんので、庁内手続にのっとなって、先ほど申し上げま

した最終的には経営会議の中でほかの案件ともあわせて、どういう方向でやるのが一番いいだろうかという考え方のもとで出したのが株式会社財宝様に利活用していただくのが一番いいだろうということで方向性は決めたわけでありす。

その後、6月の6日です、6月議会が始まりましたので、その後の全員協議会の中においてそういう考え方ということを皆様にお示しをしたわけでありす。

ただ、まだそのことに対しての議案そのものも出せていない状況であります。詳細について協議をしておりますので、近々まとまっていくと思いますけれども、その議案を出させてもらって、協議していただいて検討していただいて議決をいただくという手順になると思いますので、まずはそのことをしっかりとやった後にまた説明会もする予定なんです、そこをはっきり決まらない中でその議案を取り下げるということになりますと、また一旦決めて、3月議会で決めていただいたのはそのまま残っているわけですので、その部分で跡地利用で新しい提案をさせていただいて御了解いただいた後の判断ということになるんだろうというふうに思っておりますので、議会軽視とにならないために、今のところそちらのほうはおろしていないという状況であります。

○宮迫泰倫議員 建前ばかり言ったら困るんですよ。さっき経営会議は何を言いやったんですか。すばらしいことを言いやったでしょう。であれば、もう3月の20日にこの跡地の観光施設というのは無効にしてもいいんです、今でも。それができるかできないか。あなたの心にかかっていますよ、言葉と心に。それやないと、僕ら2つせんないかんですよ。財宝さんのことで今このことと並行にせないかん。時間もないんでしょう。どうしたらいいかということなんです。

市長の心と言葉で全てやればいいんですよ。何もかも議会がこうしたから私はこうやりましたといのは困ります。今度は違うんでしょうかねてとは。あなたも議会におられたからわかると思うんです。だから、それを私たちがやめろというんじゃないんです。そっちのほうからこうさせてください、こうやりますのでこうしてくださいと言えぱそれで済むんですよ。それがいいんです、きのうきょう。どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 現段階においては、先ほど申し上げましたように、議案の提出はまだなされておられませんので、そこを踏まえてしっかりと対応したいというふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 何のための経営会議かわかりません、私たちには。そこをもう一回勉強してください。

それから、今この施政というのは市の政策と施政、政治を行うことなんです。今私が言ったのは政治を行うことなんです。オーケー出して。それをこうすることは、どこかで市長が方向転換をしなければなりません。そうでしょう。それで、武士に二言はないと言います、昔から。しかし、それをあなたは、これは絶対やると言われたんです。それで3月の20日に皆さんオーケーしたと思うんです。それをこうするのは、あなたの心の気持ちしかないんです。それは今回は、あんたが男の二の口とか武士に二言はないというんで、それを絶対言ってもらわねば困ります。でないと財宝さんも来てくれませんよ、そういう意味では。それわかってください。

それから、経営会議でもあとお願いしたいのが、歴史資料館の建設するということを今度の垂水市の満足度の中にあります。これもできておりません、まだ。それから幾ら林之城400年、宇喜多秀公とか島津以久公とか垂水記念校舎がどうのこうの言っても、そういう建物がもうここ何年も要望してあると思うんです。そういうことも経営会議でもう一回考えてください。

それから、田中邸跡の使用、この前1年間何もしないって言われたんですけども、何かあったらまた教えてください。

それから、市役所本庁舎の建てかえ、これも検討してください。

それから、垂水市政治倫理条例、まだこげなことがしょっちゅうあれば、この前オーケーしたことがパタパタち変わればどうにもなりませんので、それを議会と執行部との政治倫理条例をつくるべきだと思うんです。これは3月にも申しました。私は、きょうは尾脇市長とやり合うのは5回目なんです。ほかの人は13回もしています。11回か。あと私は2回か3回できるかな。もう市長さんがあと2回は最終的にあると思うんです。とにかくどうしたらいいかと、私たちも真剣な対応をしているんです。だから、問い合わせ申し出じゃないんです。それから、議を尽くして疑を残さない、これは議会の方針だと。議論を尽くして疑を残さないというのが私たちの皆の共通だと。それを、市長がどういふことでこういうことが、さっき言ったようなことを言ってもらえれば私たちはわかると思うんです。

一応それだけ3回目をお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと反問権をお願いします。確認をさせてください。

今おっしゃった最終的に南中の跡地をどうするんだということでしょうか。

○宮迫泰倫議員 いや、そうじゃない。ちょっと。

さっき経営会議で言われました、各員が。実行力のあるすばらしいことだと思うんです。であるんですけども、3月20日に私たちが市長の熱い熱意と行動力でそれを最終的には慎重審議をした結果そうなったんです、やるということで。それをこうされたでしょう。それで、さっき経営会議の人たち言われたことはすばらしいことです。それをするためには、まず最初の

跡地の整備をこうしなけりゃだめだと思うんです。なしにしないと。そういうことはできるかどうか。それと今とあわせたのをあわせてください。（発言する者あり）わからん、もう一回ほんなら。いいですよいいですよ。もう一回市長、委託料を執行することに3月20日にオーケーしたわけでしょう、議会は。それをば何かと、さっき言われたとおり経営会議の言われたとおり、財宝さんとうとうこうこうですばらしいことだと言われたんですけれども、それはそれでいいんです。しかし、私たちは議員として、3月20日に可決したことは、こちらからやめるとは言えないんです。そちらのほうから、実はこういうことでこうなりましたので、皆さん可決してくださいとしか、そういう議案を出さな、それはちょっとなんかそういう手だてがないと私たちは議員としては踏ん切りがつかません。そのやり方なんです。できるかできないか。あなたの心と言葉ができるかできないか。

○市長（尾脇雅弥） 今、まず落とすべきじゃないかということだと思いますけれども、我々もいろいろ考えてし、今のあり方が一番いいのではないかと思ったわけなんですけれども、今宮迫議員の意見を聞いて、いや違うんだというお話であります。現実的に、先ほども申し上げましたとおり、全協の場において方向転換に対しての説明はしているところであります。今後、条件が整って議案を提出していくということになったときの一方の課題であらうと思いますので、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 その、今言われたことは、財宝の議案を出したとき、この物産館のことを取り下げるとのことですね。そういう意味で私は今3回目の答えを受けたんですけれども、もう一回、これは4回目じゃない、3回目の。

○市長（尾脇雅弥） 我々といたしましては、要するに議会の議決の重さを踏まえて、先ほど

から宮迫議員の前までいろんな方々にお話をしているつもりなんですけれども、今宮迫議員の意見をお伺いしますと、そうではなくてということが趣旨です。だと。

○宮迫泰倫議員 どこかでかこうしなけりゃいけないというか。

○市長（尾脇雅弥） 手順としてですね。だから、先ほど申し上げました、今の段階においてまだ財宝さんの正式な議案も提出をしておりますので、しっかりとそのことは検討して対応したいというふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 やっぱり市長がしっかりして、こうやりますからこっちのほうは取り下げますとはっきり今言えば、それで大体済むんじゃないかと思うんですよ。非常にすばらしい、実行性のある、夢のある企画なんです。それをいつやるのか。だったら今でしようと言いたいんですけど、済みましたのでしようがありません。

それから、今私は市長とだけやり合っています。これが本来の仕事だと思うんです。議会と。委員会じゃないんです、これは。だから、最初、課長が出てきます。ちょっとそれはどうかと思います。今後検討してください。（発言する者あり）その前に、市長が今回の一般質問は私が言う前に担当課長が言わせますのでとか言ってくださばいいんですけれども、何もなくてばんばんです。これ委員会と変わりません。

それから、市長にもう一回お願い申し上げます。予算審議のときは各委員会の予算審議、議案審議のときは出席できないでしょうか。お互い信頼関係がないと、今まであったのになぜないかと。ほかのところはないんですが、垂水はあってもいいと思います。（発言する者あり）いや、だからそれをもう一回考えとして経営会議で聞いてみてください。（発言する者あり）

○議長（森 正勝） 宮迫議員、今の件については一応決まっていますので。

要請があれば出席するというところでございま

すので。

○宮迫泰倫議員 要請があればぜひ出席してください。そうでないと、両輪という意味がありません。

そういうことで、非常に短い時間だったんですけれども、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝） 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日はこれもちまして散会します。

午後 3 時37分散会

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 6 年 6 月 2 4 日

本会議第4号（6月24日）（火曜）

出席議員 16名

1番	川 越 信 男	9番	北 方 貞 明
2番	堀 内 貴 志	10番	池 山 節 夫
3番	大 藺 藤 幸	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 静 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 商 工	
副 市 長	松 下 正	観 光 課 長	山 口 親 志
総 務 課 長	中 谷 大 潤	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	角 野 毅	会 計 課 長	堀 内 昭 人
財 政 課 長	野 妻 正 美	水 道 課 長	塚 田 光 春
税 務 課 長	前木場 強 也	監査事務局長	保久上 光 昭
市 民 課 長	白 木 修 文	消 防 長	迫 田 八州夕起
市 民 相 談		教 育 長	長 濱 重 光
サービス課長	北 迫 一 信	教育総務課長	川 畑 千 歳
保健福祉課長	篠 原 輝 義	学校教育課長	牧 浩 寿
生活環境課長	村 山 芳 秀	社会教育課長	森 山 博 之
農 林 課 長	池 松 烈		

議会事務局出席者

事 務 局 長	磯 脇 正 道	書 記	田之上 康
		書 記	有 馬 英 朗

平成26年6月24日午前10時開議

△開 議

○議長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第49号上程

○議長（森 正勝） 日程第1、議案第49号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を議題とします。

説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。議案の説明に入ります前に、一言私から議員の皆様並びに市民の皆様方におわびを申し上げたいと思います。

去る3月議会の最終本会議におきまして、議決をいただきました旧垂水南中跡地を利用しての物産館建設の案件につきましては、予算委員会等で熱心に御議論をいただき、3月20日の日に議決をいただいたところでございます。

その後、一般質問等でもお答えをいたしましたとおり、正式には4月15日に、株式会社財宝様より、旧垂水南中跡全体を利活用した御提案をいただきました。本市にとりまして、かつてないほどありがたい御提案をいただきましたことから、集中的に協議をして、最終的な方針転換の決定をいたしました。

しかしながら、この案件は3月議会において予算の承認をいただいたばかりであり、まずはそのことを取り下げますことに真摯におわびを申し上げたいと思います。

また今回、大変急な提案となり、議員の皆様方におかれましては、十分な審議の日程、また、時間が確保できないことに対しても、心から深

くおわびを申し上げます。

また、地域住民の方々にも、方針転換に伴い、十分な御説明ができず、混乱を招いたことに対して、重ねておわびを申し上げます。大変、申しわけありませんでした。

そのことを踏まえた上で、株式会社財宝様の議案を御審議いただきますようお願いを申し上げます。

本市における最大の課題は、人口減に対する歯どめ策を講じることであります。このまま何もせず放置をしますと、2040年までに垂水市の人口は、1万人を割り込むとの予想がございます。そうなりますと、医療、福祉はもちろんですけれども、学校や経済活動など、生活のあらゆる分野が衰退をしていきます。市政運営並びに市民の生活に大きな影響がございます。今回のこの後御提案をされます案件に関しましては、若者の定住、雇用はもちろん、将来の本市にとってこれ以上ない大きなチャンスであると考えます。

そのような状況から、本市の行政運営を預かる市長として、最終的な方向転換の決断をさせていただいたところであります。皆様の御理解を重ねてお願いを申し上げます。

議案につきましては、この後、担当課長から詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。議案第49号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、旧垂水南中学校の跡地を整備する目的で、観光拠点施設の実施設計にかかわる委託料を平成26年度当初予算で議決をいただいておりますが、計画変更に伴い減額するものでございます。

それにより、今回、歳入歳出とも1,000万円の減額となり、補正後の予算総額は102億215万4,000円になります。

3ページをごらんください。

地方債の変更でございますが、先ほど説明いたしました観光拠点施設にかかわる委託料に伴う減額でございます。当初予算で御承認いただいております事業の借入れを、右の欄に示す限度額に変更するものでございます。

5ページをごらんください。

次に、歳出の事項別明細でございますが、7款商工費の4目観光施設整備費の委託料1,000万円を減額補正するものでございます。

これに対する歳入は、4ページの事項別明細書の総括表及び5ページの歳入明細にお示ししてありますように、県支出金と市債それぞれ500万円ずつ減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 1点だけ、お伺いします。この調査委託費については、県支出金ですか、500万円。本当は地方債を使って500万円ということだと思ってるんです。

それで市長、退路を絶つというという思いで、こういう方針転換、こういう議案を上げられたとは思いますが、万が一、27日の本会議で議案上程されるわけですけど、今から。もし財宝さんへの部分、譲渡、ここを否決されたら、やはり観光の部分での、観光立地という部分も将来的には考えられると思うんです。一旦取り下げて、また県のほうで支出金の分が出るのか、その辺の部分、どのように考えられて今回取り下げられるのか、その1点だけお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 取り下げます経緯に関しては、今お話をしたとおりでありますけれども、まずは、最終的に27日に皆様に御審議をいただいて、方向性を確認させていただくということになると思いますけれども、今、万が一の話で

ありましたけれども、非常に、そういった意味では、まずは今、御提案を、この後申し上げます財宝さんの案件に関して、御理解をいただけるように一生懸命努力をしていくという、今、立場であります。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○池之上誠議員 今の県の支出金についてなんですけれども、一般質問の中で、水産商工観光課長が、この案件については、県の大隅の振興局のほうと話し合いしてあるということでしたが、再度確認の意味で、その内容を、期日とかそういう内容をもう一回お知らせいただけませんか。物産館の取り下げについてです。

物産館の取り下げというか、方向転換をしたということ、大隅の地域振興局のほうとは話を既にしてあるというようなことを、一般質問の中で、ちょっと聞いたような気がするんですけれども、再度確認です。

○水産商工観光課長（山口親志） 一般質問の北方議員の質問でお答えいたしました。方向を決定をした時点で、副市長のほうから振興局長に、方向転換をしたということで、この事業の対応をお願いしておりましたので、きちっと説明をして、方向転換については御理解を県のほうはしていただいております。

以上です。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 背景や、またその理由は、大分私たち、ほぼ理解できたというふうに思います。

ただ私たちも、この間の経過の中で、この地域に拠点施設という形での観光施設をつくる。その中で、物産館だったということなんですよ。

そうすると、私はやっぱり、これは一旦預けるということじゃなくて、やっぱり同時並行的な

捉まえで、今後、この問題を捉えていくという視点が大事だというふうに思うんですが、そうやってきたとき、これまでの期待も、新城地区が高かったと思うんです、物産館に対する。じゃあ、そのことはどんなふうに今後、そういう議論をこの間、4月以降、財宝さんの提案も含めて、この問題についてはどういう方向を出されたのか、もしくはまだ出すという考えがあるのか、その点についてお聞かせください、市長。

○議長（森 正勝） 市長でいいですか。

○市長（尾脇雅弥） この件に関しましても、どなたの質問かはちょっと記憶しておりませんが、土地はどうする、3つの拠点はどうするのかということに関しては、決して諦めたわけではなくて、そのこともしっかりと考えていくということですので、そのような方向でやらせていただきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 そうすると、今まで市長は、みずからの重点施策という位置づけの中で、そのことは展開をするということでしたけど、その位置づけそのものは変わらないという認識でいいんですか。

○市長（尾脇雅弥） 6次産業化と観光振興の中で、3つの拠点をつくりたいということで、南部の拠点ということでお話をしてまいりましたので、その考えはそのままであります。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○持留良一議員 はい。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第50号・議案第51号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第2、議案第50号及び日程第3、議案第51号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第50号 財産の処分について

議案第51号 財産の無償譲渡について

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第50号財産の処分についての御説明を申し上げます。

本議案は、株式会社財宝様から、垂水南中学校跡地への進出計画書が提出されたことに伴い、垂水南中学校跡地及びその隣接する教職員住宅跡地の売買交渉を行ってきましたが、6月19日付で仮契約に至ったところでございます。

土地の譲渡につきましては、財産の処分は2,000万以上かつ1件5,000平方メートル以上の売り払いについて議会の議決に付すべきとなっておりますことから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、1の処分する財産は、垂水市新城字辺田727番1ほか3筆の学校用地及び宅地で、地籍は1万6,667.17平方メートルでございます。

2の相手方ですが、垂水市浜平城内588番地株式会社財宝代表取締役水迫邦男氏でございます。

3の処分金額は、1億278万円でございます。

4の処分の理由は、廃校となった垂水南中学校跡地及び教職員住宅跡地の有効活用を図ることを目的として、相手方の当該跡地への進出計画に基づく事業を促進することで、定住人口の

増加及び雇用の創出等による本市の活性化に資するために、当該跡地の売却をするものでございます。

5の処分の条件は、売却する土地は、相手方の垂水南中学校跡地への進出計画に基づく事業の用途に供することとしております。

なお、本契約日は、議会の議決があった日となります。

引き続きまして、議案第51号財産の無償譲渡についての御説明を申し上げます。

本議案は、株式会社財宝様から提出された垂水南中学校跡地への進出計画に基づく事業用途として、垂水南中学校跡地に現存する校舎、屋内運動場等及びその隣接する教職員住宅跡地に現存する住宅を土地の売却とあわせて無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1の所在地は、垂水市新城字白石753番1ほかでございます。

2の無償譲渡する財産は、管理教室棟ほか8物件でございます。

3の無償譲渡の相手方は、垂水市浜平城内588番地株式会社財宝代表取締役水迫邦男氏でございます。

4の無償譲渡の理由は、廃校となった垂水南中学校跡地及び教職員住宅跡地の有効活用を図ることを目的として、相手方の当該跡地への進出計画に基づく事業を促進することで、定住人口の増加及び雇用の創出等による本市の活性化に資するために、当該跡地の売却とあわせて建物等は無償譲渡するものでございます。

5の無償譲渡の条件ですが、無償で譲渡する建物等は、相手方の垂水南中学校跡地への進出計画に基づく事業の用途に供することになりますが、事業の用途に供することができない正当な理由がある場合は、この限りではないこととしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大園藤幸議員 やっと議案の提出をいただきましたが、わたしは一般質問でも、協議する、調査する時間を議会にも下さいと申し上げておったはずでございます。

冒頭の市長の説明の中で、それなりの議案上程に至る経緯を、説明をいただきました。

そこで、この議案の段階で賛成でも反対でも、私個人的には決定しておりませんが、ただ1点だけ確認をさせていただきたいのが、1万6,600平米、これを1億200万ということは、5,000坪なりを1億200万で売却の仮契約がなされた。わかりやすく言うと、坪2万円ぐらいの単価ですか。新城地区の国道沿いの固定資産評価が、どこがどの程度あるかは私は現段階では知り得ません。

しかしながら、あのロケーションのいい場所を坪2万円の売却となりますと、いろんな弊害が見込まれます。私はそう思うんです。

固定資産評価を、再評価をされて1億200万という数字が出てきたということは、新城地区を全体、固定資産評価がえをされるお気持ちはございますでしょうね。それだけ確認をさせてください。でなければ、理にかなわない提案だと思いますので。税務課長でも、市長でもよろしいです、どうぞ。

○財政課長（野妻正美） 固定資産評価を全部調査をし直すということは所管ではありませんが、困難ではないかと考えております。

ただし今回、ここの交渉金額を決定する基本となったものは、鑑定士に依頼した鑑定額を基本に評価額委員会でも審議し、経営会議でも決定してきた。その基本となる金額が、鑑定評価でございます。

この鑑定評価でございますが、いろんな、個人の売買によってや、いろんな個人の付き合いとか、縁故とか、そういう関係は出てきますが、この不動産鑑定士によって求められる鑑定評価額は、売り手にも買い手にも偏らない客観的な価値があるという定義がされております。資格を持った、その基準に基づいて算出された額ということになります。本市としまして、その出された額は、適正な額ということで判断したところでございます。

○大藺藤幸議員 再評価をされて2万円程度という評価が出たわけだから、2万円しか価値がないということですよ。そうじゃないですか。だから、それを個人の売買によって、今後は売り買いの当事者によって決まることだから再評価をすることは難しい、そんなのは通らないです。当たり前でしょう、2万円しかないという評価を出しているんですよ、公平な立場の評価委員が。そうじゃないですか。答弁要りません、もう。

○財政課長（野妻正美） 濟いませ、私の説明不足で。その適正な額というのが、通常の個人の売買、もとはその基本の額があると思いますが、南中学校は広い土地でもあり、その中には大きな建物等ございます。私ども、通常の売買は、固定資産評価から算出しますが、その算定っていうのは困難なため、不動産鑑定士に依頼し、不動産鑑定士は個々にいろいろな要因を加味し、その上で面大地補正、あるいは調整、そういうもので実際どれほどの価値があるかを算定しております。

です、単にその額が低いっていうことではなくて、もともとある金額に面大地補正、調整率というようところで、額の調整がされた上での価格と、その2万円余りというのは額でございます。

○大藺藤幸議員 今、建物もあるという表現されましたけれど、そのために無償譲渡の議案が

上がっているわけでしょう。買われたほうが、企業進出、契約の、垂水のために、企業さんが進出される。それに供するなら使ってもいい、壊してもいいという意味でしょう。だから、建物があつて、古いから云々という表現は、これは当たらない。だったら無償譲渡すべきじゃない。同じ、建物も評価をして、引き算で評価をされるべき、私はそう思います。解体に要する費用がこれぐらいかかるんだと、それが当たり前じゃないですか。もうよろしいです。

以上です。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 申しわけないです、総務文教委員ではございませんので、大まかなことだけ教えてください。

まず今、大藺委員から鋭い指摘が出たわけですが、この建物が建ってようが建ってまいが、一応2万円という部分で今度譲渡するということであれば、2万円です。結局、上物建ってる建ってないにかかわらず、大ざっぱに言いますと、結局、あの南部地域の新城柊原の宅地の値打ちがそんだけしかないっていうことだと思うんです。住民の方々は、固税の部分を下げてくれっていう部分、絶対そういうことが出てきますけども、固税の部分についても実売価格が反映されると思いますが、その辺についての見解をお聞かせください。

あと広さの部分ですけど、これ、大きい土地については、これを細分化して売る場合、例えば宅地として売る場合、その部分で、処理場施設であるとか、公園であるとか、道路であるとかつくらなきゃいけませんので、安くなるのはこれは当然だと思います。

ただし、大きい工場として使う、大きい商業用地として使うっていう部分は、5,000坪っていう部分はなかなか土地は集まりません。だから、逆の方向から見れば付加価値のある土地だ

と思いますけども、その見解について1点お伺いします。

あと今、議案50号見たんですけども、図面の部分、ここ、道という部分で入ってると思うんですが、これ、赤線ということで認識してよろしいんですか。ちょうど中学校のところです、校庭と。この赤線については、この辺は地籍調査終わってる部分ですから、赤線として当然残さないけんですね。この部分についての見解を1点。

あと、冒頭、市長が陳謝されました。いさぎよい姿で、感服した次第ですけども、ただ、その中で、市長は議員に向かって、時間をかけて審議できないことを申しわけないという部分で陳謝されましたですね、1点。

そうした場合、私、この間、産業厚生委員会があったとき情報開示の請求をいたしました。何をやったかという、波之上慈舎の事態、波之上慈舎との交渉の過程で、土地鑑定士の部分で公金を使って依頼して、算定額を出しております。その部分を出しなさいって部分を言ってるんですけども、総務課長、なしのつぶてでございます。

市長が冒頭陳謝されて、また議運でもきちっといろんな資料を出せという部分で議論されたと同僚議員から聞いておりますけど、全ての情報を出すのが当たり前なんじゃないですか。それが議会に対する私は礼儀だと思いますけども、その点について、4点お願いします。

○財政課長（野妻正美） 1番目の実売価格のことについて答弁申し上げます。

この実売価格、なかなか取引が実際ございません。そのために、不動産鑑定士のほうも苦慮したみたいでございますが、過去のものやら、実際、その不動産鑑定士がもちろん、御質問がありましたように、実売価格が参考になるわけですが、そこにつきましては、鑑定士のほうで調査し、鑑定していただいております。

その実売の価格が影響するkachūことですが、実際であれば同じ土地の、説明がちょっとしにくいですが、隣同士が同じ評価額になるわけです。今回の評価をしていただいたところは、いろいろな要因があるわけです。先ほど言われましたように、広さ、そこの利用状況、いろんな補正がかかってきます。基本になるのは同じ評価なんです。そこからいろんな要因を、専門の目で見た要因でどんどん調整がされていくということになります。

ですから、もともになった評価と、評価額というのは変わらないということでございます。このところは確認もしております。

それと、2点目の付加価値で、広ければ付加価値が逆にあるんじゃないかと、工場という。そういう考え方もございますが、実際このような大きな土地を求めた場合、その全てを利用できるものではないと。その中に、やはり道路が入ったり、緑地帯を設けたり、いろんな要因が入ります。

ですので、そこを求める企業自体もあるkachūのも1点問題がありますが、そこについて全部を利用できない部分も出てくる、制約がいろんな法律上かかる部分もある。そういう中で不動産鑑定士が面大地補正kachūことで、補正率を掛けているというところもございます。

ですので、ちょっと視点は違いますが、そういうところで逆に、その広い土地ということで、面大地補正がかけられて評価が下がっているということになっております。

そして、3点目の道ということで、図面に載っているというところでございますが、申しわけありません、これにつきましては、これは構図上、道という表記がなっていると、構図上のところで道まで。実態としては、今議員御指摘があった水路として現存してるというところでございます。

以上です。

○総務課長（中谷大潤） 1点目の情報公開につきましては、窓口が総務課ということで、私のほうでお答えいたしますが、確かに感王寺議員のほうから波之上慈舎に関する情報公開の請求があったわけですが、このことの財産処分に関することは、財政課所管ということになりまして、財政課のほうへ書類を回して、今の公開できる内容について審査中と伺っておりますので、まだお渡しできない状態ではなかろうかと思います。財政課のほうから、そういう提出できる書類が総務課のほうにあれば、すぐ提示したいと思っているところでございます。

○感王寺耕造議員 一応、この道についてですが、これは赤線ですか、青線ですか。赤線ということで捉えていいんですか。（発言する者あり）青線ですか。（発言する者あり）公図が残ってるわけですよね。公図が残ってるということは、一応この部分については、中学校を建てられるまえから、そういう形で、水路であったりとか、青線でも道路の場合ありますから、そういう形で使われてたということです。この部分の法的解釈について、どのように考えられるか。

それと、あともう一点、市長、総務課長と財政課長のほうで、総務課長は逃げ腰で、財政に課長に今は審議中だということですが、市長は全て情報を出していただかないと、そのために審査されてるわけですから、これは、市長のほうできちっと答弁ください。情報、全て下さい。指示出してください、総務課長、財政課長に。

○市長（尾脇雅弥） この間の一般質問でも、そのような御意見がありまして、ただ、ルールにのっとって、出すべきはしっかり出すように指示しておりますので、そのようなことで対応をさせていただきます。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

○副市長（松下 正） ただいまの公図の、赤線か青線かという御質疑ありましたけども、公図上は道になっております。ただし、現況としては、水路として利用されております。私も、以前、道路の用地買収とか、こういう仕事をしたことがありますけども、公図上、赤線であっても、現況として水路になってるケースもありましたし、これについては、もう現況は水路ですので、法的には道として取り扱うべきなんでしょうけども、現況として水路というふうに認識をちょっとしております。

以上です。

○議長（森 正勝） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 今、各2人の議員からもいろんな角度から質疑がされましたので、若干そのあたりも整理しながら質疑をしていきたいと思えます。

一つは、この問題について市民が何を望んでいるのかということ、私は2つあると思うんですけども、そのことについて市長の、この間、市民からもいろいろ問い合わせ等もあったかというふうに思いますが、そのあたりで市長の見解を一つお伺いしたい。というのは、やっぱりこのことが重要な内容を持てると、市長はそれだけ、苦渋の選択も含めて、大変悩まれたっていうのは察しがつきます。であるならば、それにやっぱり必要なだけの中身、いわゆるこの間の、今、議論がありましたけども、議論にたえるような資料の提供等も当然必要だと思うんです。それだけに、やっぱりこの重要案件というのは、その価値を持てるとということで、市長もそれなりの対応をされて、先ほどの冒頭の陳謝もあったと思います。それで、それの中にも十分な説明はされなかったということもあったかというふうに思います。

そして2点目は、そういう、この前の議論等も踏まえながら、私は、これはいわゆる内外に

声明された自治体の意思になるということで、それに対応する、きちっとした対応が必要じゃないかということも言うてきましたし、そのことについては対応が足りなかったと市長も陳謝もされましたし、先ほど、説明も不十分だったということも陳謝されました。

それで、6月16日付で住民説明会、南中跡地利活用に係る住民説明会の案内というのが配られています。これ、企画課からも議会運営委員会で説明を受けましたけども、このことは今、私たちが議論をし、そしてまた質問、一般質問でもやりとりしながら、市長は、議決後、そのことについてはきちっと説明していきたいということも、説明されたというふうに聞いてます。

そうなってくると、私たちは慎重にこの問題は議論し、そしてなおかつ今度の提案も受けとめて、議会に上程もしました。大いに議論していかうじゃないかということでしたんですけども、一方ではこういう取り組みが行われてると、このことの真意についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、先ほど、また議会運営委員会でも、企画課長の説明の中でも、臨時会を当初は検討してあるやに、計画があったんだということを聞いてました。ところが、その方針も、いわゆるこの会社の計画により、前もって来られないと、そうするとどうしても6月がタイムリミットだということで、そのことをしっかり我々受けとめて、そっちのほうでは、そういう形で今回の上程になったということです。

そうなってくると、もう臨時会もない。そうすると、議会、議案が上程されてから約5日間です。私もさまざまな形で、いろんな資料も集めてまいりましたけれども、まだまだ整理もできてないという状況で、何を論点にしていくのかという点では大体整理はできてるんですけども、それにやっぱり附随するような資料も十分にそろえられてないんです。そうなってくると、

あと何が必要かという問題なんです。これを、市長が言われるように大いに議論してほしいというそういう旨があるならば、先ほど感王寺議員や、それから大藁も言われたように、それに値するような資料の提供というのは、この間の、この計画にもあるように、さまざまな経緯があります。先ほど感王寺議員が言われたとおり、そういう資料も交わしてると。ということは、その資料も存在するわけですよ。これ、その当時幾らだったのか、価格が幾らだったのかということもあると思います。

そのように必要な資料がないと、私たちもこの短い期間の上程され、なおかつ1日という中で、これを議論するっていうのは、非常に一方の点においては不十分なんです。自分たちの資料だけではない、やはり客観性も持たせなきゃいけない。そうなってくると、やっぱり当局の調査された資料も当然必要になってきます。それを提出していくのが、本当のこの議案を審議していただきたいという旨ではないかなというふうに思いますが、この点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、こちらのほう、詳細は総務文教委員会で聞きますけども、全体的な問題として、無償譲渡の問題についてですけども、無償譲渡の理由というところで、下から5行目の定住、人口の増加及び雇用の創出等により、本市の活性化に資するため、当該跡地の売却とあわせて、建物等の無償譲渡をするものであると、確かにそういう形であるというふうに思います。

先ほど、しかし、課長の説明では、財産処分との関係でも、そういう問題も含んだ形で、いわゆるこの基本的な価格の中から、その係数的な部分でそのこともされると言いましたけども、そのこのところはこの中にはうたっていないんですよ。ただ単に、それは活性化に資するためにだと、当然、それは活性化に資するから、当然だろうというふうに思います、その譲渡の理由

としては。ただ、譲渡のそちらの理由であって、こちら、本体の財産処分のいわゆる公示価格、いわゆる価格です、時価格。プラスそれに今度はマイナス、いわゆる引かなきゃならない分として、建物等のいろんな問題等が言われたかというふうに思いますが、そのこととの関係で、ここの部分が妥当な理由になるのかどうなのか、そのことについてお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど、市民の皆様におわび申し上げた件に関しましては、これまで中学校が統合して、垂水中央中学校、残りの3つがなかなか跡地利用が決まらなかったという経緯がございます。これまで、いろんな御提案がありましたけれども、全体を網羅するような提案はなくて、なかなか最終的な御提案ができずにおりました。ただし、さきの3月議会におきまして、校庭の部分を利活用した物産館の提案をさしていただいて、先ほど申し上げましたような経緯で、皆様に3月20日の日に議決をいただいたということでもあります。

その後、株式会社財宝様から提案があったわけですが、この3月20日の議決に対しまして、地区住民の皆様方を中心に、5月の中旬あたりで住民説明会をしっかりと行う予定であったということは、さきの一般質問で担当課長が申し上げたとおりでありましたわけですが、それが十分行えない状況で、また今回、このような形でお話をさせていただくということに対して、先ほど陳謝をしたわけです。

ただ、住民の何を望んでいるかということは、いろいろあると思います。いろんな御意見があって、私のところに聞こえてくる意見、また、先生方お一人お一人が聞かれる意見というのは、同じものもあれば違うものもあるというふうに思いますけれども、そういった中で、私としては先ほど申し上げたような考え方のもとで、垂

水市の課題を解決していただける大変ありがたい御提案であるということでもありますので、このことは多くの市民の皆様も御理解いただけるのではないかとこのように考えているところであります。

○議長（森 正勝） ほかの部分については、どちらさんですか。

○企画課長（角野 毅） 6月30日に実施を計画しております企画課より文書を発送しております住民説明会につきましては、当初、7月の7日に臨時議会の開催を計画をいたしておりました。その経緯上、住民の方々全員への文書配付ということで、文書配付の日程の中から、6月12日までに起案決裁をいたして文書を投函する必要性がございました。その文書投函の事務を行った後に、臨時議会の開催が困難になったということで、やむなく6月30日にそのまま継続して、議決後の実施ということで、現在、予定を進めておるところでございます。

以上です。

○財政課長（野妻正美） 資料の提出というところですが、不動産鑑定士に依頼しました鑑定額につきまして、平成23年にも鑑定依頼しております。それで今回、鑑定依頼したわけですが、個々の比較資料として、資料として委員会へ提出する方向で検討したいと考えております。

それと、無償譲渡のところ、当市の活性化に資するかというところでございますが、この家屋につきましても、この進出計画に基づいた土地と附随するものでございます。ですので、ここの、本市の活性化に資するっていうところは、その推進、事業計画が出されたそのことに対して、土地とあわせて整備、考えるべきものだということで、このような表記をしております。

以上です。

○持留良一議員 私、この問題で一番大事なものは、いわゆる市民の財産を売却をするというこ

とになると、市民がやっぱり望むのは2つと私言ったのは、やっぱり徹底した審議をしてほしいよという議会に対する、そういう問題点もあると思います。

というのは、この間、こういう短期間の中で議案が変わってきたということと、その内容も大変重みのある中身だということで、私たちもそういう慎重にそれを受けとめていかなきゃならないということで、今、るるいろんな提案も含めてさしていただいたんですけども、やっぱりこれについてはそういう、やっぱり市民の皆さんというのは徹底した審議をしてほしいということ。

そして、やっぱり最大の眼目は、市民に不利益にならないようにっていうことだろうと思うんです。この価格の問題が、市民にとって不利益になってはならないと。じゃあ、適正な価格ってというのは何なんだと、じゃあ、これですよと出されただけではないし、今、検討もすると言われましたが、必ず出していただかないと、その部分で私たちが最終的に判断するときに、市民の不利益にならない基準をどこに持っていくのか、そのことだろうと思います。いろんな、私も調査しましたが、いろいろその問題については、先ほど財政課長が言われたような点もいっぱいあります。そこのところをマイナスにとったところもあります。そのことによって、公示価格を基準としながら、実勢価格もきちっと配慮し、なおかつやっぱそこの部分のマイナス部分という形で、最終的には決めるということもあるようです。

それは、一つの例なんですけども、しかし、私たちにはそういう客観的な資料というのは、そういういわゆるネット等で探せる部分だけなんです。検討するじゃなくて、必ず出すということをしていただかないと、私はこの問題の議論というのは深められないし、先ほど言いましたとおり、市民の利益を守るという観点から見

たときにも、本当、それが妥当なのかどうなのかというのは、非常に私たち自身も苦慮するとこなんです。

なおかつ、私はもう一つ大事なのは、不動産鑑定士と言われましたけども、これをやはりある意味では二、三の部分に、というのは、あそこで売買がなければ、実際そういう観点を二、三の方々に依頼して、その評価をしてもらう。これにすると、当局にさらに重みが出てくるんじゃないかなと思うんですけど、そうすると、私たち自身も、当局が出したそのものについても、またさまざまな形で議論もできているというふうに思うんです。それがないと、やはり臨時会もない、そして期間も短い、こういう中で、じゃあ何をもってどうして議論していくのだという点では、保証がないし担保もないんです。

だから、検討するんじゃないくて、やっぱそれは必要、必ず出しますと。私たちは、議会基本条例にも、必要に対してその資料請求をすることができるよう、ここの部分でもなってるわけなんです。やっぱこれらもぜひ理解していただいて、これに耐え得るようなぜひ議論ができるように、そういう保証をしていただきたいと思います。再度、その点について市長に回答をもとめます。

○市長（尾脇雅弥） その点に関しましては、ルールに従って、しっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

○持留良一議員 先ほど財政課長は検討すると言われたんです。ということは、そのルールそのものとの関係においても、これは課長が言われたから、重み的には市長のほうの答弁が重いかというふうには思いますけども、しかし、議論の中で検討すると言われたんです。だから、ルールに従うと、今までの議論からいうと出てこないんです。（発言する者あり）出てこないんです。だから、先ほど言いました、市民の本当に負託に応えた形で結果を出す、利益を守る

というこの2つに立ったときに、その資料を必ず出しますと、ルールに従ってじゃなくて、やっぱその形で回答をいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） ルール上、出せるものは出すということです。出せないものは、ルール違反になりますから出せないという意味合いであります。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○持留良一議員 はい。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はございませんか。

○堀内貴志議員 最後に、市長に1点だけ質問をしたいと思います。

冒頭でも、市長は陳謝されました。陳謝されてまでも変更したということに対しては、重い決断があると認識しております。一般質問でも、多くの方がこのことをテーマにして質問されましたけれども、きょう、議案が提出されたということです。改めて、この議案が提出されたことに対して、これが垂水市に対して、今後見込まれる効果というか、影響というか、その点について再度、市長のこれからをお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） これまで一般質問等でもお答えをしておりますし、また、新聞等々でもそのことが書いてございますので、基本的には定住人口の増、雇用の確保、その他いろんな市税等々の増加につながると、最終的には垂水市の発展、市民の幸福につながるというふうに理解をしております。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 市長にお伺いいたします。この議案が出て、非常にわかりやすくなったんですけども、この企業の進出か、それとも企業の誘致かっていうのはちょっとわかりませんが、どちらなのでしょう。

○市長（尾脇雅弥） 担当課長からお答えをい

たします。

○企画課長（角野 毅） 企業の進出と考えております。

○宮迫泰倫議員 わかりました。

○議長（森 正勝） ほかに質疑ありませんか。

○川越信男議員 財政課長にお聞きします。平成23年度にも不動産鑑定士を入れられたということですが、そのときの値段を教えてください。

○財政課長（野妻正美） そのときの土地の標準価格ですが、平米当たり1万5,500円でございます。（発言する者あり）済いません、平米当たり、平成23年が1万5,500円、坪当たり5万1,239円、それで、今回が平米当たり1万3,500円、坪当たり4万4,628円になります。土地の標準価格です。

これに対して、面大地補正とか、いろんな調整、その面積を掛けて具体的な評価額が出ております。

ここにつきましても、先ほどずっと持留議員のところまで答弁しましたが、ここのところを整理しまして、委員会のほうでちゃんとお示しできるようにいたします。

○議長（森 正勝） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号及び議案第51号の2件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、案第50号及び議案第51号の2件については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝） 明25日及び26日は、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、27日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日は、これにて散会します。

午前10時50分散会

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 5 日 平成 2 6 年 6 月 2 7 日

本会議第5号（6月27日）（金曜）

出席議員 16名

1番	川 越 信 男	9番	北 方 貞 明
2番	堀 内 貴 志	10番	池 山 節 夫
3番	大 藺 藤 幸	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 静 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 商 工	
副 市 長	松 下 正	観 光 課 長	山 口 親 志
総 務 課 長	中 谷 大 潤	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	角 野 毅	会 計 課 長	堀 内 昭 人
財 政 課 長	野 妻 正 美	水 道 課 長	塚 田 光 春
税 務 課 長	前木場 強 也	監査事務局長	保久上 光 昭
市 民 課 長	白 木 修 文	消 防 長	迫 田 八州夕起
市 民 相 談		教 育 長	長 濱 重 光
サービス課長	北 迫 一 信	教育総務課長	川 畑 千 歳
保健福祉課長	篠 原 輝 義	学校教育課長	牧 浩 寿
生活環境課長	村 山 芳 秀	社会教育課長	森 山 博 之
農 林 課 長	池 松 烈		

議会事務局出席者

事 務 局 長	磯 脇 正 道	書 記	田之上 康
		書 記	有 馬 英 朗

平成26年6月27日午前10時開議

△開 議

○議長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

ここで、発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。議案第50号財産の処分についての添付資料としておりました仮契約書の中の引用条項に誤りがありました。

修正箇所は、契約書の左上に捨て印を押し、6次訂正と追記してる箇所と、個別の第4条及び第21条中の二重線で見え消ししている箇所でございます。

この訂正に伴う議案への変更はございません。

なお、契約内容につきましては、双方十分了解して仮契約書を取り交わしておりましたので、引用条項のみの一部訂正ということで、財宝様に了解の上、早急に訂正いたしました。

今回の誤りにつきましておわび申し上げ、今後、このようなことがないように十分気をつけます。

○議長（森 正勝） この際、議長の報告を行います。

6月18日の篠原静則議員の一般質問における発言は、特定の個人名が出され、一部不穏当と認めますから、後刻、速記を調査の上、しかるべき処置をいたしたいと存じますので、御了承願います。

以上で、議長の報告を終わります。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第39号～議案第41号、議案第43号

～議案第51号、陳情第22号～陳情第24号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第1、議案第39号から日程第3、議案第41号まで及び日程第4、議案第43号から日程第12、議案第51号までの議案12件並びに日程第13、陳情第22号から日程第15、陳情第24号までの陳情3件を一括議題とします。件名の朗読を省略します。

議案第39号 垂水市市税条例等の一部を改正する条例 案

議案第40号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第41号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

議案第43号 平成26年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案

議案第44号 平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第45号 平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第46号 平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第47号 平成26年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第48号 消防・救急無線デジタル化整備工事契約について

議案第49号 平成26年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案

議案第50号 財産の処分について

議案第51号 財産の無償譲渡について

陳情第22号 垂水市内に「病後・病児保育所」の早期開設を求める陳情について

陳情第23号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1還元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第24号 大隅の自然を生かした大隅自然ミ

ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書について

○産業厚生委員長（感王寺耕造） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長感王寺耕造議員。

〔産業厚生委員長感王寺耕造議員登壇〕

○産業厚生委員長（感王寺耕造） 皆さんおはようございます。去る6月6日及び24日の本会議において、産業厚生委員会付託となりました各案件について、6月20日及び25日に委員会を開きました。

20日は、午前中に高峠メガソーラー建設予定地、内ノ線改良工事箇所、橋梁長寿命化関連事業関連の上本城橋、中洲橋、子育て支援センター、道の駅たるみず木質チップバイオマスボイラーなど、現地視察を実施し、午後から付託案件の審査を行いました。

それでは、付託案件について、その審査結果を報告いたします。

最初に議案第43号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案及び議案第47号平成26年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第22号垂水市内に「病後・病児保育所」の早期開設を求める陳情については、委員会当日、陳情提出者を参考人として招致し、陳情の趣旨説明及び補足説明をしていただき、審査いたしました。

各委員によりさまざまな質疑があり、意見も

出尽くしたところで陳情第22号垂水市内に「病後・病児保育所」の早期開設を求める陳情についてを挙手により諮ったところ、賛成多数で採択することに決定いたしました。

次に、陳情第24号大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書については、採択することに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝） 次に、総務文教委員長川畑三郎議員。

〔総務文教委員長川畑三郎議員登壇〕

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る6月6日及び6月18日並びに6月24日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、6月23日及び6月25日に委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

6月23日の委員会では、午前中に旧南中学校跡地、垂水中央中学校の屋外トイレ新築工事、垂水小学校運動場整備工事、消防第8分団庁舎建築予定地、牛根小学校外壁改修工事の状況など、現地視察を実施いたしました。

それでは、本委員会付託案件の審査につきまして、御報告いたします。

最初に、議案第39号垂水市税条例の一部を改正する条例案につきましては、原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、異議があったため挙手により採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、議案第41号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案、議案第43号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の所管費目及び歳入全款につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第45

号平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号消防・救急無線デジタル化整備工事契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の歳入全款につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号財産の処分について及び議案第51号財産の無償譲渡については、関連性の高い議案であるため、一括して審査いたしました。

旧南中学校跡地の売却に係る審査でありましたが、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、テニスコートを利用する方への代替案はあるのかとの質問に、県立垂水高等学校と休日の使用については可能であるとの協議が終了しているとの答弁があり、旧南中学校跡地利用について、隣接する施設等への理解は得ているのかとの質問に、今回と違う提案をされてきた経緯もあり、丁寧に説明し御理解をいただいたと認識しているとの答弁がありました。また、隣接施設等に迷惑を及ぼさないような工場の立地について考慮していただきたいと、現交渉相手をお願いしているとの答弁もありました。さらに、校舎を仮に解体した場合の解体経費はどれぐらいになるのかの質問に対し、県に確認し、公共単価で計算したところ、管理・教室棟のみで4,500万円の費用がかかるとの答弁がありました。売買の交渉額や仮契約額についての質問や、契約金額決定の概略と不動産鑑定額についてを、積算資料をもとに説明を受け、垂水市の土地の標準価格は年々5%下落しているとし、規模が極端に大きいということで、鑑定評価には面大地補正の必要がある。建物等は、仮に50年を超え老朽化

したものであるため、評価率5%で残存価格を計算したとの答弁があり、新城地区の宅地評価については、過疎化、高齢化の影響から低調であり、宅地価格は下落傾向で推移し、また、敷地内に老朽化物件があるため市場性が劣るとの鑑定士の評価査定で、近隣地域の不動産売買状況を勘案した調整率査定を30%見ているとのことでした。また、附随する教職員住宅跡地については、固定資産評価額から実勢価格を割り戻して算出しているとの回答がありました。面大地補正についての質問や、その地域における標準的な土地の地籍に比べて著しく広大な地籍であれば、市場性が劣ることから、それに対しての格差補正であり、面大地補正は不動産鑑定士に委ねられており、一般的に活用されている評価の方法である。企業が土地の購入をする際、面大地補正をしないで交渉額を提示することは非常に乖離したものになるとの答弁がありました。

白熱した審議となりましたが、質疑を終わり、議案第50号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、交渉額についての異議があったため、挙手により採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

さらに、議案第51号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、議案第50号との関連により異議があったため、挙手により採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第23号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1還元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択することとし、意見書を提出することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 総務文教委員長に質疑いたします。

議案50号、51号に関してなんですけども、この部分については、一般会計補正予算の部分、私どもで審議した部分の3月の当初予算、南中の部分で、観光物産館を建てるための調査委託費という部分が上程されました。その部分については、施政方針に基づくもので、3月議会で検討されたわけなんですけども、今度の財宝さんの案も、非常にいい案だとは思っております。人口増対策、産業施策、また地域活性化、法人市民税も入ってくるでしょうし、固定資産税と、そういうふうで、本市の税収の部分でもプラスになるとは思うんですが、ただ、3月の部分もありますんで、観光物産館を建設した場合と、あとまた財宝さんが進出されるってということで、この部分できちん比較検討されたのか、この辺の議論はどうなってるのかっていう部分をまず1点お伺いします。

2点目としましては、24日に議案上程がございました。その中で、やはり審議する時間っていう部分がきちとなかったと、資料の提出もなかったと。あと、議運でも財宝さんからの説明、事業の中身を具体的に聞きたいっていう部分で、申し入れをなされたわけなんですけども、それも業務多忙ということでお受けいただけなかった経緯もあると聞いております。

そういった部分で、本当に24日議案上程、これで、またその部分で、どういうふうな議論をしという部分がなかなかできなかったと個人的には考えるんですが、そういった中で、市民への市民への責任、公有財産を処分するわけですから、そういう部分をきちと果たせるのかどうか、この部分についての質疑がどうであったのか、お伺いします。

○総務文教委員長（川畑三郎） この問題について、総務委員会では、今、感王寺議員も質問されましたけれども、本人も出席、傍聴されて

いて、大方了解を得ると思うんですけれども、この比較、これについてもいろいろ説明があった、委員会では問題になるようなことはなかったと思います。丁寧に説明があったかと思いません。

また、この3月から6月議会に、3月に物産館の件で採決されて、今回、また財宝さんの件が出たわけなんですけども、これについて住民の説明もしっかりとしていきたいというような答弁でありました。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。私は、議案第39号について、市税条例等の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をいたします。

地方税法改正があり、それに基づき条例案が提案されました。法改正の特徴として、消費税増税を前提とした激変緩和や景気対策のための減税措置、それによって生じる地方税収の減収部分の代替としての増税、地方自治体間の税収格差の水平調整策など、消費税を地方財政の主要な財源とするための施策が盛り込まれています。

内容としては、固定資産税での耐震化改修の税額の減額措置など、国民生活にとって有効なものもありますが、軽自動車税の税率の引き上げなど、市民にとって負担がふえる問題点もあります。また、地方税法改正で、地域間の税源の是正の偏在性の是正、財政力格差の縮小を図るための法人住民税率の引き下げ、さらにデフ

レ脱却、経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災から復興支援するための税制措置等を講じようとしています。

しかし、軽自動車税の税率の引き上げなどは、消費税の増税と相まって、消費をさらに低迷させかねません。また、雇用や経済の面では、困難を抱える地方部や郊外の住民の負担増の影響が大きくなります。自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を減税廃止、その減収のツケを軽自動車等の増税で賄うことは、国民に対して消費税増税に加えて二重の負担を押しつけるものであると言わざるを得ません。これは、法改正の大きな目的として、デフレ脱却、経済再生に向けた税制措置を講じるとしてありますが、逆行するものではないでしょうか。

地方法人課税は、法人住民税、法人税率割の税率が引き下げられます。その地方税の一部を国税として、地方税の、地方交付税の原資として税源の偏在による自治体間の財政力格差を水平調整しようとするものです。

しかし、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の機能を強くすることで保障されるべきものであります。

以上のような主なことを理由として、議案第39号垂水市市税条例等の一部を改正する条例案には反対をいたします。

以上です。

○議長（森 正勝） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第39号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

それでは、議案第39号は、起立による採決をいたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 正勝） 起立多数です。

よって、議案第39号は委員長の報告とおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第22号から陳情第24号までの陳情3件を委員長の報告とおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます

よって、陳情第22号から陳情第24号までの陳情3件を採択することに決定しました。

△意見書案第21号・意見書案第22号一括
上程

○議長（森 正勝） 日程第16、意見書案第21号及び日程第17、意見書案第22号の意見書案2件を一括議題とします。

案文を配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひと

クラスの学級規模を引き下げする必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とするこ

と。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月27日

鹿児島県垂水市議会議長 森 正勝
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿
文部科学大臣 下村 博文 殿
財 務 大 臣 麻生 太郎 殿
総 務 大 臣 新藤 義孝 殿

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）

日本は戦後、平和憲法第9条のもとで、戦争をしないと固く誓い再出発した。

内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最低限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

だからこそ政府は、アフガニスタン戦争（2001年）、イラク戦争（2003年）に自衛隊を派遣するための特別措置法では武力行使はしない、戦闘地域にはいかないとして支援に参加してきた。

また、これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」、「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういう自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月 工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派

兵、集団的自衛権の行使、武力を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」との見解を示していた。

それを首相の責任で解禁するなどということは、そもそも首相の権限の範疇を超えており、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義を否定するものである。

よって、政府においては、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争する国となる集団的自衛を容認する憲法解釈の見直しは行わないように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月27日

鹿児島県垂水市議会議長 森 正勝

衆議院議長 伊吹 文明 殿

参議院議長 平田 健二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

総務大臣 新藤 義孝 殿

法務大臣 谷垣 禎一 殿

防衛大臣 小野寺五典 殿

○議長（森 正勝） お諮りします。ただいまの意見書案2件については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池之上誠議員 意見案第22号について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

この本文で、一番下の文、「政府においては、日本の自衛とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集団的自衛を容認する憲法解釈の見直しは行わないように強く要望する」とい

うふうに結んでおります。

ただいまこの件については、国会のほうでもさまざまな議論がされております。そして、与党間協議においても、今、自民党と公明が、この件については国民的レベルから協議をされているというふうに私は思っているわけですが、この与党間協議のその話、それが自衛とは全く無関係なことを言ってるのか、それで、海外で戦争をするためにそういう協議をしているのか、その辺を現在も見られてこの提出をされてるのか。提出者に、今どう、その日本の動き、国会の動き、その辺をどういうふうに見ておられるか、ちょっとお聞きします。

○持留良一議員 それでは、お話ししたいと思います。

まず一つは、今言われた国民との関係です。ところが、この協議っていうのは、その一切もなかなか実態がどうなのかって、報道では知らされてますけれども、なかなか私たちに十分伝わっていないということが、マスコミでもそのことは書いてます。そのことは、やっぱり客観的にそういう状況にあるんだということだろうと思います。

また、国会での質疑も2日間だけだったということで、これに対してもやっぱりこれだけ重要な問題が、こんな密室的な形で行われるのは本当にいいのかということが、非常に大きなこの問題で重要な点になってきてます。

特に公明党さんとの協議の中では、それがもう二転三転もすると、次々その内容を変えていくという形で議論が来てるんじゃないかなと思います。私たち、そこについても、国民の皆さん、本当に知らされてないし、そういう意味では、なかなかこの問題について、国民との関係では非常に問題があるんじゃないかなというふうに思います。

それとあと、集団的自衛権の問題、自衛とはということですけど、例えば、集団的自衛権と

いうのは、自衛、名がついてますけれども、いわゆる自分を守るという自衛とは本当に無縁な形だということ、この間、国会の答弁でも明らかになったと思うんです。日本が攻撃されていなくても、他国が攻撃されるとき、ともに武力を行使する、これがある意味での権利です。つまり、日本が他国の戦争に加わる、いわゆる攻撃型参加権というのが集団的自衛権なんです。このために、政府が示した閣議決定原案、ここにも他国に対する武力攻撃が発生した、時の政権が我が国の存立が脅かされるとの判断した場合などには武力の行使などが認められると書かれてるんです。まさにそのことは、自衛という名をかりて集団的自衛権と、そのことが、この政府の文章からも言えるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、やっぱりこの問題というのは、（発言する者あり）最後のところですけども、やっぱり憲法9条の下で、海外で戦争をしてはならないと決めてるわけですから、集団的自衛権を行使できるようにして、この大原則を転換するということは、やはり問題だと。そういうことで、この意見書案を提出したところでございます。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○池山節夫議員 いろいろそういう考えがあらわれてやられたことだろうと思いますけれども、やはり今、国会でこういう話がしてあると。この党の政策なんだろうと思いますけれども、さまざまな意見がやはりされているわけですので、極端に、もうこれはだめだというようなことは、もういかなものかと私は思うわけです。

この垂水市の議会において、軽々に、こういう国が論じてるところの議論を軽々にやめなさいということはいかなものかと私は思いますが、その辺を提出者、どう思いますか。軽々な判断はよろしくない、後、見守るべきであるということが、私はそういうふうに思うわけで

すが、どう思いますか。

○持留良一議員 今回出したのは、解釈改憲を行わないことを求めるということなんです。集団的自衛権が云々ということ、中身としては言ってますけど、基本として表題は、解釈改憲を行わないということです。

例えば、皆様方の、自民党の皆様方の先輩であられる古賀さん、野中さん、加藤さん、それぞれ歴代のいわゆる実力者と言われる幹事長の方々です。この方々も、特に堂々と言ってるのは、憲法解釈などの変更などで、軽い手法ではなく正々堂々と改憲を提起すればいい、立憲主義は守るべきだ、こんな堂々と言われてるんです。だって、憲法にそれは保障されているわけですから、であるならば、やっぱり当然のつとめた形でやると。こんな一内閣の判断によってそういうことを変えるということは、これはやっぱり国民の立憲主義というこの立場からも、国民主権という立場からも、絶対これは私たちはあってはならないと。そういう意味でも、この憲法解釈によるっていうことは絶対私たちは許せませんと、そういうことで、今回、提案をしたところでございます。

○川尻達志議員 趣旨はよくわかります。ただ、冷戦が、東西冷戦が終結をして、世界は平和になるんだろうと思ってる。ところが、民族問題、宗教問題、あのころよりも大変な時代になる。アメリカが力をなくして、どうやる、ずっとこの状態が続く、誰が解決するんですか。そうしたときに、私どもの国は、北朝鮮もそうですし、中国との関係もある。そうしたときに、やはり考えなきゃいけないのは、法律を守ることはいいいこと、正しいことだと思うけれども、法律を守ることによって、守り過ぎるとあえて申し上げます。国民の生命と財産が脅かされようとするときに、誰が守ってくれるのか。アメリカもあてにならない。声なき声、このことも私は、大変我々が判断するに当たって大事なこ

とだろうと思うが、その件について、持留さんの御意見、提出者の御意見を。

○持留良一議員 内閣官房副長官の補佐、いわゆる第1次安倍内閣のときに、補佐官をされた方が抑止力のことを言われてます。ちょっと話しますが、（発言する者あり）最後のところに。

○議長（森 正勝） 簡潔をお願いします。

○持留良一議員 最後のところにきちんと示し、国民が選択すべきだということで訴えられて、最後にどんなことを言われてるかということ、「安全保障政策では、いかにして抑止を機能させるかとともに、抑止の役割を低下させるためにも何をしていくかが問われてることになる」と、そこで、最後に言われてるのが、「政治の失敗が」（「あなたの意見だよ」と呼ぶ者あり）だからです。引用しながら言ってるんです。「政治の失敗が本来妨げるはずの無駄な戦争を引き起す」ということを言ってるわけです。要は、このことは、やっぱり大事なものは、私たちには政治があります。政治というのは、戦争をするための政治ではありません。いわゆる平和を築くために外交政策にのっとった形で、そういう問題に対しては対処していくんです。

例えば、中国とベトナムがそういう衝突を行いました、いろいろ心配されましたけど、結局どうなったかということ、話し合いでそのことを今解決しようとしています。

これは、やはり日本も道理ある私たち、例えば尖閣列島の問題でも、これは私たち日本の固有の領土という形で道理があるわけですので、問題があるならば堂々と外交的な手段でその問題を解決していくということをやればいいんです。

逆に、その緊張感をあおって、やはりこれは集団的自衛権が必要だ、そのことによって軍事力も必要だと、そうなってくるとますますリスクが多くなってくると。いわゆる先ほど補佐官

の説明とやっぱり逆行する。やはり大事なものは、私たちは政治を行ってるわけですから、きちっとしたそういう外交政策によって、この問題は第一義的やっぱり解決していくということが大事だろうというふうに思います。そのことは、やっぱりしっかり守っていく。ということは、今、ASEANでもそのことを実行してますから、やはり私たちはこの東アジアにおいても、そのことをしっかりつくっていく。そのやはり役割を担うのが、私は9条を持っている日本政府だろうと思います。

以上です。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮ります。

まず、意見書案第21号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、意見案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、意見案第22号は、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森 正勝） 起立少数です。

よって、意見案第22号は否決されました。

△議案第52号・議案第53号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第18、議案第52号及び日程第19、議案第53号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第52号 平成25年度垂水市水道事業会計余

剰金の処分及び決算の認定について 案
議案第53号 平成25年度垂水市病院事業会計決
算の認定について 案

○議長（森 正勝） 両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川越信男議員、堀内貴志議員、持留良一議員、徳留邦治議員、宮迫泰倫議員、感王寺耕造議員、篠原静則議員、以上7人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しまし

た。

△閉 会

○議長（森 正勝） これをもちまして、平成26年第2回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員